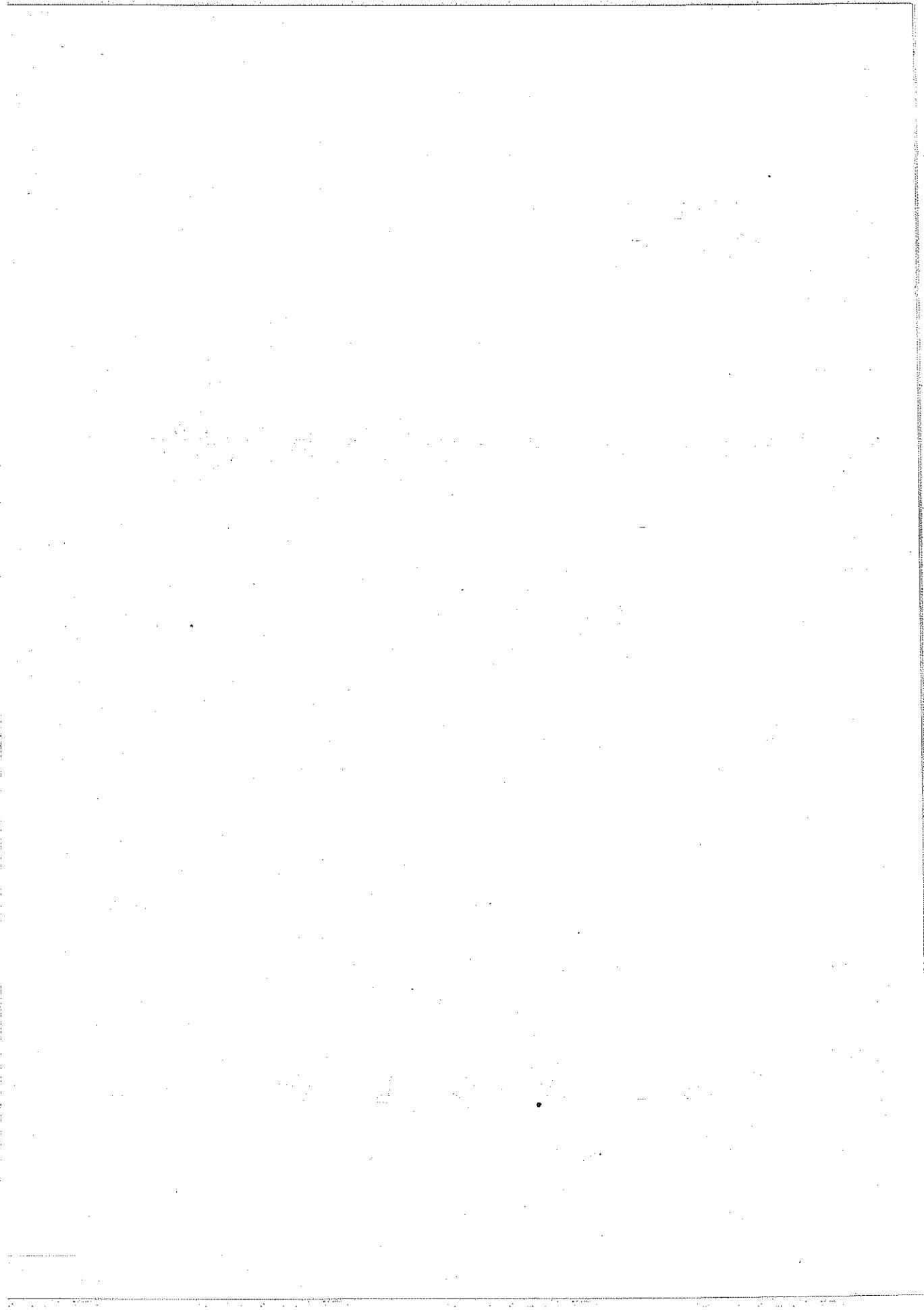


昭和52年12月20日開会
昭和52年12月23日閉会

和泉市議会第4回定例会会議録

第 5 号

和 泉 市 議 会



和泉市議会第4回定例会会議録目次

昭和52年12月20日(火曜日) 第 1 日

○ 出席議員	1 頁
○ 議事説明員その他	1 頁
○ 開会宣告(午前10時25分)	3 頁
○ 市議会事務局長就任あいさつ	3 頁
○ 会議録署名議員の氏名(三井正光君、竹内修一君、竹下義章君)	
○ 市長開会あいさつ	4 頁
○ 会期決定(12月20日~12月23日 4日間)	4 頁
○ 一般質問	
1番~13番 赤阪 和見君	4 頁
2番~1番 寺田 茂君	12 頁
3番~2番 天堀 博君	28 頁
4番~25番 竹内 修一君	46 頁
5番~22番 勝部 津喜枝君	53 頁
○ 散会宣言(午後4時42分)	64 頁

昭和52年12月21日(水曜日) 第 2 日

○ 出席議員	65 頁
○ 議事説明員その他	65 頁
○ 開会宣言(午前10時35分)	68 頁
○ 一般質問	68 頁
1番~15番 横田 憲治郎君	
○ 議事日程	
○ 日程第1 例月出納検査(収入役扱昭和52年7月分)	
○ 日程第2 " (水道部企業出納員扱昭和52年7月分)	
○ 日程第3 " (市立病院企業出納員扱昭和52年7月分)	
○ 日程第4 " (収入役扱昭和52年8月分)	
○ 日程第5 " (水道部企業出納員扱昭和52年8月分)	
○ 日程第6 " (市立病院企業出納員扱昭和52年8月分)	
○ 日程第7 " (収入役扱昭和52年9月分)	
○ 日程第8 " (水道部企業出納員扱昭和52年9月分)	
○ 日程第9 " (市立病院企業出納員扱昭和52年9月分)	
○ 日程第10 " (収入役扱昭和52年10月分)	
○ 日程第11 " (水道部企業出納員扱昭和52年10月分)	
○ 日程第12 " (市立病院企業出納員扱昭和52年10月分)	

括
上
程

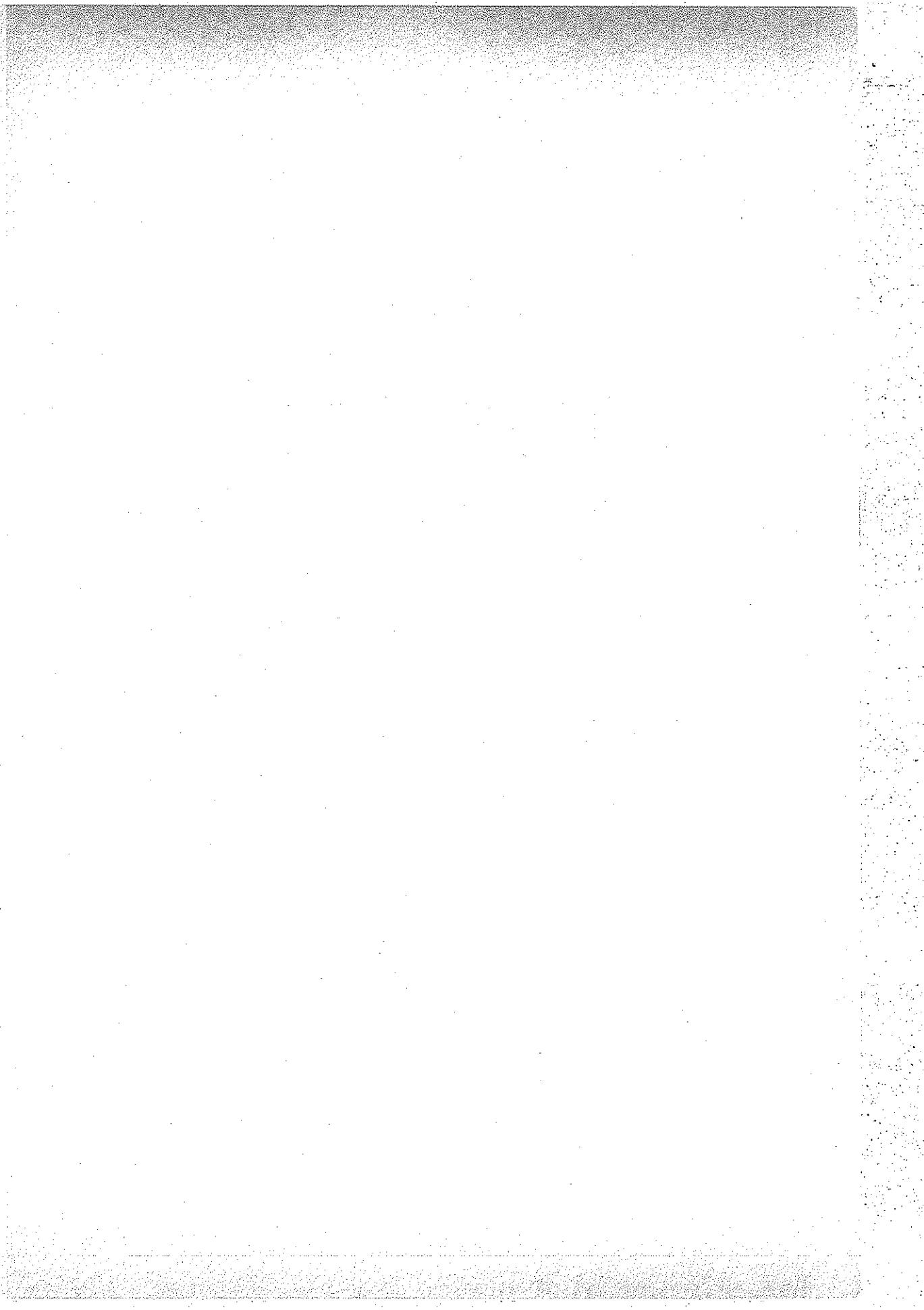
- 日程第13 昭和51年度和泉市水道事業会計決算認定について
(決算審査特別委員会委員報告)
- 日程第14 昭和51年度和泉市病院事業会計決算認定について
(決算審査特別委員会委員報告)
- 日程第15 和泉市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について
(水道問題特別委員会委員長報告) 206頁
- 日程第16 土地(部落共有地)処分について 219頁
- 散会宣告(午後3時00分)

括
上
程
201頁

昭和52年12月23日(金曜日) 最終日

- 出席議員
- 議事説明員その他
- 開会宣言(午前10時50分)
- 議事日程
- 日程第1 昭和51年度和泉市歳入歳出決算認定について 238頁
- 日程第2 和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について 316頁
- 日程第3 昭和52年度和泉市一般会計補正予算(第4号) 323頁
- 日程第4 昭和52年度和泉市国民健康保険事務特別会計補正予算(第1号) 381頁
- 日程第5 昭和52年度和泉市水道事務会計補正予算(第1号) 389頁
- 日程第6 昭和52年度和泉市病院事務会計補正予算(第2号) 412頁
- 日程第7 昭和52年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算(第1号) 432頁
- 日程第8 青少年野球場の陸上グラウンドの新增設を要望する決議 438頁
- 日程第9 「学校災害補償法」の成立を要望する決議 440頁
- 日程第10 教科書の有償化に反対する決議 442頁
- 日程第11 母子家庭の医療費無料化の実現を要望する決議 444頁
- 日程第12 公団住宅の家賃いつせい値上げ反対の高家賃引き下げ住宅政策
の抜本的改善を求める決議 445頁
- 閉会宣言(午後4時53分) 447頁
- 市長閉会あいさつ 447頁
- 議長閉会あいさつ 448頁

第 1 日



昭和52年12月20日午前10時和泉市議会第4回定例会を和泉市役所議場にて招集にした。

出席議員(24名)

1番 寺田 茂君	17番 富山 敏治君
2番 天堀 博君	18番 池辺 秀夫君
3番 橋本 佳行君	19番 貝淵 博治君
5番 仁井 明君	20番 田中 包治君
6番 大谷 昌幸君	21番 直村 静二君
7番 金沢 勝君	22番 勝部 津喜枝君
8番 成田 秀益君	23番 三井 正光君
10番 山口 義一君	25番 竹内 修一君
11番 上代 卯之松君	26番 柳瀬 美樹君
13番 赤阪 和見君	27番 竹下 義章君
15番 横田 憲次郎君	28番 坂上 國治君
16番 木下 甲子三君	29番 藤原 利一君

欠席議員(2名)

9番 松下 定君	12番 藤原 要馬君
----------	------------

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職　　名	氏　　名	職　　名	氏　　名
市　　長	池田 忠雄	同和対策部長	佐原 行雄
助　　役	坂口 禮之助	"　　次長	生田 稔繁
参与兼建設部長	中塚 白	市民部長	内田 繁
事務取扱	西川 喜久	市民次長	青木 孝之
市長公室長	杉本 弘文	兼福祉事務所長	山本 俊之
" 次長兼企画室長	竹田 明郎	産業衛生部長	富田 宏之
" 密書広報課長	宇沢 清	"　　次長	森 保
財務部長	麻生 和義	建設部次長	林 徳次
財務次長		改良事業部長	
兼財政課長			
事務取扱			

職名	氏名	職名	氏名
改良事業次長	逢野一郎	教育委員長	堀内由一
解放総合センター所長 兼総務課長事務取扱 用地担当参事・土地 開発公社事務局次長 用地担当参事・土地 開発公社事務局次長	萩本啓介	教育長	城宗史
病院長	岩井益一	" 次長兼管理部長	岡広俊
病院事務局長	中西淳富	" 次長兼指導部長	乾武吉
病院事務局次長 兼管理課長	竹林淳	管理部次長	松村堯
水道部長	平野誠蔵	指導部次長	橋吉昭夫
" 次長	藤原光夫	選挙管理委員会委員長	味谷日吉
消防長	田中稔	" 事務局長	岸田秀仁
" 次長兼消防署長	福本喬久	監査委員	西口喜一郎
収入役職務代理者	和田増義	監査事務局長兼 公平委員会事務局長	向井洋
	湯川行雄	農業委員会事務局長	信田種行
	北野敦雄		

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会嘱託速記士 中野満男

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事務局長	宇沢清
次長	吉田種義
議事係長	西垣宏高
議事係	佐土谷茂一
議事係	山本雅俊

(午前10時25分開議)

- 議長(柳瀬美樹君) おはようございます。大変長らくお待たせいたしました。議員の皆様には、年末なにかとお忙しいところ多数御出席賜りましてありがとうございます。

これより昭和52年第4回定例会を開催いたします。会議に入る前に、去る12月5日付で前市議会事務局長守沢清氏の後任の吉岡昭男事務局長よりごあいさつを申し上げたいとの申出がありますので、これを許可いたします。

(市会事務局長就任あいさつ)

- 市会事務局長(吉岡昭男君) 大変高いところから恐縮でございますが、お許しをいただきまして、貴重なお時間を拝借いたしまして一言、ごあいさつを申し上げます。

議員の皆さん方にはすでに御案内のとおり、去る12月5日付人事異動がございました。私はからずも市会事務局の勤務を拝命いたしました。お見かけどおりの浅学非才でございます。果たしてこの重責を全うし得るかどうか、不安を感じるところでございますが、拝命した以上は、全身全靈をもつて微力ながら遂行してまいりたいと存じております。どうかよろしく御指導、御支援を賜りますよう心からお願ひ申し上げまして、はなはだ僭越でございますが、ごあいさつにかえさせていただきます。

どうかよろしくお願ひいたします。

- 議長(柳瀬美樹君) それでは本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(吉岡昭男君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席の議員さんは20名でございます。欠席届け出のある議員さんは藤原要墨さん、遅刻届け出のある議員さんはございません。その他の方につきましては、ほどなくお見えになるものと思います。現在、20名でございます。

- 議長(柳瀬美樹君) ただいまの報告どおり、出席議員数20名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

- 議長(柳瀬美樹君) 会議録の署名議員を23番、三井正光君、25番、竹内修一君、27番竹下義章君、以上3名の方にお願いいたします。

- 議長(柳瀬美樹君) この際、市長のあいさつを許可いたします。

(市長あいさつ)

○ 市長(池田忠雄君) 一言、ごあいさつを申し上げます。

本日、ここに昭和52年第4回定例議会をお願い申し上げましたところ、議員皆様方には、年末何かと御多忙の折にもかかわりませず御出席を賜り、ただいま議会が成立いたしましたことを衷心より厚く御礼申し上げます。

本定例会に御提案申し上げます議案は、昭和51年度歳入歳出決算認定を初め条例の一部を改正する条例制定一件、土地処分について一件及び昭和52年度一般会計並びに特別会計補正予算と監査報告12件でございます。何とぞよろしく御審議賜りまして、御議決、御承認をくださいますようお願い申し上げる次第でございます。

はなはだ簡単ではございますが、開会に当たりましてのごあいさつといたします。よろしくお願い申し上げます。

○ 議長(柳瀬美樹君) 市長のあいさつが終わりました。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の決定に基づき、本日より23日までの4日間と決定いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議ないものと認めます。よつて、本定例会の会期は、本日から12月23日までの4日間と決定いたします。

○ 議長(柳瀬美樹) それでは、これより一般質問に入ります。まず13番、赤阪和見君。

○ 13番(赤阪和見君) 私の質問の観点は、52年度当初予算の執行、また53年度予算編成時に当たり再度の確認と理事者の考えを通告に従い質問いたしますので、理事者各位におかれましては、誠意ある御答弁をお願いしたいと思います。

最近のますます円高による輸出不況、構造不況は毎日、テレビ、ラジオ、新聞のニュースを通じ私たちの目に触れないときはないわけであります。

昨日の夕刊にも、本市の繊維業界の織機の買い上げ取り壊し作業が大きく報道されていたことは周知のことと思います。失業、倒産とか、また多くのサラリーマン、労働者にとつては、いつ自分がそのような立場になるか不安に駆られている現在ではないかと思います。

そうした中で、家族に病人を抱える人たちは、高額な療養費、医療費の捻出に四苦八苦しております。前回の定例会にも提案したわけありますが、高額療養費貸付、立て替え制度をどのように検討していただいたか。また見通しとしては、いつごろ、どのような方法

で実施していただけるか、決意のほどをお答え願いたいと思います。

次に、本市を代表する遺跡に観音寺山遺跡公園、池上遺跡、その他挙げれば枚挙にいとまがないぐらい数多くあります。ことし一月焼失した観音寺山遺跡のたて穴式復元住居は、府下でも唯一のたて穴式住居であり、冬学校の郷土史研究、見学コースにも組み入れられていたと報道されましたが、本市教育委員会としては再建の意思はどうなのか。また、焼失についての管理責任はどうなつていたのか。今後の遺跡公園としての管理体制をどうしていくかという点について詳しくお答え願いたいと思います。

3点目の図書館建設については、52年度当初予算にて所要の措置を講じ、「広報いづみ」には大々的に市民にPR、公表し、それを読んだ市民は、少なからず喜びを私たちに語つていたことを思い出すわけあります。しかし、52年も12月を迎え、予定地である市民体育館前はいまだ工事にかかるおらず、市民の声は、本当に建設されるのかとの声も聞こえてくるわけであります。そこで、建設の進捗状況はどのようになっているのか、詳しくお答えのほどをお願いいたします。

また、市長は当初の施政方針の中に「幸い本市は大都市近郊にありながら、緑豊かな自然と多くの文化遺産に恵まれております。これらの自然や文化財に接し……。」また「このため本年度はこれらについて特に意を配し、市民の教養を高め、情操を豊かにするための施設として市立図書館の建設に向けて……。」と施政方針にもあつたように、市民はその市長の言葉を大いに信じ、またそれを持つているわけでありますので、ひとつこの場におきまして、市長からの御答弁をよろしくお願ひ申し上げます。

以上、質問通告の内容でございますが、再質問を保留して終わります。

- 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁
- 市民部長（内田繁君） それでは、高額療養費貸付制度につきまして、いつどろから、どのような方法でやるかという御質問だと思います。この問題につきましては、前回の定例議会の一般質問において問題提起を受けまして、その制度の内容等十分やはり研究し、前向きで検討したいということでお答えしたわけであります。

その後、早速この高額療養費の貸付制度を実施しておりますいわれる先進都市というか、それらの都市の実態を調査に参りました。

その結果わかつをわけありますが、非常に都市によつて実施されている方法が千差万別でございます。いろいろな方法がとられてるわけでございます。たとえば貸し付けの対象者を国民健康保険の加入者の被保険者のみにとどめている市、また、その上に社会保険の被保険者を含めてる、いわゆる全部をとつてある市もございました。

また、貸し付けの方法についても、これもいろいろ市によって違つております。いわゆる市が直営でやつている市、あるいは社会福祉法人である社協等に委託している都市もございました。また、指定の金融機関、いわゆる銀行で貸し付けを実施している都市もございました。

このようなことで、最近におきましては、これは厚生省で認可というか、認められている、いわゆる委託支払い方式も出てまいりました。厚生省も今後、これを認めているということをございます。といいますのは、いわゆる自己負担分39,000円を越える部分については直接医療機関へ支払うという事実上の現物支給、全く被保険者の手を煩わさず、また、そういうふうに簡単に市の保険者と医療機関との契約に基づいて支払うという方式でございます。

ただし、この方式につきましては非常に条件がございます。まず医療機関に対する了解というか、その取り付けが必要でございます。また、厚生省がそれを認めるにつきましては低所得層に限る、あるいはこの医療機関については和泉市内だけの医療機関で、他の医療機関に対しては適用できないという。ある程度の短所、欠点もござります。そういうふうに貸し付けの方法については、都市によって非常に違つております。

本市にいたしましても、いろいろとこれらを参考にし、現在、よりよい本市に適した方法をとるべく積極的に取り組んでおりまして、私の方としては、これをいよいよ採用する方法といたしましては、でき得れば国保の被保険者にとどめたい、また方としては、厚生省が認められている方式等に持つていきたいという気持でございますが、何しろこれに対する原資の関係もございますので、さらに検討していきたい。こういうふうに存じておりますので、ひとつ御理解いただきたいと思います。

- 13番（赤阪和見君） いま市民部長からお答えをいただいたわけですが、いまの答えでは実際やれるのかどうか。やる方向であるという心強いお答えでしたが、これは急を要する問題であると前回の一般質問でも訴えましたが、その点理事者、市長、助役から、こういう方向で早急にやる、いつごろからできるという心づもりがないかどうか、お伺いいたします。
- 助役（坂口禮之助） 私からお答えいたします。

御趣旨の高額医療費の貸付制度の内容につきましては、ただいま市民部長がお答えいたしましたように、現在、関係部局でいろいろと検討を重ねておる段階でございまして、その最終的な取りまとめのところまでは、まだ至つてございません。

しかし、現実に世情がこのように非常に不況にあぐく中、いずれは国保あるいはそれぞれの関係保険機関で負担するとは申しますものの、高額な医療費を大体現状を見ますと、約3ヶ月ぐらいは後になります。したがつて、大きな支出、巨額な負担をしなければなら いという家庭の困窮、実態もよく認識いたしておるわけでございます。

したがつて、市民部長がお答えしておりますように、現在、どのような方向でもつて実施していくか、並びにどの範囲にどどめるか、いわゆる社会保険等あらゆる保険に適用するとなると、事実上原資の面でも非常につかみにくいという点もございまして、いろいろ検討課題として残されてる部分がございます。現在の考え方では一応国保のみを対象として実施の方向で、資金あるいはその方法具体的な問題の研究に入つてございます。早番、結論を出させていただきたい。このように存じております。時期の点等につきまして明らかにすることは、関係部局との協議がそこまで煮詰まつてございません。

- 13番(赤阪和見君) 助役お金の問題ですか、予算ですか。
- 助役(坂口禮之助君) 財政的な面も多分にございます。たとえば銀行等の貸し付けの方法をとつていただくとしても、これの一定の資金は預金し、それに対する何倍かの融資を決めていただく措置もございます。国保に限定する場合も、国保会計の関係等もございます。それからまた、すべてのものを対象とするのかどうか。たとえば39,000円以上のものはすべて高額負担になるのか、50,000円までを対象にするのか、あるいは事実上、家庭生活に影響を及ぼすような金額の範囲以上のものにするのか、あるいはそれらの関係の方々で年間1,000,000円2,000,000円の多額な所得を得られるような人もすべて対象にするのか、いろいろな方法論についても議論しなければならない点が現在残されています。

こうした細部の問題を検討した上でないと、原資の関係等も決まつてしまひりませんので、これら諸般の諸条件整備の中で一定の方向づけをしていきたいと思つております。

- 13番(赤阪和見君) いろいろな方法はあろうかと思います。

水戸方式と言われるように、銀行から貸し付けしてもらつて8%の利息を本人が払う、8割までの融資を受けられる。国保から入つてきた分については即刻返す。

もう1つは委任方式、委託支払い方式というもので、本市内だけの病院、また病院の取り付けができるように思えるわけです。やつているところもたくさんあります。

このような環境の中、1人が寝込むと何十万というお金が必要。

まして、生活に余裕のある人なら結構ですがね。このお金は、消えていくわけではない。順繕りに回つていくわけですから、その点も考え合わせて53年度当初にできるよう努力してもらいたいし、またやつてももらいたい。切実な願いをたくさん聞くわけです。15万、20万円のお金がないために保護にかかりんかという家庭もたくさんあります。本当に充実した医療施設ができたとしても、そこに支払うお金がなければ路頭に迷う。問題になつているサラ金の高利の金も借りなければならない。それを救う意味からも、まだ和泉市にはそういう犠牲者も出ておりませんが、その点で市長からの御答弁を再度お願ひいたします。

- 市長（池田忠雄君） 先ほどから助役並びに市民部長がお答えしておりますが、御趣旨肝に銘じまして至急に精査検討を終え、何とか早く助役の答弁どおりの実施に踏み切つてまいりたいと思っておりますので、よろしく御理解賜りたいと思います。
- 13番（赤阪和見君） 最後に要望ですが、市長からもいま心強い答弁をいただきましたが53年度に向かつて、53年度当初でやつてもらいたい。そのように切に希望いたします。
- 議長（柳瀬美樹君） 次の答弁。
- 指導部次長（橋本昭夫君） 御質問の第2点、たて穴式復元住居の再建につきまして、並びに第3点の図書館建設状況につきまして、お答えいたします。

まず、御指摘のございました、たて穴式住居の復元でございますが、最初にことし1月17日、管理の不十分さの原因から貴重な財産を火災で焼失いたしましたことをおわび申し上げます。

このたて穴式住居につきましては御案内のとおり、昭和45年に三井不動産からの住宅開発の記念事業といたしまして寄贈を受けたものでございます。48年、カヤぶきの屋根を修理いたしまして、市民皆さん方の貴重な教材として活用をお願いしてまいりました。

しかるに1月17日、火災のために焼失いたしましたことを重ねておわび申し上げます。

それ以降、教育委員会といたしましては、早くこの貴重な文化財について復元すべく、各方面に努力を重ねておりますが、現在のところ、復元の経費が6,300,000円ほど見込まれております。これはカヤぶきという材料、職人さんの技術の問題もございましてこのような金額になりますが、しかし、金額ばかり言つても前へ進みませんので、この事業費の捻出に向けてそれぞれの分野にお願いいたしました。厚かましいお話ですが、三井不動産にもお願いに上がっております。やはり市の自主的な判断、熱意によつて復元が成るものだと思います。

大阪府並びに文化庁に対しても、特定財源の確保に向けて今後も全力を尽くし、1日も早く復元して市民皆さん方の貴重な教材として活用いただけるよう今後も努力を重ねてまいりたいと思います。

図書館建設でございますが、当初予算で御議決願いました図書館建設事業につきまして、これもはなはだ見通しの甘さから、国、府の補助金の見通しが実は53年度にずれ込んでおります。この理由につきましては、大阪府下で52年度の図書館建設の希望が4館でございましたその4館のうち2館は、51年からの継続事業でございます。文部省の方は、実は全国で20館が補助対象でございましたが、大阪府に対して2館の内示があつたわけでございます。その中で継続事業で図書館建設をやつておる市がこの際、ひとつ優先的に対象にしてもらえんかというお話をございました。いずれにしても、52年度予算編成時に補助金の確保の見通しが甘

かつたことを、これまたおわび申し上げねばなりません。

53年度の国、府の補助金につきましては、和泉市の継続事業として確認をいただいておりますが、基本設計並びに実施設計はすでに完了いたしました。建築確認申請も、建設部当局ですでに手続も完了されております。したがつて、国、府の補助の内示、確認等の見通しを確保たるものにいたしまして、年度末にできれば議会の御承認を得、着手したいと考えておりますはなはだ見通しの甘いことになりましたが、53年9月完工の予定でございます。お答えにならぬが、そういうことでございます。

- 13番（赤阪和見君） たて穴式住居の件ですが、45年に市が20万円、三井不動産から100万円もらつて建てたという新聞の報道ですが、間違いないですね。文化財の焼失の責任者、建物でしたら火元責任者ですか、そういう責任者はどなたですか。
- 指導部次長（橋本昭夫君） 当然、教育委員会でございます。
- 13番（赤阪和見君） 個人名はなさですか。
- 指導部次長（橋本昭夫君） 教育委員会の社会教育課で所管しておりますので、職責から言いますと私、課長でございます。
- 13番（赤阪和見君） 火災保険等は入つてるわけですね。幾らぐらいですか。
- 指導部次長（橋本昭夫君） 160万だつたと思います。
- 13番（赤阪和見君） 府下でも例を見ない、全国的にも非常に価値のある遺跡、それが、奇特な業者の好意によつて、再発の途上とはいえ、あそこに集落の遺跡が見つかつて復元された。そういう業者市民の熱意、協力に対して管理責任体制ができてなかつたところに大きな問題があろうと思います。やはり有効に活用できておつたかどうかは別としても、ここは観音寺山遺跡公園と銘打つてあるわけですが、いまの状態では遺跡公園とは名ばかりですボコボコ穴があいてるだけ、そして裏側はがけつ縁です。フェンスも何もない。ただ一本のロープが引つ張つてあるだけです。ここで事故でもあればどうするのか、これからどのように管理していくのか、その点をお伺いしたいと思います。
- 指導部次長（橋本昭夫君） 文化財の遺跡公園として、確かに私たちの管理責任でございます。本件につきましては、建設部の計画課の公園担当と十分協議し、改善の方向に進みたいと思います。
- 13番（赤阪和見君） 建設の計画とか公園とか、教育委員会なしとなると、私たち素人にはわからない。公園やつたら公園、遺跡は遺跡、上へ建つのは知らんとなると、本当にだれが管理責任者か、責任体制がはつきりしないんです。

160万円とお答えがありましたか、その基金があるわけですから、そういう中から、建設の

面をどうお考えですか。教育委員長にお伺いしたい。

○ 教育長(葛城宗一君) お答え申し上げます。

御指摘ごもつともでございます。

貴重な教材として遺産の活用を図つてまいりましたが、財源については次長からお答え申し上げましたように、特定財源を確保して何とか復元を図りたいと関係間庁にも働きかけ、あわせて御寄贈いただいた三井不動産にもお願いに再三上がっております。額そのものは明確にならなかつたのですが、応分の寄付はしていただける見込みでございます。加えて、特定財源がどうしても確保でき得なかつた等の事情で、本年度実施に至らなかつたわけでございます。

今後これらの管理体制と合わせて1日も早く復元に努めてまいりたい、かよう考えるわけでございます。

○ 13番(赤阪和見君) 余りくどくどころいう問題について言つても始まらないと思います

東京都八王子市でも遺跡の焼失がありました。本市との違いはありますようが、53年度予算ではつきりとした管理体制、またそういうめどをつけていただきたい。

全国でも珍らしいたて穴式復元住宅、そういう和泉市の古式という面でも現在の大き素材にしていこうとするのが遺跡であると思います。

たとえば南海の泉大津の駅を降りて見ますと、「名所案内」と書いてますが、これはすべて和泉市の名所です。泉大津、高石には全然ない、槇尾山、松尾寺あるいは光明池にしろ、黒鳥山公園にしろ、一つの名所になつております。あそこに176カ所の遺跡群が見つかつた、また池上遺跡等も十分措置を講ずる中で、与える福祉ではなく、本当にわれわれが目で見、肌で感ずる。自分自身の教養といつては大げさですが、心のやすらぎを求める大きな目玉であります。

特に和泉市はここを堀つても遺跡、あつちを堀つても遺跡と数多い中、市の財産が管理不足から焼失したということは本当に残念なことである。そういう点を踏まえて、ひとつあそこを建てるまでに観音寺山遺跡公園を本当に遺跡公園らしく管理し、整備してもらいたい。その点できるか、できないか、どうですか。

○ 教育長(葛城宗一君) お答え申し上げます。

お説ごもつともでございます。

整備といつても御承知のとおり広範な場所でございまして、フェンスなり、いろいろその後に公園化して的確な遊具等も備え、活用を図る面から計画いたします。しかし、何を申し上げましても主体性のなさという御指摘でございますが、諸船の厳しい情勢の中ではなかなか思うようにはかどらない現実でございます。御趣旨を体して何とか公園らしく整備し、また復元にも努めてまいりたい、かよう考るものでございます。

○ 13番(赤阪和見君) 最後にあそこの公園に行くと、ポコボコと穴があいている。その穴も単になだらかという感じではなく、全然遺跡という形態はない。1つは復元し、1つは地盤を固定してコンクリートで複製というか、そういう感じでまとめてしまう。後は遊具がどうのこうのとおつしやるが、遺跡公園ですから端の方には必要かもしれないが、そういうかつちりした形ですね、あれだけのものを寄付していただいたのですから残す。今後も管理責任をはつきりとつていただきたい。そう要望しておきます。

それから図書館ですが、設計はいつごろしたんですか。

○ 指導部次長(橋本昭夫君) 10月までございます。

○ 13番(赤阪和見君) ことし6月の定例会で乾次長よりいろいろ答弁がありました、「設計が完了次第所管の委員会で詳細に御報告させていただく。市民全体が教養を高める場として十分活用できるよう……。」と答弁されておりますが、所管の委員会で報告されましたか。

○ 教育次長(乾武俊君) ただいま次長からお答えしましたように、補助金等の見通しが十分詰まつて、その上で御報告申し上げるということですので、現在、まだ御報告しておりません。

○ 13番(赤阪和見君) このように当初予算で組みながらできない、できなければできないで結構です。その筋道をちゃんと立てた中で、設計を委託されてできたならば「このようにできました」と委員会で報告して、府の補助金がつかない、だから53年度にわたつて事業したい。こう考えているんだという方向をはつきりしてもらわんとね。いつできるんやらわからん。できると言つておきながら全然やつてない。心配ですよ。その点もう少し言つたこと、計画したこととは途中できなくとも、私たちに言われて初めて答えるんじやなく、前もつて次長が答弁されるわけですので、2月、3月ごろになるんだ、年度をまたぐんだという方向をなぜ報告できないんですか。

○ 教育次長(乾武俊君) 御指摘の点ごもつともでございます。一定の区切りを見て御報告申し上げようと思つておりましたが、おそらくましたが、御指摘肝に銘じて早急に御報告申し上げたいと存じますので、御了解いただきたいと思います。

○ 13番(赤阪和見君) 去年12月定例会のときも、北池田幼稚園がそんな状態でした。今回も当初予算で組んでおきながら後手後手に回る、議会無視とは言いませんが、本当に言つてることがちぐはぐで、追及されて初めて答えるという、このようなことでは困ると思うわけです。われわれ議員としては、本当に和泉市をよくしていこうとやつてるので、後からついていかなければならんということです。私たちの仕事は何にも追及することではない。ともに手を合わせてよくしていくのが議員の役目です。市理事者と一体となつてやつていくのが議員だと思います。今後、このように追及されて答え、謝つて済むということではなく、これから行政は常に前向

きで、ここでストップした、そこでどのようにやつていくかの姿勢、そういうつても、全部できない、できないでは困るが、できるという方向性を1つずつ検討していきながらやつていく。皆さんが逃げてもらつては困る。そのように思います。

見通しとしては2月ごろ着工の予定ですか。完成は……。

○ 指導部次長（橋本昭夫君） 所管の委員会に十分御協議申し上げ徹底いたしたいとは存じますが、繰り越の関係もありまして、大体3月定例議会で御審議を賜りたいと考えております。

○ 13番（赤阪和見君） 4月ごろから始める。完成は……。

○ 指導部次長（橋本昭夫君） 工期は5カ月程度の希望でございますので、9月ごろがめどでございます。

○ 13番（赤阪和見君） 市立青少会館にある図書バス、また、いろいろな問題で場所も向こうで確保されている。そうした中での土地云々ということも聞いてますが、早急に和泉市12万市民のためですから、はつきりとした図書館建設に進んでいただき、教養を高める、住みよい和泉市と誇れるようなものを建設していただきたいと要望して、私の質問を以上で終わります。

○

○ 議長（柳瀬美樹君） 次に9番、松下議員でございますが、いまだ出席されておりませんので、次の1番、寺田茂君の質問に入ります。どうぞ。

○ 1番（寺田茂君） 私の質問は一応、共産党議員団として今回、53年度予算の要望を含めまして基本要求3点、そして個別要求62項目、それを整理している中で、一つの柱として御質問を申し上げたい。かように思います。

まず基本問題の3点あるわけですが、一般行政についてでございます。これは1973年の石油ショック以来、非常に失業者がふえ、実際には300万人を超える400万人とも言われる現状でもございます。企業倒産も相次いでおり、日本経済の構造的な危機の問題、こういう中から国民各層の要求は、特に国や和泉市においても一段と深刻化している状態が出ております。当市においても、私たちは、1つは一般住宅の建設問題なり保育所、幼稚園の問題、また市全体の環境整備の問題、また、道路舗装も含めてのいろんな要求が個々に山積みされるわけでございますが、私の通告要旨にもございますように、その中から2・3点お聞きしたい。こう思います。

特に和泉市では、標準財政の考え方においても、特に市新、久保惣、丸五織布が相次いで倒産に入つております。こういう問題をこのまま放置しておいて、果たして和泉市の財政問題を憂慮すべきでないのか、十分考えなくてはいけない状態に入つております。市新の問題のとき

に池田市長は、市としては十分力を入れるが、最終的には、これは労使の関係にあるのでなかなかむずかしい問題だ、こう私もお聞きを申し上げました。

しかし、いまや久保惣、丸五、特に府中の森田まで影響が出てこようという状態の中で、果たして労使関係だけで片づく問題かどうか、この点端的にひとつ市長の方からいまの状態をお聞かせ願いたい。こういうふうに1つは思います。

それから老人、弱者の問題で老人対策と書いてますが、ことしの年末を控えての老人、また生活保護家庭のいろんな見舞い金、越年資金をどんなものがあれば披瀝を願いたい。こういうふうに思います。

それと、特に老人問題では、いま老人が65歳以上が大阪では医療無料化ですが、入院されたときに、非常に老人に対する病院などの扱いが非常に冷たい。それはどういうわけか、私たちわからんところなんですが、市として医師会、病院などを通じて、このような指導についても果たしてやつているのかどうか。たとえば病院は老人ホームではないとか、なかなか生活が困窮なことがわかつてゐるのに家政婦をつけないとか、いうところがどんどんてくる。いまもどんどん出ているのではないかと考える節もあるので、その辺について、老人対策、弱者対策に対する考え方、また、指導の面があればお聞かせ願いたい。こう思います。

また、私はこの基本問題3点、それから1つ個別の問題を出してますが、後の私たちの議員団が私の基本要求の中から御質問を申し上げることになつておりますので、私は簡単にこの基本だけをお聞きしておきたいとつけ加えて申し上げたいと思います。

教育についてですが、教育の中立化、これはもう教育に携わる方にはわかり切つた話なんですが、特に学校、生徒、家庭は一体のものであり、教育の中心となつてゐる問題でございますが、端的に学校と家庭の問題を申し上げますと、義務教育は無償の原則、この中で最近は、特に学校経費の父母負担が一段と家庭の中に持ち込まれております。この問題を強く父兄が要望し、そして市に陳情もたくさん出てる状態でございますが、現行小学校で1,200万円、中学校で、700万円の学校経費の予算が市として妥当かどうか、この点をお聞かせ願いたい。

それから、こういつた現状は、何といつても学校即PTAの問題が出てくるんですが、学校側、またPTAの実情を市として、教育委員会としてどれほど把握し、また懇談会方式をとりながらこの予算化の問題を進めてるのかどうか、こういうことをまず2つ目としてお聞きしたい。

3つ目は御承知のように北池田小学校で生徒の死亡事故が起きました。このときには、委員会の中でかぎの不良とか、いろんな生徒の不注意とか、問題がでましたが、このときに、学校の予備金として5万円あると言われているんですが、これが果たして実情に合つてるのかど

うか、ということを3点目にお聞かせ願いたい。

こういうように基本要求を簡単に申し上げて後の問題としておきますので、第1点目の点について終わりたいと思います。

それから同和行政の基本については、もちろん、同和行政は基本的人権を保障する憲法の立場から、同和地区の生活環境等の安定向上、これは同特法でうたわれておるわけですが、特に同和地区の人々は、憲法上の基本的権利に基づいてみずからその意思で同和施策を申請する。こういう憲法上の姿勢がある上で、果たして和泉市の同和地区の人たちが、自分の意思で同和施策を申請することができるかどうか。恐らく今までの考え方から1つの問題、窓口1本化方式では、これはなかなか困難な状態を現在続けてるわけですが、基本的な考え方として、まず窓口一本化方式を改めるべきであるという私たちの主張に対し、市長はこれをどう考えてるか、現時点でお聞かせ願いたい。

それから、共産党議員団は一貫して指摘してきましたように、公正で民主的な同和行政、同和事業を行なうべきであるということをその都度指摘をしてまいりました。

市長も市民合意の同和行政という立場に立つておられますので、長年の問題である市同促、基本になつている市同和を1日も早く発足させるべきであるし、市長の見解をお聞きしたい。

これが第1点目でございます。

それから格差の問題というのは、前の議会で私も質問申し上げましたが、同和保育園と一般保育園の格差、このとき出てきたお答えでは、バーセンテージでどうも市の方は非常に間違いを犯しているんではないか、見解の相違と言わればそりなんですが、改めて今回同和保育園の保育料についての基本的な考え方をひとつ披瀝願いたい。これはもちろん、和泉市の財政面からも私も知つておきたいと考えております。

それと3つ目に解放センター内の問題なんですが、市立の市民文化大ホール、これは発足されてから現在までどのような使用状況であるのか、使用回数、団体、個人それに伴う収入状況などをひとつお願いしたい。

それから、もちろん維持費はいろんな問題が出てきますが、この維持費についてもどのくらいか。予算化と実情はどうなつているか。

こういうことをひとつお願いしたい。この文化大ホールについては先ほど館長から詳細なるものが私たちの手に渡りました。この使用許可の中身で市長の使用許可とあるんですが、この使用許可について、広く一般市民に使用される場合に書類とか手続、どういう段取りをとつたらいいかこの点をまずお聞かせいただきたい。私も知つておきたい。いまの使用許可の問題は、同和行政の基本として、おきたいと思います。

すべて一般行政、同和行政は、和泉市の財政確保の基本から成り立つものだと私も考えております。その点で市財政確保の問題のところに私は重点を置いていきたいと思つてゐるわけです。市財制確保の問題は、何といつても私たちが主張するように、地方交付税は現行国税3税の32%をどうしても40%に引き上げるよう、これは全国的な動きとなつておりますが、そういう中でいまの自民党政府は、いろんな形で地方自治に対する貸出制度とか特交などいろいろございますが、こういうものを基本にしながら、和泉市の財政はいまどうなつてゐるかをまずお聞きしたい。なぜならば、特に地方交付税法の第6条の3の2項には、「普通交付税の総額が、地方自治体について算定した額の合算額と著しく異なつた場合は、財制度の改革、地方税率の変更を行なう」と規定されているが、こういう観点から和泉市の1つの考え方としてどうあるべきか、こういうふうに考えます。

端的に数字もひとつ披露を願いたい。現在、52年度の赤字は幾らか、そして起債残、これは一般、同和を含めて幾らか、別々にお願いしたい。

こういつた中で52年度の標準財政規模は、細かい数字は省略させてもらいますが、65億9千万円というふうに思ひますが、こういう数字から見て、再建団体転落ガイドラインは13億1千800万円であろうと思うが、これをお願ひしたい。

それから、52年度の起債残に対する元利償還金、これをひとつ現時点でお願いしたい。

これももちろん、同和分と両方ございますので分けてお願ひしたい。「私、先ほど申し上げましたように、53年度の予算要望、また、和泉市の財政問題を考慮しながら質問に入つてゐるわけですが、特に財政問題で危惧されるのは53年度であろうと考えます。そういう点から53年度の財政規模の見通しというか、その辺をひとつお聞かせ願いたい。

これは恐らく概算の数字になるでしょうし、それで結構だと思います。53年度の標準財政規模は幾らか、それに対する赤字再建団体転落のガイドラインは幾らなのか。そして、53年度の起債残に対する元利償還金、恐らく大きな金が出ていくんではないか、この点をひとつ数字の上でお聞かせ願いたい。

こういつた中で、私は同和関連分と分けてお願ひしてゐるわけですが、和泉市は大体同和関係の事業を44年ごろからやつてゐるわけです。そういうことから私、地方債の推移の中で44年から52年度まで同和関連の決算額を見てまいりましたが、約333億が決算として出てきてゐるわけです。そのうち同和関連の事業に対して国が72億8千800万円、府が67億8千万円、地方債が134億3千万円、特定財源7億7,800万円それから税と一般会計、これが50億4600万円、この数字を並べる中で、非常に来年度、53年度の予算の財源面で心配が出てきました。

いま、国から一般会計までの数字を一応並べましたが、われわれ一般市民が知らなくてはいけないのは、この333億のうち起債も含めて192億が市の持ち出しという数字が出ております。この点について、来年度の恐らく赤字再建団体に転減するのではないかと言われるが財政面からひとつの腹のすわった今後の考え方についてお聞かせ願いたい。

こういうふうに基本点を3点お尋ね申し上げたい。

なお最後に公害問題ということで、和泉環境開発の処理について、と通告を申し出しますが、これは御承知のように、山荘の南側に設置されてる焼却場の問題です。

この焼却場については、2・3年前から恐らく焼却されてるんですが、現在、何も許可されておらない。法的にも、公的にもね。そんなのに毎日のように焼却されてる。いまや、もう商売的になつてトラックがどんどん廃材を積んで毎日のようにごみを燃やしている。この点、私たちが考えるに本当に許可がないのかどうか、ひとつ確固たる立場でお聞きをしておきたいということを含めて、発言の趣旨説明を終わりたいと思います。また、その都度再質問をお伺いすることをお願いしておきます。

- 議長（柳瀬美樹） 理事者答弁
- 市長（池田忠雄） 第1点の市新に関連してのその後とつてきた考え方という御質問だつたと思います。私は先般のお尋ねに対して、地場産業を守るという立場から一生懸命努力したいという立場から一生懸命努力したい。しかし、市新の問題について力を入れよと言われると、最後は労使間の問題でもあります。とお答えさせていただいた、制約があつたと思います。企業の倒産、閉鎖に関して直接どうのと申し上げたのではなく、労使間の紛争の解決に努力しようというお答えだつたと存じます。

その意味合いから御指摘のとおり、いま和泉市の各地で企業閉鎖、倒産という問題が出ております。これはゆゆしい問題であり、本市にとつても大きな問題でございます。

また、社会的な問題でもございます。何とか地場産業を守り育していくという立場、あるいはこれから和泉市の産業をいかにしていくかという点につきまして、いろいろ市行政としても一生懸命取り組まなければならないと通産省、大阪府の商工部にも参り、あるいはいろいろ業界の方々との意見交換等を通じて今後も努力を重ねてまいりたい、こういうふうに存しております。よろしく御協力のほどをお願い申し上げます。

- 議長（柳瀬美樹君） 次。
- 市民部長（内田繁君） 私の方から、年末に見舞金等を支給されることについて述べよといふことでございますので、お答え申し上げます。

年末に慰問的に見舞いとしてお支払いする該当者を申し上げますと、まず、結核で長期入

院されてる方々、それから生活保護家庭、これもいろいろ一般にもございますし。また精薄の方もございますが、いわゆる生活保護者の入院患者、それから社会福祉施設の入所者、これもいろいろございまして、老人ホーム、身障者（児）、それから、生活保護を受けておられる家庭に対する現物支給がございます。

これらは府としても考えてますが、生活困窮世帯への額等は全然決まってございませんが、実施したということで府も考えておられるそうですので、市の分についても決定し、支給していきたい。そういう方々に本年分、見舞金を支給したい。額等については、まだ府ともいろいろ関連がございまして、中身は決まってませんが、早急に決めまして支給したい。いまのところ、前年度並みではないかと私の方では見ておるんでございます。御了承いただきたいと思います。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次、助役。

○ 助役（坂口禮之助君） お答いたします。

御指摘をいただき恐れ入つててるわけでございますが、老人が収容されてる老人ホームとか病院等における扱いについては、非常に医師、看護婦、その他の関係等で令たいということでございます。そうしたことについては、私どもはまだ、その実態を掌握してございません。しかし、仰せのようなことがあるようでございましたら、関係機関等にもわれわれの方からもいわゆる老後を十分に見守つてあげていただきたいという角度で、扱いをしていただけるようにというお話し合の機会等も持たせていただきたいと存じております。現時点では、医療機関あるいは老人ホームの施設設置者等につきましては、そうしたことでのお話し合いを遺憾ながらもつてございませんので、今後ひとつそれらの点についても心得て対処してまいりたい、このよう存じます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 教育次長（広岡史郎君） 教育について3点ばかりの基本的な御質問を出されましたので、お答えいたします。

教育の中立化は、御指摘のとおりごもつともでございます。義務教育は、学校、保護者、児童生徒一体となつて、教育効果の向上に努めるべきだと考えております。

「自来、教育内容の向上には多額の経費がかさんでまいりまして、それらについて家計に持ち込まれてるんじやないかとの御指摘がございましたが、当然、公費で賄うべきものにつきましては、PTA会費で賄うことを厳に慎んでいくよう指示してきております。PTA学校側からは常々、学校配当予算の需要費の増額につきましては要望を受けておるところでございますけれども、現行予算の範囲内でより効果的、効率的な運用をお願いしてまいりつてしております。

次に、北池田の死亡事故についての御質問でございます。まことに痛ましい事故だ、全く遺憾にたえない次第で反省しております。

学校管理上の生徒児童の安全管理につきましては常々、配慮いたしておるところでございます。御指摘の5万円の問題でございますが、これは教育委員会に委任された事項で、1件5万円未満の物品購入並びに物品、公有財産修理に関する事を教育委員会に委任され、教育委員会では、その委任事項を教育長が校長に権限を与えるということでございます。この5万円は、昭和49年4月以降3万円から5万円に改正いたしたもので、いましばらく現状の5万を継続していきたいかように考えるわけでございます。

学校のいろんな学級数並びに職員、生徒児童数等によって配当予算を行なつておりますが、これ以外に学校修理等の経費では、備品修理等については1校5万円、16校で80万を措置しております。また小学校には、校舎の維持補修費として1校10万円、16校で160万円を手当いたしております。

なお、過去小学校の大々的な營繕工事等につきましては千500万円予算措置し、運用してまいっております。今回の事故で各校長等からいろいろと学校の施設整備の上に立つて再点検され、要望もいただいております。今議会で小学校校舎營繕工事の追加600万円の御審議を願う手はずになつておりますが、いろいろ配慮してまいりておりますので、十分御観察賜りたいと思います。

○ 1番(寺田茂君) 一般行政の点で再質問したいと思います。

まず、第1点の地場産業振興という立場から市新問題が出ました。そして、久保惣、丸五といふ倒産している問題を出しながら、1つは、和泉市としてどう考えていくかという問題でございます。池田市長が市新の労使の問題云々ということは、私も余り気にはしておりません。今後、こういう不況の中で、特に私が申し上げたところは、和泉市の財政から見ても相当な額が入る工場、その工場が相次いで倒れていくことになると、和泉市の財政危機に大きく影響するを考えるわけです。一時は、この会社はほとんど1,000人以上、久保惣もそうだつたし、丸五はもう少し少ないように思いますが、そういう会社が相次いで倒れていく。いまや、和泉市の中で大体300人という規模の会社は1つか2つと衰退し、倒産の憂き目に遭つてます。

この辺から市財政にとつて大きな問題となつて響くと思いますので、この点でやりとりする問題ではなく、ひとつ労使云々ではなく、市長ひとつこういう問題を和泉市として地場産業をどう立て直すかということ、先ほど通産省なりへも行つて進めると言われておりますので、その基本姿勢をひとつかたく決意をしていただきたいと思います。

それから、福祉の方で年来の見舞い金、越年資金、これらについてはまだ額が決まってないんですか。

○ 市民部長（内田繁君） 2・3日中に……。

○ 1番（寺田茂君） 2・3日中に決まるということですが、決まつた額の一覧表を議員団にくれますか

○ 市民部長（内田繁君） はい。

○ 1番（寺田茂君） それでは結構です。

それと、入院問題での助役の方からの御答弁をもらつたんですが、この問題については、私も含めて福祉課に相談に行つてゐるんですよ。だから、助役の言うように、私とこでは、この問題は察知してない相談がないということは、ちょっとこの場であんたが知らん過ぎる。あんたは助役室にある、直接福祉にはいなくても、そのことの質問に対して、相談ございません、というのはちょっと間違いでよ。

私も市民さんを含めて行つてゐるんですからね。事務的な問題でできてない、通じてないということは認めておきます。しかし、行つてることは事実です。その人が苦情として訴えられるんです。

その人は生活が非常に困窮しておられて、姉さんが1人で働く食えんということで、入院してるので家政婦もつけられない。毎日、入院しているお父さんのところへ通えないのに、病院は家政婦をつけなさいとか、いろんな注文があるという。非常に困つて相談に来はつたんです。仮に相談しに来たとき、市として福祉の観点から、病院なり医者とよく事務的にでも折衝をお願いしたい、こういうふうに思つてゐるんです。それが相談がなかつた、あつた、なかつたということについてはここでよいときますが、今後は連絡プレーを密にしていただきたいと思います。今後もこういう問題は発生するのではないかと思うので、ひとつ市としては医師会なり病院と極力相談できるシステム、また悪く言えば指導する立場、そういうシステムをこしらえていただきたい。これは強く要望しておきたいと思います。

学校の問題に進んでいきたいと思いますが、いま、いろいろ数字を並べていただいて、特に小学校1,200万円、中学校700万円が妥当かということをお聞きしたいんですが、この中にいろんな修理費が重なつてくる。そして、できるだけその都度修繕費ということで、このたびも補正予算の中へ出てきたりしてますが、これはこれとして私も承知しております。

私は何もこの問題をとつて言うんじゃないが、生徒さんが死亡事故で亡くなつた。委員会でもだれかが言わされてましたが、市に全く責任がないような一方的な言い方というのは非常に問

題があろうと思う。かぎが壊れてたということについて素直に反省する中で、果たしてかぎをつける金があかつたかどうか。5万円という学校単位で勝手に使える金、これが妥当かどうか非常に気になつたものですね。5万円では、とてもカギまで手が回らんということになるんなら今後考えていかなくてはならないという問題が1つ。

それと、いまの父兄負担の問題ですが、公費がやるものについてはPTAからの流用はないと聞いて受けとめたんですが、こういう問題についても、教育委員会、学校、PTAの場、予算の配分を伴う問題ですから、1年に何回か持つてやつているのかどうか。

この2点についてわかりにくかつたので、広岡さんでも結構ですから再度お聞かせ願いたい

- 教育次長（広岡史郎君） 先ほど御答弁申し上げました5万円の問題でございますが、1件5万円という形で校長に権限を与える中で、備品修繕費と校舎の経費は、補修費を合わせますと15万円が各小学校に配当されているということでございます。すべてが5万円いっぱいかかるという判断は立てませんし、1万円そこそこで済むときもあります。仮に15万円全く消化している場合は、教育委員会に御一報いただければ善処してまいりたい。緊急やむを得ない補修費等につきましては、前向きでやつてきたつもりでございますので、今後もそういう形で取り組みたいと思います。

それから、父兄負担でいろいろ保護者、学校長から要望が出ております。毎年度末にそういう要望もいただいております。それを十分検討し、積極的に取り組んできたわけでございます。

御指摘の父兄を交えての要望を聞いたことがあるかとの御質でございますが、それを受けて学校長からいろいろ要望を受けてるという形でまいっております。

- 1番（寺田茂君） 教育会からのお答えでは、非常に聞いてる範囲では十分な手を打たれてるようですが、そなうなら、PTAと家庭の問題が起こらない。
仮にいろんな要望が学校から出て十分満足できなくても、80%、90%満たされる場合ならこれほどの父兄負担は私はないと思う。ところが、そういう予算の件から相当父兄に依存されているというんだから、予算の関係で問題があるんではないかと思います。恐らく予算で措置するよりもつともつと出てるんじやないか。なかなか教育費だけに和泉市の財政を使えませんが、この点、52年度の各学校の経費の一覧表があるでしょう。それをひとつ議員団に出してくれませんか。これだけ確約できますか。

- 教育次長（広岡史郎君） はい。

- 1番（寺田茂君） 結構です。

- 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 同和対策部長（佐原行雄君）

それでは、御質問の第2点の同和行政の基本の市同促の設置にまつわりまして3点ほど御質問があつたかと思いますので、お答えいたします。

まず、第1点の窓口一本化の関係でございますが、これにつきましては、やめる気はないかとの端的な御質問でございます。これにつきましては、従来、議会においても私の方からお答え申し上げておるとおりでございますが、特に地区住民の部落解放の自覚と自立意欲が大事である。あるいは地区住民の実態を把握している住民代表の協力が必要なんだ、あるいは現在の解放同明和泉支部の協力が必要なんだという観点はるる申し上げております。すべて同和事業の円滑な、また行政効果を上げることで、従来からこの方式をとつているということをございます。

第2点のその体制の中から個人給付的な施策が出てくるのですが、個人給付はどうかという点でございます。われわれは個人給付の点では現在、1定の考え方で実施しておりますが、特に同和事業の対象者であるかどうかということは、行政が独自で決定できない性格のものであり、そのためにも、地区代表の確認が必要だということが第1点。また、地区住民が非常に個人個人ではばらばらで、行政に向けてそういう制度の施策を求めるとなると、行政は十分それに対応できないという点で、地域の事情に明るい人の御確認を得て事業を実施していくという考え方で進んでおります。

第3点の市民合意の云々から市同促発足の点でございますが、これにつきましては過去4回準備会を発足して慎重審議をいただいておるわけでございます。前段では、いわゆる条例並びに規則に基づく内容の精査、後段では、委員の人選まで慎重審議をいたしておるわけでございますけれども、現時点では、まだ、その決定的な最終の結論はいただいておらないという状態でございます。

なお、これは前々からの御指摘もあり、また、市も住民合意の同和行政という中からの発足を願う中で、早急にこの問題を解決していきたいと考えております。

○ 議長（柳瀬美樹） 次。

○ 市民部長（内田繁君） 保育料で一般と同和に対する格差のパーセンテージを示せということで御質問の提起がございました。

御存じのとおり、保育料は非常に階層別になつておりますし、未満児と未満児以上というところで種別が相当ございますので、わかりやすく、私の方、いま手元に資料を持つておりますので、一応、最高額で比較し、これもあくまで月額で申し上げて御理解をいただければと思います。

まず、零歳・1・2歳の未満児につきまして、51年度一般では最高1万5千円、52年度におきましては2万9千円いただき、上昇率は1.93倍ということになります。同和保育園につきましては51年度1,120円、52年度2,400円、上昇率2.14倍でございます。

それから未満児以上、3・4・5歳児についてでございますが、一般の保育園については51年度は9,800円、52年度は1万2,000円に上げさせていただき、上昇率は1.22倍。それから同和につきましては、51年度は1,000円を52年度に2,000円、上昇率は2倍ということでございます。

それから、格差の率からいくと、まず、未満児について申し上げますと、51年度は1万5千円と1,120円で13.39倍、52年度には2万9千円に対して同和が2,400円、1.208倍という倍率が出てまいります。

それから未満児以上でございますが、51年度は9,800円、同和は1,000ですので、9.8倍52年度は最高が1万2,000円、同和は2,000いただいてますので、6倍というふうに統計的に計算して出した数字でございます。

以上のような数字になつております。

○議長（柳瀬美樹君） 次。

○解放総合センター所長（萩本啓介君） お答えいたします。

市民文化大ホールの使用状況でございますが、5月にオープンいたしまして、現在まで日数で見た場合14日、回数の場合は午前、午後、夜間の各1回、約20回ぐらいだと思います。

それから、維持費についてでございますが、これは非常に内容的に変動がございます。また多岐にわたっておりますので、でき上がれば、別途御説明申し上げたいと思います。

それから、条例に基づく使用の問題でございますが、条例手続といいたしましては、規則の第5条に基づく使用許可申請書様式第1号、これを総務課へ申請していただく、こういうことでございます。

以上の点につきましては、私どもの方で、実は所管委員会の中でも十分御説明申し上げる機会を持つておりますので、できすれば早期に委員会をお持ちいただき、その中で資料等も含めて御説明いたしたい、そういうぐあいにお願いしたいと考えております。

○1番（寺田茂君） 同和行政の基本点について1通りお答え願いましたが、同対部長の方から、窓口一本化の問題、同和行政の円滑化を図るためにこういう制度をとつてある。こういうお答えがあつたんですが、私たちは絶えず、あるいはこの説明の中でも申し上げましたように何といつても同和対策事業というのは、地区住民が等しく施策を受けられることが基本なんです。その点、円滑に進めるためだということですが、果たして、現状ではそういう同和地区の

人たちがすべてこの施策に沿しているのかどうか、ひとつこれだけ先にお答え願えますか。

○ 同和対策部長（佐原行雄君）

同和地区住民が等しく受ける権利これは当然でございます。ただ先ほど申し上げましたように、個人施策の場合、たとえば建設事業、道路云々とかは、この際の御質問には関係がなからうと思いますが、同和事業の対象者であるかどうか行政が独自に決定し得ない性格のものであると申し上げた点があります。それらのことで、地区代表の確認が必要だということでございます。

具体的に申し上げましたら、現在府同促の評議員の確認、これが前提でございます。もちろんこの確認があつたらそれで終わりというものではございません。先ほど申し上げましたように、自覚と自立的意欲が同和対策の基本でございます。それらのことによくわかつておる中から、個々ばらばらで行政に向かつて個人施策を当然、等しく受ける権利があるんだと来られても、先ほど申し上げました対象者であるかどうかの確認が必要で、自主的、自立的意欲云々もございますので、そういう1つの方式でもつて対処していきたいと申し上げたわけでございます。

○ 1番（寺田茂君） そういう円滑化の中で対象者という1つの問題を出しながら、窓口1本化を進めている。地域に明るい人によって事務的に処理をやつていくというお答えですが、地域住民の中で現実に問題が起つてゐるんです。そうすると、解放同盟窓口に1本化方式で施策を受けられる人というのは、いまの地域の住民のどれほどおるんですか。部長は、それは関知しないんですか。

○ 同和対策部長（佐原行雄君） 非常にお答えにくい御質問でございます。と申しますのは、実態を把握しているとか、していないとかではなく、いわゆる通念による同和地域1つは、われわれの差別の結果の社会通念があるわけでございます。ただ、同和地区という地区指定は、和泉市は一切行なつておりません。たまたま環境改善事業に伴う改良法に基づく地区指定が、43ヶ所でございます。したがつて、どことどこ、あるいはどこからどこまでという指定ができましたら、これだけ受けてるというお答えはできますが、いまのところ、お答えはできないということです。

○ 1番（寺田茂君） あなたの言われること、わかりました。市長にお聞きしたいが、確かに窓口1本化方式は、同和地域を抱てる市はかなりあるんです。ところが、窓口1本化方式は確かに残されてますが、いま佐原部長が言われるよう、解放同盟とつながらない人たちに対して、独自で和泉市は窓口を持とうとしない。対象者は窓口1本化、そこを通すという基本路線は変わりませんが、和泉市とほかに余りない、こういう形で残つてるのはね。ほとんど窓口

1本化が残されながら、同和地区の施策に対して市で出ているというところがほとんどです。大阪でもね。

- 市長(池田忠雄君) お答え申し上げたいと存じます。

趣旨につきましては、先ほど同対部長がお答えしたとおりでございまして、いま、御指摘の向きにつきましては、窓口1本化方式の中で十二分に対応できるもんだと存じております。今後ともいろいろ検討させていただきたいと存じます。

- 1番(寺田茂君) この問題については市長、窓口1本化、市同促問題については準備会の中で今後も続けていくということですが、それを早急に1つの和泉市の行政の中心として、全体のものとして考えてほしいと思います。

保育園問題で数字が出されましたか、われわれの言うてるのは若干違いがあると思つたのは確かに数字では1.3.3倍とか1.2.0倍とか出でております。51年度、52年度で見たとき、確かにそういう数字で倍率が上がつてゐるんですが、中身の格差は1段と開いていく。たとえば1,000円の10%と10,000円の10%との中身の格差が非常にわれわれが苦慮するところなんです。その点、ひとつ公正な立場で保育料の高いところは下がってくれて結構ですが、今後保育料問題も十分配慮、検討していただきたい。こういうふうに思います。

- 議長(柳瀬美樹) ここで議員の皆さん方にお願いいたします。

議事の都合上、お昼がちょっとおくれると存じますが、御了承賜りますよう、格段の御協力をお願い申し上げます。

次の答弁。

- 財務部長(宇沢清君) お答え申し上げます。

第1点目の地方交付税の税率引き上げですが、過去数回、議員の皆さん方にも御指摘を受けておりでございまして、現行3.2%を4.0%に引き上げるべく、全国市長会あるいは知事会等を通じ努力しておるわけでございます。最近の地方財政の危機は非常に硬直化しております。来年度、自治省の議算では、3兆円近くの大きな財源不足を生ずる中において、不況が長期化し、地方財政の危機が来年度以降もなお続くという見通しがはつきりしておる以上、市長会初め全国知事会ともども、この交付税率引き上げについては強力に推し進める考え方を持っています。

第2点の市財政の確保と基本につきまして、再建団体転落の限度額は幾らかということでございますが、52年度の標準財政規模が65億9千112万5千円、それの2.0%を超しますと赤字再建団体に転落するわけですが、その額は、1.3億1,822万5千円が再建団体転落の限度額でございます。この点につきましては、52年度の全般の予算をながめた上で自主再建

に全力を投球したいという考え方を持つております。

第2点目の現時点での52年度の赤字見込額はいかほどか、17億円という御指摘がございますが、このままの財政運営を続けると、多額の歳入不足が生ずる見込みであります。今後におきましては、各種補助金の確保、3月に向けての特別交付税の確保、低利な府資金の導入、借り入れ、その他臨時的な収入を図り、12億程度の赤字になる見込みでございますが、最大の努力をして、できるだけ赤字を最小限にとどめたいという考え方を持つております。

53年度の元利償還額のうち同和関係はどれほどかということでございますが、一概に同和関係の金額の区分けは非常にむずかしゅうございます。補助金の取りつけ上の関連もあり、一応区分けはいたしておりますが、はつきり同和対策事業の元利償還額は幾らかは明額にされておりません。大体その数値を申し上げますと、総額で53年度20億7千7百万円ぐらいの所要額、そのうち補助金取りつけ上の関連もあり、同和関連は9億2千7百万円でございます。

第4点に、多額に要する同和関連起債の元利返済金はどうするのかということでございますが、かねがね市長からも申し上げておりますとおり、10条規定については政府に向けて最大の努力をいたしたいと思っております。

53年度の財政運営をどう考えてるかということですが、いわゆる単年度収支の均衡を図りたいということで、現在、各部課から聴取いたしましたものを来年度予算に向けて調整中でございますので、その点はいま、はつきり申し上げにくうございます。悪しからず御了承願いたいと思います。

以上でございます。

○ 1番(寺田茂君) 交付税問題については、わが党も絶えず国会の中でも40%が全国の市町村の要望にもなつてますので、精力的にやつております。和泉市でも全力を挙げて国に要望していくという立場でお願い申し上げたい。

それと、端的な問題に入るわけですが、52年度の数字をお聞かせ願いましたが、53年度の標準財政規模はどのぐらい、きつちりはいかんでしょうか……。

○ 財務部次長(麻生和義君) お答え申し上げます。

現在、試算段階ですが、標準財政規模は72億ないし75億程度になる見込みでございまして、これの20%、15億程度となります。

○ 1番(寺田茂君) そこで私、心配なのは、52年度で13億1千8百万円が再建団体のガイドライン、来年度は試算段階ですが14億から15億、これは大変だと思うんです。おまけに起債の元利償還が20億7千万円、普通では処理できない状態になるんではないかという心配面と、今後の財政運営、ここでもう少し詳しく答弁もほしかつたが、いまの数字だけ見ても

大変だろうと思います。

こういう中で市税収入とかいろんな収入、特交などをあてにしていく、何とか再建団体の転落は食いとめよう。本年度でもこれから4億ぐらいこしらえないとあかん。どうしてこしらえるか、市長を含め財政も頭が痛かろうと思う。

しかし市長、特交はことしは大変だと思う。特交は災害が第1優先です。

有珠山の爆発、あれも災害ということで、特交がまず第1条件の災害復旧条件に充てる役目です。

普通、和泉市のように災害のない財政事情悪化による特交のお願いの仕方、これは皆さんか頭に含んでいるより少ないと違うか、これが大変なんです。簡単に国からもらうという、自分とこのことだけ考えんと外的要因がものすごくあるからことしは厳しいですよ。

市長、腹据えて特交問題はできるだけお願いしてもらえるだけもらつてこないと、恐らく52年度の決算はできないのではないか。

本当に腹据えてください。

53年度の数字を出してもろうて、ものすごく心配なんです。先ほど44年度からの同和行政の地方債と一般財源が190億出てるという状態なんです。同和行政を円滑に進める中で財政問題は基本になるので、この点ひとつ僕も財政の人と話してもいいが、足らん分たくさんある言いたいこともあるんで、後日話させてもらうということで、財政問題は終わりたいと思います。

それと、答弁がなかつたんですが、後で一言だけで結構です。この和泉市の環境開発の問題いまだに許可がないんです。市が認めてるが、この点どうなんですか。

○ 議長（柳瀬美樹君） 答弁。

○ 産業衛生部長（山本俊兼君）

お答え申し上げます。

和泉環境開発株式会社の関係につきましては御存知のとおり、48年10月、大阪府の収集運搬処分埋立、この許可を受けられております。ところが本人は50年に中間処理業を希望され、その許可申請をされたのでございます。

大阪府の事務取扱要綱等の行政指導の中で、そういう中間処理業もあわせてしまいという御要望に対しては1時、48年当時に許可をした。この部分につきましては、行為そのものを1時中止するという行政指導をされてる現状でございます。

環境開発株式会社におかれましては、中間処理業の申請と相まって焼却炉の設置の届け出、これは大阪府公害防止条例第31条の規定によつて設置届もされてる現状でございます。

われわれの関係者といたしましては、やはり正規の廃棄物処理法による許可そのものをそろえられまして、また住民とも十分なタイアップの中で円滑な運びをされることを願つてゐるという現状でございます。

○ 1番(寺田茂君) 設置条例、設置許可是、住民の了解も何も要らない。大阪府は設置までは許可してゐる。当然です。その後のあなたが言われたように、市としては、大体廃材として一応許可してました。ところが、どないもこないも言うことを聞かんと、タイヤや産業廃棄物を燃やしにかかるつて。住民とも相当な問題が出てる。市の方へ来くと、商売にする、廃材も含めて許可してません、と言われてる。だから、市としては全く許可ない。そうでしょうね。

埋め立てについてはあるんですか。

廃材についても現在、許可してないんでしょうね。

○ 産業衛生部長(山本俊兼君)

廃棄物処理法に基づく許可権限は大阪府知事がお持でございます。先ほどの中間処理業の申請と相まって、この会社が大阪府公害防止条例に基づきまして、焼却施設の設置届をされた現状でございます。

○ 1番(寺田茂君) 和泉市の交通公害課、ここでは野焼きについては許可制度を1つは委任事務として持つとするわけです。それも現在は自分のとこのものはいいが、商売にするやつはダメですよ。という形で許可してない。それがどんどん毎日のようにトラックが入り、タイヤなんか焼いてる。ただ大阪府だけや、地元の合意が得られないんだという。ピンポン玉にすることのないように、市としては業者同士の連携の指導、その辺が必要ではないか。そうでないと、毎日住民が困つてるんです。どんどん燃やします。

それを大阪府の許可制で、住民の同意がくれませんと、そんなことでは、市としてはいけない。その点を深くもう少し業者と住民、市との関係の中で指導する立場で1考されていいんじゃないか、こういうことでひとつよろしく頼みたい。

私、皆さんに御協力いただき、時間も少しいただきましたが、3つの基本点と62の個別要求の中から代表的に質問させていただきました。私の足らんところは、他の議員から質問させてもらいます。どうもありがとうございました。

○ 議長(柳瀬美樹君) ここでお昼のため暫時休憩いたします。

(午後零時15分休憩)

(午後1時30分再開)

○議長(柳瀬美樹) それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

理事者の方々にお願い申し上げます。理事者は質問の要点をしつかりとらえ、むだな時間を費やすことなく、簡単明瞭に当を得た答弁をするよう特にお願い申し上げます。

それでは2番 天堀君。

○2番(天堀博君) 一般質問の発言の要旨に基づきまして質問させていただきます。以前にも、住民本位の町づくりということでお尋ねをいたしましたが、再び今回、取り上げさせていただきてお伺いしたいと思います。

住民本位の町づくりという表題を出してありますように、私の質問は、和泉市の公共用地の取得や処分、また開発行政並びに市の商工業や農業を守つていくことを中心にし、さらに、消費者保護という点を全体的、総合的観点でとらえて質問させていただくわけでございますが、答弁される側として、各問題別でないと答弁がしにくいということもございますので、具体的に問題を指摘して質問させていただき、後に総合的な観点もお伺いしたいと思うわけです。

まず、開発公社の運営ということがありますけれども、18日付の朝日新聞で見ますと、「実質責任者、こつそり降格」という記事を紹介させていただきますと、降格されたのは西川武雄開発公社事務局長、この6日付で公社参事となつた。和泉市は前日の5日に部長級2人、次長級2人、課長級4人の人事異動を発令、公表したが、西川局長の異動は6日回しとなり、府内でも公表されず、全くの隠密裏の人事だ、ということから始まり、池田忠雄市長の話として、本人に不正はないけれども、これまでの公社運営の責任をとつてもらつた。ということで新聞報道されております。

その点からまず第1点目に、新聞報道のように6日付にしたのはどういう理由なのか。それから、本人に不正はないとしておりますけれども、事務局長1人の降格。これも処分と言えるかどうか問題だと思つておりますけれども、これで事が済んだとしているのか。

当時の他の関係理事についてはどういうふうに考えておられるのかという点をお伺いしたいと思います。

それから、信太山丘陵開発の問題ですが、これにはさまざまな問題点があります。たとえば土地取得に関する疑惑とか、あるいは自衛隊の基地を民有地を買い上げることによる再編の問題、それから、環境改善整備事業にひつかけた土地処分、さらに今後、用地取得の困難性と、それに伴う遊休保有地が拡大されていく点からいろいろ問題点があろうと思います。この際、このような問題点を多く含んだ信太山丘陵開発については中止すべきではないかと思うわけですが、考え方をお伺いしたいと思います。

それから、先日の委員会でも出されました。土地の処分でございます。土地の処分については、公共用地並びに福祉など住民の利益につながるものとしたいということが基本点だということでお出されておりました。助役さんから、少なくとも、住民の迷惑のかからんものという話もされておつたところありますが、まず、1番目に処分についての法的な解釈をどのようにされるのかという点を改めてここでお伺いしたいと思います。あわせて、住民に迷惑のかからんものということありますけれども、極端に何に使うかわからん場合、歯どめをどのようなところに持つていかれるのか、お伺いしておきたいと思います。

次に、開発に伴う行政としての対処でありますけれども、これも2.3例を挙げてお伺いしたいと思います。

まず最初は、住宅公団光明台団地でございますが、これはいままでにも再三指摘もしてきました。経済圏が堺とか大阪と結びつき、遂に行政圏だけが和泉ということありますが、具体的には、バスなどの和泉市の市街区域などへの交通の面で、来年3月入居開始されるわけですが、現実の問題としてどう考えておられるのか。さらに、行政サービスの点では今までにも指摘したように、出張所、サービスセンター等についても、ますます具体化していくなくてはならん時点にきてあると思いますが、現在の進行状況について、いろいろプロジェクトチームを組んでやつておられると聞いておりますが、進行状況あるいは今後の構えの点をお伺いしたいと思います。次に例の2番目として、泉北ニュータウンの光明池地区におきまして、行政の境界が堺市と和泉市にまたがっているところがあります。その具体的な地名をひとつお聞かせ願いたいのと、統いて住民表示、学校、消防、水道、下水、郵便、選挙の投票所、戸籍、住民登録、こういう問題についてどのようにされるのか、お伺いしたいと思います。

次に例の3番目として、青葉台、緑ヶ丘とかが開発されてきました。

そこで問題が起きてきている1点だけとらえてお伺いするわけですが、住宅内を通過する道路問題として、特にいま問題になつているのは、緑ヶ丘の道路の沿線住民の心境として、ここが快適な環境、暮しと憩いの場として移り住んで来られたにもかかわらず、道路公害、騒音公害で日々悩んでおられます。

これらに対するどういう措置をとつてこられたか、また今後、同じようなことが起こり得ると思いますけれども、これは緑ヶ丘だけでなく、たとえば和泉中央線の開通に伴う青葉台住宅の道路にもこのようなことが出てくると思います。さらに、それ以外の大規模開発の中でそういう問題も出てくると思いますが、そういう点についてどう考えておられるのか、お聞きをいたします。

3番目に、地場産業の育成と、振興ということであります。私、たびたび新聞を例に挙げて

恐縮なんですが、これは昨日、12月19日付毎日新聞の夕刊ですが、午前の赤阪議員さんの質問の中にも1部触れられておりました。

私どもの寺田議員さんの質問の中にも出てまいりましたが、主に繊維を中心とする問題を取り上げてみたいと思います。

繊維不況というのは、いまさら言うまでもなく、大変な状況になつてきております。この新聞にありますように、涙でたき壊さねばならない状況が生まれているわけです。せんだつての西陣に統いて泉州ということではありませんけれども、これは単に深刻というところの騒ぎではないわけです。繊維で栄え、繊維で育ってきた和泉市だと言つても決して過言ではないと思います。いまや大変な状況になつているで、まず1番目として、私は単に商工行政ということだけの観点、商工課や産業衛生部というセクションだけのところで事を考えるのではなく、繊維問題あるいは和泉の商工業の発展の問題などを総合的に協議し、考えていくような府内の協議体制をひとつ考えていく必要があるのではないか。単に問題が起きたときに府議でいろいろ協議することだけでなく、単に機動的に総合的に問題を協議していくけるような体制をつしていくべきではないかと思いますが、現状の時点を10分考えていただいて御答弁をお願いしたいと思います。

いまの不況が、単に和泉市という地方自治体だけの力でどうにかなるという問題では決してございません。しかし少なくとも、そういうふうに協議体制を整えて、どう対処していくかという点について協議していくところ、心の通つた政治がいまこそ必要じやないかと思うわけです。

同時に2番目として、市内の各種の下請業者、これは非常に多く繊維だけでなく、鉄工関係でも多いのですが、円高不況もからんでこれも大変な状況です。未払い工賃、手形問題等々、こういう相談を日常専門的に扱える部署を、たとえば商工課などに配置していくことを考えたらどうかと思いますが、この点をお伺いいたします。

3番目に、あわせて各業種の業者の婦人の実態、いわゆる社長夫人と言われるような人は別にして、中小、零細の業者、家内労働で働く業者の婦人の実態を1つは明らかにしていく、調査をすることが必要だと思います。

これは商工行制、その他とは関連はしませんが、保育所の入所基準を決めるときに、共働きの家庭で勤めてる場合は正当に評価されますが、家内労働で、たとえば織屋さんの奥さんが家で働いてるという場合には非常に悪いわけです。

こういうところにもひとつ正当な評価を与えていくということ。さらに、そういうサラリーマンの婦人で、一般の労働者の方よりも逆に苛酷な労働条件を強いられている状況がつて調査

をすれば出てくると思いますが、そういう場合の健康管理の問題などにどう対処していくのかという点もお伺いしたいと思います。

3番目の(ロ)の農業問題については、いままでもたびたび質問をさせていただきましたので、今回多少観点を変えて、みかんのジュースということを取り上げまして、これはみかん産業の振興の一助になるということからお伺いしたいと思うわけです。

ジュースみかんの価格が安定あるいは上昇するということは、生食用のみかんの価格の安定上昇にもつながつてくるわけあります。いまのようにみかん価格がよくない場合、それは非常に重要であります。その価格を支える1つの材料にもなつてくるわけです。

また、大阪から出荷しているジュースみかんの販路を確保することも非常に大切だと思います。そのことによつてより価格の安定、上昇が図られるという観点から、ひとつ和泉市で庁舎の玄関あるいは市民課の待合のところにみかんジュースの自動販売機等を設置してはどうかという提案であります。

そういう点についての御意見をお伺いしたいと思います。

現在、参考のために申し上げますが、和泉からジュース用のミカンとして出荷されてゐるが51年度実績で1,345トン、金額にして4千5百万円程度の収入になつてゐるわけです。いまジュースみかんの出荷先は、ほとんど和歌山県の海南工場から、現在は紀の川沿いにある桃山工場に移転されてゐるそうですが、ここでの取り扱いです。この辺のジュースの販路先を調べていただきましたら、「ジョイン」という名称で出されている一般ジュース、それから「Aコープ」という形でも出されておりますが、大阪などにもかなりの量が出荷されてゐるわけです。こういうジュースの販路の拡販という点を考えましたら、先ほど申しました提起もうなづいていただけるんじやないかと思うわけです。

次に、4番目の消費者保護対策であります。昭和30年代には、森永比素ミルク事件、サリドマイド事件など、深刻な消費者の被害が多発いたしました。石油危機を契機としたバニツクでは、洗剤を求めて主婦の行列が続いたことも事実であります。いずれも大企業のなりふり構わぬ利潤追求、買い占めのもとで国民が苦しめられてきたわけであります、こういう中で、各府県段階で消費者保護条例の制定が相次いでまいりました。大阪府もそうです。

市段階でもひとつ制定、実施していくことが必要ではないかと思うわけです。

その根拠としては、お聞きしたいのは、本年の消費者保護対策がどのようになされているのか、お尋ねいたします。

2番目に、その具体的な問題として、消費生活相談が寄せられていると思うわけですが、その内容あるいは対応の仕方、そういうものについて若干お伺いしたい。

さらに3番目に、そこで相談を受けられる相談員の方にはどのような権限が与えられているのか、こういう点をお伺いしたいと思います。

もう1点、現在、和泉市内で、私が目につくだけでもポルノ雑誌の自動販売機がたくさんございます。いままでにも、こういう本会議場で、いろいろ質問を出された方もございます。しかしそれ以後、ますますこういうものがふえてきている傾向にあります。これは非常にゆるい問題だと思うわけですが、こういうふうな実態をつかんでおられるのかどうか。こういう点の管理責任者あるいは設置許可とかいう問題についても、どうなつてあるのかという点を最後にお伺いをしたいと思います。

大きくわけて4点お伺いをいたしましたが、それについての御答弁を願つて、不十分な点については再質問させていただくとして、さらに、総合的な観点からの指摘というか、まとめを最後に行いたいと思います。御答弁をよろしくお願ひいたします。

○ 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。

○ 市長（池田忠雄君） 天堀議員さんの開発公社の運営に伴う御質問にお答え申し上げます。

昨日の開発公社特別委員会についても御報告を申し上げたことでございますけれども、お許しを得まして、この際、ひとつ御報告を申し上げ、御理解を賜りたいと存じます。

現在の特別委員さんのみならず、議員の皆さんには、公社運営につきましていろいろと御心労を煩わしてまいりました。深くおわびを申し上げる次第でございます。私どもといしましては、今後の開発公社の再建を考えるとき、襟を正して議会の御指摘のように、2度とこういうことのないよう、明瞭な公社運営を期してまいりたい、このように決意をしておる次第でございます。

こういう立場から過般、6日付をもちまして、開発公社の実質的な責任者でございました西川武雄事務局長を、事務局長並びに専務理事を罷免させていただき、参事という職に降格させていただいた次第でございます。

そういうことを通じまして機構の一部を改革し、人事の刷新をする中で、膨大な土地処分を抱えた開発公社を何とか立て直させていただきたい。こういう決意でございます。年度半ばでございますので、局長の後任といしましては、すぐにきめるわけにもまいりません。

当分の間、助役をしてこの事務局長事務取扱を命じ、次長あるいは課長を補充させていただき開発公社の今後の運営を期してまいりたい。こういうことでございます。

決して、こつそり処分というようなことはございません。いろいろとよく精査検討させていただいた結果、6日に処分を行なつた次第でございます。ただ単に一局長のことだけではないという御指摘ごもつともでございます。理事会といしましても深く反省させていただき、理

事長の私から各理事に対して厳重な注意を与えるとともに、理事会の名でもつて襟を正して公社の再建に取り組んでまいりたい。実は、こういう申し合わせをしていただき、今後に対処させていただきたい、こういうふうに存じておる次第でございます。

以上の処置につきましてこの際御報告を申し上げ、深い御理解をいただきますとともに、公後とも一層公社運営に対しまして格段の御指導、御協力、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げたいと存する次第でございます。

なお2点目の信太山丘陵開発問題でございます。この件につきましては御案内のとおり、先代市長からの1つの是案でございます。信太山演習場の単純払い下げがまかりならんという中で、何とか開発を進めていくはどうかというは是案事項でございます。いろいろと特別委員会にもお願いをしている点でございます。

ただ、現状の公社運営といたしましては、先般も特別委員会で申し上げましたように、膨大なこの土地処分をまず優先させていただき、公社会計の確立を図ることが現下の急務でございます。こういう観点から、開発公社が全力を擧げる段階でございます。信太山丘陵開発は是案事項でございます。しかし、特別委員会とよく御相談をさせていただき、今後の運営をさせていただきます。このように存じておる次第でございます。御理解をいただきたいと存じます。

以上、開発公社運営についても、人事面を中心とする2点につきまして私から御答弁をいたしましたが、土地処分、その他の方法につきましては、事務局長事務取扱である助役から御答弁させていただきたいと存じます。いろいろと御迷惑をお掛けしてまことに申しわけございませんが、今後、一層開発公社運営には全力を擧げてまいりたいと存じますので、皆さんの一層の御指導、御鞭撻のほどをお願い申し上げ、御答弁にかえたいと思います。

- 議長（柳瀬美樹君） 助役答弁。
- 助役（坂口禮之助君） ただいま市長からお話をございましたように、私去る1月6日付で開発公社事務局長事務取扱を命ぜられてございます。こういう立場から、いまの天堀議員さんの土地処分の関係についてお答え申し上げたいと存じます。

昨日も土地開発の特別委員会が開かれ、その席上におきましても、よく類似した質問がございましたお答え申し上げましたが、現在、開発公社で保有する土地は、現在において、市の公共事業の張りつけの計画のない土地につきましては、早急に処分してまいりたいという考え方を持つてございます。その場合にまず、考えられることは、その土地がいかなる方法で利用されていくかにつきましては、やはり重大な関心を持つていかなければならないという認識に立つてございます。したがつて、国なり府あるいは日本住宅公団あるいは府の住宅供給公社等、

いわゆる公共的な団体がその土地を利用する目を持つておるような場合には、当然、まず第1順位にそれらを対象に考えていきたいというのが第1点。

続いて、たとえば学校法人であるとか、社会福祉法人であるとか、いわゆる公共的団体がその土地を利用していただける方途がございましたら、これらのものを第2順位として考えていきたいと存じております。

こうした順位を厳選しながら処分を行なつていく中において、一般的な土地利用目的以外に利用されないという場合には、やむなくいろいろの施設の誘致あるいは場合によつては住宅的な考え方のみにとどまらず、商業施設等の配置等も考えていきたいと思つておるわけでございます。

そうした考え方を基準にいたしまして、今後、公社が所有する土地の中で当面、利用計画のない土地については積極的に処分に当たつてしまいたい。このように存じております。

特にその土地利用を通じまして、周辺住民等に御迷惑のかからないような観点を強く考えながら行なつていくことも強く申し上げておりますが、これらの歯どめなどのような基準に置くかということにつきましては、私の考え方としては、市と公社理事会等との協議はもちろんのことございますが、議会におきましても、処分の内容等がかなり煮詰まつた段階では事前に特別委員会等にも御報告申し上げ、御協議を煩わしながら、この施設あるいは土地利用についても、御議論をいただきたいという考え方を持つてございまして、一般的に基準をきちんとつくつてゐるわけではありません。皆さん方の御議論をいただきながら、それらの歯どめを行なつていきたいと存じておるわけなんです。

それから、処分に対する法的な解釈につきましては、現在の公拠法の処分内容の規定等は、非常に漠然としておる面がございます。

過日も申し上げましたが、開発公社の本年の趣旨は、公共用地の先行取得ということを眼目にいたしてございます。したがつて、それらの取得した土地は、公共事業の張りつけ用地であることは原則的に底流に流れでございます。したがいまして、それらの所有財産を公社が自由に処分することについては、法律上言及されてない現況でございます。法律上の解釈をさらに深く吟味して適法な方法を見出していくよう、現在時点では検討中でございまして、本席で明確にこのような法解釈であると申し上げられないのはまことに遺憾でございますけれども、いましばらくお時間を借りいたしたい、このように存する次第でございます。

○ 2番(天堀博君) まず開発公社運営の問題から再質問というか、一応確認をさせていただきたい。

いまの助役さんの答弁では、土地処分の場合に、公社理事会あるいは議会筋については、特

別委員会に諮つて意見をお伺いしていくことですので、その点は、之の程で私の方もお願いをしたいというか、確認をさせていただきたいと思います。

それから、信太山丘陵開発ですが、市長の答弁にもありますように、1鳥2鳥も3鳥も考えておられるわけです。そのことで全部解決するというふうなことから、こういうこともいろいろ考えてこられたんだと思いますが、問題点を多く、含んでることも事実だと思います。これは委員会の中でも出ておりまし、恐らくそういう点もお考えいただいていると思います。まず土地処分、再建問題がかかつてきているので、それを先にやろうということですね。信太山丘陵開発については、中止とまではいかなくても、当面、凍結するというふうに解釈してよろしゅうございますか。

○ 市長(池田忠雄君) お答え申し上げます。

先ほど私がお答えいたしました点は、凍結とか中止とかじやなく、当面、金利のかさばる処分を重点的にやらせていただきたい。信太山開発の問題については、なお精査しながら特別委員会に御相談して進めさせていただきたいと存じております。そういう真意でございます。

○ 2番(天堀博君) わかりました。私どもは、そういうことはもうやめるべきだと思うわけなんです。一応、意見だけ言うときます。

それから処分の問題ですが、処分ということが受け取つていいくわけですね。しかし、6日付にしたのはなぜかということは、余り言及すると問題が出るので、一応、ここではさておいて降格というだけでなく、減給、減俸というところまでされてるんですか。

○ 市長(池田忠雄君) お答え申し上げます。

当然、処分でございまして、降等降格でございますので、減給にも及んでございます。

○ 2番(天堀博君) いわゆる部長級から降りたことによる減給、そういうことだけで、それ以外に、いわゆる何ヵ月間どうとかいうことはないわけですね。格が落ちたことによる減給だけですね。

私どもは、そういう点では、本当の処分ということにはどうも理解するのになかなか困難なように思うんですけど、人事問題ですから余りそれ以上のことはちょっと追及を避けたいと思います。もつと襟を正すと言われる限りは、思い切ったことをやられた方がよかつたんじやないかと考えるわけです。その点では、意見だけ言うときます。公社問題については、この程度にしておきたいと思います。

○ 議長(柳瀬美樹) 次の答弁。

○ 産業衛生部長(山本俊兼君)

2番目の開発に伴う行政の中で特にバス問題、それから緑ヶ丘の道路交通の問題について御

質問がございましたので、私からお答え申し上げます。

まず光明台開発に伴うバス運行系統の関係につきましては、過日も既存の和泉市のバス運行系統等も相ましまして、南海と和泉市が組織するバス運営協議会におきまして、いろいろと検討を重ねていただいているところでございます。

光明団地の入居等にあわせまして、遂次、南海電鉄当局、また和泉市からの協議により、これらの解消をしていただきたいという状況になつております。

なお、光明池開通に伴うバス運行につきましては、これもいろいろ検討を重ねておりますが一昨日、南海バスとの話し合いの中で、泉北四号線の信号がもはやつきまして、その観点から12月30日からバス乗り入れを行なうことになつております。

それから、緑ヶ丘の通過交通についても、実は52年9月9日付で緑ヶ丘自治会長さんからの要望等も出てまいっております。これは道路管理面との関係も非常に深いわけですが、われわれの考えの中には、地元のおつしやる分離帯設置の問題も提起されております。道路管理の立場にある面からも、大阪府等の補助金対策、その辺の見通しを十分勘案して今後の問題として取り組んでいく、このように御回答申し上げておりますので、よろしくお願ひ申し上げます

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 市民部長（内田繁君） 開発に伴う行政としての対処の中で、いわゆる出張所といふか、サービスセンターの進捗状況、特にプロジェクトチームをつくつたのではないかというお説でございます。

実は私の方、事務改善研究委員会の中で臨時委員会、俗に私の方でプロジェクトチーム、正式な名前はサービスセンター設置研究委員会を9月20日に設置し、私がその取りまとめ役を仰せつかりまして、それについての研究を進めております。今回、そのプロジェクトチームの研究経過の概要を申し上げ、これにお答えしていきたい。決定等については、この上部にある事務改善委員会で決定していくことになります。

9月20日にこの委員会を組織し、9月24日に早速第1回目の委員会を開催いたしました。委員会の中では、まず最初に、この研究委員会の研究の進め方……。

○ 2番（天堀博君） 途中で悪いですが、現在、どの辺まできてるかというやつを教えていただきたいんです。

○ 市民部長（内田繁君） プロジェクトチームといたしましては、いろいろシステムの方式がございますが、模写電送装置が最良ではないかと、それでもつて現在、先進都市の調査あるいはそれの経費、運営方法等を進めるべく、それに向けて4回にわたり研究し、調査をしていただいております。

一定の模写電送装置の導入方法を採用するというプロジェクトチームとしての考え方を出してそれを近く中間報告の形で現在までやつてきた内容を事務改善委員会の方へ御報告申し上げ、今後の進め方等についても決定をしていただき、再度それを推し進めていきたいというのが現在の進行状況でございます。

- 議長（柳瀬美樹君） 次。
- 市長公室次長（杉本弘文君）

3点目の問題についてお答え申し上げます。

御質問の地域は、泉北ニュータウンの堺市に隣接しております光明池地区かと思われます。この地域は、光明池駅の周辺の堺市との境界が入り組んでいるところでございまして、和泉市の地番では、伏屋町と室堂町の地番が入り組んでるところでございます。

御質問の住民登録あるいは戸籍選挙等、いろんな住民生活に係る問題をどうするのかということでございますが、この地域は住宅が張りつかず、公共あるいは公益施設を中心とした計画になつてございます。しかし、若干の住宅施設も相当後年次には考えられますので、これについては、境界の適正化を図ることが1番肝要かと存じます。境界の変更は、本市のみでは明確にお答えするわけにはまいりませんが、いずれはそういう方向で解決してまいりたい、かように考へてる次第でございます。

- 2番（天堀博君） 飛び飛びに答弁をされましたので整理上ややこしいのですが、いわゆる光明池地区で伏屋、室堂が張り出している部分があるわけです。この住民表示、学校、水道消防、下水、郵便、選挙の投票所、戸籍、住民登録はどうかと聞いたんです。恐らく学校、消防、水道、下水等の問題は、行政協定によつて堺市にやつていただけると思つてますし、いろいろこちらで調査した限りでは、そういうふうに閑知しているわけです。

郵便については、郵便番号の問題とか、その他いろいろ出ますので、恐らく行政が直接の問題ではありませんが、今後、対処していただけたらと思います。

ただ住民表示ですが、具体的には堺市赤坂台ですか。

- 市長公室次長（杉本弘文君）

伏屋地区に面しているところでは赤坂台です。

- 2番（天堀博君） いわゆる同じ住宅地内で堺市赤坂台と和泉市伏屋町があるわけです。そういうところの問題を出してるわけなんです。非常に公共施設が多いということですが、今後住宅もそこにできてくるというわけですね。そうすると、そのときになつてまたごたごたやるんですか。その点については、どういう形でも話とか方向はついてないのか。選挙とか戸籍、住民登録など全部和泉市住居表示も和泉市伏屋町になるわけです。

そういうことからいと、いわゆる今までのたとえば小田町とか、岸和田とか、あの辺は川とかの部分ですが、路地1つ隔てて隣がA市、こちらがB市とかいう場合もできてくる。しかし、新たに開発される地域でこういう問題が起きてます。それについてどう考へてるか、お聞きしたいわけです。

いつごろから一般の入居が始まるんですか、赤坂台とか、公共施設を中心だという地域の住宅についてはね。

○ 市長公室次長（杉本弘文君）

私どもの関知しておるところでは、まだ10年ぐらい先のこととござります。

○ 2番（天堀博君） そのころまでは全然人が住まないわけですか。

和泉市に住民登録される方がそこにおりないと考へてよろしいですか。

○ 市長公室次長（杉本弘文君） はい。

○ 2番（天堀博君） その問題はどういうふうに考へてますか。行政境界をたとえば堺市なら堺市にしてしまうとか、どういう方針で取り組まれようとしているのか、その辺をひとつお聞かせ願いたい。でないと、このままずつといふと、また、ぞろ助松団地とかの問題がここでも起るわけです。この辺をいまからはつきりしておいてほしい。また、その辺で民有地がポンとあつて家を建てる方もあるかもしれません。その場合も問題が起きてくるので、今後、どういうめどをつけてやるか、はつきりしておいてほしい。

○ 助役（坂口禮之助君） お答えいたします。

実は、泉北ニュータウン開発途上の時点で、光明池地域で堺市と隣接する行政境界の問題が非常に入り組んでございます。特に今度新たにできております光明池駅の前などにつきましては、非常に入り組んだ形になつてございます。

そういうことから、何とかすきつとしたものに持つていきたいということで再三、堺市と話し合いを持つたわけでございますが、ときたまたま、堺市は高石と臨海工業地域をめぐる境界争いが熾烈化している最中でございました。事務当局は、現時点では、とても境界変更の問題を議会に上げる状況ではないんだということで、取り合つていただけなかつた現状でございました。

しかし原則としてやはり1つの路線なり河川などで明確にしていきたいという考え方につきましては、双方とも合意に達してございますので、機会を見て再度、そういう問題を堺市にも提起して、いろいろ御心配をいただいている問題が起らんよう、事前に境界の整備をやつていきたいと存じております。ただし、駅前の関係はすきつとした形、たとえば泉北4号線から堺市寄りは堺市、和泉市寄りは和泉市という解決は非常に至難だと思うわけです。したがつて

駅前の街路をもつて区分していくという考え方には立たざるを得ないと存じております。

また、おつしやつておりますように、住宅の張りつく部分につきましては、そういうふうな観点を捨て、もう少し明確な方針を出して協議していきたいと存じますので、そのような扱い方で今後、努力していきたいと思います。

- 2番(天堀博君) あの辺はそれでなくてもいろんな問題が起きてます。例の屋上のグラウンド問題、また、ダイエーが室堂町で向こうへ出づ張つてるとか、それで固定資産税の問題もあり、利害がからむので、いろんな複雑な事情もあろうかと思います。助松団地とかの問題を繰り返すことのないように、ひとつ重々心がけて取り組んでいただきと、今後、また大変なことになるんじゃないかと思うわけです。

それから光明台団地のバス問題 12月30日乗り入れというのは、光明池駅に対する乗り入れですね。私が聞いているのは、光明台から府中周辺に行くバスがどうか、この問題がどこまで進んでるのかということですよ。

- 産業衛生部長(山本俊兼君)

御存知のとおり、現在、光明台団地内すなわち和田光明池線沿いで南海バスの車庫の建設が始まっています。これがおおむね来年9月ごろの完成であるということです。

片や、和田福泉線と粉河線との連絡道の改良問題等があるわけでございます。これらができる過程においても当然、将来目標としては、団地内と既存路線との連係の問題も発展させなければならない。このように考えてるわけでございます。当面のところは、そういう状況の改良と相まって、バス運営協議会等で十分市民の足確保という目的に向かつて取り組んでいく、このようを協議をしておる次第でございます。

- 2番(天堀博君) 残り時間が十分ということですが、議会の始まる前に議長さんにもお願いしておりますように、多少配慮していただきたいと思います。いろいろ質問が多岐にわたっておりますので、こちらも整理をいたしますが、理事者各位におかれましても、明確な答弁をお願いしたいと思います。

いまお聞きしたところでは、やはり泉大津粉河線までの路線がいまのところないわけですね和田福泉線からこづちへ渡るものがない。そのために光明台団地からバスが下りて來ても曲がるところがない。非常に角度が急なために光明池線の4辻が大変な状況だということで、バスがそのまま真つすぐにこづちへ来ない。今後、努力していくということですが、1つは、前から助役さんにお話しますように、これはわかり切つてることなんですね。あそこに光明台の団地が来るという時点から、府中近辺との連絡はどうするんだということは1つの課題だつたと思う。わかり切つながら、その対策が非常にあくれてきた。すでに来年3月から入居が始

まるというのにバスがこつちへ来ない。恐らくバスが走つても、青葉台行きかどこか下の方に来るだけで、乗りかえて来なければならん。それでなくとも、経済圏、交通、その他がすべて光明池駅へ通じて、堺とか大阪市に結びついていくのに、よけい和泉市との隔離というか、隔たりができるてくる。たとえば市役所へ來るのも、堺の市役所へ行く方が楽、バスで光明池駅へ出、堺東で降りれば真前にある。和泉の市役所へ住民票を取りに來るにしても、バス乗りかえて、ややこしい。あそこへ入居される人は、ほとんど和泉市を知らない。バスの乗りかえが至難だということ、出てくる。そういう点をどう考えてるのか、後で、総合的に質問というか、指摘もさせていただきますが、バスの直接の路線の開通見込みが立たないということで判断してよろしゅうございますか。

○ 助役（坂口禮之助君）

お答えいたします。議員さん御指摘のとおり、現時点では、バスの通過する路線が整備されておらないということでございますが、かねてから申し上げておりますとおり、和田福泉線と泉大津粉河線との間は、取りつけ道路をつくるために関係部局で懸命に努力しておる次第でございます。用地買収が困難をいたしておりまして難渉しておるわけでございますが、過日の固定資産評価審査委員会でも、用地の価額等について御審議をいただき、決定いただいておりますし、もう2人ほどの地主さんにつきまして鋭意努力いたしてございます。何とか来年3月の入居時までには実成したいということで、努力を集中しているところでございます。御理解を賜りたいと思います。

○ 2番（天堀博君） もし、努力していただいても開通しないということになれば、バス運営協議会とか南海に要請して、乗りかえでもかまわないので、下りて来るバスが開通される可能性はございますか。光明台から下りて来るバスがとまるのか、あるいは青葉台あたりへ一たん行くか行かんかは別として、従来の路線との結びつきをとることについては可能かどうか、あるいは、そういうところまで持つていくことを約束していただけるかどうか。

○ 産業衛生部長（山本俊兼君） 先ほどは説明不足で申しわけございません、たとえば青葉台から光明池駅乗り入れということについても、泉北4号線の信号が間もなくつくという中で、12月30日から1部運行が開始される。すなわち槇尾山口から堺市に行く、この車は当然運行ができる。こういうことでございます。

○ 2番（天堀博君） 私がいつてるのはそうじやなく、いわゆる槇尾山口から出たバスが堺東へ行くのは、伏屋の手前で一たん中へ入つて出てくる。そういうことでしょう。そうじやなく光明台団地の中からこつちへ出てくるのにどうするんかということです。和田福泉線と泉大津粉河線の間の用地買収が十分できてないのですと来れない。だから、バスが「青い影」とい

う喫茶店がございますが、あそこのところまで下りて来るのか。あるいは青葉台へでも1たんUターンするために行くのか、果たして光明台から下りて来る足が確保できるのかどうか。そうでないと光明池の奥から出て、そこから乗りかえて青葉台へ来て、光明池前のバス停でまた乗りかえてこつちへ出て来ないかん。そんな遠回りせんと、すつと来るバスがあればいいが、道路の関係で来れない。だから、そこまで下りて来るバスを確保されるのかどうか。

○ 産業衛生部長（山本俊兼君）

議員さんの御趣旨はよくわかりますが、今後、バス運営協議会等でそのことも踏まえて十分審議していただきたいと思います。

○ 2番（天堀博君） それは努力していただかんと、あそこに入居される方が非常に不便になります。

同時に、先ほど申し上げましたサービスセンターですが、いろいろ説明を伺いましたが、私も言いましたが、端的にやろうと思えばやれるのかというところ辺まできてると思う。よそも方々でやつてます。隣の岸和田、高石、藤井寺の各市へ問い合わせたら、「うちもやろうと思つてます」というところが多い。交通の停滞とか駐車場の緩和とか、いろんなことを考えれば非常にいいと好評なんです。本当にやる気があつて取り組まれてるのか、どうかという点と、直接の事務改善委員会とかではない、市長公室あたりからもどうですか。光明台だけではなく私が取り上げてるのは、開発がどんどん進んできて鶴山台とか光明台のような団地ができ、和泉市役所に来るのが非常に不便になつてきた状況なのでその必要性もあるんじやないか。

さらに、バス代が高くなつたことによつて、山間部から市役所に来るのが大変だという状況の中で、真剣に進めないかん、1つ1つ事務的にごちやごちややつてゐる、それはやつていただくとして、ほんまにやる構えで取り組んでいただいてるのかどうかです。

採算面を考えたら、こんなばからしいことはない。錢もうけになれへん、同じ住民票を発行するのに2百円、同じ金額でしょう。これすら問題やと言つてゐる。だから出張所をこしらえて人件費とか機材の関係、大体1度に4カ所こしらえれば、5・6千万円かかるんじやないですか。そのぐらいの金をかけて、そこから入つてくる金を考えたら非常に悪い、採算とれないと考えたらいかん、先ほど言つたように、背景なり観点から考えていただいてやる気があるかどうか聞いてるので、明確にお答え願いたい。

○ 市長公室長（西川喜久君） 私の方からお答え申し上げます。

先ほど、市民部長からも経過について説明がありましたが、設置することによつてどのようになるか、設置についての研究を進めてあるものでございまして、近く中間報告が出てくると聞いておりますので、その報告の内容を十分検討する中でひとつ結論を出してまいりたい。

かよう考えております。

- 2番(天堀博君) 私の意が通じてないのか、それ以上の答弁ができないものか、いずれかだと思いますが、その程度でおいとります。以前から言つてますので、ここで何月からせよとかの確約を取ることすら、いまの答弁では無理だらうと思いますので、どこへどのように設置するのかというところ邊もまだ先だと思います。その点はもつと積極的に考えていただかんと、それこそ和泉府中というのが和泉市の外れになつてしまふ可能性が出てくる。そこが泉大津なんです。どんどん中部の丘陵地帯が開発されてどんどん山の中に町ができる状況の中で総合的なプランという点から考えれば、市役所がここにあること自体問題化されてくるときだつて出てくる。

そういうことから考えれば、もつとサービス機能を完備しておく必要がいまこそあると思うんです。その点をひとつ肝に銘じてほしい。

バス問題も同じです。その点よくお考え願いたいと思います。

それから、緑ヶ丘沿線住民の問題、いろいろ要望書が出ているという御答弁がございましたが、実際あんな道路が開通すれば通る。便利ですからね。和氣父鬼線の道路は狭わいです。つい便利がいいから通る。人情です。道幅が広いし、ついスピードが出る。そのことによつて沿線住民、特に大型の貨物車なんかが通つた場合、非常に騒音で困られる。やはりあの道路ができてしまえばそりなるんだということは想定されていたわけでしょう。その対策が十分なされてこなかつたところに問題がある。これはその程度にします。後で答弁いただいても同じことだらうと思います。時間の関係もあるので後で総合的な意見を述べたいと思います。

- 議長(柳瀬美樹君) 次の答弁。

- 産業衛生部長(山本俊兼君) 3・4番目の問題につきましてお答え申し上げます。

時間の関係等もございますので端的にお答え申し上げますが、まず、繊維不況の関係と対策につきまして、庁内での協議体制をとるべきでないかと御提言でございます、ごもつともな御意見かと思いますが、産業衛生部が窓口となりまして、その辺の取り組み等につきまして、十分検討を重ねていきたい、かように存する次第でございます。

それから2番目の下請業界に対する市の取り組み方といふか、相談的な役割を果たす必要があるのではないか、こういつた問題もあるわけでございますが、このことについても至極ごもつともな御提言ではないかと思いますが、やはり下請業界そのものの現在の社会経済情勢に対してどうあるべきかということを十分検討いたしたい。

なお、商工課の中にもそれなりに労働対策組、商工振興対策の職員も配置しておりますので、そういう具具体事例がありますれば、早速承り対処していきたい、かよう存する次第でござい

ます。

それから、各企業者の方々の婦人層の実態調査の関係でございます。議員さんのお話によりますと、市政全般に關係のある実のある調査ではないかという御意見でございますが、この点についても一応、商工行政との関連がございますので、産衛部の商工課が十分煮詰めを行い、それらの可否等についても検討していきたいと存じます。

それから農業問題でございますが、このことについても、端的に府内に自動販売機を置くべきでなかろうかという御提言でございます。本件についても、やはり良質のみかんづくりを農家の方々に推進していただく。そのためには摘果、改植対策等があります。ジュースみかんの問題についても、実積1,345トン、4,500万というのも御承知のとおりでございますが、単に府内初め公共施設内に自動販売機等を置くことについても、いろんな観点から考慮すべき問題等があろうかと存じますので、十分協議検討を重ねてまいりたい、かように存する次第でございます。

それから、4番目の消費者保護対策についても御提言をいただいてございますが、本件についても本年2月、大阪府の条例が施行されております。その内容等も実は検討しておりますがやはり大阪府の条例に盛り込まれたことは、ほとんど市段階でもやるべきことであるという判断をしております。

特に本市の消費者保護行政といたしましては、消費者モニターの開設設置、消費者講座の開催さらに消費者相談員、こういったものの活動を行つてゐるわけでございます。

特にこの消費者保護行政の中での権限というか、内容というか、そういうお尋ねでございますが、消費者相談等で問題があつたときには大阪府消費者センター等の指導も受け、そういう品種等についても検討していくことでやつております。

即和泉市の権限ということではなく、大阪府の消費者保護条例という枠の中で大阪府の指導を受けていく、こういう現状でございます。

特に消費者相談の苦情の内容を申し上げますと、食料品等7種類ございます。51年度実績の受け付け件数が21件、内容的には安全衛生、品質機能、計量量目、価格料金、販売方法、契約サービス、その他いろんな問題がございます。52年度の4月から11月までの実績は、現在、受け付け件数15件でございます。

最後に、ポルノ雑誌の実態についてのお尋ねでございますが、確かに青少年育成の見地から非常に困つたことであるとわれわれも考えるわけでございます。これらの許可制度、設置の内容等については今後十分研究し、よりよき青少年育成対策になるようわれわれも努力をしたいと存する次第でございます。

○ 2番(天堀博君) 産衛部が窓口になって地場産業育成についての協議、こういう点については後で一緒に言います。

下請業者に対する日常専門的に扱える部署1考していただくということで、問題があれば、その都度言つてきてくれということですね。

それから、業者婦人の実態についても、今後も検討していきたいということですので、その程度にしておきます。

ジュースみかんですが、府内にそういうものを置いたらどうのこうのということもあるということですが、それと、ええみかんづくりということ、何ぼええみかんをつくつても、ジュースみかんは出でます。販路拡張をしていくということから、いいみかんの余りよくない部分、そういうものをジュースに持つていかんと、生食用のみかんというのは限られてくる。輸入の農産物も入つてくるので、それらに押されてしまう。やはりジュース等にどんどん需要をふやしていくことも必要だと思います。

庁舎の中に置くのは問題だということですが、福岡県あたりではそういう運動をされ、福岡県内の関係間庁には全部ジュースの自動販売機を置いたんです。コーラやファンタではございません。そして需要が高まつたんです。一遍飲んでいただければ、宣伝するわけじゃないが、非常にうまい、口当たりもいいしね、そういう普及に努めることも必要じゃないか。

なぜ私がそういうことを言うか大阪府下のみかん生産高が約40%が和泉市なんですよ。霜害やなんか出たとき、和泉市の出方をよそが見てる。どうするやろうとね、そういうふうにリーダーシップを発揮していかないかん。特に当和泉市では、先代の池辺由太郎会長に次いで、和田康臣府会議員さんが果樹振興会の会長をされてる。その点から考えても、1つは府へも呼びかけて検討していく、自動販売機については、私もいろいろ検討しましたら、食堂との関係が出てくる。それから、他の業者が置かしてくれということ、いままで出たことがある。しかし、これは問題が違うと私は解釈している。銘柄は、和歌山から出るのは「ジョイン」というジュースですから、こういうものに指定していく、いま和泉市内を見ると、ジュースの販売機のほとんどが明治、愛媛のポンジュース、明治なんか愛媛、静岡のみかんを使つてる。やはり大阪のみかんはできるだけ大阪で消費していくこと、これは金がかかりません。そういう心の通つたことも必要じやあなかろうかと思います。ひとつまえ向きて検討していただけるかどうか、どこか知りませんが、お答えしていただけますか。

○ 産業衛生部長(山本俊兼君) 農業問題の特にみかんジュースの再質問でございます。

議員さんも御存知のとおり、やはりみかん農家対策の一環としてよき行為だろうと思います。

ただ、いろいろ問題がございますので、大阪府食品流通対策課とも十分指導を受け本市におい

て実現が可能かどうかも早期に研究をしてまいりたいと存じます。

- 2番(天堀博君) 最後に、消費者保護条例関係ですが、豊中なんかでは9月にスタートしてます。やはり市民を守るという点では大事やと思います。

特に先ほど答弁のありましたポルノ雑誌等の自動販売機、これはひとつ的確につかんでいただきたい。どんどんふえてます。教育委員会の管轄になるのか知りませんが、管理の責任者というか、うどん屋なんかにあつても、そのうどん屋は関係がない、どこやらから本を持つてきて夜中に入れかえていく。利益の何ぼかをもううてるのか知りませんが、非常に管理責任が不明確なんです。その辺も市が指導していく必要があるんじやないかと思います。もう答弁は要りませんが、ひとつやつていただきたいと思います。

非常に時間が長くなつたので、最後にまとめてみたいのですが、「人間回復の町づくり」というのが出でますが、その中でいろんな問題点もあるかと思いますが、中期の総合計画というものが、なかなか出てこない。だから、未来像があつても、現実には、企画なんかでも大規模開発に追われている。中には、どこか金の入つてくるところはないかということでやつてるの現状です。公団住宅の光明台団地が来ると、そこから何ぼかの金が入ることを当てにして赤字の穴埋めをしていく。

その点から行政機構そのものにも、前から言つてるように縦のセクション、縦割り行政になつてしまつ。それを統轄する部分が市長、助役であります。それの下部組織が公室とか企画ではない。公室とか企画は1セクションなんです。行政的にも、もつともつと総合的な面を考えていける横のつながり、血の通つた行政「人間回復の町づくり」にも出でますが、そういう面を今後考えていかんと、開発についても道路にしても、何でも総合的にプランを立てて進めんと、住居表示、環境の住みよい町ということで緑ヶ丘、青葉台ができるが、実際は車が通つて危なくしてしまうがいいという問題が発生する。バラバラの道路行政が行われてる。建設なら建設だけの問題じやなく、繊維不況にしても産衛部だけの問題じやなく、総合的に考えていく。そういう点で市長1人じやなく、そういう部署も必要じやないか、その上に立つて中期総合計画をもつと具体化させていく必要があるのではないかと思います。

ひとつ最後に市長から御答弁をお伺いしたい。あわせて午前中の質問でも出たんですが、同和対策事業も、これはやつたらいかんと言つてない。そういうことも含めて、住民が納得できるような構成民主的な形での同和事業も含めて、本当に総合的な町づくりという点を考えていく、その点での市長の答弁をお願いしたいと思います。

- 市長(池田忠雄君) お答え申し上げたいと存じます。

もちろろんの御指摘をいただきましたが、私なりにいろいろより行政効果が推進できるよう

な機構も、実はいろいろと考えておるわけでございます。そうした観点から、御趣旨は十分拝聴させていただき、今後もひとつ検討を深めていきたい、このように存しております。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次に 25 番竹内修一君

○ 25 番（竹内修一君） 詳しい、いろんな一般質問が出た後なので、スカッといきたいと思います。その 1 番目、市出張所設置等住民サービス。これは数年来、各地域の強い住民要望であります。そして、各議員さんが広域的な和泉市を数ブロックに分け、住民サービスのため市の出張所、サービスセンターという表現もございますけれども、設置すべく要望、本年 6 月、助役さんはプロジェクトチームをつくつて前向きに検討するということで、9 月議会においては、私は質問いたしませんでしたが、ちょうど来年度予算のヒアリングの始まりつつある時期でございますので、来年度は、当時助役さんとのやりとりもあつたんですけれども、やるとすれば 4 月から滑り出すことを確信しておりますが、そのブロック分け、規模、取り扱い内容等について、先ほど内田市民部長さんが取りまとめ、委員長とは言われなかつたが、そういうことで数回にわたつて研究され、中間報告も市長、助役は聞いておられると思いますが、どのように実施をしようとしておられるのか、簡明にお答え願いたいと思います。

私の聞いておる範囲では、当初予算はいずれにしても、百数 10 億組むと思います。それに占める金額はわずか 3 千万か 4 千万円、それも、私が質問したい第 3 番目、光明台の開発に関連するならば、市の持ち出しはそれほどでないと思います。

それから、人員配置 2 名案、4 名案検討しておられると思いますが、2 名でいくならば、いろいろ人事配置、適付適所ということでお考えくださいなならば、人件費等は計上しなくとも済むように思います。これは 6 月の経緯もございますので、助役さんからお答えをもらいたいと思います。

2 番目、幼児教育施策につきまして、先日も私の地域の自治会長さんが地域住民を代表して去る 51 年 2 月 18 日に地域住民の署名 5,237 名、大分前になりますが、そして、市の財政困難等の中で、保育所を山から公立幼稚園を 1 校区がらみで検討しますとか、いろいろお答えをいただきしてきたのでありますけれども、いつまで待つたらいいんだということで教育長を訪ね約 1 時間半話し合いをしたのであります、教育長の必要であるという話はよくわかつたわけですが、さきの議会において、信太、鶴山台中学単位で考えるという回答を考えていたいわけです。議会重視の立場からもその見通し、特に幼児配置等の検討についてお伺いしたいと思

います。これは教育長さんにお願いしたいと思います。

それから、これに関連するわけですが、いろいろ新聞等で近隣の都市で私立幼稚園、公立幼稚園等の記事が最近載つてありました、和泉市においても、そういうような憶測が住民の中にささやかれておるわけでございます。そういう点をどういうぐあいに考えられるか、人口急増都市のわが和泉市、なかんずく、鶴山台地域の零歳から5歳までの幼児数は、私、自治会長をもつておつて毎年、いろんなお祝いを出しますが、恐らく2,500名から3,000名近いと思います。幼児教育の必要性は言うまでもないと思います。どのように年齢別を把握し、施策を考えでおられるのか、お伺いします。

3番目、光明台開発関連事項。これは3月議会で細部にわたつて議案書を拝見した上でお伺いしたいと思いますが、本日は、関連した3点のみ、どのような態度でこの光明台の開発を考えをおられるか、端的にお聞きしたいと思います。

せんだつて、市長と公団関西支社長との覚書交換等をされまして、温かく新入居市民を迎えるというお気持のあることは十分わかります。苦しい市財政の中から、なるべく筋を通して、負担してもらうものは負担してもらおうということで、公団も努力をしておりますけれども、鶴山台で大変苦労されたそういう教訓的事項、安全管理その他どういうように活用を図つておられるか、根本的なことをお伺いしたいと思います。

それから、来年3月に第1次入居520戸を予定しておるんですが、道路1つ隔てた、いわゆる公団の計画で言いますと、ピンク色に塗つてある18軒ぐらいの商店街、荷物おろしてパンでも食べようか、あるいはナイフがなかつたら荷がほどけないといつた、即座に要る店舗がいまだにやつておらない。ものの考え方方がいろいろあろうと思いますが、また、後ほど議決を皆さんにお願いしたいと思っておりますが、そういう公団の住宅を誘致する決心を決めたからには、満杯になるように、喜んで住めるように、やはり公団に要求すべきものは要求し、市長として打つべき手は打つていただきたいと思います。商店街の処置について、どこまで進んでおるのか、お答え願いたいと思います。恐らく体制ができておらないように私は思つております。

2番目、これはもう関連することですが、光明台地域は泉北ニュータウンの1角であり、先ほど来のお話のように、堺市民は得をし、和泉市民は不遇、交通、その他市役所の出張所等、当初公団案におきましては、市役所の出張所のスペースを確保しておりましたが、どういう意味か、和泉市側はそれをカットしておる。どういう考え方か、善後策があつて当座カットされたのか、そういう点をお伺いいたします。

3番目、駐車場問題で殺人事件にまで発展しているんですが、われわれは当初、5年前に入

居したときは、駐車場が賃貸の戸数割りの約10%強でございました。いろいろ努力して399駐車場を最近つくりまして、約30%になつたわけです。光明台では、当初からそういう教訓事項を踏まえておられるのか、いわゆる大きなことも大事ですが、きめ細かい行政をお願いしたいと思います。再質問いたします。

以上

- 議長（柳瀬美樹君） 答弁は後にし、暫時休憩いたします。

（午後3時3分休憩）

（午後3時32分再開）

- 議長（柳瀬美樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

竹内議員の質問に対して理事者答弁をお願い致します。

- 助役（坂口禮之助君） 第1点の問題について私からお答えいたします。

先刻の天堀議員さんの御質問にもございましたが、関係部長からお答え申し上げました。過般来の本定例会におきまして、私からプロジェクトチーム等を設置して鋭意研究に入ります。ということを御回答申し上げました。その趣旨でプロジェクトチーム、サービスセンター設置研究委員会を設け、市民部長として、関係各課長等ごもつて委員会を設置してございます。市民部長からも答弁がございましたように、その段階で現在、1つの案をまとめつつあるそうでございまして、近く中間報告も提出することでございます。私自身も、まだ内容等については一切伺つてございません。したがつて、その報告が事務改善委員会に提出されました段階で事務改善委員会を招集し、自後、その委員会でもつて本問題に対する今後の方向づけ等の検討を重ねまいりたい、このように存じております。したがいまして、御質問ございましたように、来年の4月からスタートするかどうかは、現時点で明確にお答えすることはちょっとできかねます。鋭意研究いたしまして、御承知のとおり、これは全市的な問題でございます。したがいまして、各プロジェクト割り等の問題の御提起もございますが、それらの点についても、研究委員会がどのような観点で資料を作成してかにつきまして、まだ掌握いたしてございませんので、中間報告があつた段階でさらに煮詰めをしてまいりまして、いろいろ諸情勢を勘案しながら、最終的な結論を導いていくよう努力していきたい、その点ひとつ御理解願いたいと思います。

- 議長（柳瀬美樹君） 次。

- 教育長（葛城宗一郎君） お答え申し上げます。

幼児教育について、常に御識見ある御指示をいただきしております。信太中学校区の幼稚園整備につきましては、いろいろ現在まで検討を重ねてまいりました。御承知のように、47年に幼稚園教育振興計画が国の方で出され、自來1校区1公立幼稚園設置という基本的な考え方を打ち立ててまいりました。その中では、3つの要点を基本に置いて考えてまいつたのであります。

すなわち、公私立幼稚園との競合も考えなければならんということと、保育所の整備計画との調整等においても配慮しなければならない。小学校併設の可能な校区から実施していく。という3つの条件を総合的な判断の上に立つて、財政の実態等を勘案して計画いたしてまいつております。

御承知のように、信太中学校区の幼稚園設置につきましては、その必要性は十分勘案されながらも、信太中学校区には、公立の保育所が4園ございます。加えて、私立の幼稚園が3園ございます。これらの事情と、なお、小学校に併設するといたしましても、人口急増において、小学校の併設は非常にむずかしいこと等々を勘案いたしまして、私どもの欠陥反省するところでございます。現在の諸事情の厳しい中では、具体的計画に至つてないというのが現実でございます。しかし、今後、厳しい諸情勢の中でも、公立幼稚園の建設につきましては鋭意努力してまいりたい、かよう考えるものでございます。

- 議長（柳瀬美樹君） 次。

- 産業衛生部長（山本俊兼君）

3番目の光明台開発関連事項の中で商店対策と言いますが、来年3月、5百20戸入居に際しての関連につきましてお答え申し上げます。

以前から、住宅公団とわれわれの担当者が、この問題につきまして協議を重ねてきた経過がございます。最近、一時中断のような形になつておりますが、公団の意向によりますと、来年、5百20戸入居に際しての当面の措置としては、8店ないし9店の店舗開店を計画してあることでございます。

お話のとおり、来年3月入居に向けて過日も公団と連絡をとつておるとところでございます。やはりわれわれの考え方といたしましては、これら商店の入居決定権は公団サイドであるとしても、やはり市内業者の優先を1つの願いとして今後、公団と十分話し合いをしていきたい。かよう考えております。

- 議長（柳瀬美樹君） 次。

- 市長公室長（西川喜久君）

2点目の市役所の出張所的な施設はどうなつているのかとの御質問についてお答え申し上げます。

お説のように、来年4月より1部入居が始まるものでございまして、それに対応すべく市行政では、ことしの9月議会では中学校、小学校の建設工事の予算を承諾いただき、現在、その工事に鋭意進んでいるところでございます。また、住宅公団でも街路の整備等を初めとして、商業施設の整備など、新住民の受け入れに関して万全の準備を整える最中でございます。

御意見にございます市民行政のサービス施設は、現在進められている近隣センター地区には含まれておりませんが、サブセンター施設は、存集落に近いところに計画されており、その中に公共のサービス機能を果たせる一定の空間を確保するよう、公団と計画調整をしておるものでございます。この施設は、先ほどの市の出張所問題に直接関係なく考えているものでございまして、市行政の何にでも利用できる施設として確保しておこうというものでございます。この点ひとつ御理解賜りたいと思います。

次に、車の駐車場についてはどうなつているかということについてお答え申し上げます。

私ども公団に対しましても、車の駐車場率はできるだけ確保するようにと、いつも申しておりますのでございます。

公団としても全国的な組織でございまして、特定の地域だけ率を向上させることは、なかなか困難ではございますが、最近の車の需要動向あるいは団地住民のニーズの高まり等から、一定の向上に努められているものでございます。

お説のように、鶴山台団地におきましては15%の駐車場率であつたため、いろんな問題が提起されたことは十分承知いたしてございまして、私どもも公団に対しては、その率の向上を機会あるごとに申し上げてまいっております。光明池地区は、駐車場率約30%に改定されてございます。このように公団側も、駐車場率についてはできるだけの配慮がなされてございますので、この点ひとつ御理解賜りたいと思います。

○ 25番(竹内修一君) 第1番目の助役さんの回答、全市的な問題であり、福祉を優先する公正な市政を行なうという立場から、ぜひ来年度予算にその誠意が認められるように、重ねて言いますと、百数十億の当初予算の中の3,000万円、4,000万円、それも公団交渉すればある程度分担してもらえるように思いますので、よろしくお願ひしておきたいと思います。

第2点目は、公立幼稚園を建てることがむずかしければ、信太第1保育所は5歳児が各80名か84名前後おるはずです。鶴1、鶴2が各30名前後の5歳児、国の施策として、就学前教育を重視し、4歳児までその範囲を延ばそうとしておる。5歳児までの人員は、零歳が452名、1歳513、2歳532、3歳509、4歳439、5歳323、計2,769という現実です。

これを踏まえて幼稚教育を市長さんにお尋ねしますけれども、どのように今後考えてくれるのか。先般、共稼ぎ、その他のことで、120名の特に3歳未満児保育を希望する人が多くてほとんど入れない。市の保育所だから、第1、第2保育所とも周辺地域の方あるいは遠くの方も保育してある。公団と住民が交渉すると、市の立場としては当然だが、公団としては考え方方が違う。自分達がお願いをしたので、できる範囲において保育所を2つつくつた。そういうことで市とよく話し合つてもらいたいということなんですね。

そこで、たまたま増設でもということで、先ほどから西川室長がよく認識して光明台は30%までした。結構だと思います。鶴山台では、駐車場用地として考えておるところを公団と交渉して増設用地に話がついたわけです。それが来年度に少しでも緩和するという意味において、今後全市的な立場において可能かどうか。また可能でなければ駐車場に困つるので、元の案に戻したい。市長が建てないと決心するならば、中途半端なことでは1つも片づかない。鶴山台では飛び込み事故が頻発しておるので入居してから駐車場をつくる困難程はおわかりと思います。そういうものを解決して、先ほど申しましたように399、第2次作業として200台までつくろうとしておるんです。そこをはつきりしてもらいたいと思います。

なお、増設しないならば、支社長と市長が覚書を交した中に公共用地を押さえてくれます。そこに第3の保育所を考えるんだというはつきりした態度を示してもらわなければ、駐車場に踏み切りたいと思います。その点お伺いいたします。

それから、商店街の件はよくわかりました。早く進めて入居者が喜こんで、温かい和泉市に来たと思われるような施策を推進してもらいたいと思います。地元の人を優先してもらいたい。鶴山台のときは、商店街の人は、千世帯ぐらいで、22戸近くが1・2年も赤字で経営してきているんです。そのぐらいの意欲のある地元の業者の方を選定すべく、公団に要望してもらいたいと思います。間に合いませんよ。3月入居では。そして、ガラ空きだと市民税徴収にも影響してくる。市長、総合的にそこらを考えて推進してもらいたいと思います。

質問は、保育所に公立幼稚園がらみの5歳児約140名が3カ所の保育所におけるわけですから、公立幼稚園を建てるこによって3歳未満の収容率が上がつてくる。そして、聞くところによると、公立幼稚園の方が人件費も少なくて済むむということですから、どちらもだめと言われず、やはり公正な予算を平等に使う意味においてよく考えてもらいたいと思います。

人口が4分の1おるわけです。公立幼稚園を鶴山台に建ててもらえば、周辺の人もパーセンテージは出ると思います。こういう現状を踏まえて考えてもらいたいと思います。答弁を受けます簡単で結構です。

○ 教育長（葛城宗一君） お答え申し上げます。

幼稚園と保育の整備計画の調整ということにつきましては、先生も御承知のように、さきに行政管理庁が指示し、保育の内容、幼稚園の教育内容の連係の上に立つて、目下、整備計画の調整が検討されるところでございます。

お説のとおり、5歳児140名の待機組と申されます、この方々の収容については、幼稚園で行うか、あるいは保育所の積極的施策によるかは、整備計画の調整の上で検討してまいりたい。かよう考るものでございます。

- 25番(竹内修一君) 教育長は、本当によく話しをするとわかるんです。やはり適任者と尊敬しておるわけですが、2,700名という幼児が大事なことは、市長もよくわかると思う。そこで、このバランスをどうするかということなんですよ。予算編成の大方針、指針を示す心構えというか、腹のうちをお聞かせ願いたい。

なお、つけ加えますと、信太幼稚園は140名から540名、さらに来年度240名プラスするという趨勢にあるわけです。私の財産を投下して幼児教育に当たろうとするが、住民が受け入れないでトラブルが起こる。こういうことを解消すべくやつてもらわざ困ると思います。特にせんだつて、教育長のところへ1時間半も訴えて来たのは、幼稚園の用地を抱えるところの自治会がお伺いしたですから、将来、トラブルの起きないように、それも勘案して本当に真剣に取り組んでもらわんと困ります。増設しないと言うんなら駐車場にするし、公共用地を押さえているから、第3の保育所を考えてるんならそれで結構ですし、そこらをはつきりしてもらいたい。

- 市長(池田忠雄君) 幼児教育の重要性についてはよくわかります。また多くの署名を集めて御陳情の趣旨も承つております。ただ、先ほどから教育長がるる申し上げております諸般の情勢というものがございます。その上に立ちまして、よく教育委員会と協議を重ねてまいりたい。このように存じます。

- 25番(竹内修一君) 私はいろいろ話したり、交渉したり、お願ひしておつて、教育長は公立幼稚園を建てたいと思っているんです。本心はね、しかし、再建団体転落とか、財政が困難だとか、市長がそんなことばつかり言つておるから困つとると思う。決心しなさいよ。

1億や2億、バーセンテージでよう物事を考えてください。できる市長やからね。期待しております。 これで終わります。

- 議長（柳瀬美樹君） 次に 22 番勝部津喜枝君
- 22 番（勝部津喜枝君） 53 年度の予算編成時にぜひ要望方、実現できるような、そういう立場から質問を行ないます。

まず、第 1 点の福祉行政の中の保育所でございますけれども、すでに広報等で来年度の申し込みの説明受け付けがお知らせされております。そこで、まず 52 年度当初の措置児童数と待機数を明らかにしていただきたいと思います。さらに、いろんな御事情から中途の入園者もおられたと思いますが、その数と、措置した場合の措置基準はどのようにされているのか、明らかにしていただきたいと思います。

さらに近年、障害を持つおられる子供さんも、いろんな立場から保育所入所を御希望されておりますけれども、52 年度において何名の希望があり、何人が措置されたのか、お聞かせいただきたいと思います。

そうしたところから、来年度に向けては、ぜひ緊急で必要な地域などが所管課で把握されると思いますが、その辺のところをお聞かせいただきたいと思います。

さらに、現在民間保育所の建設が進行されてると思いますけれども、この状況はどのようになつてるので、お聞かせいただきたいと思います。

第 2 点の給付金の改善でございますけれども、9 月の議会にもその改善、増額などを願つての請願が出されておりますけれども、端的に申し上げまして、本市の場合、給付金が内容、額とも非常に他市にくらべておくれております。そうしたところから、ぜひ来年度はその増額を含め、内容の充実も望みたいところでございます。

現在、身体、精神双方の障害者（児）の給付金の支給状況をひとつお知らせいただきたいことと、四級・五級にもそうした給付金をぜひ支給していただきたいと思つておりますが、その点での所管課の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

さらに、内容の充実についての第 1 点は、本市の母子対策などが非常に薄っばらいというか貧弱なものだと思います。そうした点から、児童母子対策の一環としての給付内容をぜひ充実していただきたいことと、被爆者の給付金制度を新たにぜひ実現していただきたいと思います。そうしたことから、これらの給付内容を充実させるためには、対象者等を所管課で把握しておられるかどうか。それらの点もお聞かせいただきたいと思います。

次に、障害児対策でありますけれども、近年、経済事情の悪化、高度経済成長の被綻等で、盛んに政府では、ばらまき福祉、福祉見直し等が言われておりますけれども、本来、自力でなかなか生きていけない点については、やはり行政、その他社会全体の中で、そうした人たちにも生きていく喜び、また将来の方向を示していく必要もあると思います。そうした観点から、

本市のいわゆる障害児と言われる人たちの実態把握がどのようになされているのか、ひとつお聞きしたいと思います。

次に第2点の教育行政でありますけれども、まず、父兄負担の解消につきましては、義務教育無償の大前提に立ちながらも、やはり子弟に教育を受けさせることにつきましては、父兄にも一定の義務もあることは十分承知しております次第であります。その中で、経済事情等から近年父兄負担に財政上の圧迫等から公費負担をやめている点が現状にあらわれております。そこでいわゆる義務教育の父兄負担についてどのように考えておられるのか。

また、そうした中で、本年度分から給食の燃料費等を父兄から徴収されておりますけれども新たに本年度から父兄から徴収された費用の内容をひとつお示しいただきたいと思います。

もう1つは、いわゆる教育扶助等で生活困難な家庭に対する施策がございますけれども、とりわけ、財政事情で所得制限内に置かれる家庭の子供に対しても、一定施策を外されてるのが本年の特徴だと思います。そうした点から、教育扶助の本年の支給状況をひとつお知らせいただきたいと思います。

もう1点、施設の改善でございますけれども、これは非常にこういう表現をしておりますけれども、実は、鶴山台の小学校の南・北の状況でございますが、昨年来より地元においても、また本議会におきましても、人口急増地帯ということで、もう1校必要という点は発言の中にもあつたかと思います。その後、人口の移動等も含めまして、この点につきましては、教育委員会でどのように検討されてるのか、お聞かせいただきたいと思います。

第3点の年末年始の衛生医療体制ですが、これは例年のこととござりますので、すでに所管課でその日程、体制等ができるると思いますが、改めて本議会でお尋ねしたいと思います。

第4番目に、市民課窓口業務の案内ですが、これは広報課に属する業務かとも思いますが、本市の窓口業務と市政案内といつたものをぜひつくつていただきたいということです。その上で、私事ではございますが、私も本市に来ましたときに、そうしたもののが市民課にありまして大変役立つと覚えております。そうした点から、その後、市民病院を初めいろんな施設も次々と新しくできておりますので、そうしたものを作成していただけたらと思います。

以上、再質問いたします。

- 議長(柳瀬美樹君) 理事者答弁。
- 市民部次長(青木孝之君) お答えいたします。

52年度の児童数でございますが、2,123人、そのうち待機児が522人でございます。

措置基準につきましては、児童福祉法の第24条で国の定めている置基準によりまして措置をいたしております。

それから、給付金の件について、でございますが、最初に障害児の数でございますが、18歳未満の障害児が160名あります。それから、18歳以上が1,931名、合計2,091名、これは障害者手帳交付数でございます。

それから、被爆者の数ですが、現在、和泉市の原爆に被爆された方は約90名おられます。以上でございます

○議長(柳瀬美樹君) 次。

○市民部長(内田繁君) ちょっと漏れた点、私の方から申し上げたいと思います。

52年度で障害児をどれだけ措置したか、入数ですが、現在、25名の障害児を保育しております、ほとんど軽度の方でございます。来年度へ向けても、やはり、一定の健康児と共同で保育できるような状況でございましたら、同じような考え方で本年もそういう方向で措置していきたいと考えてるわけでございます。

それから、民間保育所の設置状況でございますが、これは御存知の和気の保育所のことだろうと思います。現在、地元のいろんな問題もございまして、一応の条件はついておりますが、大体の了解も得ております。ただ、それに伴う排水路の問題で、地元の水利組合等との話し合いを現在、鋭意詰めてるところでございます。何とか早く解決し、当初予定の4月1日を目標にやつているところでございます。

それから、給付の問題でございますが、この充実等についての御答弁を申し上げますが、国、府、同時に市がそこに上積みして実施しておるのがほとんどでございます。無論、こういう国、府の給付につきましては毎年、われわれ所管部としても、国、府に強く増額あるいは等級の引き下げというか、全等級に実施せよと要請はしております。来年度はどういう形でくるかわかりませんが、われわれとしては、国、府の措置、給付の拡充と増額を要望していきたい。無論、本市独自の給付についても、こういう現状ですが、現下の財政事情を踏まえながら、何とか検討してまいりたいと思つてるのでございます。

それから最後に、身障児の把握あるいはそういう対策をどう考えておるかということでございます。障害児の問題につきましては御存知のとおり、やはり児童憲章なり、児童福祉法で人権の尊重ということで、われわれは認識いたしております。それに伴つて、やはりこれらの方々の今までの施策そのものが非常におくれておつた。無論国、府ともにでございますが、市もおくれておるということについては、われわれとしても反省はしておるわけでございます。これらについても、十分今後はおくれを取り戻すべく、国、府あるいは、市自身もこれに取り組んでいくという考え方で現在、鋭意これらの施策を検討中でございますので、よろしく御理解のほどをお願いいたします。

○ 22番(勝部津喜枝君) 待機者が522名ということですが、これは52年度当初の待機者だと思いますが、中途入園があつたのかどうかという点の御答弁がなかつたのと、障害を持つおられる児童の25名保育、これは希望された方が全員措置されたと理解していいのかどうか。

○ 市民部長(内田繁君) 第1点の問題は、当初の受け付けでの待機数でございます。その後かなりの入所申し込みがございましたが、実際には、いま言つた数よりも百名程度途中で申し込みがございました。それに対する措置としては、数字的にはつきり私の手元にきておりませんが、約2%ぐらい市が途中入所の措置をしたという形でございます。

それから、2番目の障害児保育25名は、それで全部かということですが、これは全部の障害児の数字ではございません。まだまだ障害児の方もございます。しかし、現状の施設の規模等から、25名が最大限の保育状況であると52年度では見ておりまして、そういうふうな対策を講じて、現在25名の措置をしたわけで、何もこれで全部の障害児を保育しているというわけではありません。よろしくお願ひいたします。

○ 22番(勝部津喜枝君) 実は、25名の保育については全部障害を持つおられる子供さんではなく、保育課の方に希望された方を全部保育された数になるのかという点をお聞きしたんです。いま、百名の途中申し込みがあつたということですが、6百名以上の待機者を抱えて53年度の申し込み受け付けが始まつてくると思うんですが、この中で、ことし8月ごろに各園の状況を資料としていただきました中でも、先ほどからお話を出ている鶴山第1、第2信太を含めてもう1園ぜひ必要なほど待機者を抱えてるということは明らかに出てると思います。ことしの入居受け付けが始まつて決定されるまで、また、決定された率等を含めて、大変な状況が市役所内でも起つております。こうした点を含め、52年度はどのように対処していくかれるか、その点をつきりとお聞きしたいということです。

もう1つ、障害を持つおられる方々の保育入所の問題ですが、昨今、大変急進的な養護学校等を含めて無用論がありますが、私はすべてが公正の保育所、幼稚園等に入れればいいとは理解しませんが、やはり障害を持つおられるお子さんは、団体生活の中でこそ成長が保障されるのではないかということは、だれでも異存のないところです。

また、経済事情等でそういう障害を持つおられるお子さんの家庭でも、お母さんが働かなければならぬ事情が出てるもの御承知のとおりです。そういう点から、ひとつ来年度からは、保育所の入所措置基準の中の1つに、障害をお持ちのお子さんを含めているというふうに明確に入れるべきではないかと思うわけです。ことしも含めて、そういうお子さんの入れていただけないのと同時に、障害を持つためになかなか働きにも行けない、2重の矛盾点を父兄は

を持つておられます。その点で先ほど申し上げましたように、障害を持つてあること自体を、保育に欠けるという1つの条件に入れるべきではないかと思います。

さらにもう1点は、積極的なところではすでに実施されてることですが、今後、当市でも民間保育所等が進められていきますが、こうした障害を持つておられる方の保育をされた場合に市の補助の保育の加算金制度を検討する段階にきてるのではないかと思います。とりわけ、民間保育所が出発するに当たりましては、完全給食等を含め、こうした障害を持つておられるお子さんの保育の加算金制度を検討する段階にきてるのではないかと思います。その点再質問をさせていただきます。

○ 市民部長（内田繁君） まず第1点の53年度の入所措置についてどのように考えてるのか
52年度から見て非常に困難ではないかということは全くお説のとおりでございまして、われわれ担当者としては、非常に頭の痛い点でございます。施設そのものが限られておりますし、その上人口が急増しております。いわゆる保育需要が高くなってきてる中で、われわれとしては、入所措置について非常に頭の痛い点がございます。しかし、それは言つても、われわれも手をこまねているわけでもございません。財政の許す範囲内で民間保育所も導入の上、それらのものを入れて今後対処してまいりたい、かよう考えてるわけでございます。

それから第2点目の障害児保育をやる気はないか、いわゆる保育に欠けるということの位置づけをせよという問題でございますが、現在、私の方は、障害児につきましては、健康児と同じように入つて可能な保育をしておるわけでございますが、これをいま1挙にということは、実のところ、そういう障害児をお持ちの方が申し込まれても施設が整つてありませんので、残念ではございますが、全部を受け入れるわけにもまいりません。

また、24条の規定を外せということでございますが、これについても、受け入れの施設が充実する時点までひとつお待ち願いたい、そういう考え方で、現在も臨んでおりますので、いま直ちにこの24条を外して、保育に欠けるということの位置づけで保育を申し込まれても、それを受ける現在の施設が整備されていない段階では御迷惑もかかると思いますので、この問題については、今後の研究課題として御了解賜わりたいと思います。

それから、3番目の民間保育所において今後、障害児を扱う場合に加算金の問題を考える気持はないかということでございますが、民間保育所に対しては、今後、やはり運営費についても、ある程度の補助制度を設けざるを得ないというような、これは私ども、まだ民間保育所をやつた経験はございませんが、他市の状況を見てもほとんどそういう運営補助という形をとつておりますので、われわれとしても、民間保育所をやつしていく中で、今後、こういう加算金的な運営補助というものも十分考えて運営をやつていただけるようにいたす方向で、いま十分検

討してまいりたい、かように思いますので、よろしく御了承賜わりたいと思います。

○ 22番(勝部津喜枝君) それと、給付金問題ですが、給付金を含めて障害児の実態把握と施策のおくれも反省ということですが、実際問題として、障害児を持たれる御父兄についてはその程度において、いろんな悩み、相談事を持つておられると思います。そうした点で、本市におけるこれらの窓口というものは、一体どこにあるんですか。

○ 市民部長(内田繁君) 実は市といたしましては、福祉課の児童相談室、現在2名設置しております。また、府からも1名、週に1回ですが来ていただき、そういう障害児をお持ちのお母さん方とともに相談に応じ、障害児に対する措置あるいは御相談に乗っているということございましたので、現在の窓口としては、福祉課でございます。

○ 22番(勝部津喜枝君) 将来的な提案も含めてですが、こういう方々に対しましては、教育、医療等いろんな就職なども含めて、その人の将来にわたる人全について専門的な知恵を出し合い、勇気づけていく姿勢が必要だと思うんです。そういう意味では、障害児をお持ちの方々、また地域の方々も含めましての協力体制が非常に大事ではないかと思う。地域の理解と協力、そういう点では、将来的には、そこへ行けばいろんな相談とか悩みも話し合えるということでの総合福祉センター的なものも、本市でもぜひ考えていかなければならない時期にきてると思います。さしあたつては、地域の協力体制ということで、行政の中に直接障害を持つておられる方も含め、地域の方々の意見などが反映できるような体制をぜひ、いま児童相談室2人ということでしたが、さらに充実、拡大していただくという点を提案しておきたいと思います。

給付金の改善ですが、現在3級までになつております。幾ら出せば障害者の方が喜ぶということではないにしても、4・5級の方々にも市独自の給付金が出されるということは、1つはそういう方に目が届いているということで大変喜ばれるのではないかと思います。被爆者の問題もございますが、来年度は、政府自身が福祉を切り下げている中で、こういうときこそ、地方自治体の方で、直接そういう方を把握できる、そして勇気づけることができるよう、ぜひいろんな点を考慮して内容の充実改善に取り組んでいただきたいと思います。ぜひ総括的で結構ですので、前向きの市民部長さんの御答弁をいただいて、この項は終わりにしたいと思います。

○ 市民部長(内田繁君) ただいま総括的に障害児、給付金問題等について御指摘をいただきましたが、われわれとしては、社会的な弱者というか、そういう方々に温かい手を差し伸べるため 現在のおくれも1日も早く追つかけて取り戻すということ、そういう気持で今後取り組んでいくことでひとつ御理解賜りたいと思います。

○ 議長(柳瀬美樹君) 一次、

○ 教育次長（広岡史郎君） 教育委員会に御質問ございましたことにお答え申し上げます。

まず最初に、義務教育の無償の観点から当然公費負担を考える中で最近、父兄負担にすりかわつてゐるものがあるんじやないかという御判断でございました。本年度、補助金等の精査される中で児童生徒の予防接種及び、給食燃料費につきましては、児童生徒の御負担にお願いしたいという中で進めてまいつております。現状の財政事情から、御要望に対することは至難かと存じておりますけれども、それらについては今後、検討課題として持つていきたい。かように思つてゐるわけでございます。

それから、家庭の経済的理由によつて就学困難な児童生徒の家庭に対して、要保護児童生徒の補助金制度がございますが、勝部議員さんも交えて過般来、代表者と協議させていただきたいこともございます。本人からの御辞退もあつた点もございます。今回、追加予算で市新がらみの中で、人員増加等もございまして、要保護、児童生徒に対する就学援助費をお願いしてゐるという運びに至つております。

なお、御指摘あります1部の方の認定漏れもあつたよう聞いておりますけれども、先ほど申し上げましたように、1部の方の御辞退もあつたということを含めて御了承賜わりたい、かように思います。

それから、施設改善につきまして、鶴山台南北小学校の人口の移動等に伴う現状並びに今後の取り組みについて御質問がございました。

現状、南小学校は34学級1,340名、北小学校は14学級431名であります。南小学校、明年4月、36学級、1,458名の児童が見込まれて、2学級の教室不足を生じます。本議会で予算審議をお願いします南小学校の6教室の増築は、南北両校児童の均衡を堅持する上に立つて、将来計画に基づいてお願いしようとするものでございます。

鶴山台団地は現在、建設中の建物を含めまして、総戸数4,500戸そのうち賃貸住宅が3,130戸を占めています。賃貸住宅の特徴として、年々が進むにつれて、転出等の社会現象が生じております。1DKの880戸は、6歳までの間に増減が出てるということでございます。

さらに、51年度建設された中層分譲住宅366戸についても、現在、60戸余売却された状況でございまして、なお伸びがとまつてゐる状態です。

しかし、現状を見ましても、鶴山台南北小学校にはますます児童増が見込まれまして、現状のままでいきますと、南北小学校で大変な不均衡が増大すると考えております。ここで、この増築をあわせた将来計画の中で、校区の再編成が必要じやないかという観点にも立つてゐるわけでございます。

いずれにしても、現状の児童生徒、1歳から5歳までのコンピューターではじき出された推

移の定着状況を見ながら対抗してまいりたい、かよう思ひわけでございます。現時点では、57年度4月時点までの両校合わせて70学級2,819名が見込まれ、2校運営が可能と見込まれております。今後、十分細かい面についての観点からの的確な数字をつかむ中で検討してまいりたいと考えております。

- 22番（勝部津喜枝君） 第1点は、予防接種と燃料費を本年度から父兄負担をお願いしたいということですが、内容としては、これだけで間違いないのかということと、この2点で大体和泉市の中学校で幾らの金額になるのかお尋ねしたいと思います。

それと、教育扶助の面で1部辞退があつたということを大変強調されておりますけれども、その辞退の内容を全部把握してるわけじやございませんが、身近に私が把握してる内容の1つは、調査に来られて、断らなくては仕方がないという雰囲気があつたことも確かなんです。その点、やはり辞退の内容というか理由を正しくつかむことではないかと思うんです。

やたらに辞退があつたからというだけでは、誤解と今後に問題点を残していくんじゃないかなと思います。

さらに、鶴山台小学校の問題なんですが、ここで1つ痛切に感じますのは、たしか昨年の議会で適正規模800名ということでもう1校必要だと明言されておつたと思います。そういう点で私、行政の立場からも、もう少し先の見通しを持つた御答弁が要るんじやないかと思うんです。いまになつて、70学級、2,819名で2校の運営が可能だということでは、大変見通しが毎年変わつてくるのかと考えるわけです。その点でひとつどういう状況の中で昨年の御答弁と今回、そういうふうに考えておられるのか、お尋ねしたいわけです。

賃貸住宅における特殊な現象として人口流動等も言われておりますけれども、これも言わば昨年の議会の状況でもわかつてたはずですし、その点では、教育行政の基本として、もう少し的確な見通しと関係住民への説明についても必要なのではないかと思うんです。

- 教育次長（広岡史郎君） 最初に、PTA会費の父兄負担となつた今回、補助金等との関連でございますが、生徒児童の予防接種のうち、注射代として日本脳炎300円、インフルエンザは150円を父兄から徴収することになりました。総額1,200万円の中で450万円程度しか穴埋めにならないと判断されますが、現状の財政事情の中でこういう措置をとらせていただいたということでございます。給食費は、月額1人80円の11ヶ月、小中学校生徒児童総額の計算の中で立てられるわけでございます。

それから、鶴山台南北小学校の関係の中で3校目を必要とするという答弁があつたと御指摘をいただいてあります。当時の判断では鶴山台南校区の分譲地の急速な進行ということと、鶴山台北の2丁目に所属する366戸の中層分譲住宅の売れ行きを2年6ヶ月で完了するんじや

ないかという考え方、加えまして、鶴山台北小学校の鶴山台校区外の道路の進捗にあわせて、は
ら建ちが急速に進むんじやないかという、もちろんのことを対象とした中で、早期にこれを勘
案して対処していかなければならないということで、3校目の必要の計画で考えられたわけです。

それらは先ほど申し上げたように、賃貸住宅の1DK、2DKの住宅の定着状況並びに中層
分譲住宅の分譲状況、鶴山台4丁目の分譲地の建設状況等もあわせて大変進行状況が鈍く、急
速な発展はないという中で、5年先で1歳から5歳のコンピューターではじき出された57年
4月時点では70学級、2,819名という数字が出たわけでございます。

以上の3点からこういう数字が出たということでございます。

- 22番（勝部津喜枝君） 父兄の負担問題ですが、たとえばプールの清掃費といつたものを
新たにことしから父兄から徴収されているということも問題として出されております。

そうした中で、本年から、中学校で卒業する子供が就職する際の卒業証明書も2百円徴収す
ることが始まつたと聞いております。

これは52年度卒業で何名おられたのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

- 教育次長（広岡史郎君） 父兄負担の中で、プールの維持費等の徴収があるということで御
指摘がございました。事実でございます。

最近、各校へのPTA会費は一定ではありませんが、会員の活動状況、事実の内容によつ
て、年々PTA会費が増加してまいっております。加えて、学校徴収金と申しまして、児童生
徒から学校教育を受ける中で、種々の項目に分けて徴収されると金額も大きくかさんでまい
ております。小学校へ1校の例を見ても、中学校はこれ以上に及ぶ場合もございます。

これら経済情勢の変化と、各学校のPTA活動の多様化、まして、児童生徒の教育内容の充
実、向上の中で、いろいろと父兄の御負担を重ねでまいつてることについて、非常に遺憾に思
い責任を感じております。先ほど御指摘いただきましたプールの維持費も、本年度から徴収し
てまいつた学校がかなりふえてる実態でございます。

- 管理部次長（松村吉堯君） 本年の中学卒業生は1,823名でございます。

- 22番（勝部津喜枝君） 私は義務教育だから全部市が出さないかんとか、極端な形で申し
上げてるつもりはないんです。学校教育費に係るお金は、PTA会費も含めて内容はさまざま
ですが、たとえば、予防接種とか、給食の燃料費、プールの清掃費等は、どんな事情があつた
にしても会費で負担する立場を堅持しないと、赤字で苦しいからということで徴収していくと
すれば、とどまるところを知らないという表現は悪いかもしれませんけれども教育を進める
行政の基本姿勢として再考する必要があるんじやないかと思います。

たとえば、その1つは、先ほど申し上げました中学校を卒業して就職する子供の証明書の手数料2百円をことしから徴収し出した、わずか2百円かもわかりませんが、そこには、取れるものから取つていこうという教育の姿勢、中学校で就職する子供たちに対する温かい思いやりといいうものがない。財政だけを前面に出して事務的に行なわれてきていると考えるわけです。その点、何もかも、市が出さないかんということはないにしても、予防接種等の一定の法的なものについてもやられている。お金があろうと、なかろうと絶対せないかんものですから、来年度予算編成に際しては、ぜひ公費で行なつていく。まして、卒業証明書なんかは子供たちから取るようなことは絶対改めるべきではないかと思います。

その点も強く申し上げておきます。

鶴山台南北小学校問題では、いろんな社会情勢の変化があつたとしても、見通しの点では反省する必要があるのではないかと思います。適正規模8百名については、昨年の議会でも教育長はおつしやつておられます。その点では、2819名ということで、適正規模問題がどう解決されるのか、疑問があります。さらに、新たな校区編成という問題を提起しておられます。この点につきましては、地元の父兄を初め現場の先生方を含め、十分な時間をかけた話し合いをし、実施を切に要望しておきたいと思います。

- 議長（柳瀬美樹君） 次の答弁
- 産業衛生部次長（富田宏之君）

年末年始の衛生医療体制につきましては、一芸家庭の不燃物収集につきましては、すでに10月広報で12月までの分を市民の皆さんに周知しておりますが、年末につきましては、一応、12月26日で終了し、27日から30日までの間は、各町の集積所に残されてる不燃物を収集し、また、町会長、自治会長さんの要請にも、対処できるよう、配慮しております。年始につきましては、1月5日より平常収集いたします。

また一般家庭のごみ収集につきましては12月の広報で市民の皆さんに周知しておりますが30日まで平常収集をいたしております。年始につきましては、1月5日より平常収集しております。年末年始の医療体制でございますが、地域医師会では、12月30日午前中まで診療されております。市立休日急病診療所につきましては、12月31日まで、1月1・2・3日の午前9時30分より午後4時30分まで受け付けしております。診療科目は、内科、小児科でございます。また、和泉診療所におきましては、12月29日は午前と午後6時から7時半まで、12月30日は午前9時から午後7時半まで、1月2日は午前中診療しております。

以上の日程により休日急病患者に対処していきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○ 22番(勝部津喜枝君) 不燃物等につきましては、地元町会長さんと連絡をとつてスムーズに運ぶよう、よろしくお願ひしておきます。

○ 議長(柳瀬美樹君) 次。

○ 密書広報課長(竹田明郎君)

4番目の御質問の市民課の窓口業務での案内についてお答え申し上げます。

議員さんの御質問の御趣旨のとおり、最近の市役所の仕事も経済の進展とともに年々増加いたしました、その中身も複雑多岐にわたつてることは、おつしやるとおりでございます。

窓口業務の分散化あるいは福祉対策を初め諸制度が数多く設けられ、その手続、内容もかなり複雑となつております。

このため私の担当しております市民相談室あるいは庁舎の玄関の受付け用といたしまして、かねてから、相談用に資料としてまとめたものが置いてあります、それらを私たちが現在、利用しております。御趣旨のとおり、これらを市広報に掲載するとともに、早速窓口案内のようなものを手づくりでも、窓口業務を中心にしてつくつてしまいりたいと思います。

○ 22番(勝部津喜枝君) 実は、市民の方からの御要望もありまして、こちらの市民課の方でまとまつたものがあるのかお尋ねしましたら、以前はあつたが、いまはなくなつたというお話をございまして、それをきっかけに、大阪府下各市町村にどんなものがあるか、それを集めて2・3持つてきました。

「皆さんの高齢」「グラフ池田」等いろんなものがありますが、いろんな施設もできておりますので、そりした案内も兼ねてつくつていただけたら、便利ではないかと思います。

新住民が来られたときに、大変役立つのではないかと思います。

経済的な問題等もありますから、有料、無料の検討もあるかと思いますが、こういう地図などを入れてやつていくと大変便利です。ひとつ市民の皆さんの便利な役立つという立場で、ぜひ来年度からつくつていただけたらと思いますので、この点は要望しておきます。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○

○ 議長(柳瀬美樹君) お諮りいたします。本日はこれにて、散会いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

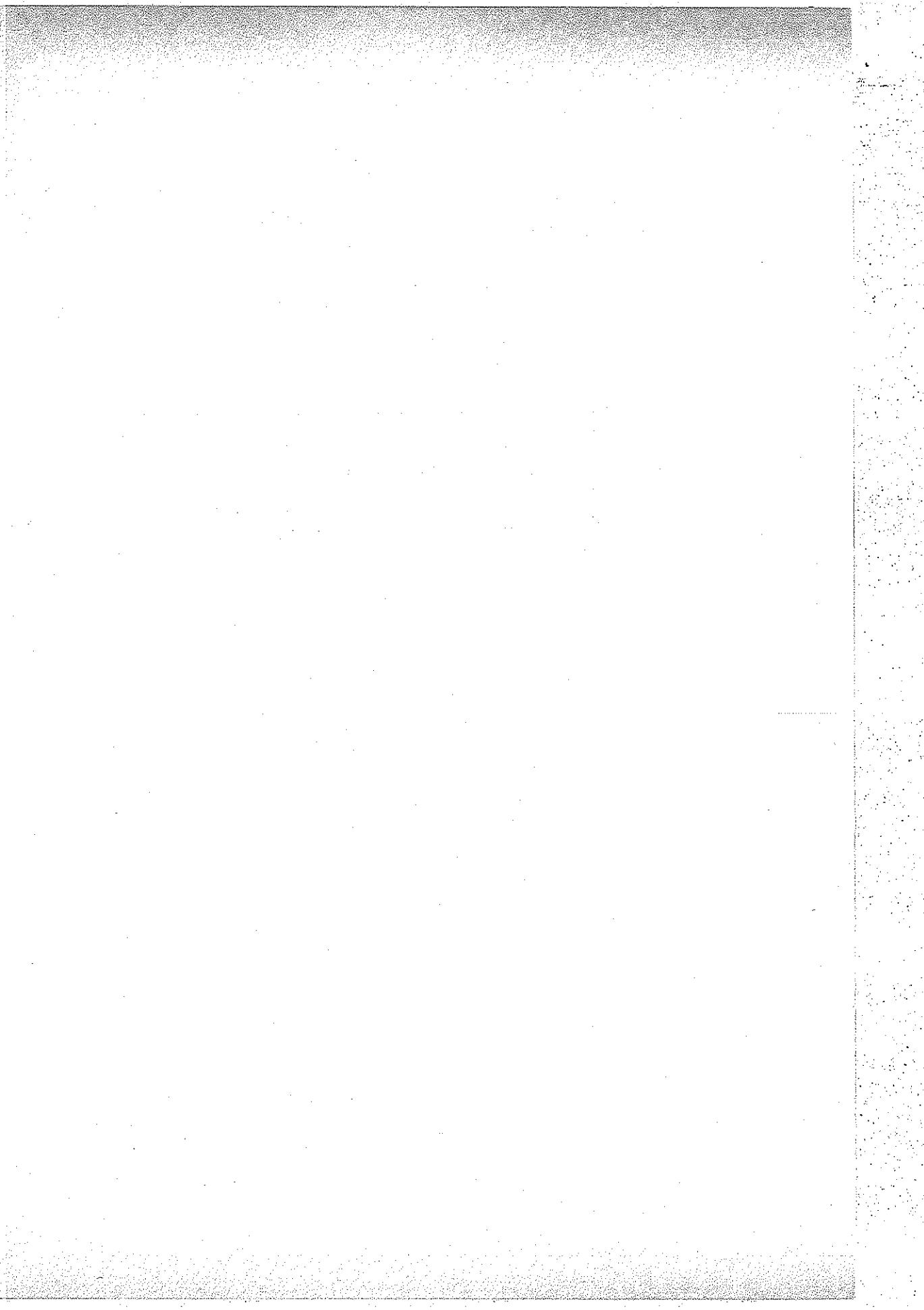
御異議ないものと認め、本日はこれにて散会いたします。

なお、明日も会議を続行いたしますので、定刻御参集くださいますようお願ひいたします。

長時間まことにありがとうございました。

(午後4時42分散会)

第 2 日



昭和52年12月21日午前10時和泉市議会第4回定例会を和泉市役所議場に招集にした。

出席議員(25名)

1番	寺田 茂君	16番	木下 甲子三君
2番	天堀 博君	17番	富山 敏治君
3番	橋本 佳行君	18番	池辺 秀夫君
5番	仁井 明君	19番	貝淵 博治君
6番	大谷 昌幸君	20番	田中 包治君
7番	金沢 勝君	21番	直村 静二君
8番	成田 秀益君	22番	勝部 津喜枝君
9番	松下 定君	23番	三井 正光君
10番	山口 義一君	25番	竹内 修一君
11番	上代 卯之松君	26番	柳瀬 美樹君
13番	赤阪 和見君	27番	竹下 義章君
15番	横田 憲治郎君	28番	坂上 國治君
		29番	藤原 利一君

欠席議員(1名)

12番 藤原 要馬君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職名	氏名	職名	氏名
市長	池田 忠雄	同和対策部長	佐原 行雄
助役	坂口 禮之助	同和対策次長	生田 稔
参事官 建設部長事務取扱	中塚 白	市民部長	内田 繁
市長公室長	西川 喜久	市民次長兼事務所長	青木 孝之
市長公室次長兼企画室長	杉本 弘文	産業衛生部長	山本 俊兼
秘書広報課長	竹田 明郎	産業衛生次長	富田 宏之
財務部長	宇沢 清	建設部次長	森 保
財務次長兼事務取扱 財政課長事務取扱	麻生 和義	改良事業部長	林 德次

改 良 事 業 次 長	逢 野 一 郎	教 育 委 員 長	堀 内 由 延
解 放 総 合 センター 所 長 兼 総 務 課 長	萩 本 啓 介	教 育 長	葛 城 宗 一
用 地 担 当 參 事 兼 土 地 開 発 公 社 事 務 局 次 長	岩 井 益 一	教 育 次 長 兼 管 理 部 長	広 岡 史 郎
用 地 担 当 參 事 兼 土 地 開 發 公 社 事 務 局 次 長	中 西 淳 富	教 育 次 長 兼 指 導 部 長	乾 武 俊
病 院 長	竹 林 淳	管 理 部 次 長	松 村 吉 堯
病 院 事 務 局 長	平 野 誠 藏	指 導 部 次 長	橋 本 昭 夫
病 院 事 務 局 次 長 兼 管 理 課 長	藤 原 光 夫	選 挙 管 理 委 員 會 委 員 長	味 谷 日 吉
水 道 部 長	田 中 稔	選 挙 管 理 委 員 會 委 員 長	岸 田 秀 仁
水 道 次 長	福 本 喬 久	監 查 委 員	西 口 喜 一 郎
消 防 長	和 田 增 義	監 查 事 務 局 長 兼 公 平 委 員 會 事 務 局 長	向 井 洋
消 防 次 長 兼 署 長	湯 川 行 雄	農 業 委 員 會 事 務 局 長	信 田 種 行
収 入 役 職 務 代 理 者	北 野 敦 雄		

※各課長級は議案等必要に応じて出席させる。

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囁託速記士 中野 满男

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事 務 局 長	宇 沢 清
次 長	吉 田 種 義
議 事 係 長	西 垣 宏 高
議 事 係	佐 土 谷 茂 一
議 事 係	山 本 雅 俊

本日の議事日程は次のとおりである。

昭和 52 年和泉市議会第 4 回定例会議事日程

(12 月 21 日)

日程	種別及び番号	件 名	摘要
1	監査報告第 31 号	例月出納検査(収入役報 昭和 52 年 7 月分)	P. 1
2	監査報告第 32 号	例月出納検査(水道部企業出納員報 昭和 52 年 7 月分)	P. 6
3	監査報告第 33 号	例月出納検査(市立病院企業出納員報 昭和 52 年 7 月分)	P. 12
4	監査報告第 34 号	例月出納検査(収入役報 昭和 52 年 8 月分)	P. 17
5	監査報告第 35 号	例月出納検査(水道部企業出納員報 昭和 52 年 8 月分)	P. 22
6	監査報告第 36 号	例月出納検査(市立病院企業出納員報 昭和 52 年 8 月分)	P. 28
7	監査報告第 37 号	例月出納検査(収入役報 昭和 52 年 9 月分)	P. 33
8	監査報告第 38 号	例月出納検査(水道部企業出納員報 昭和 52 年 9 月分)	P. 38
9	監査報告第 39 号	例月出納検査(市立病院企業出納員報 昭和 52 年 9 月分)	P. 44
10	監査報告第 40 号	例月出納検査(収入役報 昭和 52 年 10 月分)	P. 49
11	監査報告第 41 号	例月出納検査(水道部企業出納員報 昭和 52 年 10 月分)	P. 54
12	監査報告第 42 号	例月出納検査(市立病院企業出納員報 昭和 52 年 10 月分)	P. 60
13	認 定 第 1 号	昭和 51 年度和泉市水道事業会計決算認定について (決算委員長報告)	
14	認 定 第 2 号	昭和 51 年度和泉市病院事業会計決算認定について (決算委員長報告)	
15	議 案 第 56 号	和泉市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について(水道問題特別委員会委員長報告)	
16	議 案 第 62 号	土地(部落共有地)処分について	本冊 P. 3
17	認 定 第 3 号	昭和 51 年度和泉市歳入歳出決算認定について	本冊 P. 1
18	議 案 第 63 号	和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	本冊 P. 23
19	議 案 第 64 号	昭和 52 年度和泉市一般会計補正予算(第 4 号)	本冊 P. 33

日程	種別及び番号	件名	摘要
20	議案第65号	昭和52年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	本冊P.101
21	議案第67号	昭和52年度和泉市水道事業会計補正予算(第1号)	別冊P.1
22	議案第68号	昭和52年度和泉市病院事業会計補正予算(第2号)	別冊P.22
23	議案第66号	昭和52年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算(第1号)	本冊P.109
24	請願第4号	青少年野球場・陸上グランドの新增設を要望する請願	別紙
25	決議第7号	「学校災害補償法」の成立を要望する決議	別紙
26	決議第8号	教科書の有償化に反対する決議	別紙
27	決議第9号	母子家庭の医療費無料化の実現を要望する決議	別紙
28	決議第10号	公団住宅の家賃いっせい値上げ反対・高家賃引き下げ住宅政策の抜本的改善を求める決議	別紙

(午前10時35分開議)

- 議長(柳瀬美樹君) 大変長らくお待たせいたしました。議員の皆さんには、年末何かとお忙しいところ、連日にわたり多数御出席くださいまして、まことにありがとうございます。
それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(吉岡昭男君) 御報告申し上げます。
ただいま御出席の議員さんは20名でございます。欠席届け出のある議員さんはございません。その他の方については、ほどなくお見えになるものと思います。現在20名でございます。
- 議長(柳瀬美樹君) ただいま報告のとおり、出席議員20名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

-
- 議長(柳瀬美樹君) きのうに引き続き一般質問を行います。それでは15番、横田憲治郎君。
 - 15番(横田憲治郎君) 通告に従って内容をきわめて端的に申し上げます。
最初に、財政問題についてでございますが、本年度の地方交付税予定28億を見込んでいるわけでございますが、まず第1番に、前年度実績に対比してほほ同額を予定しているわけであ

りますが、これはいかなる内容によるか、まず、お伺いをしておきたいと思います。

さらに、その内容として第2点目、事業補正あるいは財政力補正等々、どのような形で中央に反映させるべく対処しているのか、2点目にお伺いしておきたいと思います。

さらに、種地の充実変更、それらに向っての対応のあり方、画一的な中央の査定に対する本市の財政構造の実態を踏まえる中で、客観性を貫く具体的説得力のある対処の方法をいかにとられているのか、お伺いをいたしておきたいと思います。

2点目に、経常収支の問題でございます。本年度の決算見込みを見通す中で、経常収支比率は前年度と比してどのような状況になっているのか、御報告を賜りたいと思います。

さらに、経常比率の均衡を目指しての対応努力として、物件費あるいは補助金の精査等々が本年度当初に行われたわけでありますけれども、それらの効能というか、結果が、本年度経常収支比率にどのように現われてきているのかもあわせてお尋ねしておきたいと思います。

財政問題の3点目は、財政基盤の確立への方策ということで通告いたしております。本市の構造不況業種である繊維産業を地盤産業とした弱体的な一般財源の実態の中で、安定企業の誘致あるいは市民各層における所得水準の向上等々の施策が中央、地方を問わず待たれるわけでありますけれども、財政基盤の確立は、将来への大きな課題として提起されているわけですが、これに対する観念論、理論ではなく、実行性の伴う方策の樹立がいまや不可欠の課題であろうと思いますが、本件についての所見と、具体的な対応のあり方についてお伺いしたいことがまず第1点。

2つ目には、一時的というか、現実的対応、財産の遊休地売り払い等々、遊休地の払い下げなど、財産の売却の問題も現実の課題に上っているやにお伺いをしているわけでありますが、それらをも含めた現実的な対応をどのように52年度決算を見通す中で考えられているのか、この際御報告を願いたいと思います。

3点目には、現実的あるいは恒久的本市の財政問題を内外に拡大充実せしめていくためにも、財政問題に対する市理事者、議会一体となつた一つの研究会あるいは協議会等のプロジェクトが必要であろうと思いますが、これらの設置についてはどのように考えているのか、提案しながら所見を伺っておきたいと思います。

4点目は、公債費比率の問題でありますが、200億円にきんなんとする公債、さらに債務負担等々を勘案すると、ますます硬直化の一途をたどる本市財政の現状であります。せめてもが、これらに対応すべく、その内容の負担軽減を図つていかなければならぬことは当然の急務ではなかろうかと思うわけであります。

それらの視点に立ちまして、本年度、52年度における公債費比率はいかようをパーセントが予測されるのか。前年度さらに前々年度、また次年度等を折り合わず中で、ガイドライン20%

台でどのような均衡になるのか、第1点にお伺いいたします。

2点目は、一連の同和債関係の財政需要額への算入はどの程度組み込まれているのか。51、52年を通じて年度ごとにお示し願いたいと思います。

大きい2点目の福祉施策の充実でございますが、昨日末の一般質問でいろいろ重複をいたしておりますが、53年度当初予算編成時のいま阪南各市平均よりかなり格差の見られる本市の各種福祉施策の充実にどのように取り組まれているのか、基本的な市長の所信を承っておきたいと思います。

第3点目の生活道路の整備と都市公園等々の問題でございます。生活道路の整備については生活道路という位置づけの中で、その内容の掌握を過年度来、積極的に事業部当局においてされているやにお伺いしておりますが、現状、その掌握の実態はどの程度か。

2点目に、それらに対する整備計画のプログラムはどのようにつくれられ、どのように具体化されようとしているのか。掌握、整備計画、その実施の3点にわたっての生活道路の整備計画についてお尋ねしておきたいと思います。

都市公園の問題は、肥子池公園あるいは松尾寺公園、黒鳥山公園、この3点について整備の完了時、特に黒鳥公園、松尾寺公園については、年次計画を策定、実施されているわけでありますが、これの促進を図らねばならないと考える立場から、工事の進捗状況と全計画の完成年次をお示し願いたい。肥子池公園については、その整備計画の具体的着手時期をどのように設定されているのか、お示し願いたいと思います。

最後の大きい4点目の開発公社の運営と市理事者の姿勢ということについてお尋ね申し上げます。

昨日も天堀議員さんの方から若干の質問がございましたので、重複はいたしませんが、まずお伺いしたい第1点目は、市長の見解では、過年度からの公社運営には不正は認められないが疑惑を招いたことについては遺憾である、このような所見でございました。

私どもも追及のための追及、批判のための批判という立場ではなく、公社会計運営は、即一般行政財政の運営と表裏一体でございます。数十億円になんなんとする使途不明の土地の取得あるいはその取得にかんがみたいろんなことが一定の問題点として指摘されました。前回の議会において、市長は、特別委員会にそれらに対する市長の見解を発表せられたところであります。議会あるいは市民に対して信を回復する立場から、これら膨大な公社抱えの財産を円滑裏に処分されるためにも、その原点となるのは清潔であり、公正さであり、さらに突っ込んで言うならば、責任の所在ではなかろうかと思うのであります。

そのような立場から、今回の局長降格人事において、すべての疑惑を招いた責任が払拭され

たと断言できるのかどうか、肝に銘じた立場からの所信をまず第1点、お伺いをいたしておきたいと思います。

さらに、第2点といたしまして、今回の問題は、今後の処分、運営の立場で考えるならば、一切を局長のサイドのことではなく、理事一同あるいは市理事者一同の送帯の責任において処理されていくのが今後の課題ではなかろうかと思います。

そのような見地に立って、理事会あるいは市理事者当局の立場として、今回の降格人事について、それに見合せ責任の所在を表明すべきであろうと主張しながら、それらに対する市長の御答弁をお伺いしておきたいと思います。

さらに3点目には、理由のいかんによらず、市財政あるいは市民に直接間接与える損失は莫大な金額に達していることは周知のことであります。議会あるいは市民からのそれでなく、いまこそ市理事者みずから襟を正すという具体的な姿勢が望まれるわけでありますが、53年度を迎えるに当たり、この時期において、市長あるいは市理事者は毅然とした、毅絶とした襟を正す立場から公社会計を総点検し、そして、議会と市民に信を得られるような総括を基本的にすべきであります。これらへの対応をお伺いしておきたいと思います。

以上で通告の要旨を申し上げましたが、答弁のいかんによりましては再質問の権利を留保して、終わります。

- 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。
- 財務部長（宇沢清君） 横田議員さんの御質問に対してお答え申し上げます。質問の要旨が5点ほどあるかと存じますが、まず、概説的に4点目の問題について御説明申し上げます。数字的な問題につきましては、追って次長よりお答えさせていただきます。

まず、第1点目の地方交付税増額への対処についてであります。すでに議員皆様方御承知のとおり、現行の地方交付税制度は、国税三税、所得税、法人税、酒税の32%が交付されておりますが、これを40%に引き上げるよう、強力に組織を通じて運動を展開しておるのが現状でございます。

第2点としては、普通交付税算定の基盤となる種地が現在、和泉市は乙の六、一種地引き上げていただきことにより、約2億5千万円の増額と相なるわけでございます。

第3点といたしましては、措置法第10条算入の枠拡大運動を展開することであります。

第4点といたしましては、特交については、本市特有の財政事情を訴え、増額に努力いたしく存じております。

以上4点は、いずれも政治的運動を展開いたさなければなりません。従来、議長さん始め議員皆様方には格段の御協力を賜っておりますが、さらに御協力のほどをお願いいたしく存じ

ております。

以上、第1点の地方交付税増額への対処についての諸点でございます。

第2点といたしましては、経常収支の実態と今後の努力の展望については、常々、議員の皆様方には御心労を煩わしているところであります。現時点での経常収支比率が105.8と100を上回ることは異常であります。52年度見込みは、111.8と推定しております。100を超えることは、日常必要とする義務的な経費も賄い切れない状態であり、一刻も早くこの事態から脱却しなければならないわけであります。

原因といたしましては、いわゆる人件費、公債費の歳出の増高及び市税の伸び悩み、経常収支比率の改善は行政内部で努力していくべき問題であり、直ちに好転はしませんが、万全の努力をいたしく存じております。現時点の目標は100以内におさめることであり、中長期的には、類似団体の指標75ないし80を目指してあるものでございます。

第3点の財政基盤確立の方策について、歳出経費の削減はもちろんのことですが、財政基盤と言いますと、自主財源の確保にあり、中でも市税の增收がその中軸をなすものであり、種々の財源確保が取り上げられておりますが、最も和泉市域の実態に合う、地場産業に影響を及ぼさない企業の誘致、民間遊休資産の開発、非可住地の開発、高齢所層者階層の誘致等も一例でありますが、增收を図るため積極的施策に取り組む必要があります。なお、2番の質問の内容と表裏をなすものであり、経常収支比率が改善されると財政基盤がよくなるというわけであります。

追加の質問でございますが、現下の窮屈する本市の財政に対処するための財政基盤の確立と、財源獲得に向けて議会、行政を含めたプロジェクトチームを設置する考え方があるかとの質問であります。最終、市長からお答えさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

第4点の公債費比率と利子軽減措置への対応策につきましては、現在起債残高のうち約75億円は、年利7.5%以上となっておりまして、これらの低利への借換利子補給等について努力してまいりたいと存じております。政府資金は現在、年6.5%であります。これを超えるものは約75億円あり、これを現在の利率に置きかえて償還できるよう、関係方面に積極的に働きかけを行っておりますが、仮に1%引き下げて約7千500万円の軽減と相なるわけあります。

公債費率の改善については、標準財政規模の拡大、交付税への元利償還金の算入の運動等により改善していきたいと存じております。

以上、4点についてお答え申し上げましたが、いずれにしても、本市にとって重要な課題であります。これらを放置して財政の健全化はあり得ないと思います。今後、これらの問題につ

いては、市長初めわれわれ事務段階において積極的に取り組む所存でございます。議長さん初め議員皆様方におかれましても、格段の御協力を賜りますようお願い申し上げ、説明にかえさせていただきます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 市長。

○ 市長（池田忠雄君） ただいま財務部長よりる御説明させていただきました。非常に和泉市の財政危機がきわまつてきている現状の中で真摯な御質問をいただき、心から感謝申し上げる次第でございます。全力を尽くして財政再建に当たってまいる所存でございます。

御指摘のように、何とか後ほど議長さんとも御相談させていただき、議会におきましても、財政再建のために格段の配慮をいただけるように、そうした機関の設置をぜひお願い申し上げたい、こういうふうに存じております。議員皆様方の格段の御配慮をひとえにお願い申し上げる次第でございます。

○ 15番（横田憲治郎君） 財政問題について整理していきたいと思います。

まず、あらかじめ御用意の答弁書を読んでいたいたのですが、質問している観点のまず第1点の交付税問題ですが、部長ね、51年度実績が28億3千9百万円ですが、今度、また同額ですか。もちろん特交を含めても、事業費の問題とか、その他いろいろとこれらへの算入の財政需要額等がどうなっているのかという背景もあろうかと思いますが、51年、52年を対比した中でなぜ少ないのであるのか。学校建設とか、いろいろあると思いますが、その決定的なものを御報告していただきたいと言ったはずですので、それを聞かせていただくとして、種地の変更乙の六、いわゆる大阪という経済圏の中心から距離をはかり、それによって補正がされてるやに承ってるわけです。質問通告で申し上げましたように、本市の財政構造の基盤をなす地盤産業の衰退、これはもちろん、言うまでもなく繊維産業のことですが、あるいはまた、今度は円高ショックで、いまは非常に少なくなったとはいえ、一応、模倣真珠の関係も極度に衰退している。そういう経済構成補正があるのか、ないのか知りませんが、客観点に妥当性を貫ける補正要求はできるんじゃないかな。また、大阪市を中心とした経済圏のとり方にしても、これはかなりの実質的な客観性を貫ける説得力があるんじゃないかな。

これらへの対応の仕方を政治的にする中で、私は、事業費等がなくて51年度実績と同額の評価しかできないという、2、3億の増減が大変な状態なんですよ、52年度決算を見越していくとそう思う。交付税に対する一辺倒ではいかんと思いますが、これらに全力で、ただ観念的、理論的努力じゃなく、具体的な内容のあるものを持って種地の引き上げあるいはそういう補正の内容等々、努力課題として持っていくべきではないか。もちろん、中央では大きな枠があり、限界があることは私もよくわかってますけれど、類似都市、阪南近郊都市との対比等を

含める中で努力していらっしゃるのか。また、52年度最終の交付税の時期的な決定を見越してやっていく御努力の方策があるのか、その点をお聞きしたわけです。

以下、簡単に再質問いたしますが、これは財政問題で通告申し上げませんでしたが、まことに市長、残念な話ですが、5百万以上あるいは千万以上の高額所得者が、たとえばお医者さんとか博士号を取ってる人たちが、市内に居住しているのにかかわらず、住民登録台帳では堺とか高石市民であるという、1人や2人じゃなく、100人になんなんとする状況であることを私も散見しております。確認はいたしておりませんが、和泉市に生活の本拠を置くならば、住民基本台帳法からも、和泉市民としての行政の恩恵を受けてる方々です。和泉市でそれぞれの各界で有数なかなりの人数です。財政基盤の確立、多岐にわたる大きな課題でございます。

そういう足下の問題も含めて、期待資本の導入等々を積極的に図らなければ、恒久的に見てどうしようもない時期がくるのではないかという観点から申し上げておりますので、ひとつ細かい問題は別としても、財政問題に対するプロジェクトチーム、財政獲得あるいは財政基盤の確立等々について、時期等の設定もしながら御努力願いたいと強く要望申し上げておきたいと思います。

いま申し上げました中で、これらの実態の掌握が可能かどうか。行政当局の立場でね。高額所得者の和泉離れというやつ、まことに残念な話ですが、現実にあります。これらについて、ひとつどなたが担当か知りませんが、見解だけ承っておきたいと思います。

あと公債費比率、年次別に示してくださいと言ったが、そのお答えがなかつたのでお願いしたい。

○ 財務部次長（麻生和義君） お答え申し上げます。

いま言われた高額所得者の確認でございますが、例年、確定申告が終わりますと、国税局管内で年度によって金額は変わりますが、51年度は1千万円以上の高額所得者について告示がされます。したがって、情報確認等ができるわけであります。

それから、公債費比率の問題でございますが、52年度から公債費比率の計算方法が一部改正されました。これは周知のとおりでありますが、いわゆる20%のガイドラインということで現在も神経をとがらせているわけでありますが、公債費比率と申しますのは、当該年度を含めて3カ年の単純平均で議論されます。本年度若干の改正がございましたので、52年度の見通しとしては、17.3%になる見込みでございます。来年度、53年度を現時点で推計いたしますと19.8%ということで、このままの財政運営を続けるならば、53年度限りで公債費比率の面から、地方債の認可に際して、54年度から政府の制限がかかってくるということで、これの改善について抜本的な努力をしなければならない。

そのためには先ほど部長がお答えしましたように、現在、かなりの政府資金並びに民間資金がございますが、合わせて約200億円の52年度末見込みでございます。その中に、かなりの政府資金であっても、6.5を超えるものがございます。総需要抑制のときに政府も金利を上げてございますので、そういうふうに、政府の残高についても、現行の6.5に置きかえて償還させてほしいという陳情は常々行ってございます。仮に1%引き下げられると、現在、約75億でございますので、7千5百万円程度の利子が軽減になるという試算、もくろみを行っております。

次に、交付税の件でございますが、51年度の交付税と52年度現時点での交付税予算総額がほぼ同額であるといった御指摘でございます。交付税の計算については、事業費補正、元利償還の関係、その他一切の行政経費が算入されることになっているわけでございます。

いただく交付税そのものは、経済的な一般財源として何に使ってもよいとなってございますが、計算の過程におきましては、その年度限りで必要とする臨時的な事業費そのものも算入されるわけでございます。たとえば御指摘の学校建設用地、建物、都市計画関係、清掃関係、その他もろもろの公共事業の関係も算入されております。遺憾ながら、多い年度と少ない年度のアンバランスがあるのが本市の実態でございます。

そういう事業費補正というものが交付税の計算から外されて、経常費一本に算定をして交付税の均一化、税と同じように年々幾らかの、ある一定の国税の伸びがあれば、市町村もある程度伸びるといったものにしてほしいという要望は、市長会等を通じてすでに繰り返し陳情は行っております。

それから、種地の問題でございますが、議員さんの指摘がありましたように、種地の決定に際しては、乙の一から八、甲の一から八の中で全の地方公共用体を十六の種類にランクづけて計算を行い、その段階ごとにすべて補正係数が異なっています。私ども和泉市は乙の六に位置づけされております。大都市、県庁所在市が甲の種地を適用されているようでございますが、その周辺市は乙地でございます。さらに、大都市からの鉄道距離によって、一定の点数を出すようになってございます。それから、経済構造でございますが、これは国勢調査による一次産業、二次産業、三次産業に分類から、当然、三次産業の密度が高ければ、点数が上がるということでございます。それから、昼間人々についても、都市化の一つの物差しでございます。それから、宅地の評価額等が毎年公表されますが、その評価。その他もろもろの行政機能というか都市形態そのものを一定の物差しにして点数を出すように自治省令で定められております。その基準で計算されるわけですが、この省令の改正をお願いしたいということで陳情はいたしております。

その内容については、甲についても乙地についても、鉄道の距離で点数を定めることは不合理である。大阪市周辺の堺市並びに周辺市については、大都市と同じ程度の経済圏であるじゃないか、大都市と同じ程度の財政需要を必要とするという観点から、いろいろ細かな資料を提出しながら、改正の要望を繰り返し行つてるのでございまして、年々、若干の改正が自治省で認められてるのが実態でございます。

以上でございます。

- 15番（横田憲治郎君） 財政問題はこれで終わりますが、私の提起した観点は、先ほど申し上げましたように、例年どおり努力することはよく承知しているわけです。しかし、例年どおりやつてもらつたら困る、例年以上にやつてもらわなければ困るということです。地方交付税にしても、一定の限界があることはよく承知します。しかし、本市の財政構造、経済構造あるいは経済圏の問題などいろいろございます。それらを分析する中で、52年度決算あるいは53年度当初予算編成という基本的な立場で、例年の繰り返しであつてはならない。プラスアルファした対応のあり方をお伺いしてるのでござりますので、その意見を申し上げておきます。

それと、経常収支比率が去年105.8ことし111.8と悪くなつたということでございますね。これは本市の財政需要、膨大な市域を有しておりますので、それだけの職員数の張りつけも当然でしょう。人件費にしわ寄せして云々という考え方方に終始するのではなく、もちろん、全体的に考えていかなければならん課題であろうかと思いますが、一定の手数料の値上げもしくまた、いろんな負担金の直上げも市民にお願いする中、あるいはまた補助金の精査もする中で努力している結果がこうだということは非常に残念なんです。市長、助役に52年度に向けての決意と目標という立場から経常収支と交付金問題。さらにもう一つは、地方債の関係で御所見を伺つて財政問題は終わつておきたいと思います。

一つだけ課題として提起しました、全部課題ですが、特に緊急的な課題として、高額所得者の和泉離れの掌握をひとつ早急に対処していただくようにお願いしておきたいと思います。もう一遍おさらいで総括的にプロジェクト問題ですが、市長の所見もなかつたので、おつしゃつていただきたい。再質問はいたしませんので、財政問題は終わりたいと思います。

- 助役（坂口禮之助君） 御指摘いただいております交付税の増額あるいは経常収支比率の改善、公債費比率の上昇を抑制するための問題提起につきましては、われわれも日常、非常に心を痛めている問題でございまして、御質問の御趣旨は、全く同感でございます。

経常収支比率の悪化は、当然、経常収入と経常支出のアンバランスがひどくなつてきておることでございます。これらは収入あるいは歳出の面について細かく分析しながら、対応策を検

討してございます。

交付税関係の増額につきましては、もっと交付税組織の内容そのものを厳密に点検しながら、御指摘ございましたように、単に種地の改正のみにとどまらず、事業補正等いろんな補正係数がございますが、和泉市の実態、特性をどのように持つかの観点で、資料を整えながらさらに強く改正要求をしていく考え方を持ってございます。

それから、市内に居住するのに住所を他の市に持つておるという、具体的には、事業所をここに持ちながら、住所を堺市に持つてこちらへ通つてくる、そして、和泉市で所得を得ておられる方々は、かなりあることは認識しております。これらの方々に対しても、住所を和泉市に移していただきたいという運動を起こそうじゃないかということは、かねかね財務当局とも協議しております。さらに、市内に居住しながら、学校の関係等で他市に住所のみを持つてゐる人は、これははつきりと住所をこちらに呼び戻すことは可能でございます。生活の本拠をどこに置くかの議論は可能でございますので、関係の部課を特励して緻密に調査しながら、住所を和泉市内に移してもらうよう接触を強く持つていきたい、このように存じてございます。

以上、簡単でございますが、御答弁といたします。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 市長（池田忠雄君） 2点目の福祉施策の充実についての御質問にお答え申し上げたいと思います。

御指摘のように、おくれてる面もございます。これらの財政が急機きわまつての現状の中で、いろいろ精査させていただいております。漸次ではございますが、一歩ずつ改善させていただきたいと存じております。よろしくお願ひ申し上げます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 参与（中塚白君） 3点目の認定外道路の整備、都市公園の整備について一括、私から概略の御答弁を申し上げます。

かねがね、この認定外道路の取り扱いについては、私の方でもある程度の把握はやつてございます。さらに、その計画となると、非常に多種多様にわたりまして、生活道路と一概に申し上げても、位置指定にからむ開発内道路、また、在来の里道であったものが現況、生活道路に変わつてるものなどいろいろな問題がございます。

あわせて、前々から私、申し上げておりますように、本来、これは住民負担を仰ぐのは本意ではございませんが、少なくとも、生活道路については、応分の御負担をお願いしたいという趣旨でございます。ある程度その辺の御理解は得てるかと思いますが、ただ、負担の限度がございます。あわせて不特定多数の問題もございます。その辺との兼ね合いかがございますが、53

年度には、何らかの形で財政問題もございますが、踏み込みたい、かように存じております。

それから、公園の関係でございますが、詳細は担当課長から申し上げるとして、肥子池、松尾寺、黒鳥山公園のうち、現在、黒鳥山は早くから事業着手はしております。

松尾寺公園についても、全体的な計画決定が非常に大きな面積でございます。この事業決定している6.5ヘクタールについては順次整備していきたい。

肥子池については、本年度をもって公社の先行取得に伴う買い戻しが完了いたします。53年度、埋め立て、施設等を実施したいと存じております。

なお、詳細な完了時期等については、担当課長から御説明申し上げます。

○ 計画課長（山崎琢磨君） 公園について御説明申し上げます。

肥子池につきましては、参与の説明がありましたとおり、来年度から水を落として埋め立て、排水施設、その他整地を行っていきたいと考えております。

なお、整備につきましては、国庫補助との関係がございますので、54、55年の2、3年かぎりの予定でございますが、開設が可能になった時点で早急に開設したい考えでございます。

黒鳥山につきましては、1.2ヘクタールほどの計画決定をしておりますが、そのうち6.5ヘクタールが市有地としてすでに開設しているわけでございまして、これについての管理は十分にやっていきたいと考えます。

なお、残りの6ヘクタールの拡大につきましては、現在、約1ヘクタール足らずの先行取得をお願いし、ことし限りで買収する方向で進めておるということでございます。

松尾寺につきましては、約6ヘクタールの部分の事業認可をとって整備を進めてるわけですが、寺有地の約3.3ヘクタールを整備完了いたしまして現在、開設しております。この現在の計画は5.5ヘクタールございますので、この施行方法につきましては、いつまでというよりは、どういう施行主体でどのようにやるかにつきまして現在、大阪府と協議中ということでございます。

○ 15番（横田憲治郎君） 福祉施策の充実は、細かいことはきのうからも出でますので申し上げませんが、ひとつ市長、期待しておりますので、格差是正、充実のために御努力を期待しておりますので、よろしくお願ひしておきたいと思います。

それから、道路問題でございますが、53年度から踏み込んでいくという御答弁をいたいたんですが、実態についてはむずかしいことは、素人ですが、容易に理解できます。しかし当然ながら、緊急度あるいは密集度等を勘案する中で、現実に即した方策を積極的にやっていただきたい。ほか念になろうかと思いますが、大変な財政事情の中で厳しいとは思いますが、ひとつ市民の御理解、御協力をいたたく中で促進できますよう、御努力をお願いしたいと

思います。

それから、公園関係ですけど、松尾寺は最終55ヘクタールぐらいの規模、現在開設されているのは3.3ヘクタールということですね。十分の一にも満たないわけですが、自然環境に恵まれてる本市とはいえ、憩える公園といえば、黒鳥山と松尾寺ぐらいしかないんじゃないかな、このように思います。

そういう点から考えて、これは投資ですからね、公園というのは、特に財政事情の厳しいものがあろうとは思いますが、ここ数年、ちょっと停滞してる感じを松尾寺あるいは黒鳥山については受けるわけです。総需要抑制もありましたし、こうして不況が長引く中で予算措置も大変だろりだと思いますが、当面、53年度から年次的な計画目標といったものは公表できませんか。

○ 参与（中塚白君） ひとつここで松尾寺公園につきましては、私、先ほど冒頭お話申し上げましたように、55、8という膨大な計画決定を打ってございます。この問題については、まだ、所管委員会にお話申し上げてませんが、一つは、ニュータウンがらみの関係で、府営公園の設置を府の方へもお願いしているわけです。この府営公園と申しますと、別に和泉市だけではないのですが、和泉市内に一ヵ所はどうしても必要だということから、現在、その話を進めてるわけでございます。

問題は、やはり光明池公園とのからみ、住宅公団のニュータウン開発に伴う光明池周辺との問題でございまして、その辺をどう処理するかが、一つの大きな課題でございます。また、将来の開発構想もございます。その辺との関連をどう考えるか。現時点では、ちょっと全体計画の年次割りをお話申し上げるわけにはまいりませんが、黒鳥山公園については、最終の計画年次、整備計画は公表できますので、追って公表したい、かように存じます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 市長（池田忠雄君） 第4点の開発公社の運営と市理事者の姿勢についてお答え申し上げたいと思います。

昨日の質問に対してもお答えさせていただきましたように、今回、実質的な責任者である西川局長を降等降格処分するとともに、議員さん御指摘のとおり、一局長だけの責任にとどまらず、すべての理事が互いに決意し、新たに今後の公社運営に取り組み再建に当たっていく、こういうことが一番肝要でございます。その意味で先日、理事会を開き、私から厳重にそれぞれ注意するとともに、理事長も先頭に全理事が一丸となってこの難局に対処していきたい。大変な公社運営でございますが、何とか処方に全力を挙げて再建に当たってまいりたい。深く反省しながら今後、二度とこういうことのないように、全理事が打って一丸となって襟を正してま

いりたい、この決意と申し合わせをさせていただいている次第でございます。

いろいろと行き届かない点、今後とも御指導と御指摘をいただきながら公社再建に一歩大きく踏み出したい。こういう意味合いから、任期半ばでございますので、助役を事務局長事務取扱とし、次長、課長をそれぞれ補充させていただき、今後の公社運営に何とか取り組んでまいりたい存念でございます。新しい人事と機構をもって現在、取り組みを開始いたしております。

御指摘十分肝に銘じ、理事長、理事一体となって、襟を正して公社再建に取り組んでまいりたいと存じます。よろしくお願ひ申し上げます。

○ 15番(横田憲治郎君) 通告で申し上げましたように、基本的には、いじめるためにとか追及のための追及ではございません。特にこういう問題を一般質問で扱うこと自体、ジレンマを感じながら、きざな言葉で表現しますとやむにやまれず、あえて行政に携わる立場は違いますが、厳しい緊張感も互いにわが身を律するという立場で処さねばならない。そして、12万市民の行政に対する信頼を確固不動の中で、厳しい財政を乗り切つていかなければならない、そういう原点から、前年度の公社の委員会で私、参画させていただきました中ににおいて、さかのぼった公社運営の計画性の乏しさ、地価の価額、買収手法のけじめのなさ、不明瞭さということが、単に指摘してもらったという、観念的なキヤツチボール、やりとりではなく、今後の公社運営の資料として益省しなければならない大きな課題だと思うんです。

今回の処分の是非は別として、この処分の方法たるや、市民が周知できない方法、あるいは府内でも確認できないような方策でやりはったことについて、まず第1点、問題が残るうかと思います。裏を返せば、一部マスコミに記事にされましたか、一時的、観念的な議会対応策という評価を受けても、残念ながらいたし方ないんじゃないでしょうか。私は、市長みずからが襟を正すという観念論ではなく、現実論として、公社運営の過去を総括して、一定のメッセージを市民に披露する中での肅然とした、毅然とした対応、処分がなされて当然ではないか、そのように私は市政を守る立場からあえて提言し、その決意のほどを市長、助役にお伺いをしてまいりたいと思うわけです。

しかし、これでは市民に拭つ切れないものが残ると思います。あえて言うならば、公社の局長一人の疑惑を招いた責で果たしてよかつたかどうか。過去、現在から将来も踏まえて誤りなき対応を願う立場から、きざな表現かもしれません、市長の存念あるいは助役、職務代理者としての立場で御表明いただけるならば伺っておきたいと思います。

○ 市長(池田忠雄君) 重ねての御指摘、痛み入ります。昨日末申し上げておりますように、われわれとしても理事会で猛反省し、決意いたしました。そして、二度とこういう御指摘を受けないよう、襟を正して公社再建に邁進しようと申し合わせ、決議をいたしております。

こうしたことにつとめて、新人事、新機構でもって今後の公社運営、再建に当たつてまいりたい決意でございまして、助役としても、一生懸命公社再建に取り組んでおるわけでございまして、猛反省の上に立つて、決意も新たに邁進いたしたいといふ理事会の申し合わせ、決議でございます。御指摘肝に銘じて今後ともがんばつてまいりたいと存じますので、一層の御指導、御支援をお願い申し上げ、本会議の席上深くおわびを申し上げますとともに、決意を表明させていただきました次第でございます。

○ 助役（坂口禮之助君） 先ほど来、市長からもいろいろ今回の公社関係に対する具体的な面についての所信表明がございました。私、その段階で当分の間ということですが、新たに公社事務局長事務取扱を命ぜられてございます。直接その衝に当たることになつてございますが、従来、取り扱つてきたまろもろのやり方等について随時点検し、再びこういうことのないようになつて、内部規定の整備等も急いでやりつつございます。横田議員さんの御指摘どおり、公社運営の是非は即、一般会計に響いてくる表裏一体のものでございまして、ひいては、1.2万市民に御迷惑をかける結果になるという自覚を十分持ち、襟を正して今後の公社運営にも全力投球していくことを存じております。いま、すべての問題について総点検をしながら、二度とこのような過ちを繰り返さない措置も一つ一つ行いつつございますので、今後、具体的な問題をいろんな面で御提起申し上げる機会はあると思いますが、ぜひ十二分の御協力、御指導をお願いしたい、このように存じます。

○ 15番（横田憲治郎君） 特別委員会も存在することですから、細かく具体的なことは本会議では控えたいと思いますが、意見だけをまとめ、終わりたいと思います。

市長は50年12月に就任せられましたが、地価の異常なブームで先行取得したのは49年当時、この時点での理事の方々、局長も専務理事だったとお伺いしております。そりであるならば、局長を一応処分するというならば、それぞれの理事の方々も、相関連して市民の批判を受けてくるんじゃないかなと思います。賛成を職務代理、市長から再度、答弁をいただいたわけですので信頼もしたいし、公社の委員会もございますのでこれ以上申し上げませんが、将来に禍根を残さないように、市民から預かる行政ですから、肅然とした精神でもつて対応、善処していただくことを期待して、私の一般質問を終ります。ありがとうございました。

○ 議長（柳瀬美樹君） 以上をもちまして、一般質問は全部終了いたしました。皆様の御協力によりまして、予定より早く終わることができました。まことにありがとうございます。

お詫びいたします。23日は議案審議となつておりますが、議会運営委員会の委員の御了承を得ておりますので、午後より引き続き議案審議の日程に入りたいと思いますが、御異議ござ

いませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、議案審議を行うことに決します。

お昼のため暫時休憩いたします。

(午前11時38分休憩)

(午後1時20分再開)

○議長(柳瀬美樹君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に印刷配布してあるとおりでありますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、これより日程審議に入ります。日程第1より日程第12まではいずれも例月出納検査の結果報告でありますので、一括議題といたします。

報告の表題のみ朗読させます。

(市会事務局長朗読)

例月出納検査結果報告書

監査報告第31号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和52年7月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和52年10月20日

監査委員 西口喜一郎

同 藤原利一

記

1. 検査実施日 昭和52年10月19日
2. 検査の対象 昭和52年7月分の出納状況
3. 検査の結果

7月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、7月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

収入支計

区分		収入支				
		前月末累計	本月分	計	前月末累計	本月分
一般会計		3,820,672,256	△2,675,525 649,369,263	4,467,365,994	4,956,142,533	△2,524,966 1,008,548,681
歳入歳出外現金		196,590,527	34,835,674	231,426,201	144,906,099	48,821,299
特別歳入歳出外現金		1,848,078,743	943,609,826	2,191,688,569	1,543,572,676	308,602,115
府税		192,705,945	△1,406,644 98,445,202	289,744,503	173,308,912	19,192,644
特別会計	国民健康保険	583,831,768	△315,347 326,120,009	909,636,430	210,775,020	△182,611 169,954,127
	土地区画整理事業	0	200,000	200,000	11,779,562	2,200
	公共用地先行取得事業	0	0	0	0	0
合計		6,641,879,239	△4,397,516 1,452,579,974	8,090,061,697	7,040,479,802	△2,707,577 1,550,121,066
基金	用品調達	10,729,677	254,880	10,984,557	8,310,687	1,505,120
	同和更生資金貸付	50,316,237	0	50,316,237	0	0
	財政調整					
	土地開発	1,091,424	0	1,091,424	0	0
	住宅敷金	9,900,193	95,400	9,995,598	57,700	15,000
合計		72,037,531	350,280	72,387,811	8,368,387	1,520,120

算　　書

昭和 52 年 7 月 30 日現在 (単位円)

出 計	収支差引残高	一時借入金	他会計との 相互流用	差引残高	摘要
		一時貸付金			
5,962,166,248	△1,494,800,254	1,810,000,000	△11,779,562	303,420,184	
188,727,398	42,698,803			42,698,803	
1,852,174,791	339,513,778			339,513,778	
192,496,556	97,247,947			97,247,947	
380,546,536	529,089,894			529,089,894	
11,781,762	△11,581,762		11,779,562	197,800	
0					
8,587,893,291	△ 497,831,594	1,810,000,000		1,312,168,406	
9,815,807	1,168,750			1,168,750	
0	50,316,237			50,316,237	
0	1,091,424			1,091,424	
72,700	9,922,893			9,922,893	
9,888,507	62,499,804			62,499,804	

現 金 の 保

区 分	現 在 高	内		
		普通預金	当 座	定期預金
一般会計	3 0 8,4 2 0,1 8 4	5 8,4 2 0,1 8 4		2 0 0,0 0 0,0 0 0
特別会計	国 保 事 業	5 2 9,0 8 9,8 9 4	5 2 9,0 8 9,8 9 4	
	土 地 区 画 整 理 事 業	1 9 7,8 0 0	1 9 7,8 0 0	
	公 共 用 地 先 行 取 得 事 業			
基 金	用 品 調 達	1,1 6 8,7 5 0	9 7 7,3 9 2	1 9 1,3 5 8
	同 和 更 生 資 金 貸 付	5 0 3 1 6,2 3 7	2,3 1 6,2 3 7	4 8,0 0 0,0 0 0
	財 政 調 整			
	土 地 開 発	1,0 9 1,4 2 4	1,0 9 1,4 2 4	
歳別歳入歳出外現金	3 7 9,7 8 2,6 6 8	3 3 9,5 1 3,7 7 8		
歳入歳出外現金	4 2,6 9 8,8 0 3	4 2,6 9 8,8 0 3		
府 税	9 7,2 4 7,9 4 7	9 7,2 4 7,9 4 7		
住 宅 敷 金	9,9 2 2,8 9 3	1,6 5 3,7 7 9		8,2 6 9,1 1 4
合 計	1,4 1 4,9 3 6,6 0 0	1,0 6 8,2 0 7,2 3 8	1 9 1,3 5 8	2 5 6,2 6 9,1 1 4

管 方 法

昭和 52 年 7 月 30 日現在(単位円)

訛				備 考
農 協	郵 便 局			
	50,000,000			
40,243,637	25,253			大阪公 137 24349 大阪 24,228 904
40,243,637	50,025,253			

歳 入

科 目	予 算 額	収 入 濟	
		前 月 末 累 計	本 月 分
市 稅	4,134,215,000	1,068,806,422	△2,538,875 214,392,271
地 方 議 与 稅	84,195,000		
自 動 車 取 得 税 交 付 金	118,159,000		
国 有 提 供 施 設 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	59,837,000		
地 方 交 付 税	2,833,057,000	1,416,402,000	
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	169,000,000		
分 担 金 及 負 担 金	258,857,000	24,313,575	記 △629,000 △1,033,300 1,369,1975
使 用 料 及 手 数 料	199,455,000	48,202,446	記 629,000 △3,8350 1,651,5485
国 庫 支 出 金	4,221,922,000	295,215,000	32,859,6000
府 支 出 金	1,423,188,000	15,382,000	15,652,331
財 产 収 入	251,961,000	101,647,993	6,825,720
寄 附 金	30,000,000		3,000,000
緑 入 金	100,000		
諸 収 入	2,642,408,000	281,188,863	55,695,481
市 債	2,972,154,000	143,000,000	
緑 越 金	426,513,957	426,513,957	
合 計	19,672,916,957	3,820,672,256	△2,675,525 64,936,9268

調書

昭和52年7月30日現在(単位円)

額	収入済額の予算額に対する差		予算に対する収入割合
	過	不足	
1,280,659,818		2,853,555,182	31.05
		84,195,000	
		118,159,000	
		59,837,000	
1,416,402,000		1,416,655,000	49.99
		16,900,000	
37,273,250		221,583,750	144.0
65,313,581		134,141,419	32.75
61,881,1,000		3,603,111,000	14.66
3,1,034,331		1,392,148,669	2.18
108,473,713		143,487,287	43.05
3,000,000		27,000,000	10.00
		100,000	
336,884,344		2,305,523,656	12.80
143,000,000		2,829,154,000	4.81
426,513,957			100.00
4,467,365,994		15,205,550,963	22.71

歲 出

科 目	予 算 簿	支 出 濟	
		前 月 末 累 計	本 月 分
議 會 費	152,610,000	43,638,516	9,561,808
總 務 費	1,783,271,000	532,844,283	△898,992 115,266,611
民 生 費	4,506,288,000	979,015,776	△1,011,099 307,398,547
衛 生 費	1,299,554,000	273,051,571	△35,600 8,598,643 6
勞 勵 費	67,885,000	15,061,239	△458,930 10,201,283
農 林 水 產 業 費	208,263,000	22,447,624	5,862,353
商 工 費	153,266,000	82,679,782	5,255,560
土 木 費	4,863,265,957	505,415,821	△4,720 52,545,611
消 防 費	380,402,000	96,940,885	△7,200 25,048,618
教 育 費	83,189,22,000	96,347,9,425	△1,084,25 36,778,734 6
公 債 費	1,981,684,000	548,906,875	23,631,388
諸 支 出 金	207,203,000	206,003,000	
災 害 復 旧 費	530,300,000	11,730	3,120
予 備 費	50,000,000		
前 年 度 繼 上 充 用 金	695,000,000	691,646,506	
合 計	19,672,916,957	4,956,142,533	△252,496 6 10,085,48,681

調　　書

昭和52年7月30日現在(単位円)

額	予算残高	予算に対する支出割合
計		
53,200,324	99,409,676	34.86
64,721,1,902	118,605,9,098	36.29
1,285,403,224	3,220,884,776	28.52
359,002,407	94,055,1,593	27.63
24,803,592	48,081,408	36.54
28,309,977	179,953,023	13.59
87,935,342	65,330,658	57.37
557,956,712	4,305,309,245	11.47
121,981,803	258,420,197	32.07
1,331,158,346	1,987,763,654	40.11
567,538,263	1,414,145,737	28.64
206,003,000	1,200,000	99.42
14,850	528,8150	0.28
	50,000,000	
691,646,506	8,353,494	99.52
5,962,166,248	13,710,750,709	30.31

監査報告第32号

例月出納検査の結果について

地方自治法第285条の2第1項の規定により、昭和52年7月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和52年10月20日

監査委員 西口 喜一郎
同 藤原 利一

記

1. 検査実施日 昭和52年10月19日
2. 検査の対象 昭和52年7月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による7月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、7月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

7月分月次合計殘高試算表

昭和 52 年 7 月 31 日現在

7 月 分 月 次 合 計 残 高 試 算 表

借 方		本 月 計		勤 定 科 目		本 月 計		合 計		残 高	
残 高	合 計	資 產	資 產	○ 部	物	資 產	資 產	○ 部	物	資 產	資 產
31,057,1,953	310,571,953										
1,888,52,469	1888,52,469	土 建		地							
2,268,87,141	2,268,87,141	機 構	藥 物								
2,832,77,574	2,832,77,574	機 械	及 裝 置								
7,747,395	77,747,395	量 量	水 器								
1,247,75,53	1,247,75,53	車 輛	及 運 搬 具								
2,287,67,07	2,287,67,07	工 具	器 具 及 備 品								
2,024,12,59,27	2,024,12,59,27	建 設	假 劍 定								
36,000	36,000	水 利	權								
9,150	91,500	電 話	加 入 權			111,000					
21,000	210,000	現 金									
8,990,624	11,235,86,983	普 通	預 金	94,351,643	1,033,596,359						
1,015,11,1591	9,435,1,643	當 座	預 金	94,351,643	1,015,11,591						
1,303,80,520	3,095,48,747	未 收	金	4,489,576	1,791,68,227						
4,763,28,31	9,515,9,189	貯 藏	品	8,736,850	4,752,63,58						
		假 托	金								
6,000	60,000	借 地	權								
1,350,00	1,350,00	投 資	有 値 証 券								
2,300,00	2,300,00	保 管	有 值 証 券								
10,000,00	20,000,00	短 期 貸	付 金			1,000,000					
		負 債	○ 部								
10,638,0,850	19,720,870	未 托	費 用	金	8,885,660	1,095,22,820	314,1970				
		一 時 借 入	金								
3,000,00,000	1,066,000	前 受	金	1,016,000	900,000,000	600,000,000					
1,673,4,000	5,257,779	預 金	金	5,630,279	3,297,8,288	1,916,6,610					
27,327,708		預 保 有 值 証 券			2,300,000	2,300,000	5,650,580				

		減価償却引当金	479,954,012	479,954,012
	退職給与引当金		7,196,000	7,196,000
	資本の部			
	自己資本金		119,808,235	119,808,235
	借入資本金		2,974,143,746	2,974,143,746
	資本剰余金	5,111,000	1,612,028,829	1,612,028,829
275,904,944	275,904,944	利益剰余金		
	費用の部			
	原水及淨水費			
3,191,6,946	31,916,996	8,498,665	50	
1,724,520	1,724,520	受託工事費		
30,752,130	30,752,130	5,867,228		
2,828,898,8	2,824,024,2	4,027,955	6,809	6,809
		減価償却費		
	資産減耗費			
1,612,5134	1,612,5134	10,823,150	支払利息及企業債取扱譲 り出し	
20,484,270	20,484,270	250,590	その他の営業費用	
1,36,780	136,780		過年度損益修正損	
	収益の部			
1,48,780	66,780	給水収益	6,443,8807	213,270,885
	補償金			
	受託工事収益	4,700	1,846,220	1,846,220
	その他の営業収益	307,395	23,441,555	23,441,555
	受取利息		6,744,554	6,744,554
	維持収益	172,100	831,685	831,685
	固定資産売却益			
	過年度損益修正益		61,140	61,140
	加算人金	6,330,000	1,904,000	1,904,000
6,082,402,241	8,908,513,473	合計	33,434,9155	8,908,513,473
				6,082,402,241

昭和52年7月31日現在

7月分予算執行報告書甲

(収 入)

款項目	予算額	実行額		予算残額
		7月	累計	
① 水道事業収益	870,409,000	71,186,222	259,017,259	61,391,741
1 償業収益	704,809,000	64,684,122	238,409,880	46,639,9120
1. 給水収益	666,309,000	64,372,027	213,122,105	45,318,6895
2. 受託工事収益	30,000,000	4,700	1,846,220	2,815,8780
3. その他の営業収益	8,500,000	307,395	23,441,555	△1,941,555
2 営業外収益	165,500,000	6,502,100	20,546,239	144,953,761
1. 加入金	150,000,000	6,330,000	19,040,000	130,960,000
2. 受取利息	2,500,000	0	674,554	1,825,446
3. 雑収益	3,000,000	172,100	831,685	2,168,815
4. 他会計補助金	10,000,000	0	0	10,000,000

3 特 別 利 益	1 0 0,0 0 0	0	6 1,1 4 0	3 8,8 6 0
1. 過年度損益修正益	1 0 0,0 0 0	0	6 1,1 4 0	3 8,8 6 0
① 資 本 的 収 入	7 0 7,0 3 3,5 3 1	5 1 1 1,0 0 0	4 8,3 4 7,3 2 0	6 5 8,6 8 6,2 1 1
1 企 業 債 債	5 6 2,5 0 0,0 0 0	0	3 2,0 0 0,0 0 0	5 3 0,5 0 0,0 0 0
1. 企 業 債 債	5 6 2,5 0 0,0 0 0	0	3 2,0 0 0,0 0 0	5 3 0,5 0 0,0 0 0
2 工 事 負 担 金	1 0 2,5 3 3,5 3 1	5,1 1 1,0 0 0	1 6,3 4 7,3 2 0	8 6,1 8 6,2 1 1
1. 工 事 負 担 金	1 0 2,5 3 3,5 3 1	5,1 1 1,0 0 0	1 6,3 4 7,3 2 0	8 6,1 8 6,2 1 1
3 負 担 金	4,5 0 0,0 0 0	0	0	4,5 0 0,0 0 0
1. 他 會 計 負 担 金	4,5 0 0,0 0 0	0	0	4,5 0 0,0 0 0
4 補 助 金	3 7,5 0 0,0 0 0	0	0	3 7,5 0 0,0 0 0
1. 國 庫 補 助 金	3 7,5 0 0,0 0 0	0	0	3 7,5 0 0,0 0 0
收 入 合 計	1,5 7 7,4 4 2,5 3 1	7 6,2 9 7,2 2 2	3 0 7,3 6 4,5 7 9	1,2 7 0,0 7 7,9 5 2

昭和5年7月31日現在

7月分予算執行報告書乙
(支出)

款項目	予算額	執行額			予算残額
		7月	累計	予算額	
① 水道事業費用	1,140,242,000	58,594,629	247,030,103	893,211,897	
1 営業費用	862,567,000	47,771,479	230,768,189	631,798,811	
1. 原水及淨水費	450,459,000	29,133,350	122,656,390	327,802,610	
2. 配水及給水費	116,124,000	8,498,665	31,916,946	84,207,054	
3. 受託工事費	3,000,000	0	1,724,520	28,275,480	
4. 葉務費	100,153,000	5,867,228	30,752,130	69,400,870	
5. 組係費	76,653,000	4,021,646	23,233,933	58,419,067	
6. 減価償却費	83,668,000	0	0	83,668,000	
7. 資産減耗費	510,000	0	0	510,000	
8. その他の営業費用	5,000,000	250,590	20,484,270	△15,484,270	
2 営業外費用	276,475,000	10,823,150	16,125,134	260,349,866	
1 支払利息及費用	276,425,000	10,823,150	16,125,134	260,299,866	
2 雜支 出	50,000	0	0	50,000	

3 特 別 損 失	2 0 0 , 0 0 0	0	1 3 6 , 7 8 0	6 3 , 2 2 0
1. 過年慶損益修正損	2 0 0 , 0 0 0	0	1 3 6 , 7 8 0	6 3 , 2 2 0
4 予 備 費	1 , 0 0 0 , 0 0 0	0	0	1 , 0 0 0 , 0 0 0
1. 予 備 費	1 , 0 0 0 , 0 0 0	0	0	1 , 0 0 0 , 0 0 0
①資 本 的 支 出	8 6 3 , 9 5 1 , 9 1 3	2 3 , 3 7 4 , 9 5 0	1 4 0 , 0 6 5 , 8 5 7	7 2 3 , 8 8 6 , 0 5 6
1 建 設 改 良 費	8 0 5 , 4 9 4 , 9 1 3	2 3 , 3 7 4 , 9 5 0	1 4 0 , 0 6 5 , 8 5 7	6 6 5 , 4 2 9 , 0 5 6
1. 事 務 費	1 9 , 1 1 3 , 1 5 3	1 , 1 1 2 , 7 2 1	6 , 4 4 1 , 6 7 2	1 2 , 6 7 1 , 4 8 1
2. 拓 張 工 事 費	6 3 2 , 8 0 1 , 2 2 9	1 9 , 7 6 4 , 7 8 0	1 0 4 , 3 6 2 , 0 8 2	5 2 8 , 4 3 9 , 1 4 7
3. 改 良 工 事 費	3 5 , 0 0 0 , 0 0 0	1 , 1 1 5 , 2 9 2	1 0 , 7 7 5 , 5 1 1	2 4 , 2 2 4 , 4 8 9
4. 配水管整備事業費	3 0 , 1 3 5 , 0 0 0	0	3 , 1 5 0 , 0 0 0	2 6 , 9 8 5 , 0 0 0
5. 光明台水道施設建設費	6 6 , 5 3 3 , 5 3 1	5 2 3 , 2 5 7	9 , 8 6 4 , 8 ' 9 2	5 0 , 6 6 8 , 6 3 9
6. 営 業 設 備 費	2 1 , 9 1 2 , 0 0 0	8 5 8 , 9 0 0	5 , 4 7 1 , 7 0 0	1 6 , 4 4 0 , 3 0 0
2 企 業 債 債 還 金	5 8 , 4 5 7 , 0 0 0	0	0	5 8 , 4 5 7 , 0 0 0
1. 企 業 債 債 還 金	5 8 , 4 5 7 , 0 0 0	0	0	5 8 , 4 5 7 , 0 0 0
支 出 合 計	2 , 0 0 4 , 1 9 3 , 9 1 3	8 1 , 9 6 9 , 5 7 9	3 8 7 , 0 9 5 , 9 6 0	1 , 6 1 7 , 0 9 7 , 9 5 8

和泉市水道事業損益計算書(7月分)

(昭和52年7月1日より昭和52年7月31日まで)

1. 営業収益					円
① 給水収益	64372,027				
② 受託工事収益	4,700				
③ その他の営業収益	<u>307,895</u>			64,684,122	
2. 営業費用					
① 原水及び浄水費	29,133,350				
② 配水及び給水費	8,498,665				
③ 受託工事費	0				
④ 業務費	5,867,228				
⑤ 総係費	4,021,646				
⑥ 減価償却費	0				
⑦ 資産減耗費	0				
⑧ その他の営業費用	<u>250,590</u>		47,771,479		
営業利益					16,912,643
3. 営業外収益					
① 加入金	6,330,000				
② 受取利息	0				
③ 雑収入	172,100				
④ 他会計補助金	<u>0</u>		6,502,100		
4. 営業外費用					
① 支払利息及び 企業債取扱諸費	10,823,150				
② 雑支出	<u>0</u>		10,823,150		△4,321,050
当月分経常利益					12,591,593
5. 特別利益					
① 過年度損益修正損	<u>0</u>		0		
6. 特別損失					
① 過年度損益修正損	<u>0</u>		0		0
当月分純利益					<u>12,591,593</u>

資 金 予 算 表

昭和 52 年 8 月 10 日

科 目	月 次	7 月 執行済額	8 月 予定額	9 月 予定額	10 月 予定額
前 月 繰 越 金		126,118,534 円	90,200 千円	19,649 千円	16,572 千円
取 入	営 業 収 益	43,344,154	60,000	65,000	65,000
	営 業 外 収 益	6,502,100	6,000	6,000	6,000
	前 年 度 未 収 金	1,466,170	6,000	3,000	2,000
	企 業 債	0	0	156,000	0
	工 事 負 担 金	5,111,000	10,000	10,000	10,000
	一 時 借 入 金	0	0	400,000	200,000
	預 り 金	872,500	1,000	1,000	1,000
	前 年 度 繰 越 金	0	0	0	0
	前 受 金	1,016,000	1,000	1,000	1,000
計		58,311,924	84,000	642,000	285,000
支 出	営 業 費 用	46,104,795	52,000	52,000	52,000
	営 業 外 費 用	10,823,150	8,275	97,890	3,402
	前 年 度 未 払 費 用 及 未 払 金	0	0	0	0
	建 設 改 良 費	16,295,484	56,000	80,000	20,000
	貯 戻 品	19,730,170	28,471	42,000	10,000
	企 業 債 債 還 金	0	7,805	21,187	0
	一 時 借 入 金 返 還	0	0	350,000	200,000
	預 り 金 返 還	500,000	1,000	1,000	1,000
	前 受 金	776,235	1,000	1,000	1,000
	計	94,229,834	154,551	645,077	287,402
收 支 差 引 額		90,200,624	19,649	16,572	14,170

監査報告第33号

例月出納検査の結果について

地方自治法第285条の2第1項の規定により、昭和52年7月分和泉市立病院企業出納員振の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和52年10月20日

監査委員 西口喜一郎

、同 藤原利一

記

1. 検査実施日 昭和52年10月19日
2. 検査の対象 昭和52年7月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による7月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、7月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

7月分月次合計残高試算表

昭和 52年 7月 30日現在

7月分月次合計残高試算表

和泉市立病院事業会計

借 方	借 合 計		勘定科目		貸 方	
	残 高	累 計	当 月	合 計	当 月	累 計
150,995,865	150,995,865		資産の部			残高
24,041,5659	24,041,5659		土地			
2,848,487	2,848,487		建物			
3,330,000	3,330,000		構築物			
4,847,0525	4,847,0525		車輌			
13,8124	13,8124		機械及備品			
9,499,235	9,499,235		有価証券			
			投資資本			
28,509,958	1,960,115,621	72,414,640	減価償却引当金			73,670,840
13,5,057484	2,623,834,56	65,837,858	普通預金	743,716,217	1,931,605,663	
15,486,048	113,584,267	24,137,410	未収金	65,168,506	12,727,5972	
812,079	844,719		貯蔵品	24,260,374	98,098,219	
23,100,000	23,100,000		前払金	32,640	32,640	
16,094,000	14,270,8871		定期預金			
			過年度未払金	37,9470	12,661,4871	
			負債の部			
950,000,000	1,000,000,000	一時借入金	1,000,000,000	1,850,000,000	900,000,000	
45,771,540	21,545,540	未払金	2,413,7410	98,088,420	52,816,880	
		仮受金				
		41,057,017	預り金	834,8684	4,843,9798	7,382,781
3,985,000	750,000	予納金	85,5000	54,880,00	14,530,00	
3,080,34		固定負債		1,786,5,971	17,557,937	
		公立病院特別償金		28,844,0000	28,844,0000	
53,512,805		過年度未払金		53,512,805	0	
		資本の部				
		自己資本部		202,328,371	202,328,371	

	6,114.194	1,629.194	借入資本	538,800.000	1,195,530,689	1,189,416,495
1,001,356.862	1,001,356.862		繰越欠損金			
			資本剰余金		1,118,000	1,118,000
			収益の部			
30,228	25,692	入院収益	42,61,123	178,267,795	173,237,567	
153,126	4,048.9	外来収益	31,02,843.7	117,54,246.1	117,389,335	
2,500		その他医業収益	20,06,858	6,933,615	6,931,115	
		受取利息配当金				
		他会計補助金				
		患者外給食収益	66,4950	1,923,960	1,923,960	
540		その他医業外収益	11,6320	320,440	319,900	
		費用の部				
206,138,810	206,138,810	給与費				
102,789,108	102,789,108	材料費				
31,543,970	31,543,970	経常償却費				
		資産減耗費				
905,195	905,195	研究修費				
28,204,533	28,204,533	支払利息及び企業債取扱諸費				
2,280,486	2,280,486	患者外給食材料費				
985,509,753	985,509,753	建設仮勘定				
3,028,486,181	6,413,048,530	合計	1,582,130,939	6,413,048,530	3,028,486,181	

7月分予算執行報告書

昭和52年7月30日現在

和泉市立病院事業会計

款項項目	予算額	執行額		予算残額
		7月	累計	
病院事業収益	920,573,000円	763,665,07円	299,801,877円	620,711,23円
1. 医業収益	826,859,000	75,585,237	297,558,017	529,300,000
1. 人業収益	486,336,000	42,590,431	178,237,567	313,098,433
2. 外来収益	319,303,000	30,987,948	117,389,335	201,913,665
3. その他医業収益	21,220,000	2,006,858	6,931,115	14,288,85
2. 医業外収益	53,234,000	78,1270	2,243,860	50,990,140
1. 受取利息配当金	1,300,000			1,300,000
2. 他会計補助金	88,707,000			88,707,000
3. 患者外給食収益	9,868,000	664,950	1,923,960	7,944,040
4. その他医業外収益	900,000	116,320	319,900	580,100
5. 国庫補助金	2,459,000			2,459,000
3. 特別利益	40,480,000			40,480,000
病院事業費用	1,264,704,000	91,888,047	366,862,102	897,841,898
1. 医業費用	1,076,466,000	72,827,956	341,377,083	735,088,917
1. 給与費	641,870,000	41,303,487	206,138,810	435,731,190
2. 材料費	326,711,000	26,280,922	102,789,108	223,921,892

3. 經費	8 7,0 0 7,0 0 0	5,1 6 4,6 3 2	3 1,5 4 3,9 7 0	5 5,4 6 3,0 0 0
4. 減価償却費	1 5,6 3 7,0 0 0			1 5,6 3 7,0 0 0
5. 資產減耗費	1,0 0 0			1,0 0 0
6. 研究修繕費	5,2 4,0,0 0 0	7 8,9 1 5	9 0 5,1 9 5	4 3 3 4,8 0 5
2. 医業外費用	1 8 7,9 3 7,0 0 0	1 9,0 6 0,0 9 1	2 5,4 8 5,0 1 9	1 6 2,4 5 1,9 8 1
1. 支出及企業賃取課費	1 8 1,1 0 8,0 0 0	1 8,4 6 4,9 2 4	2 3,2 0 4,5 3 3	1 5 7,9 0 8,4 6 7
2. 患者外給食材料費	6,8 2 9 0 0 0	5 9 5,1 6 7	2,2 8 0,4 8 6	4,5 4 8,5 1 4
3. 特別損失	1,0 0 0			1,0 0 0
4. 予備費	3 0 0,0 0 0			3 0 0,0 0 0
資本的收入	9 0 2,1 0 0,0 0 0 8 8 9,8 1 3,0 0 0	5 3 8,8 0 0,0 0 0	5 3 8,8 0 0,0 0 0	9 0 2,1 0 0,0 0 0 3 5 1,0 1 3,0 0 0
1. 他會計出資金	2 0,8 1 3,0 0 0			2 0,8 1 3,0 0 0
2. 企業債	9 0 2,1 0 0,0 0 0 8 6 9,0 0 0,0 0 0	5 3 8,8 0 0,0 0 0	5 3 8,8 0 0,0 0 0	9 0 2,1 0 0,0 0 0 3 5 1,0 1 3,0 0 0
資本的支出	9 0 2,1 0 0,0 0 0 9 3 0,2 9 3,0 0 0	5 4 0,4 7 3,2 5 4	5 4 8,3 8 3,1 0 8	9 0 2,1 0 0,0 0 0 3 8 1,9 0 9 8 9 2
1. 建設改良費	9 0 2,1 0 0,0 0 0 8 7 5,7 3 3,0 0 0	5 3 8,8 4 4,0 6 0	5 4 2,2 6 8,9 1 4	9 0 2,1 0 0,0 0 0 3 3 3,4 6 4,0 8 6
1. 看護婦宿割賦金	1,2 3 3,0 0 0		3 0 8,0 3 4	9 2 4,9 6 6
2. 器械備品購入費	5,5 0 0,0 0 0		3 0 5 8,0 0 0	2 4 4 2 0 0 0
3. 病院建設事業費	9 0 2,1 0 0,0 0 0 8 6 9,0 0 0,0 0 0	5 3 8,8 4 4,0 6 0	5 3 8,9 0 2,8 8 0	9 0 2,1 0 0,0 0 0 3 3 0,0 9 7,1 2 0
2. 企業償債還金	1 4,0 8 0,0 0 0	1,6 2 9,1 9 4	6,1 1 4,1 9 4	7,9 6 5,8 0 6
3. 公立病院特例債	4 0,4 8 0,0 0 0			4 0,4 8 0,0 0 0

7月度月次損益計算書

昭和52年7月30日

和泉市立病院事業会計

科 目	当 月			累 計		
	金	銀	元	金	銀	元
1. 医業外収益						
入院収益	4,259,043	1	1	17,323,756	7	7
外来収益	3,098,794	8	1	11,738,933	5	5
その他医業収益	2,006,858			6,931,115		
計				75,585,237		
				297,558,017		
2. 医業費用						
給料費	41,803,487			20,613,881	0	0
耗修費	26,280,922			10,278,910	8	8
研究費	5,164,632			3,154,3,970		
計				9,051,955		
				341,877,083		
				△43,819,066		

3. 医業外収益 受取利息配当金 他会計補助金			1,923,960
患者外給食収益	664,950		
その他医業外収益	116,320		319,900
計		781,270	2,243,860
4. 医業外費用 支払利息及び企業債取扱諸費			
患者外給食材料費 維持損失	18,464,924 595,167	2,320,4533 2,280,486	
計		19,060,091	2,548,5019
経常利益		△1,552,1540	△67,060,225
5. 特別利益 6. 特別損失			
当月分純利益		△1,552,1540	当月迄の純利益 △67,060,225
上記当月分収益中 健保未収金	65,837,858円		
上記当月分費用中 未払金	24,137,410円		

資 金 予 算 領

昭和 52 年 7 月末

和泉市立病院事業会計

区分	科 目	7 月 予 定	8 月 予 定	9 月 予 定
取	事業 収 益	75,697,15円	70,000,000円	70,000,000円
企 金	固定資産売却代金 償 金	538,800,000		
過 年 度 未 収 金		379,470		
一 時 債 入 金		100,000,000	3,000,000	7,000,000
預 金		8,348,634	8,000,000	8,000,000
他 会 計 繰 入 金				
前 払 金 戻 入				
期 間 外 収 益				
予 約 金		85,500	1,000,000	1,000,000
仮 受 金				
入				
合 計		724,080,259	109,000,000	149,000,000

	事 業 費 用	6 7.5 9 5.0 3 3	8 2.2 9 6.0 0 0	7 9.1 3 8.0 0 0
建	設 改 良 費	5 3 8.8 4 4.0 6 0	1.0 0 0.0 0 0	
企	業 債 債 還 金	1.6 2 9.1 9 4	8 8 5.0 0 0	2 0.5 4 8.0 0 0
貯	蔵 品 購 入 費	2 1.5 4 5.5 4 0	2 2.0 0 0.0 0 0	2 2.0 0 0.0 0 0
過	年 渡 未 払 金			
一	時 借 入 金 返 還	1 0 0.0 0 0.0 0 0		
預	り 金 還 付	1 3.2 8 6.2 0 9	8.0 0 0.0 0 0	8.0 0 0.0 0 0
前	期 払 金			
期	間 外 費 用			
出	予 納 金 還 付	7 5 0.0 0 0	1.0 0 0.0 0 0	1.0 0 0.0 0 0
仮	受 金 還 付			
	合 計	7 4 3.6 5 0.0 3 6	1 1 5.1 8 1.0 0 0	1 3 0.6 8 6.0 0 0
差	收 支 差 引	△ 1 9.5 6 9.7 7 7	△ 6.1 8 1.0 0 0	1 8.3 1 4.0 0 0
引	前 年 度 又 は 前 月 よ り 繰 越	4 8.0 7 9.7 8 5	2 8.5 0 9.9 5 8	2 2.3 2 8.9 5 8
	翌 年 度 又 は 翌 月 へ 繰 越	2 8.5 0 9.9 5 8	2 2.3 2 8.9 5 8	4 0.6 4 2.9 5 8

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和52年8月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和52年10月20日

監査委員 西口喜一郎
同 藤原利一

記

1. 検査実施日 昭和52年10月19日
2. 検査の対象 昭和52年8月分の出納状況
3. 検査の結果

8月末日現在の收支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したことろ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、8月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

収 入 計 算 書

収 支 計

区分	収 入			支	
	前月末累計	本 月 分	計	前月末累計	本 月 分
一般会計	4,467,865,994	△ 1,103,360 884,593,280	5,300,855,914	5,962,166,248	△ 4,122,884 723,032,704
歳入歳出外現金	231,426,201	34,897,342	266,323,543	188,727,398	30,981,354
特別歳入歳出外現金	2,191,688,569	456,242,299	2,647,930,868	1,852,174,791	701,595,949
府 税	289,744,503	△ 1,020,003 111,445,484	400,169,984	192,496,556	151,125,690
特別会計	国民健康保険	909,636,430	△ 400,283 59,533,240	968,769,387	380,546,536
	土地区画整理事業	200,000	1,537	201,537	11,781,762
	公共用地先行取得事業	0	0	0	0
合 計	8,090,061,697	△ 2,523,646 1,496,713,182	9,584,251,233	8,587,893,291	△ 4,579,858 1,791,752,626
基金	用品調達	10,984,557	587,864	11,522,421	9,815,807
	同和更生資金貸付	50,316,287	13,379	50,329,616	0
	財政調整				
	土地開発	1,091,424	9,927	1,101,351	0
	住宅敷金	9,995,598	127,654	10,128,247	72,700
合 計	72,387,811	688,824	73,076,635	9,888,507	1,981,060

算　　書

昭和52年8月31日現在(単位円)

出 計	収支差引残高	一時借入金	他会計との 相互流用	差引残高	摘要
		一時貸付金			
6,681,076,068	△1,380,220,154	1,760,000,000	△11,779,562	368,000,284	
219,708,752	46,614,791			46,614,791	
2,553,770,740	94,160,128			94,160,128	
343,622,246	56,547,738			56,547,738	
565,106,491	403,662,896			403,662,896	
11,781,762	△ 11,580,225		11,779,562	199,387	
0					
10,875,066,059	△790,814,826	1,760,000,000		969,185,174	
9,996,867	1,525,554			1,525,554	
1,800,000	48,529,616			48,529,616	
0	1,101,351			1,101,351	
72,700	10,050,547			10,050,547	
11,869,567	61,207,068			61,207,068	

現 金 の 保

区分	現在高	内		
		普通預金	当座	定期預金
一般会計	368,000,284	218,000,284		100,000,000
特別会計	国保事業	403,662,896	403,662,896	
	土地区画整理事業	199,337	199,337	
	公共用地先行取得事業			
基金	用品調達	1,525,554	980,764	544,790
	同和更生貸付	48,529,616	529,616	48,000,000
	財政調整			
	土地開発	1,101,351	1,101,351	
特別歳入歳出外現金	136,379,397	74,160,128		
歳入歳出外現金	46,614,791	46,614,791		
府 税	56,547,738	56,547,738		
住宅資金	10,050,547	1,781,433		8,269,114
合 計	1,072,611,511	823,578,338	544,790	156,269,114

管 方 法

昭和 52 年 8 月 31 日現在 (単位円)

訛				備 考
農 協	郵 便 局			
	50,000,000			
25,447,754	16,771,515			大阪公 137 16,771,276 大阪 24,223 239
25,447,754	66,771,515			

歳 入

科 目	予 算 額	収 入 濟	
		前 月 末 累 計	本 月 分
市 稅	4,134,215,000	1,280,659,818	△954,760 589,911,629
地 方 譲 与 稅	84,195,000		
自 動 車 取 得 税 交 付 税	118,159,000		
国 有 提 供 施 設 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	59,837,000		
地 方 交 付 税	2,833,057,000	1,416,402,000	
交 通 安 全 対 策 特 别 交 付 金	16,900,000		
分 担 金 及 負 担 金	25,885,7000	37,278,250	△48,700 8,869,300
使 用 料 及 手 数 料	199,455,000	65,313,581	△48,700 12,035,619
国 庫 支 出 金	4,229,172,000	618,811,000	141,145,000
府 支 出 金	1,423,183,000	31,034,331	25,414,827
財 产 収 入	251,961,000	108,473,713	10,501,000
寄 附 金	30,000,000	3,000,000	
緑 入 金	100,000		
諸 収 入	2,650,620,000	336,884,344	△600 46,715,905
市 債	3,056,954,000	143,000,000	
緑 越 金	426,513,957	426,513,957	
合 計	19,773,178,957	4,467,865,994	△1,103,360 834,593,280

調書

昭和52年8月31日現在

額	収入済額の予算額に対する差		予算に対する 収入割合
	過	不 足	
計			
1,869,616,687		2,264,598,313	45.22
		84,195,000	
		118,159,000	
		59,837,000	
1,416,402,000		1,416,655,000	49.99
		16,900,000	
46,093,850		212,763,150	17.81
77,249,900		122,205,100	38.73
759,956,000		3,469,216,000	17.97
56,449,158		1,366,733,842	3.97
118,974,713		132,986,287	47.22
3,000,000		27,000,000	10.00
		100,000	
3,835,99,649		2,267,020,351	14.47
143,000,000		2,913,954,000	4.68
426,513,957			10.00
5,300,855,914		14,472,323,043	26.81

歲 出

科 目	予 算 額	支 出 濟	
		前 月 末 累 計	本 月 分
議 会 費	1 66,286,000	53,200,324	△20,265 9,259,444
總 務 費	1,777,303,000	647,211,902	△1,362,080 88,452,574
民 生 費	4,504,365,000	12,854,032,224	△1,694,190 311,922,552
衛 生 費	1,300,262,000	359,002,407	△401,180 87,361,424
勞 勵 費	67,885,000	24,803,592	△5,205 4,565,207
農 林 水 產 業 費	208,263,000	28,809,977	5,538,861
商 工 費	151,752,000	87,935,342	7,643,851
土 木 費	4,860,520,957	557,956,712	65,777,805
消 防 費	380,402,000	121,981,803	△13,500 21,978,845
教 育 費	3,416,950,000	1,331,158,346	△62,6464 9,522,7438
公 債 費	1,981,684,000	567,538,263	25,285,960
諸 支 出 金	207,203,000	206,003,000	
災 害 復 旧 費	5,303,000	14,850	19,743
予 備 費	50,000,000		
前 年 度 繼 上 充 用 金	695,000,000	691,646,506	
合 計	19,773,178,957	5,962,166,248	△4,122,884 723,032,704

調　　書

昭和52年8月31日現在(単位円)

額	予算残額	予算に対する支出割合
計		
62,439,503	103,846,497	37.55
734,302,896	1,043,000,604	41.32
1,595,631,586	2,908,733,414	35.42
445,962,651	854,299,849	34.30
29,363,594	38,521,406	43.25
38,848,838	174,414,162	16.25
95,578,693	56,173,807	62.98
623,734,517	4,236,786,440	12.88
143,946,648	236,455,852	37.84
1,425,759,320	1,991,190,680	41.78
592,824,223	1,388,859,777	29.92
206,003,000	1,200,000	99.42
34,593	5,268,407	0.65
	50,000,000	
691,646,506	3,353,494	99.52
6,681,076,068	13,092,102,889	33.79

例月出納検査の結果について

地方自治法第 235 条の 2 第 1 項の規定により、昭和 52 年 8 月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第 3 項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和 52 年 10 月 20 日

監査委員 西口 喜一郎
同 藤原利一

記

1. 検査実施日 昭和 52 年 10 月 19 日
2. 検査の対象 昭和 52 年 8 月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第 31 条による 8 月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、8 月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

8月分月次合計残高試算書

昭和 52 年 8 月 31 日現在

8 月 分 月 次 合 計 残 高 計 算 表

借 方		本 月 計		勘 定 科 目		貸 方	
残 高	合 計	本 月 分	資 產	資 產	部 部	本 月 分	合 計
310,571,953	310,571,953		土	建	地		
188,852,469	188,852,469		機	築	物		
2,268,371,41	2,268,371,41		機	械	物		
2,832,75,74	2,832,75,74		機	及	裝		
7,822,7,95	7,822,7,95	48,060,0	量	水	器		
12,477,5,3	12,477,5,3		車	輛	及	搬	
22,876,7,07	22,876,7,07		工	具	具	具	
2,052,576,939	2,052,576,939	2,845,1,012	設	備	品		
3,600,00	3,600,00		建	設	備		
91,5,0	202,5,00		水	利	定		
210,0,00	210,0,00		電	話	權		
9,426,7,963	12,546,03,60	1,31,01,60,77	普	通	人		
1,116,850,329	1,01,73,87,38		當	預	權		
12,643,054,9	3,669,89,903	5,74,41,156	未	收	金	1,01,73,87,38	1,116,850,329
5,071,858,3	10,8,071,239	12,91,2,050	貯	藏	品	61,39,1,127	24,05,93,54
			假	托	金	98,26,298	57,35,26,56
6,00,0	60,000		借	地	權		
1,35,0,0	135,000		投	資	証		
2,300,0,0	2,300,000		保	管	券		
10,000,0,00	20,000,000		短	期	貸		
			負	債	付		
1,21,343,320	14,9,62,470	未	未	托	金	1,2,91,2,050	1,22,4,34,870
			一	時	費		
30,000,0,00			一	時	用	90,0,0,0,0,0	60,0,0,0,0,0
1,795,0,00	1,21,60,00		前	受	金	1,1,83,0,0,0	37,0,83,610
3,21,822,86	4,80,4,578	預	預	保	金	5,0,62,0,78	38,040,3,66
			預	り	有	2,30,0,0,0	5,90,8,0,80
			預	担	価		2,30,0,0,0

		減価償却引当金		4,799,540.12	4,799,540.12
		退職給与引当金		7,196,000	7,196,000
		資本の部			
		自己資本金		11,980,323.5	11,980,323.5
7,804,451	7,804,451	借入資本金		2,974,143,746	2,966,389,295
		資本剩余金		1,240,946.0	1,624,488,289
275,904,944	275,904,944	利益剰余金			
		費用の部			
15,662,227.8	15,662,227.8	原水及淨水費			
3,781,9,644	3,781,9,644	配水及給水費		50	
1,808,520	1,808,520	受託工事費			
3,647,084.1	3,647,084.1	業務服務費			
27,592,775	27,592,775	給係費		6,309	
		減価償却費			
		資産減耗費			
2,512,0,238	2,512,0,238	支払利息及企業債取扱諸費			
		雜支			
2,054,6,680	2,054,6,680	その他 の 営業費用			
1,367,80	1,367,80	過年度損益修正損			
		収益の部			
1,546,60	5,880	給水収益	5,737,2,741	27,064,3,626	270,488,9,66
		補償金			
		受託工事収益	26,375,1,69	28,221,3,89	28,221,3,89
		その他の営業収益	13,590,5	23,577,4,60	23,577,4,60
		受取利息	5,19,211	1,19,37,65	1,19,37,65
		雜取収益	2,60,850	1,09,2,535	1,09,2,535
		固定負産売却益			
		過年度損益修正益	2,03,00	8,14,40	8,14,40
		加算入金	3,980,000	23,020,000	23,020,000
6,173,839,626	9,328,439,138	合計	41,992,5,665	93,284,39,138	61,738,39,626

8月分予算執行報告書
甲
(収入)

昭和5年8月31日現在

款項目	予算額	執行額			予算残額
		8月	累計	計	
① 水道事業収益	870,409,000	88,658,296	34,767,555	522,733,445	
1 営業収益	704,809,000	83,877,935	322,287,815	382,521,185	
1. 給水収益	666,309,000	57,366,861	270,488,966	395,820,034	
2. 受託工事収益	30,000,000	26,375,169	28,221,889	1,778,611	
3. その他の営業収益	8,500,000	13,590,5	23,577,460	△15,077,460	
4.					
2 営業外収益	165,500,000	4,760,061	25,806,300	140,193,700	
1. 加人金	150,000,000	3,980,000	23,020,000	126,980,000	
2. 受取利息	2,500,000	51,921,1	1,193,765	1,306,235	
3. 雑収益	3,000,000	260,850	1,092,535	1,907,465	
4. 他会計補助金	10,000,000	0	0	10,000,000	
5.					
3 特別利益	100,000	20,300	81,440	18,560	
1. 過年度損益修正益	100,000	20,300	81,440	18,560	

① 資 本 的 収 入	7 0 7,0 3 3,5 3 1	1 2,4 0 9,4 6 0	6 0,7 5 6,7 8 0	6 4 6,2 7 6,7 5 1
1 企 業 債 債	5 6 2,5 0 0,0 0 0	0	3 2,0 0 0,0 0 0	5 3 0,5 0 0,0 0 0
1. 企 業 債 債	5 6 2,5 0 0,0 0 0	0	3 2,0 0 0,0 0 0	5 3 0,5 0 0,0 0 0
2 工 事 負 担 金	1 0 2,5 3 3,5 3 1	1 2,4 0 9,4 6 0	2 8,7 5 6,7 8 0	7 3,7 7 6,7 5 1
1. 工 事 負 担 金	1 0 2,5 3 3,5 3 1	1 2,4 0 9,4 6 0	2 8,7 5 6,7 8 0	7 3,7 7 6,7 5 1
3 負 担 金	4,5 0 0,0 0 0	0	0	4,5 0 0,0 0 0
1. 他 會 計 負 担 金	4,5 0 0,0 0 0	0	0	4,5 0 0,0 0 0
4 捨 助 金	3 7,5 0 0,0 0 0	0	0	3 7,5 0 0,0 0 0
1. 国 庫 補 助 金	3 7,5 0 0,0 0 0	0	0	3 7,5 0 0,0 0 0
取 入 合 計	1,5 7 7,4 4 2,5 3 1	1 0 1,0 6 7,7 5 6	4 0 8,4 3 2,3 3 5	1,1 6 9,0 1 0,1 9 6

8月分予算執行報告書乙

昭和52年8月31日現在

(支出)

款項項目	予算額	8月		累計額	予算残額
		執	行		
① 水道事業費用	1,140,242,000	59,092,652	30,612,2756	834,119,244	
1 営業費用	862,567,000	50,097,549	28,086,5738	581,701,262	
1. 原水及淨水費	450,459,000	33,970,888	15,662,7278	29,383,1722	
2. 配水及給水費	116,124,000	5,902,698	3,781,9,644	78,304,356	
3. 受託工事費	30,000,000	8,4000	1,808,520	28,191,480	
4. 業務費	100,000,000	5,718,711	3,6470,8,41	63,682,159	
5. 総係費	76,653,000	4,358,842	27,592,775	49,060,225	
6. 減価償却費	83,668,000	0	0	83,668,000	
7. 資産減耗費	510,000	0	0	510,000	
8. その他の営業費用	5,000,000	62,410	20,546,680	△15,546,680	
2 営業外費用	276,475,000	8,995,104	25,120,238	251,354,762	
1. 支出利息及企業債取扱諸費	276,425,000	8,995,104	25,120,238	251,304,762	
2. 雑支	5,000	0	0	50,000	
2 特別損失	200,000	0	1,36,780	63,220	

1. 過年慶損益修正損	2 0 0 , 0 0 0	0	1 3 6 , 7 8 0	6 3 2 2 0
4. 予備費	1 0 0 0 , 0 0 0	0	0	1 , 0 0 0 , 0 0 0
1. 予備費	1 0 0 0 , 0 0 0	0	0	1 , 0 0 0 , 0 0 0
①資本的支出	8 6 3 , 9 5 1 , 9 1 3	3 6 , 7 3 6 , 0 6 3	1 7 6 , 8 0 1 , 9 2 0	6 8 7 , 1 4 9 , 9 9 3
1. 建設改良費	8 0 5 , 4 9 4 , 9 1 3	2 8 , 9 3 1 , 6 1 2	1 6 8 , 9 9 7 , 4 6 9	6 3 6 , 4 9 7 , 4 4 4
1. 事務費	1 9 , 1 1 3 , 1 5 3	1 , 2 4 3 , 0 4 5	7 , 6 8 4 , 7 1 7	1 1 , 4 2 8 , 4 3 6
2. 拡張工事費	6 3 2 , 8 0 1 , 2 2 9	2 5 , 0 1 8 , 5 8 0	1 2 9 , 3 8 0 , 6 6 2	5 0 3 , 4 2 0 , 5 6 7
3. 改良工事費	3 5 , 0 0 0 , 0 0 0	7 3 8 , 8 4 6	1 1 , 5 1 4 , 3 5 7	2 3 , 4 8 5 , 6 4 3
4. 配水管整備事業費	3 0 , 1 3 5 , 0 0 0	0	3 , 1 5 0 , 0 0 0	2 6 , 9 8 5 , 0 0 0
5. 光明台水道施設建設費	6 6 , 5 5 3 , 5 3 1	1 , 4 5 0 , 5 4 1	1 1 , 3 1 5 , 4 3 3	5 5 , 2 1 8 , 0 9 8
6. 營業設備備費	2 1 , 9 1 2 , 0 0 0	4 8 0 , 6 0 0	5 , 9 5 2 , 3 0 0	1 5 , 9 5 9 , 7 0 0
2. 企業債償還金	5 8 , 4 5 7 , 0 0 0	7 , 8 0 4 , 4 5 1	7 , 8 0 4 , 4 5 1	5 0 , 6 5 2 , 5 4 9
1. 企業債償還金	5 8 , 4 5 7 , 0 0 0	7 , 8 0 4 , 4 5 1	7 , 8 0 4 , 4 5 1	5 0 , 6 5 2 , 5 4 9
支出合計	2 , 0 0 4 , 1 9 3 , 9 1 3	9 5 , 8 2 8 , 7 1 6	4 8 2 , 9 2 4 , 6 7 6	1 , 5 2 1 , 2 6 9 , 2 3 7

和泉市水道事業損益計算書(8月分)

(昭和52年8月1日より昭和52年8月31日まで)

1. 営業収益

① 給水収益	57,366,861円	円
② 受託工事収益	26,875,169	
③ その他の営業収益	<u>13,5905</u>	83,877,935

2. 営業費用

① 原水及び浄水費	33,970,888
② 配水及び給水費	5,902,698
③ 受託工事費	84,000
④ 業務費	5,718,711
⑤ 総係費	4,358,842
⑥ 減価償却費	0
⑦ 資産減耗費	0
⑧ その他の営業費用	<u>62,410</u>

営業利益

33,780,386

3. 営業外収益

① 加入金	3,980,000
② 受取利息	519,211
③ 雑収益	260,850
④ 他会計補助金	<u>0</u>

4,760,061

4. 営業外費用

① 支払利息及 企業債取扱諸費	8,995,104
② 雑支出	<u>0</u>

8,995,104 △4,235,043

当月分経常利益

29,545,343

5. 特別利益

① 過年度損益修正益	<u>20,300</u>	20,300
------------	---------------	--------

6. 特別損益

① 過年度損益修正損	<u>0</u>	0	<u>20,300</u>
------------	----------	---	---------------

当月分純利益

29,565,643

資 金 予 算 表

昭和52年9月10日

科 目 月 次		8月執行済額	9月予定額	10月予定額	11月予定額
前 月 緑 越 金		90,200,624	94,477	19,400	17,998
取	當 業 収 益	85,877,023	65,000	65,000	64,000
	當 業 外 収 益	4,760,061	6,000	6,000	6,000
	前 年 度 未 収 金	15,281,153	5,000	3,000	2,000
	企 業 債	0	0	100,000	0
	工 事 負 担 金	12,409,460	10,000	10,000	10,000
	一 時 借 入 金	0	400,000	0	0
	預 り 金	257,500	1,000	1,000	1,000
	前 年 度 緑 越 金	0	0	0	0
	前 受 金	1,183,000	1,000	1,000	1,000
	貸 付 金	0	0	100,000	0
計		106,010,197	488,000	286,000	84,000
支	當 業 費 用	48,390,511	52,000	52,000	52,000
	當 業 外 費 用	8,995,104	97,890	8,402	0
	前 年 度 未 払 費 用 及 未 払 金	0	0	0	0
	建 設 改 良 費	20,812,352	23,000	17,000	20,000
	貯 壊 品	14,962,470	17,000	13,000	15,000
	企 業 債 債 還 金	7,804,451	21,187	0	0
	一 時 借 入 金 返 還	0	350,000	200,000	0
	預 り 金 返 還	0	1,000	1,000	1,000
	前 受 金	767,970	1,000	1,000	1,000
	計	101,732,858	563,077	287,402	89,000
取 支 差 引 額		94,477,963	19,400	17,998	12,998

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和52年8月分和泉市立病院企業出納員
扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和52年10月20日

監査委員 西口喜一郎

同 藤原利一

記

1. 検査実施日 昭和52年10月19日
2. 検査の対象 昭和52年8月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による8月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、8月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

8月分月次合計残高試算表

昭和 52年 8月 31日現在

8月分合計残高試算表

和泉市立病院事業会計

残 高	借 方		勘 定 科 目		貸 方	
	累 計	当 月	資 産	負 債	合 計	累 計
150,995,865	150,995,865		土 建	地 物		
240,415,659	240,415,659		構 築	物 物		
2,848,487	2,848,487		車	輛		
3,30,000	3,30,000		機 械 及 備 品	品		
4,936,952,5	4,936,952,5	8,990,00	有 値 証 券	資		
1,381,24,	1,381,24		投 資			
9,499,285	9,499,285		減 値 債 債	却 引 当 金	73,670,840	73,670,840
62,325,792	2,100,5294,12	14,041,3791	普 通 預 金	1,065,97,957	2,038,203,620	
1,304,81,59	32,608,450	63,754,994	未 収 金	68,324,319	1,95,600,291	
1,585,44,84	13,897,5,807	2,539,1540	貯 藏 品	25,023,104	123,121,328	
8,120,79	844,719		前 手 金		3,264,0	
23,100,000	23,100,000		定 期 預 金			
16,094,00	14,270,8,871		過 年 度 未 収 金		1,26,614,871	
			負 債 の 部			
95,000,000		一 時 借 入 金	50,000,000	1,900,000,000	95,000,000	
70,889,160	25,118,070	未 払 金	25,391,540	123,479,960	52,590,350	
		假 受 金				
4,946,9,642	841,2,625	預 り 金	8,542,199	56,981,997	7,512,355	
5,680,000	1,695,000	予 納 金	1,650,000	70,880,00	1,408,000	
30,803,4		固 定 負 債		1,786,5,971	1,755,7937	
		公 立 病 院 特 例 債		283,440,000	283,440,000	

	53,512,805		過年慶未払金		53,512,805	0
		資本の部				
	6,998,835	884,641	自己資本金		202,328,371	202,328,371
1,001,356,862	1,001,356,862	繰入資本金		1,195,530,689	1,188,581,854	
		資本剰余金				
		収益の部		1,118,000	1,118,000	
	32,780	2,552	入院収益	41,203,995	214,471,790	214,439,010
	19,068	3,6942	外來収益	30,812,996	14,835,5457	14,816,5389
	2,500		その他医業収益	1,976,140	8,909,755	8,907,255
			受取利息配当金	347,202	347,202	347,202
			他会計補助金			
			患者外給食収益	633,650	2,557,610	2,557,610
			その他医業外収益	123,490	443,930	443,930
		費用の部				
	24,780,1,040	41,662,230	給与費			
1,29,563,324	129,563,324	26,774,216	材料費			
36,688,339	36,678,0,589	5,236,619	経費	92,250	92,250	92,250
			減価償却費			
			資産減耗費			
1,069,435	1,069,435	1,642,40	研究修繕費			
42,931,692	43,486,486	20,281,953	支払利息及び企業債取扱諸費	55,4794	55,4794	55,4794
2,825,709	2,825,709	545,228	患者外給食材料費			
985,509,753	985,509,753		建設仮勘定			
31,530,17,563	67,743,22,166	361,273,636	合計	361,273,636	674,322,166	315,301,7563

8月分予算執行報告書

昭和52年8月31日現在

和泉市立病院事業会計

款項項目	予算額	8月		累計	予算額
		執	行		
病院事業収益	920578000	75057979	374859856	545713144	
1 医業収益	826859000	78057979	371511654	45347346	
1. 人院収益	486336000	41201443	214439010	27189690	
2. 外来収益	319308000	30776054	148165389	171137611	
3. その他医業収益	212200000	1976140	8907255	12312745	
2 医業外収益	532340000	1104342	3348202	49885798	
1 受取利息配当金	1300000	347202	347202	952798	
2 他会計補助金	38707000			3870700	
3 患者外給食収益	9868000	683650	2557610	7310390	
4. その他医業外収益	900000	123490	443390	456610	
5. 国庫補助金	2459000			2459000	
3 特別利益	4048000			4048000	
病院事業費用	1264704000	94017437	460879539	803824461	
1 医業費用	1076466000	73745055	415122188	661343862	
1. 給与費	641870000	41662230	24780140	394068960	
2. 材料費	326711000	26774216	129563324	197147676	
3. 経費	87007000	5144369	36688339	50318661	

4. 滅 值 債 貸 却 費	1 5,6 3 7,0 0 0			1 5,6 3 7,0 0 0
5. 資 產 減 括 費	1.0 0 0			1.0 0 0
6. 研 究 研 修 費	5,2 4 0,0 0 0	1 6 4,2 4 0	1.0 6 9,4 3 5	4,1 7 0,5 6 5
2 医 業 外 費 用	1 8 7,9 3 7,0 0 0	2 0,2 7 2,8 8 2	4 5,7 5 7,4 0 1	1 4 2,1 7 9,5 9 9
1. 支 扎 利 息 及 銀 諸 費	1 8 1,1 0 8,0 0 0	1 9,7 2 7,1 5 9	4 2,9 3 1,6 9 2	1 3 8,1 7 6,3 0 8
2. 患 者 外 給 食 材 料 費	6,8 2 9,0 0 0	5 4 5,2 2 8	2,8 2 5,7 0 9	4,0 0 3,2 9 1
3 特 別 損 失	1,0 0 0		1,0 0 0	1,0 0 0
4 予 備 費	3 0 0,0 0 0		3 0 0,0 0 0	3 0 0,0 0 0
資 本 的 収 入	1,7 9 1,9 1 3,0 0 0		5 3 8,8 0 0,0 0 0	1,2 5 3,1 1 3,0 0 0
1 他 会 計 出 資 金	2 0,8 1 3,0 0 0			2 0,8 1 3,0 0 0
2 企 業 債	1,7 7 1,0 0 0,0 0 0		5 3 8,8 0 0,0 0 0	1,2 3 2,3 0 0,0 0 0
資 本 的 支 出	1,8 3 2,3 9 3,0 0 0	1,7 8 3,6 4 1	5 5 0,1 6 6,7 4 9	1,2 8 2,2 2 6,2 5 1
1 建 設 改 良 費	1,7 7 7,8 3 3,0 0 0	8 9 9,0 0 0	5 4 3,1 6 7,9 1 4	1,2 3 4,6 6 5,0 8 6
1. 看 護 婦 宿 割 賦 金	1,2 3 3,0 0 0		3 0 8,0 3 4	9 2 4,9 6 6
2. 器 械 備 品 購 入 費	5,5 0,0 0 0	8 9 9,0 0 0	3,9 5 7,0 0 0	1,5 4 3,0 0 0
3. 病 院 建 設 事 業 費	1,7 7 1,1 0 0,0 0 0		5 3 8,9 0 2,8 8 0	1,2 3 2,1 9 7,1 2 0
2 企 業 債 儲 金	1 4,0 8 0,0 0 0	8 8 4,6 4 1	6,9 9 8,8 3 5	7,0 8 1,1 6 5
3 公 立 病 院 特 例 債	4 0,4 8 0,0 0 0			4 0,4 8 0,0 0 0

8月度月次損益計算書

昭和5.2年8月31日

和泉市立病院事業会計

科 目	当 月	累 計	
		月	年
1. 医業収益			
入院	41,201,443	214,439,010	
外来	30,760,54	148,165,389	
その他	1,976,140	8,907,255	
計	73,953,637	371,511,654	
2. 医業費用			
給材費	41,662,230	247,801,040	
経費	26,774,216	129,563,324	
減資	5,144,369	36,688,339	
償却料			
償減			
償産			
研究費			
修計			
耗益			
修理	164,240	1,069,485	
外取益			
外収益			
外利益			
外利益	73,745,055	415,122,138	
外利益	20,858,2	△43,610,484	
3. 医業外収益			

受取利息	計	當金
他会員		補助金
他患者	外給食収益	633,650
その他	医業外収益	123,490
計		347,202

347,202

2,557,610

443,390

1,104,342

3,348,202

4. 業外費用	支払利息及び企業債取扱諸費	19,727,159
	患者外給食材料費	545,223
摊損	失	
計		20,272,382
経常利益		△18,959,458
5. 特別利益		
6. 特別損失		

42,931,692

2,825,709

45,757,401

△8,601,9683

△8,801,9683

上記当月分収益中	健保未収金	63,754,994 円
上記当月分費用中	未 払 金	25,391,540 円

資 金 予 算 表

昭和52年8月末

和泉市立病院事業会計

区分	科 目	8月の執行済額	9月 予 定	10月 予 定
取 収	事業 収 益	79,627,304円	70,000,000円	70,000,000円
	固定資産売却代金			
	企 业 業 債			0,000,000
	過 年 度 未 収 金			
	一 時 借 入 金	5,000,000		
	預 金	8,542,199	8,000,000	8,000,000
	他 会 計 繰 入 金		20,240,000	
	前 払 金 戻 入			
	期 間 外 収 益			
	予 納 金	1,650,000	1,000,000	1,000,000
入	仮 受 金			
	合 計	139,819,503	99,240,000	879,000,000

	事 業 費 用	6 8,9 9 4,3 3 3	7 7,1 3 8,0 0 0	6 0,5 0 7,0 0 0
建 設 改 良 費	8 9 9,0 0 0			3 0 0,0 0 0,0 0 0
企 業 債 債 購 入 費	8 8 4,6 4 1	2 0,5 4 8,0 0 0		
貯 戲 品 購 入 費	2 5,1 1 8,0 7 0	2 5,0 0 0,0 0 0	2 5,0 0 0,0 0 0	
過 年 渡 未 払 金				
一 時 借 入 金 返 還				
預 り 金 還 付	8,4 1 2,6 2 5	8,0 0 0,0 0 0	8,0 0 0,0 0 0	
前 払 金				
期 間 外 費 用				
予 納 金 還 付	1,6 9 5,0 0 0	1,0 0 0,0 0 0	1,0 0 0,0 0 0	
出 仮 受 金 還 付				
合 計	1 0 6,0 0 3,6 6 9	1 3 1,6 8 6,0 0 0	3 9 4,5 0 7,0 0 0	
收 支 差 引	3 3,8 1 5,8 3 4	△ 3 2,4 4 6,0 0 0	△ 1 5,5 0 7,0 0 0	
前 年 度 又 は 前 月 より 繰 越	2 8,5 0 9,9 5 8	6 2,3 2 5,7 9 2	2 9,8 7 9,7 9 2	
翌 年 度 又 は 翌 月 より 繰 越	6 2,3 2 5,7 9 2	2 9,8 7 9,7 9 2	1 4,3 7 2,7 9 2	

監査報告第 37 号

例月出納検査の結果について

地方自治法第 235 条の 2 第 1 項の規定により、昭和 52 年 9 月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第 8 項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和 52 年 1 月 2 日

監査委員 西口 喜一郎
同 竹下 義章

記

1. 検査実施日 昭和 52 年 1 月 2 日
2. 検査の対象 昭和 52 年 9 月分の出納状況
3. 検査の結果

9月末日現在の收支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したことろ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、9月末日における收支の状況は、別表のとおりである。

収支計算書

収 支 計

区分		収 入			支	
		前月末累計	本 月 分	計	前月末累計	本 月 分
一般会計	5,800,855,914	△ 1,046,150 1,399,716,729	6,699,526,493	6,681,076,068	△ 2,583,818 1,694,665,024	
歳入歳出外現金	266,323,543	34,787,564	301,111,107	219,708,752	38,137,418	
特別歳入歳出外現金	2,647,930,868	443,787,564	3,091,408,874	2,553,770,740	478,143,207	
府 税	400,169,984	△ 82,661 84,360,384	484,448,207	343,622,246	56,547,739	
特別会計	国民健康保険	968,769,387	△ 641,796 60,024,831	1,028,152,422	565,106,491	△ 321,877 198,925,192
	土地区画整理事業	201,537	0	201,537	11,781,762	780
	公用用地先行取得事業	0	0	0	0	0
合 計	9,584,251,233	△ 1,770,607 2,022,368,014	11,604,848,640	10,375,066,059	△ 2,905,695 2,461,419,360	
基金	用品調達	11,522,421	604,068	12,126,489	9,996,867	34,800
	同和更生資金貸付	50,329,616	75,821	50,405,437	1,800,000	0
	財政調整					
	土地開発	1,101,351	0	1,101,351	0	0
	住宅敷金	10,123,247	375,579	10,498,826	72,700	0
合 計	73,076,685	1,055,468	74,132,103	11,869,567	34,800	

算　　書

昭和 52 年 9 月 30 日現在 (単位円)

額	収支差引残高	一時借入金	他会計との 相互流用	差引残高	摘要
計		一時貸付金			
8,373,157,274	△1,678,630,781	1,580,000,000	172,220,488	78,589,657	
257,846,170	43,264,987			43,264,987	
3,021,913,947	59,494,927			59,494,927	
400,169,985	84,278,222		△ 84,000,000	278,222	
758,709,806	269,442,616		△ 100,000,000	169,442,616	
11,782,542	△ 11,581,005		11,779,562	198,557	
0					
12,833,579,724	△1,228,731,084	1,580,000,000		351,268,916	
10,031,667	2,094,822			2,094,822	
1,800,000	48,605,437			48,605,437	
0	1,101,351			1,101,351	
72,700	10,426,126			10,426,126	
11,904,367	62,227,730			62,227,736	

現 金 の 保

区 分	現 在 高	内		
		普通預金	当 座	定期預金
一 般 会 計	78,589,657	58,589,657		
特 別 会 計	国 保 事 業	169,442,616	119,442,616	50,000,000
	土 地 区 画 整 理 事 業	198,557	198,557	
	公 共 用 地 先 行 取 得 事 業			
基 金	用 品 調 達	2,094,822	980,764	1,114,058
	同 和 更 生 資 金 貸 付	48,605,437	605,437	48,000,000
	財 政 調 整			
	土 地 開 發	1,101,351	1,101,351	
特 別 嵌 入 嵌 出 外 現 金	92,385,026	59,494,927		
歲 入 嵌 出 外 現 金	43,264,937	23,264,937		20,000,000
府 稅	278,222	278,222		
住 宅 敷 金	10,426,126	1,982,433		8,443,693
合 計	446,386,751	265,938,901	1,114,058	126,448,693

管 方 法

昭和52年9月30日現在(単位円)

訳				備 考
農 協	郵 便 局			
	20,000,000			
23,899,988	89,90,111			大阪公137 8,9 90,025 大阪 24223 86
23,899,988	28,990,111			

歳 入

科 目	予 算 額	収 入 濟	
		前月末累計	本 月 分
市 稅	4.134.215,000	1,869.616,687	△968,320 293.036,647
地 方 議 与 稅	84.195,000		23,932,000
自動車取得税 交 付 金	118,159,000		48,755,000
国有提供施設所在 市町村助成交付金	59.837,000		
地 方 交 付 金	2,833,057,000	1,416,402,000	576,761,000
交通 安全 対 策 特 别 交 付 金	16,900,000		
分担金及負担金	258,857,000	46,093,850	△57,150 12,745,255
使 用 料 及 手 数 料	199,455,000	77,249,900	△14,450 14,971,160
国 庫 支 出 金	4,229,172,000	759,956,000	251,622,000
府 支 出 金	1,423,183,000	56,449,158	11,924,686
財 产 収 入	251,961,000	118,974,713	
寄 附 金	30,000,000	3,000,000	1,000,000
縁 入 金	100,000		
諸 収 入	2,650,620,000	383,599,649	△6230 45,668,981
市 債	3,056,954,000	143,000,000	119,300,000
縁 越 金	426,518,957	426,513,957	
合 計	19,773,178,957	5,800,855,914	△1,046,150 1,399,716,729

調書

昭和52年9月30日現在(単位円)

額	収入済額の予算額に対する差		予算に対する収入割合
計	過	不 足	
2,161,685,014		1,972,529,986	52.28
23,932,000		60,263,000	28.42
48,755,000		69,404,000	41.26
		59,837,000	
1,993,168,000		839,894,000	70.35
		16,900,000	
58,781,955		200,075,045	22.71
922,066,610		107,248,390	46.23
1,011,578,000		3,217,594,000	23.92
68,373,844		1,354,809,156	4.80
118,974,713		132,986,287	47.22
4,000,000		26,000,000	13.33
		100,000	
429,262,400		2,221,357,600	16.19
262,300,000		2,794,654,000	8.58
426,513,957			100.00
6,699,526,493		18,078,652,464	33.88

歳出

科 目	予 算 額	支 出 濟	
		前 月 末 累 計	本 月 分
議 会 費	1 662 86 000	62,439,503 734,302,396	10,788,329
総 務 費	1,777,303,000	734,302,396	△1,588,380 209,777,701
民 生 費	4,504,365,000	15,956,31,586	△561,420 27,692,8,967
衛 生 費	1,300,262,000	445,962,651	116,789,480
労 働 費	67,885,000	29,363,594	△29,877 3,771,828
農 林 水 產 業 費	208,263,000	38,848,838	4,670,071
商 工 費	151,752,000	95,578,693	7,272,150
土 木 費	4,860,520,957	623,734,517	470,918,236
消 防 費	380,402,000	143,946,648	△1,500 24,362,641
教 育 費	3,416,950,000	1,425,759,320	△402,641 189,912,500
公 債 費	1,981,684,000	592,824,223	379,465,906
諸 支 出 金	207,203,000	206,008,000	
災 害 復 档 費	5,303,000	34,593	7,215
予 備 費	50,000,000		
前 年 度 緑 上 充 用 金	695,000,000	691,646,506	
合 計	19,773,178,957	6,681,076,068	△2,588,818 1,694,665,024

調書

昭和52年9月30日現在(単位円)

額	予算残額	予算に対する支出割合
計		
73,227,832	93,058,168	44.04
942,491,717	834,811,223	53.03
1,871,999,133	2,632,365,867	41.56
562,752,131	737,509,869	43.28
33,105,545	34,779,455	48.77
38,518,909	169,744,091	18.50
102,850,843	48,901,157	67.78
1,094,652,753	3,765,868,204	22.52
168,307,789	212,094,211	44.24
1,615,269,179	1,801,680,821	47.27
972,290,129	1,009,393,871	49.06
206,003,000	1,200,000	99.42
41,808	5,261,192	0.79
	50,000,000	
691,646,506	3,353,494	99.52
8,373,157,274	11,400,021,683	42.35

監査報告第38号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和52年9月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和52年12月2日

監査委員 西口喜一郎
同 竹下義章

記

1. 検査実施日 昭和52年12月2日
2. 検査の対象 昭和52年9月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による9月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、9月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

9月分月次合計残高試算表

昭和52年9月30日現在

9月分月次合計残高試算表

借 方		本 月 分		勘 定 科 目		本 月 分		合 計		残 高	
残 高	合 计	資 產	○ 部	土 地	建 物	機 械	安 装	器 具	運 搬	機 具	高
310,571,953	310,571,953										
18,885,246,9	18,885,246,9										
2,268,377,141	2,268,377,141										
28,327,757,4	28,327,757,4										
7,851,8,095	7,851,8,095										
12,477,553	12,477,553										
22,876,707	22,876,707										
2,110,630,624	2,110,630,624										
360,000	360,000										
915,00	202,500										
210,000	210,000										
7,105,2,065	21,934,76,345	9,28,873,285	普 通 預 金								
	2,078,93,951,2	9,62,089,18,8	當 座 預 金								
14,3,561,575	43,934,5,510	7,2,35,5,6,0,7	未 収 金								
4,9,56,8,428	120,77,1,909	12,70,0,6,7,0	貯 藏 品								
			假 托 金								
6,0,0,0	6,0,0,0										
1,35,0,0	1,35,0,0										
2,30,0,0,0	2,30,0,0,0										
13,00,0,0,0	5,500,0,0,0	350,0,0,0,0,0	短 期 貸 付 金								
			負 債 ○ 部								
1,30,4,34,160	9,09,0,848	未 托 債 金									
			一 時 債 入 金								
6,50,0,0,0,0	350,0,0,0,0,0										
19,76,0,0,0	18,10,0,0,0	前 受 金									
3,9,0,9,0,514	6,95,82,28	預 金									
		預 り 担 保 有 価 証 券									
			2,3,0,0,0,0,0								
			4,7,9,9,5,40,12								

		減価償却引当金		47,995,401.2	47,995,401.2
		退職給与引当金		71,960.00	71,960.00
		資本の部			
		自己資本金		11,980,323.5	11,980,323.5
28,991,417	21,186,966	借入资本		2,945,152,329	
		資本剩余额		1,624,438,289	1,624,438,289
27,594,944	27,594,944	利益剰余金			
		費用の部			
19,667,524.5	19,667,524.5	原水及淨水費			
47,114,777	47,114,827	配水及給水費		50	
24,865,640	24,865,640	受託工事費			
43,763,811	43,801,777	業務手務費		37,966	37,966
33,471,551	33,483,538	總係費		5,678	11,987
		減価償却費			
		資產減耗費			
12,2,968,615	12,2,968,615	支払利息及企業債取扱諸費			
		雜支			
20,727,090	20,727,090	その他の當業費用			
1,36,780	1,36,780	過年廢損益修正損			
		収益の部			
170,130	15,470	給水費		72,319,862	342,793,358
		補償費			
		受託工事収益		93,120	283,14,509
		その他の當業収益		113,185	23,690,645
		受取利息		39,7050	1,590,815
		雜収益		123,600	1,216,135
		固定資産売却益			
		過年廢損益修正益			
		加入		4,310,000	227,330,000
6,438,549,137	12,2,955,07,569	合計		2,967,068,431	12,295,07,569
					6,438,549,137

昭和52年9月30日現在

(収入)

9月分予算執行報告書甲

款項項目	予算額	9月		累計額	予算残額
		執	行		
① 水道事業収益	870,409,000	77,341,347	425,016,902	445,392,098	
1 営業収益	704,809,000	72,510,697	394,798,512	310,010,488	
1. 給水収益	666,309,000	72,304,392	342,793,358	323,515,642	
2. 受託工事収益	80,000,000	93,120	28,314,509	1,685,491	
3. その他の営業収益	8,500,000	113,185	23,690,645	△15,190,645	
2 償業外収益	165,500,000	483,0650	30,136,950	135,363,050	
1. 加入金	150,000,000	431,000	27,830,000	122,670,000	
2. 受取利息	2,500,000	397,050	1,590,815	909,185	
3. 雜収益	3,000,000	123,600	1,216,135	1,783,865	
4. 他会計補助金	10,000,000	0	0	10,000,000	

3 特 別 収 益	1 0 0 , 0 0 0	0	8 1 , 4 4 0	1 8 , 5 6 0
1. 過年慶損益修正益	1 0 0 , 0 0 0	0	8 1 , 4 4 0	1 8 , 5 6 0
① 資 本 的 収 入	7 0 7 , 0 3 3 , 5 3 1	0	6 0 , 7 5 6 , 7 8 0	6 4 6 , 2 7 6 , 7 5 1
1 企 業 債 債	5 6 2 , 5 0 0 , 0 0 0	0	3 2 , 0 0 , 0 0 0	5 8 0 , 5 0 0 , 0 0 0
1. 企 業 債 債	5 6 2 , 5 0 0 , 0 0 0	0	3 2 , 0 0 , 0 0 0	5 8 0 , 5 0 0 , 0 0 0
2 工 事 負 担 金	1 0 2 , 5 3 3 , 5 3 1	0	2 8 , 7 5 6 , 7 8 0	7 3 , 7 7 6 , 7 5 1
1. 工 事 負 担 金	1 0 2 , 5 3 3 , 5 3 1	0	2 8 , 7 5 6 , 7 8 0	7 3 , 7 7 6 , 7 5 1
3 負 担 金	4 , 5 0 0 , 0 0 0	0	0	4 , 5 0 0 , 0 0 0
1. 他 会 計 負 担 金	4 , 5 0 0 , 0 0 0	0	0	4 , 5 0 0 , 0 0 0
4 補 助 金	3 7 , 5 0 0 , 0 0 0	0	0	3 7 , 5 0 0 , 0 0 0
1. 国 库 補 助 金	3 7 , 5 0 0 , 0 0 0	0	0	3 7 , 5 0 0 , 0 0 0
取 入 合 計	1 , 5 7 7 , 4 4 2 , 5 3 1	7 7 , 3 4 1 , 8 4 7	4 8 5 , 7 7 3 , 6 8 2	1 , 0 9 1 , 6 6 8 , 8 4 9

9月分予算執行報告書乙

昭和52年9月30日現在

(支出)

款項項目	予算額	執行額			予算残額
		9月	累計	合計	
① 水道事業費用	1,140,242,000	183,600,753	48,972,8,509	650,518,491	
1 営業費用	862,567,000	85,752,376	366,618,114	495,948,886	
1. 原水及淨水費	450,459,000	40,047,967	196,675,245	253,783,755	
2. 配水及給水費	116,124,000	9,295,133	47,114,777	69,009,223	
3. 受託工事費	30,000,000	23,057,120	24,865,640	5,134,360	
4. 業務費	100,153,000	7,292,970	43,763,811	56,389,189	
5. 総係費	76,653,000	5,878,776	33,471,551	43,181,449	
6. 減価償却費	83,668,000	0	0	83,668,000	
7. 資産減耗費	510,000	0	0	510,000	
8. その他の営業費用	5,000,000	180,410	20,727,090	△15,727,090	
2 営業外費用	276,475,000	97,848,377	122,968,615	153,063,885	
1. 支払利息及諸費用	276,425,000	97,848,377	122,968,615	153,456,385	
2. 雜支 出	50,000	0	0	50,000	

3 特 別 損 失	2 0 0 , 0 0 0	0	1 3 6 , 7 8 0	6 3 2 2 0
1. 過年 度 損 益 修 正 損	2 0 0 , 0 0 0	0	1 3 6 , 7 8 0	6 3 2 2 0
4 予 備 費	1 , 0 0 0 , 0 0 0	0	0	1 , 0 0 0 , 0 0 0
1. 予 備 費	1 , 0 0 0 , 0 0 0	0	0	1 , 0 0 0 , 0 0 0
① 資 本 的 支 出	8 6 3 , 9 5 1 , 9 1 3	7 9 , 5 3 0 , 7 5 1	2 5 6 , 3 3 2 , 6 7 1	6 0 7 , 6 1 9 , 2 4 2
1 建 設 改 良 費	8 0 5 , 4 9 4 , 9 1 3	5 8 , 3 4 3 , 7 8 5	2 2 7 , 3 4 1 , 2 5 4	5 7 8 , 1 5 3 , 6 5 9
1. 事 務 費	1 9 , 1 1 3 , 1 5 3	1 , 7 1 2 , 8 4 6	9 , 3 9 7 , 5 6 3	9 , 7 1 5 , 5 9 0
2. 拆 張 工 事 費	6 3 2 , 8 0 1 , 2 2 9	4 8 , 5 0 1 , 0 9 0	1 7 7 , 8 8 1 , 7 5 2	4 5 4 , 9 1 9 , 4 7 7
3. 改 良 工 事 費	3 5 , 0 0 0 , 0 0 0	6 , 6 2 3 , 2 9 7	1 8 , 1 3 7 , 6 5 4	1 6 , 8 6 2 , 3 4 6
4. 配水管整備事業費	3 0 , 1 3 5 , 0 0 0	0	3 , 1 5 0 , 0 0 0	2 6 , 9 8 5 , 0 0 0
5. 光明台水道施設建設費	6 , 6 , 5 3 3 , 5 3 1	1 , 2 1 6 , 4 5 2	1 2 , 5 3 1 , 8 8 5	5 4 , 0 0 1 , 6 4 6
6. 営 業 設 備 費	2 1 , 9 1 2 , 0 0 0	2 9 , 0 1 0	6 , 2 4 2 , 4 0 0	1 5 , 6 6 9 , 6 0 0
2 企 業 債 債 還 金	5 8 , 4 5 7 , 0 0 0	2 1 , 1 8 6 , 9 6 6	2 8 , 9 9 1 , 4 1 7	2 9 , 4 6 5 , 5 8 3
1. 企 業 債 債 還 金	5 8 , 4 5 7 , 0 0 0	2 1 , 1 8 6 , 9 6 6	2 8 , 9 9 1 , 4 1 7	2 9 , 4 6 5 , 5 8 3
支 出 合 計	2 , 0 0 4 , 1 9 3 , 9 1 3	2 6 3 , 1 3 1 , 5 0 4	7 4 6 , 0 5 6 , 1 8 0	1 , 2 5 8 , 1 3 7 , 7 3 8

和泉市水道事業損益計算書(9月分)

(昭和52年9月1日より昭和52年9月30日まで)

1. 営業収益	円	円	円
① 給水収益	72,304,392		
② 受託工事収益	93,120		
③ その他の営業収益	<u>113,185</u>	72,510,697.	
2. 営業費用			
① 原水及び浄水費	40,047,967		
② 配水及び給水費	9,295,133		
③ 受託工事費	23,057,120		
④ 業務費	7,292,970		
⑤ 総係費	5,878,776		
⑥ 減価償却費	0		
⑦ 資産減耗費	0		
⑧ その他の営業収益	<u>180,410</u>	<u>85,752,376</u>	
営業損失			13,241,679
3. 営業外収益			
① 加入金	4310,000		
② 受取利息	397,050		
③ 雑収益	128,600		
④ 他会計補助金	<u>0</u>	4,830,650	
4. 営業外費用			
① 支払利息及び企業債取扱諸費	97,848,377		
② 雑支出	<u>0</u>	<u>97,848,377</u>	<u>△9,801,7727</u>
当月分経常損失			106,259,406
5. 特別利益			
① 過年度損益修正益	<u>0</u>	0	
6. 特別損失			
① 過年度損益修正損	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
当月分純損失			<u>106,259,406</u>

資 金 予 算 額

昭和52年10月10日

科 目		月 次	9月執行済額	10月予定額	11月予定額	12月予定額
前	月	緑 越 金	94,477,963	71,262	18,273	9,773
收	當 業 収 益	54,939,271	46,262	50,000	50,000	
	當 業 外 収 益	4,830,650	11,527	6,000	6,000	
	前 年 度 未 収 金	117,950	33	500	500	
	企 業 債	156,000,000	80,000	0	100,000	
	工 事 負 担 金	0	11,420	10,000	10,000	
	一 時 借 入 金	400,000,000	16,200	0	100,000	
	預 り 金	1,207,300	1,000	1,000	1,000	
	前 年 度 緑 越 金	0	0	0	0	
	前 受 金	1,719,000	1,400	1,000	1,000	
	貸 付 金	320,000,000	130,000	0	0	
入		計	938,814,171	298,377	68,500	268,500
支	當 業 費 用	80,856,901	62,200	50,000	110,000	
	當 業 外 費 用	97,848,377	3,366	0	7,000	
	前 年 度 未 払 費 用 及 未 払 金	0	0	0	0	
	建 設 改 良 費	49,388,435	55,800	15,000	100,000	
	貯 藏 品	9,090,840	28,000	10,000	40,000	
	企 業 債 債 還 金	21,186,966	0	0	0	
	一 時 借 入 金 返 還	350,000,000	200,000	0	0	
	預 り 金 返 還	2,171,000	1,000	1,000	1,000	
	前 受 金	1,487,550	1,000	1,000	1,000	
	貸 付 金	350,000,000	0	0	0	
出		計	962,030,069	351,366	77,000	259,000
収 支 差 引 額		71,262,065	18,273	7,773	19,273	

監査報告第39号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和52年9月分和泉市立病院企業出納員
扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和52年12月2日

監査委員 西口喜一郎
同 竹下義章

記

1. 検査実施日 昭和52年12月2日
2. 検査の対象 昭和52年9月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による9月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸
帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、9月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

9月分月次合計残高試算表

昭和52年9月30日

9月分月次合計残高試算表

残 高	借 方		勘定科目		貸 方	
	累 計	当 月	資 産 の 部	合 計	当 月	累 計
150,995,865	150,995,865		土 建			
240,415,659	240,415,659		構 築			
2,848,487	2,848,487		車 輛			
33,300,000	33,300,000		機 械 及 備 品			
4,936,9525	4,936,9525		有 価 証 券			
1,381,24	1,381,24		投 資			
9,499,235	9,499,235		減 価 償 却 引 当 金			
22,020,805	27,060,493,66	605,519,954	普 通 預 金	645,824,941	73,670,840	73,670,840
120,602,979	382,038,035	55,949,585	未 收 金	65,834,765	261,935,056	
15,621,768	161,929,127	22,953,320	貯 藏 品	23,186,036	146,307,359	
3,312,078	3,392,668	2,547,944	前 払 金	47,945	805,85	
23,100,000	28,100,000		定 期 預 金			
16,094,000	142,708,871		過 年 度 未 収 金		126,614,871	
			負 債 の 部			
1,450,000,000	500,000,000	一 時 借 入 金	500,000,000	2,400,000,000	950,000,000	
9,474,9620	23,860,010	未 払 金	22,953,320	14,643,3280	51,683,660	
		仮 受 金				
58,187,047	871,7405	預 り 金	8,671,449	65,653,446	74,663,99	
6,820,000	1,140,000	予 納 金	1,115,000	8,208,000	138,3000	
61,606,8	308,034	固 定 資 本 債		1,786,5971	17,249,908	
		公 立 病 院 特 例 債		28,344,000	263,200,000	

	53.512.805	過年慶未払金	53.512.805	0
		資本の部		
		自己資本金	202.328.371	202.328.371
	6.998.835	借入資本金	11.95.530.689	11.885.31.854
1.001.356.862	1.001.356.862	繰越欠損金		
		資本剩余金	1.118.000	1.118.000
		収益の部		
	32.780	入院収益	34.448.315	24.888.7325
212.266	22.198	外来収益	28.728.758	17.708.4215
2.500		その他医業収益	1.648.902	1.055.8.657
		受取利息配当金	347.202	347.202
		他会計補助金		
		患者外給食収益	640.840	31.984.50
540		その他医業外収益	93.565	537.4.95
		費用の部		
304.921.623	304.921.623	給与費		
1.542.766.87	1.542.766.87	材料費		
43.149.473	43.241.728	経費	92.250	
		減価償却費		
		資産減耗費		
1.069.435	1.069.435	研究修繕費		
662.56.200	668.10.994	支払利息及び企業債取扱諸費		554.7.94
3.353.1.87	3.353.1.87	患者外給食材料費		
3.985.538.073	985.538.073	特別利益定額	20.240.000	20.240.000
3.217.270.065	8127.756.002	合計	1.353.433.836	8127.756.002
				3217.270.065

9月分予算執行報告書

昭和52年9月30日現在

和泉市立病院事業会計

款項項目	予算額	9月		累計額	予算残額
		9	月		
病院事業収益	920,573,000	85,778,182		460,638,038	459,934,962
1. 医業収益	826,859,000	64,803,777		436,315,431	390,543,569
1. 入院収益	486,336,000	34,448,315		248,887,325	237,448,675
2. 外来収益	319,303,000	28,706,560		176,871,949	142,431,051
3. その他医業収益	21,220,000	1,648,902		10,556,157	10,663,843
2 医業外収益	53,234,000	73,440,5		4,082,607	49,151,393
1. 受取利息配当金	1,300,000			347,202	952,798
2. 他会計補助金	38,707,000				38,707,000
3. 患者外給食収益	9,868,000	640,840		3,198,450	6,669,550
4. その他医業外収益	900,000	93,565		536,955	363,045
5. 国庫補助金	2,459,000				2,459,000
3 特別利益	40,480,000	20,240,000		20,240,000	20,240,000
病院事業費用	1,264,704,000	112,147,066		573,026,605	691,677,395
1 医業費用	1,076,466,000	88,295,080		503,417,218	573,048,782
1. 給与費	641,870,000	57,120,583		304,921,623	336,948,377

2. 材 料 費	3 2 6.7 1 1.0 0 0	2 4.7 1 3.3 6 3	1 5 4.2 7 6.6 8 7	1 7 2.4 3 4 3 1 3
3. 經 費	8 7.0 0 7.0 0 0	6.4 6 1.1 3 4	4 3.1 4 9.4 7 3	4 3.8 5 7.5 2 7
4. 減 價 債 則 費	1 5.6 8 7.0 0 0			1 5.6 3 7.0 0 0
5. 資 產 減 耗 費	1.0 0 0			1.0 0 0
6. 研 究 研 修 費	5.2 4 0.0 0 0	1.0 6 9.4 3 5		4.1 7 0 5 6 5
2 医 業 外 費 用	1 8 7.9 3 7.0 0 0	2 3.8 5 1.9 8 6	6 9.6 0 9.3 8 7	1 1 8.3 2 7.6 1 3
1. 支 托 息 及 企 業 債 借 折 資	1 8 1.1 0 8.0 0 0	2 3.3 2 4.5 0 8	6 6.2 5 6.2 0 0	1 1 4.8 5 1.8 0 0
2. 患 者 外 給 食 材 料 費	6.8 2 9.0 0 0	5 2 7.4 7 8	3.3 5 3.1 8 7	3.4 7 5.8 1 3
3 特 別 損 失	1.0 0 0			1.0 0 0
4 予 備 費	3 0 0,0 0 0			3 0 0,0 0 0
資 本 的 収 入				
	1.7 9 1.9 1 3.0 0 0	5 3 8.8 0 0 0 0 0	1.2 5 3.1 1 3.0 0 0	
1 他 会 計 出 資 金	2 0.8 1 3.0 0 0			2 0.8 1 3.0 0 0
2 企 業 債	1.7 7 1.1 0 0.0 0	5 3 8.8 0 0 0 0 0	1.2 3 2 3.0 0 0 0	
資 本 的 支 出	1.8 3 2.3 9 3.0 0 0	2 0.5 7 6.3 5 4	5 7 0.7 4 3.1 0 3	1.2 6 1.6 4 9.8 9 7
1 建 設 改 良 費	1.7 7 7.8 3 3.0 0 0	3 3 6.3 5 4	5 4 3.5 0 4.2 6 8	1.2 3 4.3 2 8.7 3 2
1. 看 護 習 宿 舍 割 賦 金	1.2 3 3.0 0 0	3 0 8.0 3 4	6 1 6.0 6 8	6 1 6.9 3 2
2. 器 條 備 品 購 入 費	5.5 0 0,0 0 0		3.9 5 7.0 0 0	1.5 4 3.0 0 0
3. 病 院 增 設 事 業 費	1.7 7 1.1 0 0.0 0	2 8.3 2 0	5 3 8.9 3 1.2 0 0	1.2 3 2.1 6 8.8 0 0
2 企 業 債 債 滙 还 金	1 4.0 8 0,0 0 0		6.9 9 8.8 3 5	7.0 8 1.1 6 5
3 公 立 病 院 特 例 債	4 0.4 8 0,0 0 0	2 0.2 4 0,0 0 0	2 0.2 4 0,0 0 0	2 0.2 4 0,0 0 0

昭和 52 年 9 月 30 日

9 月 度 月 次 損 益 計 算 書

和泉市立病院事業会計

科 目	当 月			累 計		
	入院	外来	その他	業収益	業収益	業収益
1. 医業	3 4,4 4 8,3 1 5	2 8,7 0 6,5 6 0	1,6 4 8,9 0 2	3 4,4 4 8,3 1 5	2 8,7 0 6,5 6 0	1,6 4 8,9 0 2
入 外 そ の 他	2 8,7 0 6,5 6 0	1,6 4 8,9 0 2		6 4,8 0 3,7 7 7	6 4,8 0 3,7 7 7	6 4,8 0 3,7 7 7
計						4 3 6,3 1 5,4 3 1
2. 医費	5 7,1 2 0,5 8 3	2 4,7 1 3,3 6 3	6,4 6 1,1 3 4	5 7,1 2 0,5 8 3	2 4,7 1 3,3 6 3	6,4 6 1,1 3 4
給 材	与 料	償 減	研 究	費 費 費	費 費 費	費 費 費
医業	償 減	研 究	計 利 益	却 耗 修	減 研	業 収 益
外業	資 研					
3. 医益				1,0 6 9,4 3 5	8 8,2 9 5,0 8 0	5 0 3,4 1 7,2 1 8
					△ 2 3,4 9 1,3 0 3	△ 6 7,1 0 1,7 8 7

受取利息配当金		347,202	
他 患 者 外 給 収 益	640,840	3,198,450	
そ の 他 医 業 外 収 益	93,565	530,955	
計		784,405	4,082,607
4. 業 外 費 用			
支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	23,324,508	66,256,200	
患 者 外 給 食 材 料 費	527,478	335,3187	
維 損 計		23,851,986	69,609,387
経 常 利 益		△46,608,884	△182,628,567
5. 特 別 利 益		20,240,000	20,240,000
6. 特 別 損 失		△26,368,884	
当 月 分 純 利 益			△112,388,567
上記 当月分収益中		健保未収金	55,949,585 円
上記 当月分費用中		未 払 金	22,953,320 円

表 算 予 金

昭和 52 年 9 月末

和泉市立病院事業会計

区分	科 目	9月執行額	10月予定	11月予定
事 業 収 益	75,423,362 円	70,000,000 円	70,000,000 円	70,000,000 円
固 定 資 產 売 却 代 金				
企 業 債 債				50,000,000
過 年 度 未 収 金				
一 時 借 入 金	50,000,000			
預 金	8,671,449	8,000,000	8,000,000	8,000,000
他 会 計 溢 入 金				20,813,000
前 払 金 戻 入	47,945			
期 間 外 収 益				
予 納 金	1,115,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
仮 受 金				
特 別 利 益	20,240,000			
入				
合 計	605,497,756	79,000,000	59,981,300	59,981,300

	事 業 費 用	8 8,9 6 1,0 3 0	6 0,5 0 7,0 0 0	5 3,3 5 7,0 0 0
建 設 改 良 費	3 3 6,3 5 4			5 0 0 0 0,0 0 0
企 業 債 債 還 金	2 0,2 4 0,0 0 0			
貯 藏 品 購 入 費	2 3,8 6 0,0 1 0	2 5,0 0 0,0 0 0	2 5,0 0 0,0 0 0	
過 年 渡 未 払 金				
一 時 借 入 金 返 還	5 0 0,0 0 0,0 0 0			
預 り 金 還 付	8,7 1 7,4 0 5	8,0 0 0,0 0 0	8,0 0 0,0 0 0	
前 払 金	2,5 4 7,9 4 4			
期 間 外 費 用				
予 納 金 還 付	1,1 4 0,0 0 0	1,0 0 0,0 0 0	1,0 0 0,0 0 0	
仮 受 金 還 付				
合 計	6 4 5,8 0 2,7 4 3	9 4,5 0 7,0 0 0	5 8 7,8 5 7,0 0 0	
収 支 差 引	△ 4 0,3 0 4,9 8 7	△ 1 5,5 0 7,0 0 0	1 2,4 5 6,0 0 0	
差 引	前年 度又は前月 より繰越	6 2,3 2 5,7 9 2	2 2,0 2 0,8 0 5	6,5 1 3,8 0 5
	翌年 度又は翌月 へ繰越	2 2,0 2 0,8 0 5	6,5 1 3,8 0 5	1 8,9 6 9,8 0 5

監査報告第40号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和52年10月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和52年12月2日

監査委員 西口喜一郎
同 竹下義章

記

1. 検査実施日 昭和52年12月2日

2. 検査の対象 昭和52年10月分の出納状況

3. 検査の結果

10月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、10月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

收 支 計 算 書

收 支 計

区分		収 入		支		
		前月末累計	本 月 分	計	前月末累計	本 月 分
一般会計	6,699,526.493	△1,998,091 692,885,925	7,390,114,327	8,373,157,274	△3,447,172 969,844,919	
特別会計	国民健康保険事業	1,028,152,422	△6,363,799 352,556,701	1,354,345,324	758,709,806	△72,371 199,608,782
	土地区画整理事業	201,537	677	202,214	11,782,542	0
	公共用地先行取得事業	0	0	0	0	0
基金	用品調達	12,126,489	3,040,701	15,167,190	10,081,667	0
	同和更生資金貸付	50,405,437	10,093	50,415,530	1,800,000	0
	財政調整					
	土地開発	1,101,351	0	1,101,351	0	0
特別歳入歳出外現金	3,091,408,874	316,388,119	3,407,796,993	3,081,913,947	157,717,198	
歳入歳出外現金	301,111,107	39,378,698	340,489,805	257,846,170	40,115,916	
府 稅	484,448,207	△776,244 28,454,226	512,126,189	512,126,189	84,278,224	
住 宅 資 金	10,498,826	108,113	10,606,939	10,606,939	36,000	
合 計	11,678,980,743	△9,138,134 1,412,523,253	13,082,365,862	13,082,365,862	△3,519,543 1,451,601,039	

算　　書

昭和52年10月31日現在(単位円)

出 計	收支差引残高	一時借入金	他会計との 相互流用	差引残高	摘要
		一時貸付金			
9,839,555,021	△1,949,440,694	2,070,000,000	△11,779,562	108,779,744	
958,246,217	396,099,107			396,099,107	
11,782,542	△11,580,328		11,779,562	199,234	
0					
10,081,667	5,135,523			5,135,523	
1,800,000	48,615,530			48,615,530	
0	1,101,351			1,101,351	
3,189,631,145	218,165,848			218,165,848	
297,962,086	42,527,719			42,527,719	
484,448,209	27,677,980			27,677,980	
108,700	10,498,239			10,498,239	
14,293,565,587	△1,211,199,725	2,070,000,000		858,800,275	

現 金 の 保

区 分	現 在 高	内		
		普通預金	当 座	定期預金
一般会計	108,779,744	88,779,744		
特別会計	国保事業	3,960,991,07	126,099,107	250,000,000
	土地区画整理事業	199,234	199,234	
	公用用地先行取得事業			
基 金	用品調達	5,135,523	980,764	4,154,759
	同和更生資金貸付	48,615,530	615,530	48,000,000
	財政調整			
	土地開発	1,101,351	1101,351	
特別歳入歳出外現金	261,277,127	218,165,848		
歳入歳出外現金	42,527,719	42,527,719		
府 税	27,677,980	27,677,980		
住 宅 敷 金	10,498,239	2,054,546		8,443,693
合 計	901,911,554	508,201,823	4,154,759	306,443,693

管 方 法

昭和52年10月31日現在(単位円)

訳				備 考
農 協	郵 便 局			
	20,000,000			
	20,000,000			
24,798,108	18,818,171			大阪公187 18,817,417 大阪 24228 754
24,798,108	58,818,171			

歳 入

科 目	予 算 額	収 入 濟	
		前月末累計	本 月 分
市 稅	4,134,215,000	2,161,685,014	△1,985,939 128,685,419
地 方 譲 与 税	841,950,000	23,932,000	-
自 動 車 取 得 税 交 付 金	118,159,000	48,755,000	-
国 有 提 供 施 設 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	598,37,000	-	-
地 方 交 付 税	2,883,057,000	1,998,163,000	-
交 通 安 全 対 策 特 别 交 付 金	16,900,000	-	19,133,000
分 担 金 及 負 担 金	258,857,000	58,781,955	24,331,310
使 用 料 及 手 数 料	199,455,000	92,206,610	△12,150 17,137,480
国 庫 支 出 金	4,229,172,000	1,011,578,000	271,007,000
府 支 出 金	1,423,188,000	68,373,844	73,956,000
財 产 収 入	251,961,000	118,974,713	83,097,50
寄 附 金	30,000,000	4,000,000	-
繰 入 金	100,000	-	-
諸 収 入	2,650,620,000	429,262,400	△2 150,025,966
市 債	3,056,954,000	262,300,000	-
繰 越 金	426,513,957	426,513,957	-
合 計	19,773,178,957	6,699,526,493	△1,998,091 692,585,925

調書

昭和52年10月30日現在(単位円)

額	収入済額の予算額に対する差		予算に対する収入割合
	過	不 足	
2,288,384,494		1,845,830,506	55.35
23,932,000		60,263,000	28.42
48,755,000		69,404,000	41.26
		59,837,000	
1,993,163,000		839,894,000	70.35
19,133,000	2,233,000		113.21
83,113,265		175,743,735	32.11
109,331,940		90,123,060	54.82
1,282,585,000		2,946,587,000	30.33
142,329,844		1,280,853,156	10.00
127,284,463		124,676,537	50.52
4,000,000		26,000,000	13.33
100,000		100,000	
579,288,364		2,071,331,636	21.85
262,300,000		2,794,654,000	8.58
426,513,957			
7,390,114,327		12,383,064,680	37.37

歲出

科 目	予 算 額	支 出 濟	
		前月末累計	本 月 分
議 会 費	1 662 860 000	73,227,832	11,241,327
總 務 費	1,777,303,000	942,491,717	記 $\Delta 13,600$ $\Delta 1,761,300$ 105,778,949
民 生 費	4,504,365,000	1871,999,138	記 $13,600$ $\Delta 9,528,81$ 355,995,063
衛 生 費	1,300,262,000	562,752,131	$\Delta 19,440$ 84,624,657
勞 働 費	67,885,000	33,105,545	$\Delta 297,142$ 62,80,222
農 林 水 產 業 費	208,268,000	38,518,909	49,990,002
商 工 費	151,752,000	102,850,843	$\Delta 10,800$ 10,570,687
土 木 費	4,860,520,957	1,094,652,753	124,182,318
消 防 費	380,402,000	168,307,789	33,931,844
教 育 費	8,416,950,000	1,615,269,179	$\Delta 405,609$ 144,102,170
公 債 費	1,981,684,000	972,290,129	88,190,704
諸 支 出 金	207,203,000	206,003,000	
災 害 復 旧 費	5,303,000	41,808	2,976
予 備 費	50,000,000		
前 年 度 繼 上 充 用 金	69,500,000	69,164,650,6	
合 計	19,773,178,957	83,781,57,274	$\Delta 3,447,172$ 969,844,919

調書

昭和52年10月30日現在(単位円)

額	予算残額	予算に對する支出割合
計		
84,469,159	81,816,841	50.80
1,046,490,766	73,081,2234	58.88
2,227,054,915	2,277,310,085	49.44
647,357,348	652,904,652	49.79
39,038,625	28,846,375	57.51
43,517,911	164,745,089	20.90
113,410,730	38,341,270	74.73
1,218,835,071	3,641,685,886	25.08
202,239,633	178,162,367	58.16
1,758,965,740	1,657,984,260	51.48
1,060,480,833	921,203,167	53.51
206,003,000	1,200,000	99.42
44,784	5,258,216	0.84
	50,000,000	
691,646,506	3,353,494	99.52
9,339,555,021	10,433,628,936	47.23

監査報告第41号

例月出納検査の結果について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、昭和52年10月分本市水道部企業出納員
扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和52年12月2日

監査委員 西口喜一郎

同 竹下義章

記

1. 検査実施日 昭和52年12月2日
2. 検査の対象 昭和52年10月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による10月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係
諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、10月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

1 0月分月次合計残高試算表

昭和52年10月31日現在

10月分月次合計残高試算表

借		合		方		本		月		分		勘定科		目		部		資產の		地		物		本		月		分		合		計		残		高	
残	高																																				
321,262,864		321,262,864		1,0,69,0,911		土																															
18,852,469		18,852,469																																			
2,26,837,141		2,26,837,141																																			
28,327,574		28,327,574																																			
941,426,01		941,426,01		1,5,62,4,506		量																															
12,955,53		12,955,53		4,78,0,00		車	輛	及	運	搬	具																										
22,876,707		22,876,707																																			
2,14,451,9477		2,14,451,9477		3,3,8,8,8,8,53		建	設	販	勘	勤	定																										
3,60,0,00		3,60,0,00				水																															
9,15,0,0		20,2,50,0				電	話	加	入	權																											
21,0,0,0		21,0,0,0				現																															
7,814,5,898		24,920,17,397		29,8,54,1,052		普	通	預	預	金																											
2,370,386,731		29,1,4,4,7,219		當		座		預	預	金																											
15,2,5,53,0,56		49,5,51,15,559		5,6,1,6,6,0,49		未		收	收	金																											
4,6,9,85,0,10		13,7,31,0,0,99		1,6,5,3,8,1,90		貯		藏	藏	品																											
6,0,0,6		6,0,0,0				仮		払	払	金																											
1,35,0,0		1,35,0,0				借	地																														
2,30,0,0,0		2,30,0,0,0				投	資	有	価	証	券																										
5,50,0,0,0,0,0		5,50,0,0,0,0,0				保	管	有	価	証	券																										
1,37,4,32,0,70		6,9,9,7,9,10		未		短	期	貸	付	金																											
8,50,0,0,0,0,0		20,0,0,0,0,0,0		一		時	借	入	入	金																											
20,2,79,0,0,0		5,1,9,0,0,0		前		受		愛	愛	金																											
4,48,0,4,6,558		5,7,1,4,1,44		預		り		保	有	価	券																										
				預		り		担	保	有	価																										

		減価償却引当金	479,954,012	479,954,012
	退職給与引当金		7,196,000	7,196,000
	資産の部			
	自己資本金	119,803,235	119,803,235	
28,991,417	借入本資金	2,974,143,746	2,945,152,329	
275,904,944	資本剩余额	37,374,731	1,661,813,020	
	利益剰余金			
	費用の部			
240,446,116	原水及淨水費			
53,718,932	配水及給水費	50		
290,364,40	受託工事費			
4,98,984,81	業務務費	37,966		
37,894,875	総係費	11,987		
	減価償却費			
	資産減耗費			
1,26,834,368	支払利息及企業債取扱諸費			
126,834,368	その他支業費用			
20,727,090	過年度損益修正損			
13,678,0	取益の部			
387,660	給水収益	56,128,729	39,909,217	39,870,4557
	補償費			
	受託工事収益			
	その他の営業収益	1,13,650	2,831,4509	2,831,4509
	受取利息	4,831,228	23,804,295	23,804,295
	維持収益	35,650	6,422,043	6,422,043
	固定資産売却益	1,251,785	1,251,785	
	過年度損益修正益			
50,000	加入人金	6,60,000	33,990,000	33,940,000
645,030,2875	合計	1,005,342,937	13,300,850,506	6,450,302,875

10ヶ月分予算執行報告書甲
(収入)

昭和52年10月31日現在

款項項目	予算額	執行額			予算残額
		10月	累計	割合	
① 水道事業収益	870,409,000	67,501,727	492,518,629	377,890,371	
1 営業収益	704,809,000	56,024,849	450,823,361	253,985,639	
1. 給水収益	666,309,000	55,911,199	398,704,557	267,604,443	
2. 受託工事収事	30,000,000	0	28,814,509	1,685,491	
3. その他営業収益	850,000	113,650	23,804,295	△15,304,295	
2 営業外収益	165,500,000	11,476,878	41,613,828	123,861,72	
1 加入金	150,000,000	6,610,000	33,940,000	116,060,000	
2 受託利息	2,500,000	4,831,228	6,422,043	△3,922,043	
3 雜収益	3,000,000	35,650	1,261,785	1,748,215	
4 他会計補助金	10,000,000	0	0	10,000,000	

3 特 別 利 益	1 0 0,0 0 0	0	8 1,4 4 0	1 8,5 6 0
1. 過 年 度 損 益 修 正 益	1 0 0,0 0 0	0	8 1,4 4 0	1 8,5 6 0
① 資 本 的 収 入	7 0 7,0 3 8,5 3 1	1 1,4 1 9,5 2 0	7 2,1 7 6,3 0 0	6 3 4,8 5 7,2 3 1
1 企 業 債 債	5 6 2,5 0 0,0 0 0	0	3 2,0 0 0,0 0 0	5 3 0,5 0 0,0 0 0
1 企 業 債 債	5 6 2,5 0 0,0 0 0	0	3 2,0 0 0,0 0 0	5 3 0,5 0 0,0 0 0
2 工 事 負 担 金	1 0 2,5 3 3,5 3 1	1 1,4 1 9,5 2 0	4 0,1 7 6,3 0 0	6 2,3 5 7,2 3 1
1. 工 事 負 担 金	1 0 2,5 3 3,5 3 1	1 1,4 1 9,5 2 0	4 0,1 7 6,3 0 0	6 2,3 5 7,2 3 1
3 負 担 金	4,5 0 0,0 0 0	0	0	4,5 0 0,0 0 0
1. 他 會 計 負 担 金	4,5 0 0,0 0 0	0	0	4,5 0 0,0 0 0
4 补 助 金	3 7,5 0 0,0 0 0	0	0	3 7,5 0 0,0 0 0
1. 國 庫 補 助 金	3 7,5 0 0,0 0 0	0	0	3 7,5 0 0,0 0 0
収 入 合 計	1,5 7 7,4 4 2,5 3 1	7 8,9 2 1,2 4 7	5 6 4,6 9 4,9 2 9	1,0 1 2,7 4 7,6 0 2

10月分予算執行報告書乙
 昭和52年10月31日現在
 (支出)

款項項目	予算額	執行額		予算残額
		10月	累計	
① 水道事業費用	1,140,242,000	68,469,573	558,193,082	582,048,918
1 営業費用	862,567,000	65,103,820	431,721,934	430,845,066
1. 原水及淨水費	450,459,000	43,770,871	240,446,116	210,012,884
2. 配水及給水費	116,124,000	6,604,155	53,718,932	62,405,068
3. 受託工事費	30,000,000	4,170,800	29,036,440	96,356,0
4. 葉務費	100,153,000	6,134,670	49,898,481	50,254,519
5. 総係費	76,653,000	4,423,324	37,894,875	38,758,125
6. 減価償却費	83,668,000	0	0	83,668,000
7. 資産減耗費	51,000,000	0	0	51,000,0
8. その他の営業費用	5,000,000	0	20,727,090	△15,727,090
2 営業外費用	276,475,000	3,365,753	126,334,368	150,140,632
1. 支払利息及諸費	276,425,000	3,365,753	126,334,368	150,090,632
2. 雜支支出	50,000	0	0	50,000

3 特 別 損 失	2 0 0 , 0 0 0	0	1 3 6 , 7 8 0	6 3 , 2 2 0
1. 過 年 度 損 益 修 正 損	2 0 0 , 0 0 0	0	1 3 6 , 7 8 0	6 3 , 2 2 0
4 予 備 費	1 , 0 0 0 , 0 0 0	0	0	1 , 0 0 0 , 0 0 0
1. 予 備 費	1 , 0 0 0 , 0 0 0	0	0	1 , 0 0 0 , 0 0 0
① 資 本 的 支 出	8 6 3 , 9 5 1 , 9 1 3	8 4 , 7 2 7 , 0 5 9	2 9 1 , 0 5 9 , 7 3 0	5 7 2 , 8 9 2 , 1 8 8
1 建 設 改 良 費	8 0 5 , 4 9 4 , 9 1 3	8 4 , 7 2 7 , 0 5 9	2 6 2 , 0 6 8 , 3 1 3	5 4 3 , 4 2 6 , 6 0 0
1. 事 務 費	1 9 , 1 1 3 , 1 5 3	1 , 2 1 2 , 8 9 9	1 0 , 6 1 0 , 4 6 2	8 , 5 0 2 , 6 9 1
2. 扱 張 工 事 費	6 3 2 , 8 0 1 , 2 2 9	2 1 , 9 1 9 , 8 3 0	1 9 , 8 0 1 , 5 8 2	4 3 2 , 9 9 9 , 6 4 7
3. 改 良 工 事 費	3 5 , 0 0 0 , 0 0 0	1 , 9 9 8 , 3 2 0	2 0 , 1 3 5 , 9 7 4	1 4 , 8 6 4 , 0 2 6
4. 配 水 管 整 備 事 業 費	3 0 , 1 3 5 , 0 0 0	0	3 , 1 5 0 , 0 0 0	2 6 , 9 8 5 , 0 0 0
5. 光 明 台 水 道 施 設 費	6 6 , 5 3 3 , 5 3 1	8 , 7 5 7 , 8 0 4	2 1 , 2 8 9 , 6 8 9	4 5 , 2 4 3 , 8 4 2
6. 営 業 設 備 費	2 1 , 9 1 2 , 0 0 0	8 , 8 3 2 0 6	7 , 0 8 0 , 6 0 6	1 4 , 8 3 1 , 3 9 4
2 企 業 債 債 還 金	5 8 , 4 5 7 , 0 0 0	0	2 8 , 9 9 1 , 4 1 7	2 9 , 4 6 5 , 5 8 8
1. 企 業 債 債 還 金	5 8 , 4 5 7 , 0 0 0	0	2 8 , 9 9 1 , 4 1 7	2 9 , 4 6 5 , 5 8 8
支 出 合 計	2 , 0 0 4 , 1 9 3 , 9 1 3	1 0 3 , 1 9 0 , 6 3 2	8 4 9 , 2 6 2 , 8 1 2	1 , 1 5 4 , 9 4 1 , 1 0 1

和泉市水道事業損益計算書(10月分)

		自らより のうちの金額	自らより のうちの金額	自らより のうちの金額	自らより のうちの金額
		自らより のうちの金額	自らより のうちの金額	自らより のうちの金額	自らより のうちの金額
		(昭和52年10月1日より昭和52年10月31日まで)	10月分	10月分	10月分
			円	円	円
1. 営業収益					
① 給水収益	55,911,199				
② 受託工事収益	0				
③ その他の営業収益	113,650	56,024,849			
2. 営業費用					
① 原水及び淨水費	43,770,871				
② 配水及び給水費	6,604,155				
③ 受託工事費	4,170,800				
④ 業務費	6,134,670				
⑤ 総係費	4,423,324				
⑥ 減価償却費	0				
⑦ 資産減耗費	0				
⑧ その他の営業費用	0	65,103,820			
営業損失					9,078,971
3. 営業外収益					
① 入金	6,610,000				
② 取利息	4,831,228				
③ 雜収益	3,5650				
④ 他会計補助金	0	11,476,878			
4. 営業外費用					
① 支払利息及び企業債取扱謝費	3,365,753				8,111,125
② 雜支出	0	3,365,753			
当月分経常損失					9,678,46
5. 特別利益					
① 過年度損益修正益	0				
6. 特別損失					
① 過年度損益修正損	0				0
当月分純損失					9,678,46

資 金 預 算 表

昭和 52 年 11 月 10 日

科 目	月 次	10月執行済額	11月予定額	12月予定額	1月予定額
前 月 練 越 金		71,262.065	78,355	14,855	18,355
收	營 業 外 益	46,797,324	50,000	50,000	50,000
	營 業 外 収 益	11,526,878	6,000	6,000	6,000
	前 年 度 未 収 金	38,330	500	500	300
	企 業 債	80,000,000	0	100,000	0
	工 事 負 担 金	11,419,520	10,000	10,000	10,000
	一 時 借 入 金	16,200,000	0	100,000	0
	預 り 金	1,092,500	1,000	1,000	1,000
	前 年 度 練 越 金	0	0	0	0
	前 受 金	1,411,000	1,000	1,000	1,000
	貸 付 金	180,000,000	0	0	0
入	計	298,480,552	68,500	268,500	68,300
	營 業 費 用	62,172,238	50,000	110,000	50,000
	營 業 外 費 用	8,365,753	0	7,000	0
	前 年 度 未 払 費 用 及 未 払 金	0	0	0	0
	建 設 改 良 費	17,687,038	50,000	100,000	12,000
	貯 藏 品	6,997,910	30,000	46,000	6,000
	企 業 債 債 還 金	0	0	0	0
	一 時 借 入 金 返 済	200,000,000	0	0	0
	預 り 金 返 済	847,500	1,000	1,000	1,000
	前 受 金	366,285	1,000	1,000	1,000
出	計	291,386,719	132,000	265,000	70,000
	收 支 差 引 額	78,355.898	14,855	18,355	16,655

監査報告第42号

例月出納検査の結果について

地方自治法235条の2第1項の規定により、昭和52年10月分和泉市立病院企業出納員
扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和52年12月2日

監査委員 西口 喜一郎

同 竹下 義章

記

1. 検査実施日 昭和52年12月2日
2. 検査の対象 昭和52年10月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による10月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係
諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、10月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

10月分月次合計残高試算表

1.0月分月次合計 残高試算表

昭和52年10月31日現在

和泉市立病院事業会計

残高	借合計		勘定科目		貸合計		残高
	累計	当月	資産	負債	当月	累計	
150,995,865	150,995,865		土地	地			
240,415,659	240,415,659		建物	物			
2,848,487	2,848,487		構築物	物			
3,330,000	3,330,000		車輛	輛			
49,369,525	49,369,525		機械及備品	品			
138,124	138,124		有価証券	券			
9,499,235	9,499,235		投資	資			
461,997,96	3,345,819,804	639,704,38	普通預金	引当金	615,591,447	73,670,840	73,670,840
121,814,510	448,371,964	663,38,929	未収金	金	65,122,398	32,99,620,008	
15,488,931	185,046,817	281,117,690	貯蔵品	品	23,250,527	169,557,886	
812,079	3,392,663	前払金	金	2,499,999	2,580,584		
431,000,000	431,000,000	定期預金	金				
16,094,000	142,708,871	過年度未収金	金				
		負債	○部				
1,950,000,000	500,000,000	一時借入金	金	550,000,000	2,950,000,000	1,000,000,000	
11,840,5,960	23,656,340	未払金	金	23,117,690	1,695,50,970	51,145,010	
		仮受金	金				
6,669,6,342	85,092,95	預り金	金	8,770,795	7,442,4241	7,727,899	
8,070,000	12,50,000	予納金	金	1,105,000	9,303,000	1,238,000	
616,068		固定負債	債		17,865,971	17,249,903	
2024,000		公立病院特例債	債		283,440,000	263,200,000	

	53.512.805	過年 度未 扟 金		53.512.805	0
		資 本 の 部			
	自 己 資 本 金			202.328.371	202.328.371
	借 入 資 本 金			1.195.530.689	1.188.581.854
6.998.835	繰 越 欠 損 金				
1.001.356.862	資 本 剰 余 金			1.118.000	1.118.000
	取 益 の 部				
	入 院 収 益	44.258.053	293.178.158	293.087.886	
9.027.2	外 来 収 益	30.069.746	207.153.961	206.983.744	
220.187	そ の 他 医 業 収 益	2.461.494	13.020.151	13.017.651	
2.500	受 取 利 息 配 当 金		347.202	347.202	
	他 会 計 捧 助 金				
	患 者 外 給 食 収 益	58.879.0	3.787.240	3.787.240	
540	そ の 他 医 業 外 収 益	72.270	60.976.5	60.922.5	
	国 庫 捧 助 金	1.275.000	1.275.000	1.275.000	
	費 用 の 部				
348.011.140	給 与 費				
179.028.959	材 料 費				
51.021.116	7.871.643 経 費		9.225.0		
	減 値 償 却 費				
	資 産 減 耗 費				
1.645.580	57.614.5 研 究 修 費				
74.882.227	8.626.027 支 払 利 息 及 び 企 業 債 取扱 費				
3.917.687	5.645.00 患 者 外 給 食 材 料 費		554.794		
	特 別 利 益		20.240.000	20.240.000	
9.85.38.073	建 設 仮 勘 定				
8.345.507.855	合 計	13.681.83209	94.95.939.211	334.550.785.5	
9.495.939.211					

10月分予算執行報告書

昭和52年10月31日現在

和泉市立病院事業会計

款項項目	予算額	執行額		予算残額
		10月	累計	
病院事業収益	1,018,038,000	78,659,940	53,929,7,978	478,740,022
1. 医業収益	923,928,000	76,723,880	513,039,311	410,888,689
1. 入院収益	545,272,000	44,200,561	293,087,886	252,184,114
2. 外来収益	345,850,000	30,61,825	206,933,774	138,916,226
3. その他医業収益	32,806,000	2,461,494	13,017,651	19,783,449
2 医業外収益	53,630,000	1,936,060	6,018,667	47,611,333
1. 受取利息配当金	1,600,000		347,202	1,252,798
2. 他会計補助金	38,707,000			38,707,000
3. 患者外給食収益	9,868,000	588,790	3,787,240	6,080,760
4. その他医業外収益	996,000	72,270	609,225	38,6775
5. 国庫補助金	2,459,000	1,275,000	1,275,000	1,184,000
8 特別利益	40,480,000		2,024,0,000	2,024,0,000
病院事業費用	1,479,663,000	85,480,104	658,506,709	821,156,291
1 医業費用	1,274,717,000	76,289,577	579,706,795	695,012,05
1. 給与費	750,836,000	43,089,517	348,011,140	402,824,860

2. 材 料 費	3 7 9.8 2 9.0 0 0	2 4.7 5 2.2 7 2.	1 7 9.0 2 8.9 5 9	2 0 0.8 0 0.0 4 1
3. 経 費	1 2 3.1 7 4.0 0 0	7.8 7 1.6 4 3	5 1.0 2 1.1 1 6	7 2.1 5 2.8 8 4
4. 減 価 債 却 費	1 5.6 3 7.0 0 0			1 5.6 3 7.0 0 0
5. 資 產 減 耗 費	1.0 0 0			1.0 0 0
6. 研 究 研 修 費	5.2 4 0.0 0 0	5 7 6.1 4 5	1.6 4 5.5 8 0	3.5 9 4.4 2 0
2 医 業 外 費 用	2 0 4.6 4 5.0 0 0	9.1 9 0.5 2 7	7 8.7 9 9.9 1 4	1 2 5.8 4 5.0 8 6
1. 支持及公物費	1 9 7.2 1 3.0 0 0	8.6 2 6.0 2 7	7 4.8 8 2.2 2 7	1 2 2.3 3 0.7 7 3
2. 患 者 外 給 食 材 料 費	7.4 3 2.0 0 0	5 6 4.5 0 0	3.9 1 7.6 8 7	3.5 1 4.3 1 3
3 特 別 捐 失	1.0 0 0			1.0 0 0
4 予 備 費	3 0 0.0 0 0			3 0 0.0 0 0
資 本 的 収 入	2.1 7 1.0 1 3.0 0 0		5 8 8.8 0 0.0 0 0	1 2.5 3.1 1 3.0 0 0
1 他 会 計 出 資 金	2 0.8 1 3.0 0 0			2 0.8 1 3.0 0 0
2 企 業 債	2.1 5 0.2 0 0.0 0		5 3 8.8 0 0.0 0 0	1.2 3 2.3 0 0.0 0 0
資 本 的 支 出	2.3 5 7.3 0 3.0 0 0		5 7 0 7 4 3.1 0 3	1.2 6 1.6 4 9.8 9 7
1 建 設 改 良 費	2.3 0 2.7 4 3.0 0 0		5 4 3.5 0 4.2 6 8	1.2 3 4.3 2 8.7 3 2
1. 看 护 婦 宿 舍 割 賦 金	1.2 3 3.0 0 0		6 1 6.0 6 8	6 1 6.9.3 2
2. 器 條 備 品 購 入 費	5 1 5.7 0 0.0 0 0		3.9 5 7.0 0 0	1.5 4 3.0 0 0
3. 病 院 增 設 事 業 費	1.7 8 5.8 1 0.0 0 0		5 3 8.9 3 1.2 0 0	1.2 3 2.1 6 8.8 0 0
2 企 業 債 債 還 金	1 4.0 8 0.0 0 0		6.9 9 8.8 3 5	7.0 8 1.1 6 5
3 公 立 病 院 特 例 債	4 0.4 8 0.0 0 0		2 0.2 4 0.0 0 0	2 0.2 4 0.0 0 0

10月度月次損益計算書

昭和52年10月31日

和泉市立病院事業会計

科 目	当 月			累 計		
	入院	外来	外業	収益	収益	益
1. 医業	4,420,056.1				2,93,087.886	
外来	3,006,1.825				2,06,933.774	
その他	2,461,494				1,301,7.651	
計				76,723,880		513,039,311
2. 医業費用					348,011,140	
給料	4,308,9.517				1,79,028,959	
経費	2,475,2,272				51,021,116	
減価償却	7,871,643					
資産研究	576,145					
計				76,289,577		579,706,795
3. 医業収益					434,303	△ 66,667,484

受取利息計	當金	347.202
他患者外	588.790	3.787.240
その他医業外	72.270	609.225
国庫補助金	1,275.000	1,275.000
	計	1,936,060
		6,018,667
4. 医業外費用		
支払利息及び企業債取扱諸費	8,626,027	74.882.227
患者外給食材料費	564,500	3.917.687
雜損損失		
		9,190,527
		78.799,914
経常利益		△6,820,164
		20,240,000
5. 特別利益		
6. 特別損失		
当月分純利益		△6,820,164
当月迄の純利益		△119,208,731
上記当月分収益中	健保未収金	66,333,929 円
上記当月分費用中	未払金	23,117,690 円

資 金 予 算 表

昭和52年10末日

和泉市立病院事業会計

区分	科 目	10月の執行額	11月予定	12月予定
事 業 収 益	7 6 1 7 3.4 0 9 円	7 0 0 0 0,0 0 0 円	7 0,0 0 0,0 0 0 円	
固 定 資 産 売 却 代 金				
企 業 債 債		6 7 3.5 0 0,0 0 0		
收 過 年 度 未 収 金				
一 時 借 入 金	5 5 0,0 0 0,0 0 0		1 0 0,0 0 0,0 0 0	
預 金	8 7 7 0,7 9 5	8 0 0 0,0 0 0	8 0 0 0,0 0 0	
他 会 計 繰 入 金			2 0,8 1 3,0 0 0	
前 払 金 戻 入	2.4 9 9.9 9 9			
期 間 外 収 益				
予 納 金	1,1 0 5,0 0 0	1,0 0 0,0 0 0,	1,0 0 0,0 0 0	
仮 受 金				
国 庫 補 助 金	1,2 7 5,0 0 0			
入 合 計	6 3 9.8 2 4.2 0 8	7 5 2.5 0 0,0 0 0	1 9 9.8 1 3.0 0 0	

	事 業 費 用	6 2. 2 2 9. 5 7 7	5 3. 3 5 7. 0 0 0	1 5 0. 5 7 8. 0 0 0
建 設 改 良 費		6 7 3. 5 0 0 0 0		
企 業 債 債 還 金				4. 7 9 3. 0 0 0
貯 倉 品 購 入 費	2 3. 6 5 6. 3 4 0	2 5. 0 0 0 0 0		2 5. 0 0 0 0 0
過 年 渡 未 払 金				
一 時 借 入 金 返 還	5 0 0. 0 0 0 0 0			
預 り 金 還 付	8. 5 0 9. 2 9 5	8. 0 0 0, 0 0 0		8. 0 0 0, 0 0 0
前 期 払 金				
期 間 外 費 用				
予 納 金 還 付	1. 2 5 0, 0 0 0	1. 0 0 0, 0 0 0		1. 0 0 0, 0 0 0
出 仮 受 金 還 付				
定 期 預 金	2 0, 0 0 0, 0 0 0			
合 計	6 1 5. 6 4 5. 2 1 2	7 6 0. 8 5 7. 0 0 0		1 8 9. 3 7 1. 0 0 0
收 支 差 引	2 4. 1, 7 8. 9 9 1	△ 8. 3 5 7. 0 0 0		1 0. 4 4 2. 0 0 0
差 引	2 2. 0 2 0. 8 0 5	4 6 1 9 9. 7 9 6		3 7. 8 4 2. 7 9 6
翌年 度又は翌月へ繰越	4 6. 1 9 9. 7 9 6	3 7. 8 4 2. 7 9 6		4 8. 2 8 4. 7 9 6

○ 議長（柳瀬美樹君） 本報告について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、監査報告第31号より第42号までの報告を終わります。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次に、日程第13「昭和51年度和泉市水道事業会計決算認定について」と日程第14「昭和51年度和泉市病院事業会計決算認定について」を一括議題といたします。

本件につきましては、去る9月開会の第3回定例会において決算審査特別委員会に付託され、その審議も終わっておりますので、審議の経過並びに結果を決算審査委員長より報告をお願いいたしたいと存じます。

（決算審査特別委員長報告）

○ 決算審査委員長（坂上國治君） 去る9月に開会されました第3回定例会において、昭和51年度和泉市水道事業決算並びに昭和51年度和泉市病院事業決算認定について上程され、その審査については、決算特別委員会を設置して付託となり、11月9日、委員会が招集され、不肖、私が委員長に、富山議員が副委員長に選任されたのであります。当日は、正副委員長の互選のみに終わり、去る11月22日、委員会を招集し、委員出席のもと、市長公務のため欠席助役初め関係部課長の出席を求めて慎重審議を行いました経過並びに結果につきまして、その概要を取りまとめ御報告を申し上げます。

水道事業会計、病院事業会計の順に審議を進めることにし、内容説明等は、本会議における提案時に説明されていることから、水道会計から歳入歳出一括して直ちに審議に入りました。

まず、水道会計決算の中では、第1点目に、企業債の借り入れ状況及び償還の計画はどうかまた、工事請負契約はどのような基準で行っているのか。今後の水道事業の運営をどのようにしていくのか、との質問に対し、企業債については、51年度末残高で2億4千200万円あり、その利率は平均で約7.2%で、この中には8.9%以上の金利になる銀行より借り入れの繰故債等が8千50万円あるので、これらの借りかえについて今後要請していきたい。

また、工事請負契約については、水道部内の指名委員会で業者を決め、指名競争入札により契約しており、高額な請負工事については、市で設置している指名委員会に重ねて付議している。

また、今後の経営については、公営企業法は独立採算制を原則としているが、国に対して抜本的な法の改正と金利負担の軽減、負担区分の明確化を要請していくとともに、可能な限り合理化を図り、市民に理解のいく運営を進めていきたい旨の答弁がありました。

第2点目は、独立採算制といえども、きわめて公共性の高いものについては、一定の基準のもとに繰出金にて補てんすべきではないか。貯蔵品と消耗品の会計処理はどうか。また、公団の水道施設等については、企業債で賄っているのか、との質問に対して、負担区分の基準を明確化することについては、国等に働きかけているが、税でどこまで負担すべきか指導はない。ただ、一般行政との兼ね合いの中で、きわめて公共性の高いものについては、税で負担すべきだとの考え方も出てこようと思うが、現状、消火栓の新設及び維持費並びに高料金対策費として一部繰り出している程度である。

また、貯蔵品は出庫時に予算執行しており、消耗品については、購入時に費用として予算執行している。

また、公団の水道施設については、すべて住宅公団が負担しており、企業債で賄っているのは、既存住民への水圧の安定を図るための配水池工事の一部である、旨の答弁がありました。

第3点目は、地理的に効率の悪い経営条件の中で、元利償還の軽減について政府に要請しているのか。51年度の加入金の収入はどうか。また、市の公認業者の指導はどのようにしているのか、等の質問があり、全体的な面より利息を軽減するよう、水道事業者の組織を通じて政府に要望している。

また、加入金については、1.015件で1億735万円の収入である。

また、公認業者の指導については、2カ月に1回、その他必要に応じて各責任者を集め、徹底した行政指導を行っている、との答弁がありました。

第4点目に、企業債の元金返済方法はどのようにしているのか、との質問に対し、企業債の元金については、建設事業に係る資本的支出より企業債償還金として支出している、との各質問に対する答弁がありました。

その他、本決算に対する計数的な面についての質疑応答等があり、要望として、市民の負担を軽くしてほしいと要望があり、審議を終わりました。

委員にお詫びいたしましたところ、反対意見があったので採決を行いました結果、賛成多数で本決算を認定することに決したのであります。

続きまして、和泉市病院事業会計決算について御報告申し上げます。

まず、質問の第1点目は、事業収益中、公衆衛生活動収益、医療相談収益の具体的な内容は何か、との質問があり、

はしか、予防接種、3歳児検診、乳児検診、結核、老人、身体障害者及び一般検診が公衆衛生活動であり、医療相談は、個人の健康診断、育児相談、栄養指導等である、旨答弁がありました。

第2点目に、結核相談等生活問題も含め、福祉行政への連係がとられているのか。また、材料費の不用額は何か、との質問があり。

医療ケースワーカーを置き、福祉行政との連係等を行っていく方向が考えられるが、現状ではそこまで至らない実情であること。

材料費の不用額は、薬品購買の節減によるものである、旨の答弁がありました。

第3点目に、今後の病院の運営と、特別委員会についての考えはどうか、との質問に対しむずかしい経済情勢、財政事情の中で巨額の投資をいただいて病院を整備していることであり、診療の内容充実を第1の眼目として取り組み、同時に、現実の問題として多額の企業債償還を含め、経営が非常にむずかしくなることも予期し、病院長以下、全力を挙げて内容充実に取り組み、高収入を図って財政の改善に努めたい、旨の答弁がありました。

特別委員会については、議会の事項であり言いがたい、との答弁が行われました。

第4点目に、小児科の患者数が減っている理由。精神科への入院を今後どう考えているのか。ピーク時の薬局の人員配置はどうなっているのか、との質問があります。

小児科の患者減少は、50年末に医師が退職し、しばらくブランクが生じたため若干の減少を来したが、その後、医師が充足され平常状態に戻った。

また、精神科の入院関係については、精神科の患者の収容は施設的にも困難であり、新館では考えていない。

薬局は、7名の薬剤師を配置しており、受け付け後、医師の処方により調剤を行う薬品もあり、自動分包機などの自動化を図っているが、多少の待ち時間をごしんぼういただいてる状態である、との答弁がありました。

また第5点目に、収益は前年度より24.5%增收となったが、人件費の増加、特に支払い利息が24.5%も増加し、51年度で2億2千万円の損失を生じた旨報告されているが、新館増築、運営でなお増加するのではないか、との質問があります。

建設借入資金の償還、赤字累積による一時借入金の増大の両要素から支払い利息がなお急増する、旨の答弁がありました。

第6点目は、新館オープンに伴い救急指定の対処をどうするのか。また、用地費は何か、との質問があります。

救急については、基本的姿勢として社会的な要請もあり、公立病院として前向きに対処せねばならないと理解しているが、改造整備に並行して対応策を講じていきたい。

用地費は、新館敷地内の国有水路を国から買収したものである、との答弁がありました。

その他病院内の清掃委託の状況についての質疑があり、本決算についてお諮りいたしました

ところ、全員一致で認定することに決した次第であります。何とぞ速やかに本水道並びに病院決算を認定せられんことをお願い申し上げ、報告を終わります。

- 議長（柳瀬美樹君） ただいま委員長より詳細なる報告がありましたので、本報告に対する質疑を省略の上、直ちに採決に入りたいと存じますが、御異議ございませんか。
- 1番（寺田茂君） ただいまの51年度水道会計決算認定委員長報告に対して、共産党の反対討論並びに意見を申し上げたいと思います。

まず、水道会計認定でございますが、私たちはこの水道会計につきましても、基本的には、和泉市一般会計からの補てんを他市を参考にしながらも進めるべきだ、こういうことを主張しておりました。もちろん、当局の方も考えるべきところであるが、現在のところ実現に至らない。これを1点申し上げたい。

それから、新規に水道新設加入金5万円が設けられましたが、これについても、ある程度の增收が見込まれたと思うわけなんです。こういった面から見ても、応分の市民負担がまだまだかけられてくる。こういう中で赤字決算が解消できないところに一考の余地があるのではないか。

もちろん、他市と比較できないような広範な面積を持っておる市ですから、開発に伴う事業について一定の察するところはございます。しかし、委員長報告にありましたように、何といっても事業の企業債、これは特に考えるべきではないか。まず、長期低利の政府債として強く国に要望することが肝要ではないか。

こういうことを申し上げ、市民負担の軽減を図ることを主張して、51年度水道決算認定に対して共産党は反対を申し上げたい。

また、病院会計については、賛成の意を表しておきますが、一括上程でございますので、賛否の採決のときはひとつ皆さんにお願い申し上げたい。この2件のうち病院だけは賛成の意を表しておきたいということです。

- 議長（柳瀬美樹君） 本決算認定について反対意見がありますので、挙手により採決いたします。

本件に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

賛成多数ですので、認定第1号、第2号を認定することに決します。委員の皆さんには慎重御審議まことにありがとうございました。

-
- 議長（柳瀬美樹君） 次に、日程第15「和泉市水道事業給水条例の一部を改正する条例制

定について」を議題といたします。

本件につきましては、去る9月開会の第3回定例会において水道問題特別委員会を設置し、当委員会に付託され、その審議も終わっておりますので、審議の経過並びに結果を水道問題特別委員長に報告をお願いいたしたいと存じます。

(水道問題特別委員長報告)

○ 水道問題特別委員長(横田憲治郎君) 去る9月27日開会の第3回定例議会において上程されました議案第56号「和泉市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について」、その審議を水道問題特別委員会を設置して付託され、慎重審議をいたしましたその経過並びに結果につきまして、概要と取りまとめて報告いたします。

まず、11月8日委員会が開かれ、正副委員長の互選が行われ、不肖私が委員長に、勝部議員が副委員長に選任されました。

その後11月17日、市長以下助役、主管部課長の出席を求めるまでに、過般本会議において、提案の理由と内容の説明を聞いておりますが、改めて概括的に理事者より説明を求めました。

まず、水道料金については、用途別併用口径別とし、また算定期間は、昭和53年1月1日から昭和56年3月末日までの期間で債務不良を解消する予定で、一般会計との関連については、現行どおりの補償負担額としており、料金の算定については、資本的原価、いわゆる現金主義としており、改定時期については、昭和53年10月の2段階に分けて改定しようとする旨の説明あり、次に、量水器使用料については、昭和40年度に改正されたまで12年間据え置き、この間、量水器の購入価格が大きく上昇しており、現行料金では対応できず、原価に対応すべく改定する旨の説明がありました。

次に、諸手数料についても、昭和37年度水道事業発足以来の手数料であり、応分の額を改定願いたいとの説明があり、料金改定の基本的な考え方の説明が終わり、続いて、提出された資料に基づき、担当課長より詳細な説明がありました。

その後、質疑に入りました。

まず、改正案では、18ミリから25ミリは一般用として統一しているが、口径別に現在何軒あり、共用栓は何軒あるか。自動振りかえは現在57.7%であるが、昭和44年当時70%を目指率と設定したときの集金職員は何人で、現在何人か。また、諸手数料は15年間も据え置きしてきたとの説明であるが、その見解について説明願いたい。

続いて、府下各市の水道料金を比較すると、50立米使用した場合、府下で貝塚市に次いで2番目となっているが、その内容を見ると、本市の場合は約倍数であり、使用水量の少ない小

家庭ほど割り高となっている感じであり、1・2万市民平等である方法がないかどうか説明願いたい、との質問がありました。

これに対し、口径別では18ミリ、2万4千777栓、20ミリ、4千591栓、25ミリ、6.51栓であり、共用栓は44栓である。

また、自動振りかえについては、昭和44年度当時は委託徴収員で10名から11名であったが、現在は、常勤職員集金員として2名、非常勤職員3名であり、諸手数料については、昭和44年の料金改正時には、府下で一番高い水道料金であったので、現在に至るまで躊躇していたというのが実情である。最近、各市で量水器及び諸手数料等についてかなり改正されているので、本市としてもこの際、改定を願いたい、との説明がありました。

また、府下各市の水道料金比較については、全く御指摘のとおりで、他市においては、大工場等の大口需要家にウェイトを置く方法がとられるわけであるが、本市の実態は、98%が一般用であり、他市と同じ取り扱いをした場合、財政再建にならないのが実情である、との答弁がありました。

続いて、財政再建を中心と考えるなら改定はやむを得ないと思うが、一般会計及び病院会計が相当の累計赤字を抱える中で、水道会計に限り健全財政を云々ということであるが、基本的にどう判断しているのか。また、府営水の値上げについて昭和49年に19円70銭、昭和51年10月に48円70銭になると聞いているが、その値上げに伴う受水費に占める割合はどうか。検針集金についても隔月制度を採用しているが、その場合、今まで人件費がいかほど削減されたか。標準使用家庭でその構成はどうなっているのか、との質問に対し、

一般会計も再建団体 必至という中で、苦慮しながらも自主再建に鋭意努力している。また、病院会計も苦しい中で、市民福祉、医療福祉の原点により新館増築に踏み切らせていただいた経過である。両会計とも再建していかなければならず、種々関連の中で水道料金も府営水が値上げされ、給水の原価も昭和51年度で1立米当たり100円、昭和52年度以降では127円になる予定で、現在、約2億の不良債務がこのまま推移すると、昭和55年度末には約23億が予測され、これら諸点を勘案した場合、政治的判断として非常に苦しさがあるが現状やむを得ない心境で本案を提出させていただいたので、御理解、御協力を賜りたい。

また、受水費の府営水道等の占める割合は15億円であり、その中で値上げ分は約10億円比率にして67%である。

人件費の削減は約2千5百千円であり、隔月制度を採用するに伴い検針等を2等分し、その担当区域が広く、その件数は、検針数3千件から2千8百件、集金の場合、2千件から1千8百件に減らしているので、約4割程度の削減となっている。

口径については、20立米使用が標準家庭3.8人となっている、との答弁がありました。

統いて、有収率について85%とあるが、相当のロスがあるようと考えられる。したがって使用水量から見て大きい数字となっているが、その対策は。また、不良債務について、どの程度になれば企業債の借り入れに影響するか、との問い合わせに対し、有収率については、全国平均85%であり、あと消火用水、工事後の洗管等によるものである。実際の漏水をより少なくするよう努力していく。

企業債の貸し付けについては、不良債務の限度及び制限等、現在のところ明確になっていないが、その企業の状態により異なり、経営の合理化、料金改正の進めぐあいによって考えられるものである、との回答がありました。

さらに、本市の料金改定は、府営水道料の値上げが原因と思われるが、改定案の2倍についての算定はどうか。府営水の受水量は、はつきりとして間違いないか。不良債務の解消を4年ないし5年ぐらい延ばせをいか。重ねて基本水量以下の家庭はどのくらいあるのか。市民生活に影響が大きいが、できるだけ最低の改定額にできないか、との質問に対し、

給水装置について種々検討している。

受水量は、府営水道と泉北水道は分岐点に各々量水器を取りつけてあり、はつきり計量している。

不良債務をたな上げすると、累積債務が増大し財政再建がむずかしくなる。起債については、上級官庁から制限指導を受けることにもなる。

また、基本水量以下の家庭は20.4%で約6千戸ある。最低料金改定については、現在の福祉型社会と言われる中でもっとも御指摘であるが、水量の多いほど諸経費が割り安となり、もちろん、基本料金も水の使用量を問わず一定料金が必要となる、との答弁がありました。

さらに質問があり、大きな債務を抱えている本市は、面積的な立地条件の中で料金改定がやむを得ないと想われるが、各市の改定状況はどうか。また、一般会計からの繰り入れの状況はどうか、等に対し、

各市の改定状況は、本年4月から改定済みは6市で、現在計画中の市は6市、他の17市は考慮中である。

なお、改定済みの市は、10立米当たり600円前後となっている。

繰り入れ状況は、隣の泉大津市は7千5百万円、岸和田市は2億5千万円、貝塚市では6千7百万円等々であり、本市の場合、一般会計においても御承知のとおり、自主再建に努力している状況から、繰り入れ増を望むのが至難である、との回答があり、当日の審議が終わりました。

次に、11月21日再建された委員会の内容を報告いたします。

まず、理事者より追加提供のあった資料の内容説明がありました。その概略は、昭和44年度より昭和51年度までの8年間における毎年度業務状況と配水量分析、各年度の決算状況並びに昭和51年度の府下近隣都6市と類似都市4市及び料金改定実施済み6市の事業概要並びに水道料金実態についての詳細な説明があり、続いて質疑に入りました。

府営水道、泉北水道、自己水の割合は、昭和44年度から余り変わっていないと理解しているが、特に府営水が何%ふえたか。また、昭和44年度当時と現在における給水原価は幾らか等の質問に対し、

昭和44年度では、府営水道が38.2%で泉北水道が16.1%、光明池水を含んだ自己水が45.7%であったが、昭和51年度実績では、府営水道が42.2%、泉北水道が19%、光明池水を含んだ自己水が38.8%となっている。

給水原価については、昭和44年度で約68円、昭和51年度では約百円である。光明池土地改良区より受水料金は、1立米当たり2円であったが、現在6円になっている、との回答がありました。

また、人口密度と配水管の使用効率では、両方合わせて本市は府下で最低であるが、特殊事情下にある本市の実態を政府等に対し努力しているのか。重ねて、昭和49年度と50年度の給水原価のうち、企業債の利息は幾らか。また、異常漏水などが生じたとき、これらの対策はどうに考えているか。自己水確保の観点から、中型ダムを建設できるような状況なり地域であるのか、に対する質問に答える。

第1点、政府に対する努力は、独立採算制の中でも普及率が100%に近いということは、効率の悪い面、公共性を重視したものと御理解願いたい。政府に対する行動については、常に組織を通じ高料金対策あるいは不源開発の補助金等、あらゆる方法で陳情や要望を重ねている。なお、配水処理施設に対する補助金も一部実施しており、常に前向きに取り組んでいる。

第2点目の企業債の利息の原価については、昭和49年度で13円13銭、昭和50年度で14円48銭と、企業債の総額が上がるに従って利息も大きくなっている。

第3点目の異常漏水時については、光明池や河川も水不足となり、淀川や琵琶湖に頼る以外にない。部分的な漏水であれば、府営水に応援を求めるが、京阪神全域となると非常にむずかしい問題となる。今後、自己水確保の見通しは薄いので、府営水道に依存しなければならないのが現状である。本市には光明池があるので、土地改良区及び泉北水道ともども協議し検討を重ねていく、との答弁があり、この日の委員会が終わりました。

次に11月29日、委員会を開き、前回に引き続き質疑を行いました。

まず第1点、府営水は、本市水道会計の受水費の中の何%になるのか。第2点、水道料金は、

公共性の観点から低所得者層を割り安にすべきであると思われるが、例えば5立米の家庭でも8立米を超える家庭よりも逆に使用量の少ない家庭の方が割り高の負担になるようなことは抑制できなかつたか。7立米以下の家庭は何%ぐらいか、との質問に対し、

府営水の割合は67%であり、受水費に占める割合は、昭和52年度から昭和55年度分について29%である。

第2点は、原案を策定する過程において、福祉型は十分検討したが、98%までは、先般も御説明したとおり一般家庭であり、他市の立地条件と相違する点があり、再建は非常に困難であるので、遺憾ながら8立米、80円を提案申し上げた。当然、福祉型は考えているが、大量に送水するよりも少量使用する家庭ほど割り高になる。なお、8立米の基本料金の設定したのは、装置料的なものであり、7立米以下の比率は17.6%である、との答弁がありました。

引き続き質問があり、29億5千万円の企業債の償還残高があり、その金利が水道会計を圧迫しているが、この企業債が団地関係で幾ら消化され、幾ら負担されているのか。また、団地開発及び地域開発の負担額は幾らか、との問い合わせに対し、29億5千万円の企業債は、すべて即存住民に対する事業である。ミニ開発を含め全額開発負担をさせている。これは工事負担金または受託工事収益等相当額の収入を得ており、昭和51年度末において15億2千6百万円で光明台団地の施設については、本年度末で完了しないが、現行で約9億8千7百万円の負担をさせている、との答弁がありました。

最後に、本市は地域的に広いため、家庭から家庭までの距離が遠く、必然的に水道料金が高くなるのが当然だが、責任を他に転移することができない。すべて国の施策として考えてもらわなくてはならず、根本的な考え方、発想に立つなら市民に負担がかかることになるが、何よりも福祉優先、公共性を無視しないように努めなければならないが、その点どう考えているのか、との質問に対し、

現在の法体系では、国税を注入するまでに至っておらず、地方自治体ごとにその実態に応じ施行している。したがって、本市の立地条件または構造的に問題があり、投資的経費が高くなっている。このような欠陥のある地域に対し、国の抜本的な財政援助を常に関係官庁に陳情を重ねている。理時点では、ある程度公営企業に対する援助措置は徐々に改善されつつある。今後も、独立採算制の角度から実情を訴え続けていく。また、その措置として、地方交付税の算定基礎の中に、高料金対策という名目で助成措置が講じられており、その額は約1千万円ぐらいに該当されていると思われるが、内容は一切明確でない、旨の答弁があり、料金体系が、国が算定している標準料金よりも高額になった場合、その対策措置として、交付算定基礎の中で増額されるものと理解している、との説明がありました。

以上、あらゆる角度からの審議を重ねた結果、委員より、一般会計から1千万円の繰り入れがあつても赤字の補てんするほどのものではなく、市民一家族当たり換算すれば少額である。したがつて、高料金対策の費用を本市独自の立場から追求し、増額を基本に獲得していくこと。また、企業努力を続けること。

なお、福祉優先の立場から、一般会計より一定の補助金の収入を得て、水道料金、公共事業費に対し積極的な市の姿勢を示していただきたい、との意見がありました。

以上、各委員からの質疑、意見等の終結をお詰りいたしましたところ全員異議なく終わりました。

引き続きまして、委員長あて、本条例改正案に対する修正案が2件提出されておりまして、その調整のため休憩に入りました。

休憩前に引き続き再会し、まず、最初に11月17日付で提出されました、提案者直村委員外1名の修正案に対する提案説明を求めました。その内容について説明いたします。

福祉優先の立場を加味して、基本料金については、8立米で6百円にそれぞれ値上げ率を1.5倍とし、全体として、超過料金についても10円減額の修正を行われたい。理由として、原案の基本料金では、8立米以下の使用家庭では著しく割り高であり、不均等が生じる。また超過料金についても、10円の軽減によると当年度約3千7百万円程度を補助すればよい。また、来年の10月以降については、若干府営水5円の値上がりにより5千万円の支出増と考えられるが、来年度の和泉市一般会計関係予算において十分審議し、財源の捻出など考えれば適切ではないか、との説明がありました。

本修正案について採決を行いましたところ、挙手少数により、本修正案は否決されました。引き続き、坂上委員外10名の委員より提出されました修正案について提案理由の説明を求めました。その内容についての説明をいたします。

本件について再三審議を行ってきた中で明らかになつたことは、昭和44年度から9年間据え置きになつたことと、水道料金の改定の原因は、給水原価の多くを占める府営水道料金が3倍になつたことと諸物価の高騰であり、また、本市の地理的不利面等々悪条件に置かれている。公共料金の値上げは、市民生活に与える影響が強くなるべく避けねばならないが、現状の水道財政を見るとき、直ちに措置しなければ再建は無理ではないか。したがつて、市民負担を増大させる結果となることを懸念するものである。ここにおいて、事業の円滑な運営を図りつつ市民負担を少しでも軽減するために、提案された水道料金改定案の修正意見を提出する。第1回改定案は原案どおりとし、昭和53年10月からの第2回目のうち、一般用基本料金8百円とあるを7百円に、共用せん基本料金6百円とあるを5百円に、また、九鬼簡易水道につきまし

では、4百円あるを350円にし、一般従量料金について、51立米以上150円あるを170円に修正するとともに、手数料等については、原案どおりとし、附則の実施時期についても、住民周知徹底の必要もあるので、適用時期をそれぞれ1カ月おくらせ措置されるよう修正案の説明がなされました。

統いて、付帯意見として、第1点、水源確保について、未給水地区の早期解消を強力に推進するのはもちろん、将来の需要に対処するため、大阪府営水道の現状と今後の見通しを十分考え、自己水源の開発確保に最大の努力をされたい。

第2点、有収率の向上について、経営、節水の両面から見ても、有収率の向上は急務であり、最重要施策として取り組まれたい。

第3点として、負担区分の明確について、建設事業等を推進していく中で、きわめて公共性の高いものにあっては、負担区分の明確化を今後、慎重に検討を加えられたい。

第4点、緑故債の借りかえについて、銀行等より借り入れの緑故債は、早急に低利の資金に借りかえされたい。

第5点として、住民サービスについて、需要家に対するサービスの向上については、過去の制度的なものにとらわれることなく、積極的に取り組まれたい。

第6点として、経営の合理化について、従来より行われているところですが、今後においても可能な限り、あらゆる面において積極的に企業内努力をし、経営の合理化に努められたい。

第7点として、繰入金について、特別交付税で措置されている高料金対策費については、増額方を政府に強力なる要請をし、繰入金の増額を図られたい。

以上の付帯意見がありました。

本件修正案の採決を行った結果、賛成多数で本修正案は可決されましたので、委員会修正をすることに決した次第であります。

統いて、ただいま修正された部分を除く原案の採択についてお諮りしたところ、賛成多数で可決することに決しました。

以上で、当水道問題特別委員会に付託された議案第56号「和泉市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について」の委員会報告を終わります。何とぞ速やかに可決決定くださるようお願い申し上げます。

○ 議長（柳瀬美樹君） ありがとうございました。ただいま委員長より詳細な報告がありましたがので、本報告に対する質疑を省略し、直ちに討論に入ります。

反対の方お願いいたします。

○ 21番(直村静二君) いまの委員長報告に反対の立場から意見を申し上げます。

本水道事業給水条例の一部改正が、はからずも、特別委員会の全委員によって原案が修正されるという報告です。したがって原案が修正されること、基本料金8百円を7百円に、また、共産党議員団は6百円にする。こういうことでいずれも原案が否決されるという事態になっております。これは深く理事者が反省すべきだということを第1点に申し上げておきます。

第2点、4百円の基本料金を2倍の8百円にする、こういうことになりますと、従来言つておられます市長の政治姿勢、住民福祉優先と全くこれは相反する結果となつております。たとえば8立米以下5立米の場合、7百円に修正されても、1立米140円という割り高の水道料金になるという点で、これは納得しがたい。もちろん、私どもも安ければいいという立場だけではなく、少なくとも、4百円の基本料金の1.5倍という案を出してあります。厳しい財政状況でありますけれども、やはり住民負担を軽くする、住民福祉優先という立場で、低所得者に対する福祉施策が必要であるという立場であります。この点理事者は大きく反省して運営をしてもらわなかんと思っております。

第3点は財政状況でありますけれども、高石、泉大津、忠岡、岸和田の隣接市町の水道会計に対する一般会計、その他の会計からの補助金は、和泉市に比べて何倍か出しております。まして高石、泉大津と比べて和泉市は人口12万ですから、そういう点では、もっと一般会計から補てんする姿勢を示さなくてはなりません。それが全然もらつてない。

さらに、企業努力という点からいっても、漏水対策が必要でございます。これも和泉市の水道会計の赤字の大きな原因になつておりますので、早急な体制をとる必要がございます。さらに、水道事業の本管、その他を総点検すべきが重要ではないでしょうか。

さらには、29億円の企業債返還、これも本市の水道会計を大きく圧迫しておりますが、あわせて人口急増地帯、そして面積が広い、こういう点では、むしろ市理事者も含めて議会側も政府に対し、独立採算制打破の立場、特に和泉市の特殊性の立場から、金利に対する国庫補助などを強く要請する態度も今回は必要ではないでしょうか。

そういう立場から、共産党議員団が出しました修正案では、ほほ当年度で3千7百万円ということでございますが、その程度は微々たるもので、さらには、来年10月からの府営水の5円値上げ、年間1千万トンと見込むと約5千万円、合わせて8千万円、これぐらいは来年度予算で十分不要不急、むだを省けば出てくるという共産党議員団の考えですから、そう簡単に一般会計から補助金を出すことはできない、赤字だというだけではだめです。つまり福祉優先に反する公共料金引き上げ、あわせて本会計の不要不急をなくせば、やる気と勇気を持ってやればお金が出てくる。

そういう抜本的なこともすでに指摘しているが、一向に反省の色がないという立場から、本会計についても市政立て直しの立場、住民の福祉の立場からでないと公共料金の抑制もできないと強く指摘して、本報告に反対の意見を述べて終わります。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次に、賛成の方をお願いいたします。

○ 18番（池辺秀夫君） 議案第56号、和泉市給水条例の一部を改正する条例制定につきまして、賛成の意見を申し上げます。

本条例案は、昭和44年より9年間据え置いてきた水道料金及び手数料等の改定案であるがことに大きな要因となったのは、この間に約3倍にもなった府営水道料金並びに諸物価の高騰が挙げられます。公共料金値上げはできる限り避けるべきではあるが、現在の水道財政を見るとき、いま措置しないと再建はむずかしくなるばかりか、今後の円滑な給水活動ができないと考えるものでございます。

以上のような状況を十分検討され、一般市民負担の軽減に努力された委員会修正案に賛成を表するとともに、当局におかれでは、今後、最大の企業努力と水源確保に努めるよう要望して、委員長報告に賛成の意見をいたします。よろしくお願ひいたします。

○ 議長（柳瀬美樹君） 討論を終わります。本件について挙手により採決いたします。

本件を委員長報告どおり賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

賛成多数ですので、議案第56号を委員長報告どおり可決決定いたします。委員の皆さん方には長時間、慎重御審議まことにありがとうございました。

水道問題特別委員会委員長報告参考資料No.1

水道問題特別委員会

委員長 横田憲治郎 殿

昭和52年11月17日

提出者 直村 静二
勝部 津喜枝

和泉市議会会議規則第61条の規定により修正案を提出する議案第56号和泉市水道事業給水

条例の一部を改正する条例制定について、別表第1及び別表第2を次のように改める。

(原案)

事業別	種別	用途別及び口径別	月額使用料		
			メータ口径	基本料金	従量料金(1m ³ につき)
和泉上水道	計量栓	一般用	25mm以下	8m ³ まで	9m ³ から20m ³ まで 100円 21〃 30〃 110円
				800円	31〃 50〃 130円 51〃 以上〃 150円
			25mm以下	8m ³ まで	9m ³ から20m ³ まで 100円 21〃 30〃 110円
				800円	31〃 50〃 130円 51〃 以上〃 150円

(修正案)

事業別	種別	用途別及び口径別	月額使用料		
			メータ口径	基本料金	従量料金(1m ³ につき)
和泉上水道	計量栓	一般用	25mm以下	8m ³ まで	9m ³ から20m ³ まで 90円 21 30 100円
				600円	31 50 120円 51 以上 140円
			25mm以下	8m ³ まで	9m ³ から20m ³ まで 90円 21 30 100円
				600円	31 50 120円 51 以上 140円

附則5(暫定措置)は消除する。

(理由) 原案の基本料金では 8立方メートル以下の使用家庭では著しく割高であり、不均等が生じるため、超過料金についても、それぞれ10円を軽減して市民負担を軽くするため

水道問題特別委員会委員長報告参考資料 No.2

昭和52年11月29日

水道問題特別委員会

委員長 横田憲治郎 殿

提出者

坂	上	國	治	㊞
富	山	敏	治	㊞
木	下	甲	三	㊞
田	中	子	治	㊞
竹	内	包	一	㊞
上	代	修	松	㊞
藤	原	卯	之	㊞
池	辺	利	一	㊞
山	口	秀	夫	㊞
貝	淵	義	一	㊞
金	沢	博	治	㊞
			勝	㊞

和泉市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について

本件について和泉市議会議規則第61条の規定に基づき別紙のとおり修正案を提出する。

議案第56号和泉市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について別表第1及び附則を
次のように修正する。

(別表)

種別	基本水量	基 本		料 金		従 量 料 金		修正案
		第1回改定	修正案	第2回改定	修正案	従量 1m ³ /回つき	従量 1m ³ /回	
一般用 (18%~25%)	8 m ³	700円	700円	800円	700円	9~20m ³	90円	90円
						21~30m ³	100	100
口径別	メーター口径	1.800	1.800	2.000	2.000	31~50m ³	120	120
						51以上	140	140
共用	基本水量 8 m ³	500	500	600	500	1~20m ³	90	90
						21以上	90	90
連用	8 m ³	700	700	800	700	9~20m ³	90	90
						21~30m ³	100	100
九鬼簡易水道 1戸当定額制	350	350	400	350	350	31~50m ³	120	120
						51以上	140	140

附 則

(施行期間)

1. この条例は、昭和53年1月1日から施行する。
2. 改正後の和泉市水道事業給水条例（以下「新条例」という。）第24条の規定は、昭和53年2月分として徴収する水道料金及び量水器使用料から適用し、昭和53年1月分までの料金については、なお従前の例による。
3. 改正後の新条例別表第2の規定は、昭和53年2月1日から適用し、施行前に既に納付し、または納付すべきであった手数料については、なお従前の例による。

(改正料金の算定)

4. 昭和53年2月の計算月による水道料金2月分の算定基礎となるべき水量は、和泉市水道事業給水条例施行規程第27条第1項の規定により算定し、同項ただし書中「計量月分に加える」とあるのを「前月分に加える」と読み替えるものとする。

(暫定措置)

5. 昭和53年2月分から同年9月分までの間ににおける水道料金は、新条例別表第1の規定にかかわらず附則別表の規定を適用する。ただし、昭和53年10月計量月の算定基礎は、前項の読み替え規定と同様とする。

(理 由)

諸物価の高騰並びに府営水道料金改定による本市水道料金等の改定はやむをえないと考えるが、一般市民生活に影響の強い基本料金について低くおさえる必要があるので水道財政健全化と市民負担の軽減との両側面に立って原案を修正する。

○ 議長(柳瀬美樹君) 次に、日程第16「土地(部落共有地)の処分について」を議題いたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第62号

土地(部落共有地)の処分について

次の土地(部落共有地)の処分について、議会の同意を求める。

昭和52年12月20日提出

和泉市長 池田忠雄

1. 処分する物件

和泉市室堂町1264-1	ため池	24.004m ³
和泉市室堂町1364-2	提	981m ³

議案第62号参考資料

[1] 部落有財産処分申請書

下記部落有財産は、すでにその用途を廃止したので、処分くださるよう関係書類添付の上申請致します。

昭和52年12月1日

申請人 和泉市室堂町157
町長 仲谷吉春

和泉市長 池田忠雄殿

記

処分財産の表示

和泉市室堂町1364-1	ため池	24.004m ³
和泉市室堂町1364-2	提	981m ³

(2) 部落役員同意書

下記部落有財産は、すでにその用途を廃止し、当該財産に対する諸使用権等を放棄したので、
市に於いて処分することを同意します。

昭和52年12月1日

和泉市室堂町157

町会町 仲 谷 吉 春 ㊞

和泉市室堂町136

副会長 津 村 清 ㊞

和泉市室堂町399

会計 紀之定 藤与茂 ㊞

記

処分財産の表示

和泉市室堂町1364-1 ため池 24.004m²

和泉市室堂町1364-2 提 981m³

(3) 同 意 書

下記部落有財産を売却処分することを同意します。

昭和52年12月1日

和泉市室堂町135

藤 原 梅 夫 ㊞

記

処分財産の表示

和泉市室堂町1364-1 ため池 24.004m²

和泉市室堂町1364-2 提 981m³

(4) 確 約 書

下記部落有財産の処分に付、水利補償等の問題については解決しております。尚今後問題が生

じた場合には当町会において解決し、貴市に対しては一切ご迷惑はおかけしないことを確約します。

昭和52年12月1日

和泉市室堂町157

町会町 仲 谷 吉 春 ㊞

和泉市長 池 田 忠 雄 殿

記

処分財産の表示

和泉市室堂町1364-1 ため池 24.004m²

和泉市室堂町1364-2 提 981m²

(5) 水利権放棄書

下記部落有財産について有する水利権その他の権利を放棄し、当該財産を処分しても、今後補償の要求は一切致しません。

昭和52年12月1日

水利権代表者 和泉市室堂町492の1

紀之定 一 雄 ㊞

和泉市室堂町150番地

西川 重 治 ㊞

記

処分財産の表示

和泉市室堂町1364-1 ため池 24.004m²

和泉市室堂町1364-2 提 981m²

(6) 室堂町総会会議録

開催日時 昭和52年11月30日午後7時30分

開催場所 室堂町民会館

出席者 町長外17名
委任状による出席者
議案 野尾谷池処分に関する件

町長（仲谷吉春君） それでは只今より室堂町総会を開催致します。先づ本日の議長を選出致したいと思いますが、どのように選出したらよろしいか。

（全員町長一任の声あり）

町長（仲谷吉春君） 町長一任の声がありましたので、本日の議長は私が務めさせていただきます。

議長（仲谷吉春君） それでは只今より議案審議に入ります。本日の議案は野尾谷池処分についてでございますが、今迄の経過を報告させていただきます。

本件につきましては本年7月中旬より室堂、和田両町会並びに水利組合の中で売却についての話が盛り上がり両町会 水利組合代表者が市に対して買収の申し入れをしていました。8月上旬市の方から買収の方針が決定したとの回答をいただいたので9月中旬より3回にわたり市との交渉に入りました。ようやく11月下旬金額面においても了解点に達しましたので本日皆様方にお諮りして売却してはどうかと御審議賜った訳でございます。

藤原彦太郎君 現在この池の面積はいくらあるのか又売却単価はいくらか。

議長（仲谷吉春君） 面積は池24,004m²、提981m²で売却単価は18,473円/m²でございます。

横田久吉君 処分金の配分についてはどう考えておるのか。

議長（仲谷吉春君） 野尾谷池処分後は水の補給として光明池より石戸池にポンプアップする費用については売却総額より天引し残額を町会、水利に配分致します。

議長（仲谷吉春君） 外に御質問ございませんか。

（質問なし）

議長（仲谷吉春君） 御質問がないようですので野尾谷池を売却することに決定してよろしいか。

（全員異議なし）

議長（仲谷吉春君） それでは全員の賛成を得ましたので野尾谷池を売却することに決定致しました。

以上で野尾谷池処分についての審議が終了致しました。これをもちまして本日の総会を閉会致します。お疲れのところ長時間審議下さいまして誠にありがとうございました。

上記は、昭和52年11月30日開催した室堂町の総会会議録に相違ありません。

昭和52年12月2日

和泉市室堂町157番地

仲 谷 吉 春 ㊞

(7) 部落有財産処分申請書

下記部落有財産は、すでにその用途を廃止したので、処分くださるよう関係書類添付の上申請致します。

昭和52年12月3日

和泉市和田町193番地

申請人

溝川 正一郎 ㊞

和泉市長 池田忠雄

記

処分財産の表示

和泉市室堂町1364-1 ため池 24.004m²

和泉市室堂町1364-2 提 981m²

(8) 部落役員同意書

下記部落有財産は、すでにその用途を廃止し、当該財産に対する諸使用権等を放棄したので、市に於いて処分することを同意します。

昭和52年12月3日

和泉市和田町193番地

町会長 溝川 正一郎 ㊞

副会長 兵庫鶴松 ㊞

副会長 溝川喜市 ㊞

記

処分財産の表示

和泉市室堂町 1364-1 ため池 24.004m²
和泉市室堂町 1364-2 提 981m²

(9) 同 意 書

下記部落有財産を売却処分することを同意します。

昭和 52 年 12 月 3 日

和泉市和田町

和田実行組合長 藤 原 正 昭 ㊞

記

処分財産の表示

和泉市室堂町 1364-1 ため池 24.004m²
和泉市室堂町 1364-2 提 981m²

(10) 確 約 書

下記部落有財産の処分に付、水利補償等の問題については解決しております。尙今後問題が生じた場合には当町会において解決し、貴市に対しては一切ご迷惑はおかけしないことを確約します。

昭和 52 年 12 月 3 日

和泉市和田町 193 番地

町会長 溝 川 正一郎 ㊞

和泉市長 池 田 忠 雄 殿

記

処分財産の表示

和泉市室堂町 1364-1 ため池 24.004m²
和泉市室堂町 1364-2 提 981m²

(11) 水利権放棄書

下記部落有財産について有する水利権その他の権利を放棄し、当該財産を処分しても、今後補償の要求は一切致しません。

昭和52年12月3日

水利権代表者 和泉市和田町316の4番地

藤原末広 

和泉市和田町130

米田 定 

記

処分財産の表示

和泉市室堂町1364-1 ため池 24.004m²

和泉市室堂町1364-2 提 981m²

(12) 和田町総会会議録

1 総会の種類

町民総会

2. 招集年月日

昭和52年11月26日

3. 開催日時

昭和52年11月30日午後7時30分

4. 開催場所

和田町町民会館

5. 世帯員数および出席人数

総世帯員数 346

出席員数 267

実際に出席した数 35

委任状による数 232

6. 開会および町会長あいさつ

7. 議長選任 司会者より出席者に議長の選出方法を諮詢すれば司会者一任の声あり、よって司会者は議長に溝川光一氏を指名選任する。

8. 議事録署名者および書記任命

議長より出席者に選出方法を諮詢すれば議長一任の声あり、よって議長は次のとおり指名任命

する。

議事録署名者 米田圭治氏
坂口忠弘氏
書記 井上清氏

9. 議事 野尾谷池の処分について

議長 町長に提案内容の説明を求む。

町長 野尾谷池は昭和43年に市の緑地帯に指定され、その後46年に一部売却してあります。

この池の周辺は、53年3月末頃光明台の住宅ができ、入居者も追々増加してゆく傾向の予定なので池の管理、維持等において諸々問題が生じる懸念もあり、また、野尾谷水利面にも支障を期すことになり、これら諸問題をかかえ、以前より市、公団、地元と売却か否、諸交渉をしてきたが本年5月28日に公式に折衝が進み、その後6回余り和田町、室堂町、和田室堂野尾谷池水利組合が相談協議の上、市関係者を招き、本年11月24日最終的売却の運びとなり、その額は次のとおりです。

1. 地番	和泉市室堂町1364番地の1	面積 24.004m ²
1. 地番 同	所1364番地の2	面積 981m ²
		合計 24.985m ² (7.558坪)

売却価格 461,547,905円

m²当たり 18,473円

うち市が 161,541,767円 (35%)

地元配分額 300,006,138円 (65%)

以上のとおりとなっています。

議長 この件について質疑を問う。

辻林成起氏 売却価格の地元配分額3億円の細配分はどのようにになっているか。

町長 それは4団体(和田町、和田町の野尾谷池水利組合、室堂町、室堂町の野尾谷池水利組合)で均等割といたします。

米田佐一氏 売却代金の地元配分額の3億円のうち、一部水利関係で石戸池へのポンプアップ費用について、水利組合と町会との話合いはできているのか。

町長 それは今後の段階であって最終的な話合いは今のところできていない。ポンプアップの

費用の負担についてはさておき、売却代金の配分は、水利と町会は2等分することは先回
(46年の配分)通りとしたい。

議長 野尾谷池の処分について異議を問うたところ異議なしの声あり、よって野尾谷池の処分
については賛成多数で可決する旨宣した。

議長は議事の審議を終了したので、閉会を宣した。

終了 午後9時30分

上記議事の経過の要領およびその結果を明確にするため議事録を作成し、議長、議事録署名者
役員において記名押印する。

昭和52年11月30日

議長	溝川光一
議事録署名者	米田圭治
"	坂口忠弘
町会長	溝川正一郎
副会長	兵庫鶴松
"	溝川喜一

この議事録は原本である。

昭和52年12月2日

和田町会長 溝川正一郎

(13) 室堂、和田共有地売却処分代金使途明細書

1. 収入の部

処分代金 461,547,905円

2. 支出の部

市に対する支払額 161,541,767円

和田、室堂水路改修費 115,003,070円

石戸池ポンプアップ工事費 70,000,000円

和田町児童遊園用地費 57,501,534円

室堂町内下水路改修及児童遊園地整備費 57,501,534円

以上の使途明細書は相違ありません。

昭和52年12月1日

町長 仲谷吉春 ㊞

町長 溝川正一郎 ㊞

- 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の説明を願います。
- 財政部長（宇沢清君） ただいま御上程いただきました議案第62号「土地（部落共有地）の処分について」訂正部分がございますので、お手元に御配布申し上げております別冊の議案書と差しかえ賜りたく、よろしくお願ひ申し上げます。その理由として、本冊つづりの3ページより23ページの中で、室堂町長、和田町長より総会会議録の一部訂正願が提出されました。すでに議案の印刷が終わり、議員さんのお手元に送付済みでありますので、別冊のとおり、議案書の差しかえをさせていただいた次第でございますので、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、ただいま御上程いただきました議案第62号「土地（部落共有地）の処分について」提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。

御提案の物件は、室堂町、和田町の共有ため池でございまして、今回、両町会並びに水利関係者の調整が整い、両町より関係書類を添えて処分の申請がございましたので、これに伴い処分の御提案を申し上げた次第でございます。

処分財産の内容でございますが、物件表示してございますとおり、室堂町1364-1、通称野尾谷池24.004m³と、同所提981m³でございます。本物件の一部は、すでに昭和46年において、和泉市都市計画光明池新住宅市街地開発事業用地として日本住宅公団に売却済みであります。今回、その残余分のため池と提を合わせ24.985m³を、和泉市がすでに公園緑地計画を行っており、将来、公園緑地の用地として市開発公社に売却しようとするものであります。

処分金額は、平米当たり1万8千473円で総額4億6千154万7千905円でございます。

次に、処分代金の使途でございますが、市に対する支払い額は1億6千154万1千767円、和田、室堂水路改修費1億1千5百万8千70円、石戸池ポンプアップ工事費7千万円、和田町児童遊園用地5千750万1千534円、室堂町内下水路改修及児童遊園地整備費5千

750万1千534円でございます。

以上、簡単ではございますが、提案理由並びに内容の説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御審議の上、可決決定賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 21番（直村静二君） 参考までに、この部落共有財産はどこへ売りますのかということと、いまだに35%市がもうろくというのは、前にも言っておきましたが、ため池、その他の老朽化で市が修理してあげるという費用として、3.5%から一定の部分は留保しておくんだ、たとえば10%でもとね。そのお考え方があるのかどうか。

以上2点。

- 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。

- 財務部次長（麻生和義君） お答え申し上げます。

売り先は、和泉市土地開発公社で取得してもらう手はずを整えてございます。

それから市への納付金の35%でございますが、従来の議会で御議決をいただいておりまして、これは部落共有財産があるところと、ない部落との行政格差ができたらいかんということございましたので、一般会計に歳入させていただいております。

以上でございます。

- 21番（直村静二君） 一般会計に入れて、前には一遍基本的に検討しようということで、池の修理、管理ができないところにお金を回すという、それはどういう方向に進んでるか、一般会計にもらってるのはわかっています。

- 助役（坂口禮之助君） お答えいたします。

御趣旨につきましては、いつもお聞かせいただいてるわけでございますけれども、部落共有財産処分金等を收受した場合、特定の基金を設けて留保するような措置は行ってございません。しかし他方、そうした老朽ため池の修理あるいは提等の改修、農道等の改修等、そうした農業関係の諸事業に対しては、一般会計において、一定の負担をもってそれらの事業の遂行に当たっているわけでございます。こうした負担率も年々、徐々に向上させながら、こうした財源の地元への還元策も強化しつつあるというのが現状でございます。特定基金として留保したり、あるいは別途会計を設けて保有していくというところまでは、まだ進めてない次第でございます。

- 21番（直村静二君） 先ほど補正予算に目を通してたのですが、この土地は土地開発公社が買うのですか。公社が買うてどないしますね。

- 助役（坂口禮之助君） 先ほどの提案理由の中にもございましたように、本来でございまし

たら、野尾谷池は、本市の都市計画公園として緑地計画の計画決定がなされておるところでございますので、これは市の公有地になる性格のものでございますが、今回の措置としては、開発公社で一応取得しておきまして、市が事業化できる段階になったときに市の方に買い取っていただくという考え方であるわけでございます。

もう少し具体的に申しますと、この買収に要する資金は、全額光明池団地の開発に関連いたしまして、住宅公団に御負担願つてゐるわけです。したがつて、その分担される金額は市の一般会計で歳入していただきまして、それを公社側が無利子で貸し付けを受け、その資金でもつてこの用地を先行取得しておく、こういう方法をとらせていただいてるわけです。したがつて、開発公社が取得するという方法をとらせていただいてございます。

- 21番（直村静二君） トンネルですか。一般会計から無利子で公社に貸して、その金は公団からもらう。将来は市が買い戻すということですか。
- 助役（坂口禮之助君） そうです。
- 21番（直村静二君） 具体的には、地元の公民館とかは、結局市の金で建てられるわけですか。
- 助役（坂口禮之助君） 開発公社が地元に対して4億幾らの金をお支払いするわけです。そのうち35%は、市の一般会計に処分金として戻ってくる。したがつて、開発公社の資金は一般会計で無利子で貸し付ける。一般会計の資金の収入面は公団からいただく、こういうことでございます。

開発公社は、直接公団からそういう資金を收受することはできません。一般会計しかできません。本来ならば、一般会計でその土地を取得して、すぐにでも公園緑地化の事業開始ができるようろしゅうございますが、現状幾つもの公園事業を抱えてる段階では、直ちに事業化はできません。御承知のとおり、事業化する段階では、市有物件であった場合、国、府等の各種補助金は、すでに市が持つておる土地に対する事業費の補助というのではありません。したがつて、開発公社に一応先行取得させておいて、市が事業化を図るときに公社から市が買い取つて、その事業費に対する財政補助等を獲得していきたい、こういう考え方で、今回の措置をとらせていただいてるわけでございます。

- 21番（直村静二君） 私は最近、一般質問の中でも公社が襟を正していくべきだと主張しております。ところが、開発公社の新しい利用の仕方としていまのようなことが出てきてるんじやないか。つまり池を売つてもらう、市の方へ35%入つてくる。そして、一般会計から公社に金を貸し付け、その裏資金は公団から入る。そして地域開発をする。部落有の共有財産ですから、町内会館とがつくっていく。こういう形で市の財政を潤す。公団がらみで開発に便乗

しているわけです。

これはもう少し検討しなければならないと思いますが、将来、簡単な手法でやっていくなれば、開発対策委員会としては、そういう重要な説明は、われわれ委員としては、土地開発公社の場合でも受けませんよ。報告する必要はないというんなら別ですが、一般会計からこんだけ4億何ぼ貸し付けてもらうということは、関係の委員会、都市計画なり総務委員会なりに全然なかつたわね。出てきた形は土地の売買、これがなかつたらからくりがわからん。私はええ悪いは別として、十分中身が理解された上でなければいかんのじゃないかということを申し上げておきます。いずれにしても、地元の合意とかはできますから反対じゃないが、こういう新しい手法は、少し検討する必要があるのではないかということです。

○ 議長（柳瀬美樹君） 他に。

○ 28番（坂上國治君） ただいま開発公社の名前が出ましたので、一言、申し上げたいと思うんですけど、一般質問を通じて理事者の答弁がなってないと思う。特に市長の答弁あたりはきょう、この間天堀議員に答弁したことの繰り返しを横田議員にしたと思うんです。何時頭が悪うても、きのう聞いたんやからわかってるわけです。それをあえて何回も繰り返して、きのうの質問者ときょうの質問者は変わっているのに、同じことを言うてごまかそうとする姿勢、これは私は、承知できないと思うんです。

いまた、野尾谷池の問題が出ますが、これについても市が公園の計画決定を打って、そして、公団から金をもらってやる事業やから、これは速やかに市でいただいたらどうやと思うんです。そうするべきやと思うんです。

そこで、ついでやからここでちょっと言わせてほしいのですが、一般質問のあいう答弁で市長がよかつたと思うのかどうか。これね、実際問題、西川局長は大きく部長から参事まで下げられたわけです。そうすると、こんなことを申し上げてどうかと思うが、その当時の各理事さんにも責任があつたんか、なかつたんか。ある程度これらの人们にも、私は責任をとつもらわないかんと思う。だから、それはどういう形でするか。これはある程度は考えてもらわなかん。それを市長が一体どう考てるか。私、一般質問は出してなかつたので言えなかつたが質問なさつた方々はたやすく引き下がつたが、私なら引きさがらない。徹底的に市長に言わせる。だから、そこらをこれで議員をうまいことごまかしたと思ってるんか、あんたの腹を一遍聞かせてほしい。ある程度減給処分なりの対象になると思う。前々から御苦労なさつてる理事者さんに悪いけど、公平を見地から市長が判断をしなかつたらいいかんと思う。この問題について市長、どない考てるんか、一遍聞かしてほしい。

私は前々から申し上げてるようだ、これは重大な責任ですよ。新聞見てもわかるとおり、こ

これは新聞の数字が正確かどうかわかりませんが、大体 80 億円になんなんとする土地、借金がある。その中でちまたの声を聞きますと、処分しなければならない土地が約 40 億あるという。しかし、考えてみをさい。その原価は 32、3 億のものを 40 億に売らなんだらいかん中で、今度の公園の問題も速やかに市の方で公園化なりに、私、前に聞いたが、各セクションにおいて用地係とか、用地買収をする係があるんでしょう。そこでやらんと、わざわざいままでの問題解決もできてない公社に依存して、そして、トンネルで動かそうとする姿勢は、私はどうもおかしいと思う。

買ってどうするやらはつきりしない、同和関連で買収してどこかへ代替で渡すというところなら、これはまだだれに、どこの土地を渡すかわからんが、これは公園の計画がちゃんと打ってあるんでしょう。ほかに用途がない、公園にしない限りはね。それをわざわざ補助もろうてやつていくんやからとか、当然、私は市の方で買収すべきだと思うんです。

どうも市長の考え方方はおかしいと思う。ここで言うとかんと、またいつか言わないかんのですから。市長さん、どない考えてるんですが。議員の大半の方々がこれに賛成してもらえない限り、この開発公社の土地の処分はできませんよ、はつきり言うたる。あんたに自信があればよろしいがね。あんた、それやつたら、皆さんに損をかけないようにこれを売ります、と責任を持つたらええけど、よう持たんやろう。大きな損害を皆にかけるんやから、ある程度このままの状態でひとつ処分させてもらいます、了解しておくなはれ、というわけにはいきませんよ。どっこい、そうはいきませんよ。12 万市民に何ぼ損害かけてるんや、計算したらわかるやろう。損した分は全部かかりますよ。

だから、あんたの方の考え方方が一番腹が立つのは、議会だけうまいこと、のらりくらりといつたら、それで議員をどまかしたんやという考え方方が私は気に食わん。胸張って、皆に納得してもらえるよう答弁、あんたらしなさい。寝て泣いてる子にあめ玉ねぶらすような言い方で納得するなんて、だれもおらへん。

だから、理事さん方には非常に悪いけど、特に助役さんは昔の理事さんであり、今度、職務代行をやられる。市長は、自分がこれからいろいろ世話になっていかん人らを全部処分したらこれからやりにくいやろうと考えてると思うんです。しかし、今度は開発公社の局長になるわけでしょう、助役さんがね。このままの状態でそのいすへ平気で座るというのはおかしいと思う。われわれにはこれだけの責任があるんだ、市長、われわれもある程度の処分をしてもらえないかん、という言葉が出てあたりまえやと思うんですが、助役さん、どない思いますか。それをほおかぶりして、ええことのようにしていくのは、後々の土地処分はできないと思う。それで一番困るのは 12 万市民ですよ。

だから、市長部局で市長の権限やからやりをさいとはよう言わない。しかし、どない考てるんか、一向やる気がないならそれでよろしいが、土地処分はできませんよ。それでは皆が困る。賢い方々がそろうてるのやから、それは胸に当たってると思う。当然、私にもその責任があると思ってる方、私が事実そりやつたら、わしもそない思う。それをただほおかぶりして、議会をごまかしていこうという姿勢、答弁してくれるんやつたら、納得のいく答弁をしてください。

- 議長（柳瀬美樹君） ここで暫時休憩いたします。
- 27番（竹下義章君） 休憩は結構ですが、この議案は、どうしてもきょう、あげないかんのですか。
- 議長（柳瀬美樹君） できましたら、あげてください。
- 27番（竹下義章君） そういうことを含めて休憩するわけですか。
- 議長（柳瀬美樹君） そうです。暫時休憩いたします。

（午後2時40分休憩）

（午後2時55分再開）

- 議長（柳瀬美樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
坂上議員さんの質問に対し市長答弁。簡単明瞭にお願いいたします。
- 市長（池田忠雄君） お答え申し上げたいと存じます。
御指摘重々肝に銘じております。実は、他の理事からもその声は私に寄せられております。私なりにも、それをいかにすべきかということでござります。そうした意味合いがございますので、全員肝に銘じて、襟を正してやらせていただき、対処させていただきたい。御指摘はどの理事も皆肝に銘じておりますので、そのような体制をとらせていただきたいと思います。よろしく御理解いただきたいと思います。
- 28番（坂上國治君） いま、市長から答弁をいただき、それ以前に各理事さんからもいろいろ聞かせていただき、実は、自主的に市長に申し出た、しかし、市長がそれをやってくれんがために、われわれ、こんなかつこうの悪いことになつたんだということで、非常に気の毒を思いをさせた。これは幾重にも市長の不手際で皆さん方の男前を下げたかつこうになるんで、そのことは後日、市長から他の理事さんに謝ってもらわんといかんと思うけど、まあ、十分肝に銘じて、そして、開発公社の処分をせないかん。腹を決めて1日も早く土地処分にかかるていけるようにしてほしい。

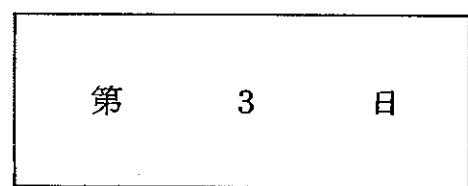
そしてまた、先ほどいろいろ聞いた中で、野尾谷池の問題については、市が直接買うたら補助金対象にならんということです。やはり財政難の折からござりますので、できるだけ市の有

利を方向に進んでいただくということであれば結構でござりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

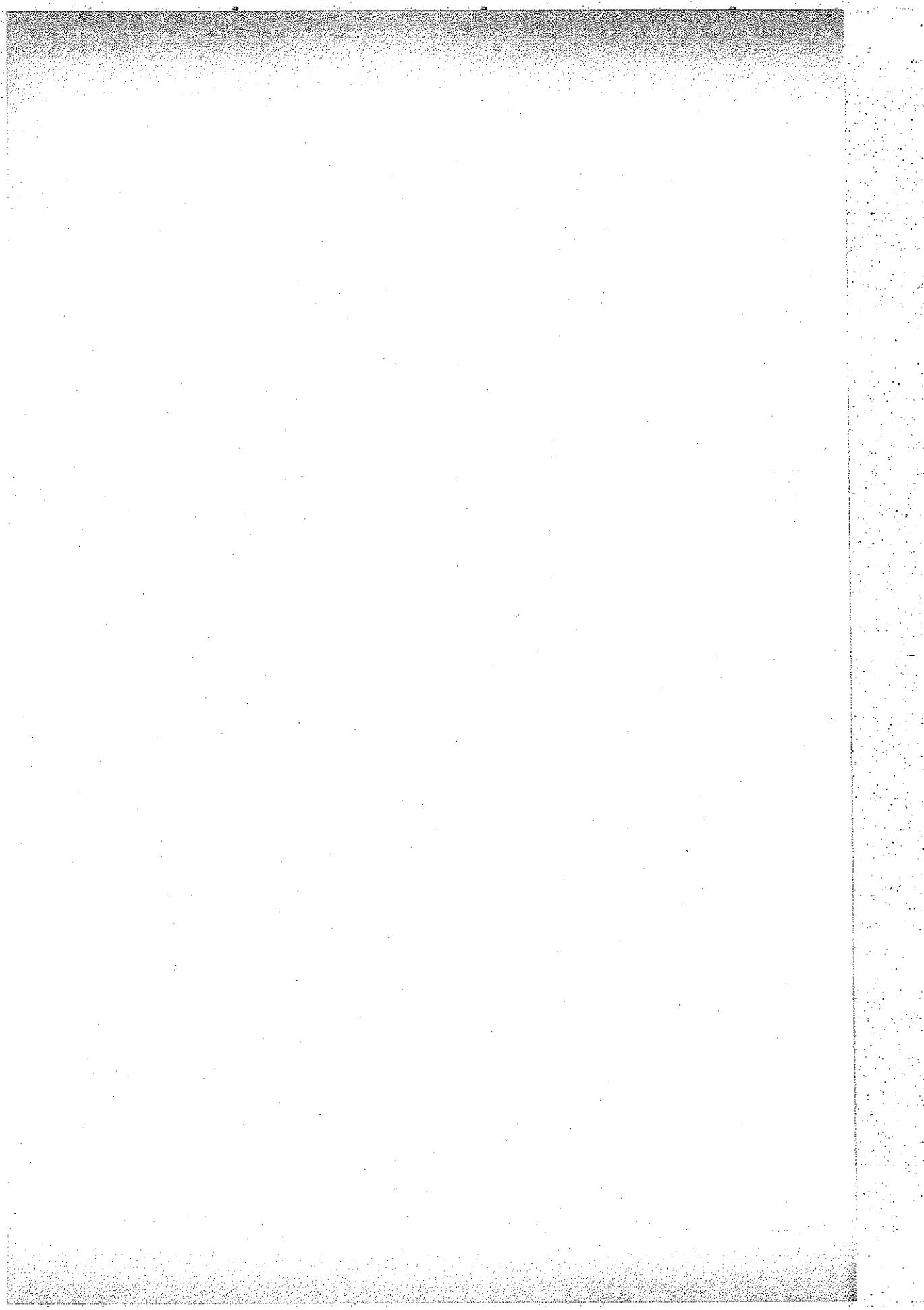
- 議長（柳瀬美樹君） ほかに質疑、御意見は 直村君。
- 21番（直村静二君） 先ほど言うたのは、この件には反対ではない。しかし、検討せよと
いうことで意見を言いますが、この開発公社の運営について、いまの議案についてもトンネル
だということですね。しかば、損失を与えないために実際はどうなるんかということの説明
が、私が先ほど言ったように、開発事業委員会なり、公社の委員会に事前に説明をしておいて
もらわんと、こういうかっこうでは困ると言つたので、それをはつきりしなさいと、場合によ
つたら、うちは退出せないかん。議案としては、同意案件になつてるので言いたくないが、今
後は、重要な、またがる問題については、事前に所管の委員会で一定の説明をしておくという
ことを十分頭に入れておいていただきたいと言うときます。
- 議長（柳瀬美樹君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本件を原案どおり同意するに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 御異議ないものと認め、議案第62号を原案どおり同意することに決します。

-
- 議長（柳瀬美樹君） お諮りいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、御
異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 御異議ないものと認め、本日はこれにて散会いたします。
なお、明22日は休会とし、23日は議案審議を行いますので、定刻御参集くださいますよ
う、よろしくお願ひ申し上げます。

(午後3時散会)



第 3 日



昭和52年12月23日午前10時和泉市議会第4回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(26名)

1番	寺田 茂君	16番	木下 甲子三君
2番	天堀 博君	17番	富山 敏治君
3番	橋本 佳行君	18番	池辺 秀夫君
5番	仁井 明君	19番	貝淵 博治君
6番	大谷 昌幸君	20番	田中 包治君
7番	金沢 勝君	21番	直村 静二君
8番	成田 秀益君	22番	勝部 津喜枝君
9番	松下 定君	23番	三井 正光君
10番	山口 義一君	25番	竹内 修一君
11番	上代 卯之松君	26番	柳瀬 美樹君
12番	藤原 要馬君	27番	竹下 義章君
13番	赤坂 和見君	28番	坂上 國治君
15番	横田 憲治郎君	29番	藤原 利一君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市 助 役	池田 忠雄	病 院 長	竹林 浩
参与兼建設部長事務取扱	坂口 禮之助	病 院 事 務 局 長	平野 誠
市 長 公 室 長	中塙 白	" 次長兼管理課長	藤原 光
" 次長兼企画室長	西川 喜久	水 道 部 長	田中 稔
秘書広報課長	杉本 弘文	" 次 長	福島 久
財務部長	竹田 明郎	消 防 長	和田 增義
財政課長事務取扱	宇沢 清	" 次長兼消防署長	湯川 行雄
同 和 対 策 部 長	麻生 和義	収入役職務代理者	北野 敦
" 次 長	佐原 行雄	教 育 委 員 長	堀内 由延
市 民 部 長	生田 稔	教 育 長	葛城 一
	内田 繁	" 次長兼管理部長	岡史郎

" 次長兼福祉事務所長	青木 孝之	" 次長兼指導部長	乾 武俊
産業衛生部長	山本 俊兼	管理部次長	松村 吉堯
" 次長	富田 宏之	指導部次長	橋本 昭夫
建設部次長	森 保	選挙管理委員会委員長	味谷 日吉
改良事業部長	林 徳次	" 事務局長	岸田 秀仁
" 次長	逢野 一郎	監査委員	西口 喜一郎
解放総合センター所長兼 総務課長事務取扱	萩本 啓介	監査事務局長兼 公平委員会事務局長	向井 洋
用地担当参事, 土地開発公社事務局次長	岩井 益一	農業委員会事務局長	信田 種行
用地担当参事, 土地開発公社事務局次長	中西 淳富		

※ 各課長級は議案等必要に応じて出席させる。

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会嘱託速記士 中野 満男

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事務局長	宇沢 清
次議事係長	吉田 種義
議事係長	西垣 宏高
議事係長	佐土谷 茂一
議事係長	山本 雅俊

本日の議事日程は、次のとおりである。

昭和52年和泉市議会第4回定例会議事日程

(12月23日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	認定 第3号	昭和51年度和泉市歳入歳出決算認定について	本冊P. 1
2	議案 第63号	和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	本冊P. 23
3	議案 第64号	昭和52年度和泉市一般会計補正予算(第4号)	本冊P. 83
4	議案 第65号	昭和52年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	本冊P.101
5	議案 第67号	昭和52年度和泉市水道事業会計補正予算(第1号)	別冊P. 1
6	議案 第68号	昭和52年度和泉市病院事業会計補正予算(第2号)	別冊P. 22
7	議案 第66号	昭和52年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算(第1号)	本冊P.109
8	請願 第4号	青少年野球場・陸上グランドの新增設を要望する請願	別紙
9	決議 第7号	「学校災害補償法」の成立を要望する決議	別紙
10	決議 第8号	教科書の有償化に反対する決議	別紙
11	決議 第9号	母子家庭の医療費無料化の実現を要望する決議	別紙
12	決議 第10号	公団住宅の家賃いっせい値上げ反対・高家賃引き下げ住宅政策の抜本的改善を求める決議	別紙

(午前10時50分開議)

- 議長(柳瀬美樹君) おはようございます。大変長らくお待たせいたしました。議員の皆さんには、年末何かとお忙しいところ多数御出席くださいまして、まことにありがとうございます。それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(吉岡昭男君) 御報告申し上げます。
ただいま御出席の議員さんは20名でございます。欠席届け出、遅刻の届け出の議員さんはございません。その他の方につきましては、ほどなくお見えになるものと思います。現在、20名でございます。

○ 議長（柳顥美樹君） ただいまの報告どおり、出席議員 20 名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に印刷配布してあるとおりでありますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、これより日程審議に入ります。

日程第 1 「昭和 51 年度和泉市歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

認定第 3 号

昭和 51 年度和泉市歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、昭和 51 年度和泉市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

昭和 52 年 12 月 20 日提出

和泉市最 池田忠雄

認定第 3 号参考資料

〔1〕 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）抜粋
(決算)

第 233 条（第 1 項及び第 2 項 略）

- 3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。
- 4 普通地方公共団体の長は、前項の規定により決算を議会の認定に付するにあたっては、当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類その他政令で定める書類をあわせて提出しなければならない。

5 略

[II] 地方自治法施行令(昭和22年法律第16号)抜き

(決算)

第166条 普通地方公共団体の決算は、歳入歳出予算についてこれを調整しなければならない。

2 地方自治法第233条第1項及び第4項に規定する政令で定める書類は、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書とする。

3 略

昭和 51 年度
和泉市各公計
決算審查意見書

和泉市監査委員会



和泉監第 40 号

昭和52年11月30日

和泉市長 池田忠雄 殿

和泉市監査委員 西口喜一郎

同 竹下義章

昭和51年度和泉市一般会計並びに特別会計
決算審査意見の提出について

地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定に基づき審査
に付された昭和51年度和泉市一般会計並びに特別会計の決算及び基金の運用
状況に関する審査をしたので、次のとおり意見を提出する。

決 算 審 査 意 見

1. 審査の対象

昭和51年度和泉市一般会計歳入歳出決算

- | | |
|---|-----------------------|
| 同 | 国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算 |
| 同 | 土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算 |
| 同 | 住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算 |
| 同 | 用品調達基金 |
| 同 | 同和更正資金貸付基金 |
| 同 | 土地開発基金 |

2. 審査の方法

審査に付された、各会計の決算書、その他政令で定める調書及び各基金の運用状況に関する調書について、関係諸帳簿及び諸証拠書類と照合し、計数の正否を点検するとともに、関係部課長の説明を聴取し、それぞれ予算の執行が適正かつ効率的かどうかを主眼として審査を実施した。

3. 審査の期間

昭和52年11月1日から11月25日まで

なお、文中の計数を一部千円単位として以下は四捨五入した。従って加減乗除に多少の誤差がある。

審査の総括意見

本年度における一般会計決算は前年度に引き続き大幅な赤字を計上し(形式収支△265,133千円実質収支△691,647千円)財政運営上、益々深刻さを増し依然として厳しい財政状態を続いている。一般会計の決算の状況については、その規模は前年度に比し、歳入で23.6%、歳出で22.5%

の減少でありこれは歳出面では投資的経費、特に建設事業の減少によるもので、歳入面では国庫支出金、市債等の大幅な減額があげられる。

しかし、行財政需要に対応すべく、所期の事業はおむねその目的が達成されているものと認められ所要の行政水準の確保向上に努力がはらわれている。

他面自主財源比率が低位にこり着し（30.4%）経常収支比率は105.8%（前年度103.1%）と悪化を示めし、公債費については大幅な増（前年度比49.7%増）を計上するに至っている等財政構造に弾力性を欠きつつある。

したがって行財政需要の的確な把握、長期的総合的な財政計画のなかで効率的な運営に努め一段と創意工夫をこらし市民福祉の向上に寄与されるよう期するものである。

審 査 概 要

I 総 括

昭和51年度一般会計及び三特別会計を合計した総計決算額は、歳入総額 18,765,958千円、歳出総額 19,001,952千円で前年度と比較すると歳入では4,943,735千円(20.9%)、歳出では4,791,320千円(20.1%)のそれぞれ減となっている。

また、収支の状況をみると歳入歳出差引額(形式収支)は、235,994千円の赤字で翌年度へ繰り越すべき財源426,514千円を含めた実質収支は662,508千円の赤字である。

決算状況を前年度と比較すると次表のとおりである。

(金額単位千円)

区 分	51年度	50年度	増(△) 減	
			金額	率(%)
○ 嶽 入 総 額	18,765,958	23,709,693	△ 4,943,735	△ 20.9
一 般 会 計	16,769,213	21,939,328	△ 5,170,110	△ 23.6
国民健康保険事業会計	1,996,740	1,629,402	- 367,838	22.5
土地区画整理事業会計	4	0	4	—
公共用地先行取得 "	—	14,096.9	△ 14,096.9	—
住宅新築資金等貸付 "	0	—	0	—
○ 嶽 出 総 額	19,001,952	23,793,272	△ 4,791,320	△ 20.1
一 般 会 計	17,034,846	21,983,997	△ 4,949,651	△ 22.5
国民健康保険事業会計	1,955,822	1,656,768	- 299,054	18.1
土地区画整理事業会計	11,784	11,588	246	2.1
公共用地先行取得 "	—	14,096.9	△ 14,096.9	—
住宅新築資金等貸付 "	0	—	0	—
○ 嶽 入 嶽 出 差 引 額	△ 285,994	△ 83,578	△ 152,416	△ 18.2.4
○ 翌 年 度 へ 繰 越 す べ き 財 源	426,514	241,807	184,707	76.4
実 質 収 支 額	△ 662,508	△ 325,385	△ 387,123	△ 103.6

実質収支の状況を各会計ごとにみると次表のとおりである。一般会計においては、前年度を大幅に上回る赤字となっているが、国民健康保険事業会計については、保険料率の改正等により単年度収支 6,8284千円の黒字を計上し、前年度赤字額 27,366千円を解消し、実質収支では 4,0918千円の黒字となっている。

しかし、全体では、一般会計の収支の悪化により、単年度収支は 337,123千円の赤字となり、実質収支においても赤字額は 66,2508千円と増大し、一段と厳しい財政状況となっている。

(金額単位千円)

区分	51年度	50年度	単年度収支
一般会計	△691,647	△286,481	△405,166
国民健康保険事業会計	40,918	△27,366	68,284
土地区画整理事業会計	△11,780	△11,538	△242
公共用地先行取得事業会計	—	0	—
住宅新築資金等貸付事業会計	0	—	0
合 計	△66,2508	△325,385	△337,123

Ⅰ 一般会計

当初予算額 14,644,800千円に補正予算額 2,472,628千円と継続費及繰越事業費繰越財源充当額 2,863,719千円を含めた予算現額は 19,981,147千円である。

また、歳入歳出予算現額に対する決算額は、

歳入 16,769,213,437円 (収入率 83.93%)

歳出 17,034,345,986円 (執行率 85.25%)

で歳入歳出差引 265,133千円の不足額を生じている。

また、歳入のうち翌年度へ繰越すべき財源 426,514千円 (繰越明許費

繰越額 142,867 千円 事故繰越額 283,647 千円) が含まれているので、これを合わせた 691,647 千円が実質収支の赤字である。

本年度決算額を前年度と比較すると次表のとおりであり、単年度収支においても 405,166 千円の赤字を計上している。

(金額単位千円)

区分	51年度	50年度	増(△)減	
			金額	率(%)
歳入決算額	16,769,213	21,989,823	△ 5,170,110	△ 23.6
歳出決算額	17,034,346	21,983,997	△ 4,949,651	△ 22.5
歳入歳出差引額	△ 265,133	△ 44,674	△ 220,459	△ 493.5
翌年度へ繰越すべき財源	426,514	241,807	184,707	76.4
実質収支	△ 591,647	△ 286,481	△ 405,166	△ 141.4
単年度収支	△ 405,166	△ 301,401	△ 103,765	△ 34.4

1. 歳 入

(1) 収 入 率

予算現額 19,981,147 千円に対し、調定額 19,430,329 千円
 収入済額 16,769,213 千円で不納欠損額 7,986 千円、収入未済額
 2,653,130 千円となっており、予算現額に対する収入率 83.9 %、
 調定額に対する収入率 86.3 %である。

予算現額に対する収入率は前年度の 87.6 %に比して 3.7 %、調定額
 に対する収入率も前年度 88.7 %に比して 2.4 %それぞれ低下している。

(金額単位千円)

区 分	予算現額	調 定 額	収入済額	不 納 欠損額	収入未済額	収入率 (%)	
						対予算比	対調定比
市 稅	3,617,802	3,920,070	3,674,754	7,986	237,330	101.6	93.7
地 方 謙 与 税	81,625	81,625	81,625	0	0	100.0	100.0
自動車取得税交付金	96,900	96,188	96,188	0	0	99.2	100.0
國有提供施設等所在 市町村助成交付金	50,326	50,326	50,326	0	0	100.0	100.0
地 方 交 付 税	2,839,138	2,839,138	2,839,138	0	0	100.0	100.0
交通安全対策特別交付金	15,000	15,118	15,118	0	0	100.8	100.0
分担金及負担金	169,441	169,632	168,632	0	1,000	99.5	99.4
使 用 料 及 手 数 料	132,990	142,408	142,876	0	32	107.1	100.0
國 庫 支 出 金	3,908,403	4,018,530	2,974,970	0	1,038,560	76.1	74.1
府 支 出 金	2,773,365	2,586,885	2,338,717	0	248,168	84.3	90.4
財 産 収 入	190,750	44,104	44,104	0	0	23.1	100.0
寄 附 金	75,641	78,910	78,910	0	0	104.3	100.0
繰 入 金	100	1,558	1,558	0	0	1,558.1	100.0
諸 収 入	2,020,524	1,174,785	1,154,785	0	20,000	57.2	98.3
市 債	3,767,335	3,974,295	2,866,255	0	1,108,040	76.1	72.1
繰 越 金	241,807	241,807	241,807	0	0	100.0	100.0
合 計	19,981,147	19,430,329	16,769,213	7,986	2,653,130	83.9	86.3

(2) 前年度対比

本年度決算額を前年度と比較すると 5,170,110 千円 (23.6%) の大幅な減となっている。その内訳は次表のとおりであるが、市税、地方交付税等の一般財源が増加している反面、建設事業の抑制等により市債・国庫支出金の減少が目立っている。

(金額単位千円)

区分	決 算 額		増 (△) 減		構成比 (%)	
	51年度	50年度	金額	率(%)	51年度	50年度
市 税	3,674,754	3,244,555	430,199	13.3	21.9	14.8
地 方 譲 与 税	81,625	40,723	40,902	100.4	0.5	0.2
自動車取得税交付金 国有提供施設等所在 市町村助成交付金	96,138	85,292	10,846	12.7	0.6	0.4
	50,826	27,039	23,287	86.1	0.3	0.1
地 方 交 付 税	2,839,138	2,544,539	294,599	11.6	16.9	11.6
交通安全対策等別交付金	151,118	154,118	△ 300	△ 1.9	0.1	0.1
分担金及負担金	168,632	106,844	62,288	58.6	1.0	0.5
使 用 料 及 手 数 料	142,376	84,703	57,673	68.1	0.8	0.4
国 庫 支 出 金	2,974,970	3,429,643	△ 454,673	△ 13.3	17.7	15.6
府 支 出 金	2,338,717	1,683,754	704,963	43.1	14.0	7.4
財 産 収 入	44,104	50,515	△ 6,411	△ 12.7	0.3	0.2
寄 附 金	78,910	60,880	18,030	29.6	0.5	0.3
繰 入 金	1,558	1,387	171	12.3	0	0
諸 収 入	1,154,785	1,321,566	△ 166,781	△ 12.6	6.9	6.0
市 債	2,866,255	9,066,967	△ 6,200,712	△ 68.4	17.1	41.3
繰 越 金	241,807	225,996	158,11	7.0	1.4	1.0
合 計	16,769,213	21,939,328	△ 5,170,110	△ 23.6	100.0	100.0

(3) 主な歳入の内容

(1) 市税

本年度の市税収入状況は次のとおりである。

予算現額	3,617,802,000円
調定額	3,920,070,446円
収入済額	3,674,754,389円
不納欠損額	7,986,310円
収入未済額	237,329,747円

これを前年度と比較すると調定額では510,137千円(15.0%)、収入済額では430,199千円(13.3%)のそれぞれ増加である。

しかし、収入率についてみると予算現額に対する収入率は101.6%と前年度90.3%に比して大幅に上昇しているものの、調定額に対する収入率は93.7%と前年度95.2%に比して、わずかながら低下している。

また、収入未済額は前年度157,758千円に比して79,572千円(50.4%)の大幅な増加であり、とくに法人市民税・固定資産税・都市計画税において増加が目立っている。市税収入状況を前年度と比較すると次表のとおりである。

(金額単位千円)

区分	決算額		増(△)減	
	51年度	50年度	金額	率(%)
1. 市民税	1,626,562	1,496,419	130,143	8.7
個人	1,387,643	1,255,060	132,583	10.6
法人	238,919	241,359	△ 2,440	1.0
2. 固定資産税	1,343,672	1,302,547	241,125	21.9
固定資産税	1,295,365	1,069,501	235,864	22.8
国有提供資産等所在市町村交付金納付金	48,307	43,046	5,261	12.2
3. 軽自動車税	40,848	31,478	9,370	29.8
4. 市タバコ消費税	213,658	205,584	8,124	4.0
5. 電気税	170,343	139,265	31,078	22.3
6. ガス税	12,957	13,126	△ 169	1.3
7. 特別土地保有税	87,517	96,717	△ 9,200	9.5
8. 都市計画税	179,197	159,469	19,728	12.4
合計	3,674,754	3,244,555	430,199	13.3

また、不納欠損額は7,986千円と前年度に比して366千円
(4.8%)の増加である。その内訳は次表のとおりである。

(金額単位千円)

区分	不納欠損額		増(△)減	
	51年度	50年度	金額	率(%)
○ 市民税	5,191	3,086	2,105	68.2
個人	5,165	2,750	2,415	87.8
法人	26	336	△ 310	92.3
○ 固定資産税	2,098	3,879	△ 1,281	87.9
○ 軽自動車税	306	218	88	40.4
○ 都市計画税	391	936	△ 545	58.2
合計	7,986	7,620	366	4.8

(口) 地方譲与税

予算現額 8,162,5千円に対し、調定額、収入済額ともに 8,162,5
千円で収入率 100%である。

この内訳は、自動車重量譲与税 5,922,7千円及び地方道路譲与税
2,239,8千円である。

このうち地方道路譲与税については、従来都道府県及び指定市に譲
与されていたものであるが、市町村の道路目的税源の充実を図るため
地方道路譲与税の 5 分の 1 の額を市町村道に係る道路目的財源として、
本年度より市町村にも譲与されることとなったものである。

(ハ) 地方交付税

予算現額 2,839,138千円に対し、調定額、収入額ともに
2,839,138千円で前年度決算額 2,544,539千円に比して
294,599千円(11.6%)の増加となっている。

この内訳は普通交付税が 2,575,586千円で前年度に比して
208,915千円(8.8%)特別交付税が 263,552千円で前年度
に比して 85,684千円(48.2%)のそれぞれ増加である。

(二) 国庫支出金

予算現額 3,908,403千円に対し、調定額 4,013,503千円収
入済額 2,974,970千円で 1,038,560千円の収入未済額を生じ
ているが、これは予算の繰越しによるものである。予算現額に対する
収入率 76.1% 調定額に対する収入率 74.1% となっている。また、
前年度決算額 3,429,643千円に比して 454,673千円(13.3%)
の減少であるが、これは、次表のとおり補助対象事業の減少による補
助金の減である。

(金額単位千円)

区分	決算額		増(△)減	
	51年度	50年度	金額	率(%)
国庫負担金	1,303,292	1,094,834	208,958	19.1
国庫補助金	1,641,571	2,308,320	△ 666,749	△ 28.9
国庫委託金	30,107	26,989	3,118	11.6
合 計	2,974,970	3,429,643	△ 454,673	△ 13.3

(ホ) 施支出金

予算現額 2,773,365 千円に対し、調定額 2,586,885 千円収入済額 2,338,717 千円で、248,168 千円の収入未済額を生じている。予算現額に対する収入率 84.3%、調定額に対する収入率 90.4% となっている。また、前年度決算額 1,633,754 千円に比して 704,963 千円(43.1%)の増である。内訳は次表のとおりで増加の主なものは、解散総合センター建設等にともなう補助金の増加である。

(金額単位千円)

区分	決算額		増(△)減	
	51年度	50年度	金額	率(%)
府負担金	93859	81989	11870	14.5
府補助金	2,162,825	1,472,015	690,810	46.9
府委託金	81,633	79,377	2,256	2.8
府交付金	400	878	27	7.2
合 計	2,338,717	1,633,754	704,963	43.1

(4) 財源別収入状況

決算額を財源別に前年度と比較すると次表のとおりで市税等の自主財源の収入状況は 5,102,543 千円と前年度に比して 281,908 千円 (5.8%) の増加となっているが、逆に依存財源においては、建設事業の抑制及び予算の繰越等に伴い、事業財源である市債国庫支出金が減少したことにより前年度に比して 5,452,017 千円 (31.8%) の大幅な減となっている。自主財源については年度当初において幼稚園・保育園の使用料及び市営葬儀手数料等一部公共料金の引き上げを行ったこと等により、使用料、負担金において増加がみられる。しかしながら自主財源比率が 30.4% と依然として低い状態にあり、今後とも市税をはじめとする自主財源の強化が望まれるところである。

(金額単位千円)

区分	51年度	50年度	増(△)減(△)		構成比%	
			金額	率%	51年度	50年度
◎自主財源	5,102,543	4,820,635	281,908	5.8	30.4	22.0
市税	3,674,754	3,244,555	430,199	13.3	21.9	14.8
分担金及負担金	1,686,32	1,063,44	622,80	58.6	1.0	0.5
使用料及手数料	142,376	84,703	57,673	68.1	0.9	0.4
財産収入	44,104	50,515	△ 6,411	△ 12.7	0.3	0.2
寄附金	78,910	60,880	18,030	29.6	0.5	0.3
繰入金	1,558	1,887	171	12.3	0.0	0.0
諸収入	750,402	1,046,255	△ 295,853	△ 28.3	4.5	4.8
繰越金	241,807	225,996	15,811	7.0	1.4	1.0
◎依存財源	11,666,670	17,118,687	△ 5,452,017	△ 31.8	69.6	78.0
地方譲与税	81,625	40,723	40,902	100.0	0.5	0.2
自動車取得税交付金	96,138	85,292	10,846	12.7	0.6	0.4
国有提供施設等所在市町村助成交付金	50,326	27,039	23,287	86.1	0.3	0.1
地方交付税	2,839,138	2,544,539	294,599	11.6	16.9	11.6
交通安全対策特別交付金	15,118	154,18	△ 300	△ 0.9	0.1	0.1
国庫支出金	2,974,970	3,429,644	△ 454,473	△ 13.3	17.7	15.6
府支出金	2,338,8717	1,633,754	704,963	43.1	13.9	7.5
市債	2,866,255	9,066,967	△ 6200,712	△ 68.4	17.1	41.3
諸収入	404,383	275,811	129,072	46.9	24	0.1
◎合計	16,769,213	21,989,322	△ 5,170,110	△ 23.6	100.0	100.0

2. 岁出

(1) 執行率

予算現額 19,981,147千円に対し支出済額 17,034,356千円で執行率 85.3%となっており、前年度執行率 87.8%を 2.3%下回っている。また 2,842,282千円を翌年度へ繰越しているので、これを含めた執行率は 99.5%で不用額 104,519千円となっている。

各款別の執行状況は次表のとおりである。

(金額単位千円)

区分	予算現額(A)	決算額(B)	翌年度繰越額	不用額	執行率(%) B/A × 100
議会費	152,127	149,326	0	2,801	98.2
総務費	3,146,056	3,088,529	18,035	39,492	98.2
民生費	3,905,893	3,702,807	175,872	27,214	94.8
衛生費	1,443,850	1,359,762	77,284	68,04	94.2
労働費	66,015	65,980	0	85	99.9
農林水産業費	145,277	144,694	0	583	99.6
商工費	139,196	138,311	0	885	99.4
土木費	542,288	3,485,880	1,973,103	13,855	63.4
消防費	361,618	360,355	0	1,263	99.7
教育費	3,024,421	2,422,819	597,988	3,614	80.1
災害復旧費	47,503	45,082	0	2,471	94.8
公債費	1,667,552	1,667,550	0	2	100.0
諸支出金	167,870	166,870	0	1,000	99.4
予備費	3,931	0	0	3,931	0
前年度繰上充用金	287,000	286,481	0	519	99.8
合計	19,981,147	17,034,346	2,842,282	104,519	85.3

また、翌年度繰越額 2,842,282千円については、明許繰越 5件
 2,211,480千円事故繰越 7件 630,802千円でその内訳は次表のと
 おりである。

(金額単位千円)

区分	款	項	事業名	繰越額
繰越明許費	土木費	道路橋梁費	(仮称)府立第119高校前線整備事業	3,3584
"	"	住宅費	(仮称)和泉第4団地建設事業	1,579,908
"	教育費	中学校費	富秋中学校講堂新築事業	1,89,488
"	"	社会教育費	池上遺跡用地買収事業	4,03,500
"	"	"	図書バス購入事業	5,000
事故繰越	総務費	同和対策費	解放総合センター建設事業	1,8,035
"	民生費	社会福祉費	身体障害者解放会館建設事業	1,75,872
"	衛生費	清掃費	不燃性塵芥処理地用地買収事業	7,7,284
"	土木費	道路橋梁費	信太2号線整備事業	1,18,800
"	"	"	北信太駅前線整備事業	3,2,718
"	"	"	市道光明池和田線整備事業	6,9,820
"	"	住宅費	(仮称)和泉第3団地建設事業	1,38,273
合 計				2,842,282

(2) 目的別経費前年度対比

決算額を前年度と比較すると、次表のとおりで 4,949,651千円(22.5%) の減少となっている。減少の主なものは、教育費、衛生費、土木費等であるが、公債費については長期債元利償還金及び一時借入金利子の増大により、前年度に比して大幅に増加している。

また、総務費についても前年度より繰越された解放総合センターの建設等により、830,839千円(36.8%)の増加となっている。

(金額単位千円)

区分	51年度	50年度	増減		構成比%	
			金額	率(%)	51年度	50年度
議会費	149326	149710	△ 384	△ 0.3	0.9	0.7
総務費	3,088,529	2,257,692	830,837	36.8	18.1	10.3
民生費	3,702,807	3,772,755	△ 69,948	△ 1.9	21.7	17.2
衛生費	1,359,762	1,525,710	△ 165,948	△10.9	8.0	6.9
労働費	65930	67,342	△ 1,412	△ 2.1	0.4	0.3
農林水産業費	144,694	152,680	△ 7,986	△ 5.2	0.8	0.7
商工費	1,383,111	2,001,154	△ 618,433	△30.9	0.8	0.9
土木費	3,435,880	3,828,557	△ 392,677	△10.3	20.2	17.4
消防費	360,355	338,394	21,961	6.5	2.1	1.5
教育費	2,422,819	8,512,788	△ 6,089,969	△71.5	14.2	38.7
災害復旧費	45,032	128,66	32,166	250.0	0.3	0.1
公債費	1,677,550	1,081,743	585,807	54.2	9.8	4.9
諸支出金	166,870	836,06	83,264	99.6	1.0	0.4
予備費	0	0	0	0	0	0
前年度繰上充用金	286,431	—	286,481	—	1.7	—
合計	17,034,346	21,983,997	△ 4,949,651	△22.5	100.0	100.0

(3) 性質別経費前年対比

決算額を性質別に区分すると、次表のとおりで人件費等の義務的経費は7,305,339千円と前年対比して801,604千円(12.3%)の増加であり、譲出全体に亘る比率も42.9%と大幅な上昇を示している。反面普通建設事業費等の投資的経費は建設事業の抑制等により、前年度に比して6,456,681千円(+9.1%)の大幅な減少となっている。

義務的経費のうち人件費は退職金が前年度より減少したことによりわず

ながら減少を示しているが、職員給与費のみについてみると職員の補充及び給与引き上げ等により 211,191 千円 (7.2%) の増加となっている。

また、公債費も長期債元利償還金及び一時借入金利息の増大により 535,580 千円 (49.7%) の大幅な増加となっており、歳出全体に占める比率も 9.5% と上昇を示している。

(金額単位千円)

区分	51年度	50年度	増減		構成比%	
			金額	率%	51年度	50年度
○義務的経費	7,305,339	6,503,735	801,604	12.8	42.9	29.6
人件費	3,875,452	3,984,180	△ 108,728	△ 2.7	22.7	18.0
(うち職員給)	3,142,679	2,931,488	211,191	7.2	18.4	13.3
扶助費	1,817,420	1,442,668	374,752	26.0	10.7	6.6
公債費	1,612,467	1,076,887	535,580	49.7	9.5	4.9
○投資的経費	6,702,680	13,159,361	△ 6,456,681	△ 49.1	39.4	59.9
普通建設事業費	6,591,718	13,079,152	△ 6,487,434	△ 49.6	38.7	59.5
災害復旧事業費	45,032	12,866	32,166	250.0	0.3	0.1
失業対策事業費	6,593,0	6,734,3	△ 1,413	△ 2.1	0.4	0.3
○その他	3,026,327	2,320,901	705,426	30.4	17.7	10.5
物件費	1,017,862	906,837	111,025	12.2	6.0	4.2
維持補修費	21,670	26,776	△ 5,106	△ 19.1	0.1	0.1
補助費等	1,454,048	1,200,849	253,199	21.1	8.5	5.5
投資及出資金貸付金	213,091	156,439	56,652	36.2	1.2	0.7
繰出金	33,175	30,000	3,175	10.6	0.2	0.1
前年度繰上充用金	286,481	—	286,481	—	1.7	—
合計	17,084,846	21,983,997	△ 4,949,651	△ 22.5	100.0	100.0

(4) 主な歳出の内容

(1) 総務費

予算現額 3,146,056 千円に対し、支出済額 3,088,529 千円で
18,035 千円を翌年度へ繰越しており、39,492 千円の不用額を生じている。

また、前年度決算額 2,257,692 千円に比して 830,837 千円 (36.8%) の増加となっている。

決算状況を前年度と比較すると次表のとおりで、同和対策費において大幅な増加となっているが、これは前年度より繰り越された解放総合センター建設事業が一部を塗き完成したことにより増加したものである。

なお、総務管理費は 262,582 千円 (24.8%) の減少となっているが、これは主として退職手当の減少によるものである。

(金額単位千円)

区分	決算額		増減	
	51年度	50年度	金額	率 (%)
総務管理費	796,443	1,059,025	△ 262,582	△ 24.8
徴収費	255,972	234,720	21,252	9.1
戸籍住民基本台帳費	97,671	105,161	△ 7,490	△ 7.1
選挙費	41,991	41,989	2	0
統計調査費	10,174	22,389	△ 12,165	△ 54.5
監査委員費	9,942	9,378	564	6.0
同和対策費	1,876,336	786,079	1,090,257	138.7
合計	3,088,529	2,257,692	830,837	36.8

(口) 民生費

予算現額 3,905,893 千円に対し、支出済額 3,702,807 千円で
175,872 千円を翌年度へ繰越しており、27,214 千円の不用額を
生じている。

また、前年度決算額 3,772,755 千円に比して 69,948 千円
(1.9%) の減少となっている。

決算状況を前年度と比較すると次表のとおりで、児童福祉費において
は、保育園の建設事業が本年度芦部保育園のみであったため 225,228
千円の減少となったものである。

なお、翌年度繰越額 175,872 千円は身体障害者解放会館の用地買
収交渉が難航し年度内に支出できなかったことにより事故繰越しされた
ものである。

(金額単位千円)

区分	51年度	50年度	増減	
			金額	率(%)
社会福祉費	1,103,615	1,113,597	△ 9,982	△ 0.9
児童福祉費	1,602,984	1,828,212	△ 225,228	△ 12.3
生活保護費	991,768	823,555	163,213	19.7
災害救助費	4,441	2,392	2,049	85.7
合 計	3,702,807	3,772,755	69,948	1.9

(ハ) 土木費

予算現額 5,422,838 千円に対し、支出済額 3,435,880 千円で
1,973,103 千円を翌年度へ繰越しており、不用額 1,385,5 千円と
なっている。また、前年度決算額 3,828,557 千円に比して 392,676
千円 (10.3%) の減少となっている。

決算状況を前年度と比較すると次表のとおりで、とくに住宅費において減少が目立っているが、これは前年度より繰越した（仮称）和泉第3団地建設事業が建築着工の遅延により一部事故繰越しきされたこと及び（仮称）和泉第4団地についても一部を翌年度へ繰越したことによるものである。なお、翌年度繰越額 1.973,103千円の内訳は、上記の（仮称）和泉第3団地建設事業 1,579,908千円（仮称）和泉第4団地建設事業 1,382,73千円のほか、道路整備事業4件 254,922千円である。

(金額単位千円)

区分	51年度	50年度	増(△)減	
			金額	率(%)
土木管理費	124,723	168,393	△ 43,670	△ 25.9
道路橋梁費	444,940	452,799	△ 7,859	△ 1.7
河川水路費	37,535	38,289	4,246	12.8
都市計画費	807,076	847,367	△ 40,291	△ 4.8
住宅費	2,021,607	2,326,709	△ 305,102	△ 13.1
合 計	3,435,880	3,828,557	△ 392,677	△ 10.3

(二) 教育費

予算現額 3,024,421 千円に対し、支出済額 2,422,819 千円で
 597,988 千円を翌年度へ繰越しており 3,614 千円の不用額を生じ
 ている。また、前年度決算額 8,512,788 千円に比して、6,089,969
 千円 (71.5%) の大幅な減少となっている。決算状況を前年度と比較
 すると、次表のとおりであり、小学校費、中学校費において大幅な減少
 を示しているが、これは主として学校建設費の減少によるものである。
 なお、翌年度繰越額 597,988 千円の内訳は富秋中学校講堂新築事
 業 1,894,88 千円池上遺跡用地買収事業 4,035,00 千円及び図書バ
 ス購入事業 5,000 千円の 3 件である

(金額単位千円)

区分	51年度	50年度	増△減	
			金額	率%
教育総務費	312,152	305,877	6,275	2.1
小学校費	1,015,310	1,750,881	△ 735,571	△ 42.0
中学校費	535,909	5,548,895	△ 5,007,986	△ 90.3
幼稚園費	245,876	212,537	33,339	15.7
社会教育費	297,611	266,916	30,695	11.5
保健体育費	159,62	432,682	△ 416,720	△ 96.3
合計	2,422,819	8,512,788	△ 6,089,969	△ 71.5

(ホ) 公債費

予算現額 1,667,552 千円に対し、支出済額 1,667,550 千円で
 2 千円の不用額を生じている。

また、前年度決算額 1,081,743 千円に比して 585,807 千円
 (54.2%) の大幅な増加となっている。この内訳は次表のとおりであ
 るが、利子においては前年度多額の市債発行を行ったこと等により長期
 債利子償還金が 884,604 千円と前年度に比して 375,690 千円
 (73.8%) の大幅な増加となっており一時借入金利子についても資金

繰りの悪化により 54,891 千円(21.5%)の増加を示している。

(金額単位千円)

区分	51年度	50年度	増(△)額	
			金額	率(%)
元 金	417,711	312,712	104,999	33.6
利 子	1,194,756	764,175	430,581	56.3
公 債 諸 費	55,088	4,856	50,227	1,034.3
合 計	1,667,550	1,081,748	585,807	54.2

I 基金の運用状況

用品調達基金、同和更生資金貸付基金及び土地開発基金について昭和51年度における運用状況を審査した。その結果は次のとおりである。

(1) 用品調達基金

本年度中における運用状況は次表のとおりで、物品及び現金の年度末現在高は 7,957 千円となっており、これより買掛金 1,399 千円と基金額 5,000 千円を差し引いた 1,558 千円が運用利益として一般会計へ繰り入れられている。

当基金の運用状況について、関係諸帳簿を照合した結果計数に誤りがなく、おおむね適正になされていることを認めた。

区分	前年度現在高	決算年度中増△減額	決算年度末現在高
物 品	3,469,271 円	2,534 円	3,471,805 円
現 金	4,713,170 円	△ 228,092 円	4,485,078 円

(2) 同和更生資金貸付基金

本年度中における運用状況は次表のとおりで、本年度の貸付状況は30万円22件、15万円1件の合計23件675万円となっている。また、償還額は5,490千円で償還金利子310千円及び基金預金利子1,010千円の合計1,410千円が一般会計へ繰り入れられている。当基金の運用状況についてもおむね適正であることを認めたが、納期がすでに経過しているもので未償還のものについては、今後とも、その償還の促進に鋭意努力されるよう望むものである。

区分	前年度末現在高	決算年度中増△減額	決算年度末現在高
基金額	88,250,000 円	0	88,250,000 円
貸出額	104,525,000 円	6,750,000 円	111,275,000 円
償還額	67,760,747 円	5,490,490 円	73,251,237 円
現金残額	51,485,747 円	△ 1,259,510 円	50,226,237 円
償還残額	36,764,253 円	1,259,510 円	38,023,763 円

(3) 土地開発基金

当基金は基金額120,000千円で本年度において道路用地105.60m²を4,480千円で取得しており、これにより当基金保有の資産は、土地4,607,17m²118,909千円及び現金1,091千円となっている。

IV 特別会計

1. 国民健康保険事業会計

当初予算額1,934,850千円で補正予算額4,633,6千円を含めた予算現額は1,981,186千円となっている。

予算現額に対する決算額は次のとおりである。

歳入 1,996,740,330円(収入率100.8%)

歳出 1,955,821,959円(執行率97.4%)

歳入歳出差引 40,918千円の残額を生じている。

また決算状況を前年度と比較すると次表のとおりで、前年度までの赤字額27,366千円を解消し、本年度40,918千円の差引残額を生じているので、単年度収支は68,284千円の黒字となっている。

これは本年度も引き続き保険料率の引き上げ(平均26%)を行ったこと、及び国庫補助金の増額等により歳入が比較的順調な伸びを示したのに対し、保険給付費をはじめとする歳出の伸びが比較的ゆるやかであったためと思料される。

(金額単位千円)

年 度	予 算 現 額	決 算 額		歳入歳出差引	執 行 率 (%)	
		歳 入	歳 出		歳 入	歳 出
51	1,981,186	1,996,740	1,955,822	40,918	100.8	98.7
50	1,747,274	1,629,402	1,656,768	△ 27,366	93.3	94.8
増(△)減	233,912	367,338	299,054	68,284	7.5	3.9

(1) 歳 入

予算現額 1,981,186千円に対し、調定額 2,050,388千円収入済額 1,996,740千円で 2,614千円の保険料不納欠損額を生じており、収入未済額 51,034千円となっている。

予算現額に対する収入率は 100.8%で前年度収入率 93.3%に比して 7.5%の上昇を示しており、調定額に対する収入率は 97.4%と前年度 97.4%と同率である。

また不納欠損額は 2,614千円(269件)と前年度 2,928千円(462件)に比して 314千円の減少を示しているが、逆に収入未済額

は 5 1,034 千円と前年度 4 0,439 千円に比して 10,595 千円の増加となっている。

(金額単位千円)

区分	予算現額	調定額	収入済額	不納 欠損額	収入未済額	収入率 %	
						対予算比	対調定比
国民健康保険料	633,284	740,548	686,900	2,614	51,084	100.5	92.8
一部負担金	10	0	0	0	0	0	0
使用料及手数料	201	214	214	0	0	106.5	100.0
国庫支出金	1,206,638	1,230,892	1,230,892	0	0	102.0	100.0
府支出金	29,221	39,421	39,421	0	0	134.9	100.0
諸収入	31,837	9,318	9,318	0	0	29.3	100.0
繰入金	30,000	30,000	30,000	0	0	100.0	100.0
合 計	1,981,186	2,050,388	1,996,740	2,614	51,084	100.8	97.4

また、決算状況を前年度と比較すると次表のとおりで、前年度決算額 1,629,402 千円に比して 3,673,338 千円 (22.5 %) の増加となっている。増加の主なものは保険料の 1,428,66 千円及び国庫支出金の 2,207,07 千円であるが保険料の伸びは保険料率の引き上げ及び自然増によるものであり、また国庫支出金は療養給付費負担金及び財政調整交付金の増加によるものである。

(金額単位千円)

区分	決算額		増△減		構成比%	
	51年度	50年度	金額	率%	51年度	50年度
国民健康保険料	686,900	544,034	142,866	26.8	34.4	33.4
一部負担金	0	0	0	0	0.0	0.0
使用料及手数料	214	216	△ 2	△ 0.9	0.0	0.0
国庫支出金	1,230,892	1,010,185	220,707	21.8	61.6	62.0
府支出金	39,421	36,150	3,271	9.0	2.0	2.2
諸収入	9,813	8,817	496	5.6	0.5	0.6
繰入金	30,000	30,000	0	0	1.5	1.8
合計	1,996,740	1,629,402	367,338	22.5	100.0	100.0

(2) 岁出

予算現額 1,981,186 千円に対し支出済額 1,955,822 千円で
 25,364 千円の不用額を生じている。執行率は 98.7% と前年度 94.8%
 に比して 3.9% の低下を示しているが、公債費、諸支出金以外はおむね
 順調な執行状況となっている。

歳出決算額の予算現額に対する比較は次のとおりである。

(金額単位千円)

区分	予算現額	決算額	不用額	執行率(%)
総務費	96,410	93,235	3,175	96.7
保険給付費	1,843,640	1,832,284	11,356	99.4
保健施設費	700	604	96	86.2
公債費	3,285	803	2,482	24.4
諸支出金	2,651	1,530	1,121	57.7
予備費	5,000	0	5,000	0
繰上充用金	29,500	27,366	2,134	92.8
合計	1,981,186	1,955,822	25,364	98.7

また決算状況を前年度と比較すると次表のとおりで、前年度決算額 1,656,768千円に比して2,99,054千円(18.1%)の増加となっている。増加の主なものは保険給付費の3,26,538千円であるが、これは医療費の改定及び受診率の上昇にともなう療養給付費の増大ならびに高額療養費の増加等によるものである。

(金額単位千円)

区分	決 算 額		増 (△) 減	
	51年度	50年度	金額	率 (%)
総務費	93,235	84,195	9,040	10.7
保険給付費	1,832,284	1,505,746	326,538	21.7
保健施設費	604	689	△ 85	12.3
公債費	803	690	113	16.4
諸支出金	1,530	7,824	△ 6,294	80.4
予備費	0	0	0	0
繰上充用金	27,366	57,623	△ 30,257	52.5
合 計	1,955,822	1,656,768	299,054	18.1

2. 土地区画整理事業会計

当初予算額 2,39,071千円に補正予算額 1,1538千円を含めた予算現額は 2,50,609千円となっている。

予算現額に対する決算額は次のとおりである。

歳 入 4,431円(収入率 0.0%)

歳 出 1,178,3993円(執行率 4.7%)

当事業は本年度においても事業の着工にいたらず予算の大部分が不執行となっている。なお歳入4,431円は預金利子であり、また歳出の内訳は前年度繰上充用金 1,1537,943円及び事務経費 2,46,050円である。

3. 住宅新築資金等貸付事業会計

当会計は、本市の環境改善整備事業の施行にともない住宅を失しあう地域住民のために住宅新築資金及び宅地取得資金の貸し付けを行うことにより、当該事業の円滑な推進と公共の福祉増進を図るために本年度設置されたものであるが事業実施にいたらず全額不執行となっている。

なお当会計の決算状況は予算現額 300,292 千円に対し、歳入、歳出とも 0 円である。

市

泉

和

昭和 51 年度 果果成績の要施策説明書

款項	主要施策の名稱	予算額	支出額	財源内訳	施設費	被災果の説明
② 総務費 (リース管理費)	市民交通傷害保険	4,366,000	3,470,478	人 3,109,877 (保険料及び取扱手数料)	一般財源	交通事故により傷害を受けた市民救急の一助とするため市民交通傷害補償制度を実施した結果は、次のとおりである。 加入状況 51年度中の加入総人員は3,434人で人口の7.7%であった。

市民交通傷害保険加入状況

種別	区分	加入人员			保険料	市負担金
		一般	児童	老人		
一般財源	一般	6,196	2,437	773	2,198,850	433,380
	児童					
	老人					
	保護家庭					
	合計	9,434			2,774,385	575,535

市民交通傷害保険金支払状況 昭和5.2年3月末現在

分類	件数	保険金額	件数	保険金額
死 亡	800,000	円 4 件	3,200,000	円
後遺傷害	500,000			
治療期間	6カ月以上	12,000	6	72,000
" 5カ月以上 6カ月未満	90,000			
" 4カ月以上 5カ月未満	70,000		2	140,000
" 3カ月以上 4カ月未満	50,000		5	250,000
" 2カ月以上 3カ月未満	30,000		6	180,000
" 1カ月以上 2カ月未満	20,000		15	300,000
" 1週間以上 1カ月未満	10,000		21	210,000
" 1週間未満	5,000		8	15,000
合計			62	5,015,000

款項	主要施策の名稱	予算額	支出額	財源内訳	施設の成形力説明
	交通安全施設整備	5,712,300円	5,712,2476円	円 交通安全対策 特別交付金 1,5,118,000 国庫補助金 1,7,820,000	人口増加と車の数増により主要幹線道路はもちろん、市内各道路の事情は悪化する一方であります。その中でも交通事故多発地ならびに多発するおそれのある地域に対し、交通事故防止のための交通安全施設（歩道、防護柵、歩道取付舗装等）を設置し、市民の生活圈の安全を図った。
府補助金 1,3,4,22,000	1. 歩道 焼津・池田下綱 府中・波本綱	1,0,762,476	1,115m	1,2,902,000円 880,000円	
一般財源 1,0,762,476	2. 測道橋 紫和崎		85m	1,7,290,000円	
	3. 防護柵 側川線 府中線 日小栗街道 北田中弘並分岐線 伯太線 府中線 坪井町内 前奈池 倉ノ上綱		53m 34m 72m 24m 15,5m 22m 64m 8m 10m	4,800,000円 2,970,000円 650,000円 1,50,000円 1,00,000円 1,50,000円 4,50,000円 3,00,000円 74,000円	
	4. 道路反射鏡 繁和町他 小野田町他 久井町他 九鬼町他 肥子町他		13箇所 2箇所 12箇所 14箇所 17箇所	1,4基 2基 12基 14基 17基	578,000円 54,000円 544,000円 526,000円 611,000円
	5. 区画線 上町他 信太山綱他			411m 311.6m	115,000円 87,000円
	6. 路切道の構造改良 府中駅前北辻綱				1,954,4476円

款項	主要施策の名称	予算額	支出額	財源内訳	施設の或る結果の説明
(7) 同和対策費	同和対策 解放総合センター建設事業費	3,000,000円	8,000,000円	一般財源 3,000,000	同和地区における社会的、文化的、経済的生活の向上と、同和問題の解決に資するため、同和対策促進団体に対し助成を行い、団体の健全育成と同和問題の解決に資した。
		1,781,897,000	1,738,733,213	国庫補助金 4,2,5,6,8,0,0,0 府補助金 1,087,530,000 市債 608,165,000 一般財源 4,70,213	同和対策事業特別措置法の趣旨並びに精神に則り、同和問題の抜本的解決を計るため、同和地区の完全解放の中核としてその役割を果さうとするものであり、同時に全市民の交流の場とするために解放総合センターを設置した。尚、建設工事の竣工が遅れ、やむを得ず館内の整備を翌年度に繰越した。
(8) 民生費	(1)社会福祉 身体障害者福祉	25,9,6 1,0,0,0	25,4,6 2,2,4,0	国庫負担金 9,043,997 府補助金 1,5,4,0,0,1,5 一般財源 1,4,8,7 8,2,2,8	1. 身体障害者福祉法に基き、身体障害者のための補器具及び更生医療給付等を行った。 手帳無料診断（96件）、補器具の交付（60件）、更生医療給付事業（8件）等の実施。 2. 身体障害者の更生のため更正医療施設等に収容し、更生に努めた。 3. 重度障害児等給付金の支給（1級～3級手帳所持該当者） 4. 重度障害者福祉手当金の支給 5. 身体障害者家庭奉仕員派遣事業 6. 対象家庭 5件
	身体障害者解放会 館建設事業	18,0,8,7 2,0,0,0	5,0,0,0,0,0	市債 5,0,0,0,0,0	同和対策懇親会答申の精神にのっとり、同和地区における身体障害者の生活向上と自主解放を促進することを目的で建設したので、まだ一部用地が未買収のためやむを得ず敷地差額を翌年度へ繰越した。
				本年度事業実績 事業繰越額	前逕整備 4,0,0,0,0 175,872,000円

款 項	主要事業の名称	予 算 額	支 出 額	財 源 内 訳	施 業 の 成 果 の 説 明
	精神障弱者福祉	21,961,000	21,918,192	国庫負担金 15,589,062 施設収容者負担金 7,39,400 一般財源 5,589,730	1. 更生保護施設に対する収容措置をなし更生につとめた。 16名 2. 重度障害児等給付金の支給(1Q 75以下) 111件
老人福祉		88,866,000	87,824,616	施設収容者負担金 19,875,0 国庫負担金 21,675,524 府負担金 13,984,0 府補助金 8,530,253 一般財源 5,728,524 9	1. 老人福祉法に基き、老人福祉施設(養護老人ホーム、特別養護老人ホーム)に対する収容措置をなし、生活安定のための保護につとめた。 延47名 2. 老人福祉法に基き、老人の健康を守るため60才以上65才未満の人に対する向老期健診検査を実施。 受診者数 336人 また、65才以上の老人を対象に老人健康診査事業を実施した。 受診者数 652人 3. 敬老祝金の支給 77才以上の老人1人当たり支給額5,000円、支給人員1,440名 4. 老人家庭奉仕員派遣事業 奉仕員 2名 対象家庭 11件
老人憩の家	連絡事業	30,759,000	30,758,180	府補助金 6,000,000 地方債 22,000,000 一般財源 2,758,180	老人に対し、教養の向上とレクリエーション等の場を整備し、老人の心身の健康の増進を図ることを目的として次のとおり事業を実施した。
老人医療援助成		329,262,000	323,528,327	国庫負担金 130,352,000 府負担金 30,707,000	老人への健康の保持及び福祉の増進を計るために、65才以上の老人に対し医療費の助成を行つた。 医療費助成延件数 6,8,996件

款項	主要施設の名稱	予算額	支出額	財源内訳	財源内訳	施策の成績の説明
				府補助金 1,007,410,000 一般財源 6,172,8327	府補助金 1,007,410,000 一般財源 6,172,8327	身体障害者及精神障害者の健康の保持及生活の安定に寄与するため、身体障害者手帳1級又は2級に該当する者、精神障害者の程度が規則で定める判定機関において重度であると判定された者、身体障害者手帳を保持し、かつ判定機関において精神薄弱の程度が中度であると判定された者を対象に医療費の助成を行った。
	障害者医療費助成	2,048,3,000	2,021,7,244	府補助金 1,5,56,5,824 一般財源 4,65,1,420	府補助金 1,5,56,5,824 一般財源 4,65,1,420	医療費助成延件数 2,667件
	国民年金	4,796,4,000	4,451,0363	国庫委託金 2,6,056,273 府補助金 1,40,000 人 7,016,100 一般財源 11,297,990	国庫委託金 2,6,056,273 府補助金 1,40,000 人 7,016,100 一般財源 11,297,990	1. 未加入者及び未納者を対象に各町国民年金委員の協力による実態調査及び毎月市庁報により市民に国民年金制度の趣旨を深めるためのPRを行った結果、年度内加入者数2,652人、又低所得者の申請免除517人の受付を行った。 2. 年度末現在の被保険者数
(2)児童福祉費	児童扶養費	1,8,8,9,16,000	1,83,806,733	国庫負担金 1,42,904,033 国庫委託金 3,685,009	国庫負担金 1,42,904,033 国庫委託金 3,685,009	家庭における生活の安定と次代の社会をなす児童の健全な育成及資質の向上を計るため、児童手当法に定める支給要件児童を育成し、かつれど生計を同じくする受給資格者に対する児童手当の支給を行った。 受給者数 2,751人 受給算定児童数 3,202人

款項	主要施策の名称	予算額	支出額	財源内訳	施策の成果の説明
		円	円	円	
				府負担金 2,025,1983 一般財源 1,6,965,708	
芦部保育園 建設事業	1,62,143,000	1,62,113,930	国庫補助金 8,034,8,000 府補助金 3,1,2,08,500 市債 6,8,800,000 一般財源 3,1,7,62,430	芦部町2,60番地 規模及構造 鉄筋コンクリート平家建 定員 1,20名	日芦部保育園は昭和28年の竣工によるもので老朽が著しく、又狭隘であった。特に近年の社会経済動向による夫婦共働きが増え、未満児(0才~2才)の要措置児が急増しつつある。これが対策も併せ建設したものである。
伯太宮前児童遊園 新設事業	3,7,4,0,000	3,7,4,0,000	府補助金 3,0,0,000 一般財源 3,4,4,0,000	所 在 地 伯太町620-4 面 積 5,5,6,9,2 m ²	児童に適当な遊び場を与えることを目的として新設した。
(3)生活保護費	9,32,871,000	9,32,870,984	国庫負担金 7,45,312,690 府負担金 1,4,488,089 一般財源 1,73,171,205	毎年度生活保護基準が改訂され、昭和51年度においても、生活扶助基準が前年度当初比で1,2,5%引き上げられ、被保護者に対する経済的保護の改善に効果的に貢献した。 尚、年度間に於ける保険の実施状況は次のとおりであるが、被保護ながらも景気が回復軌道に転じた事もあってか、被保護世帯・人員の増加率は過去5年と比較して最低の伸び率となつた。	

主要施策の名称		予算額	支出額	財源内訳	施策の成果の説明						
款項		円	円		扶助別	被保険者数	扶助延人員	扶助費支出額	備考		
④衛生費	(1)予防衛生費	5,191,000	5,190,861	府補助金 3,299,652 一般財源 1,890,709	生活扶助	世帯	1,6299人	339,741,277円			
					住宅扶助	12896	32915164				
					教育扶助	3681	13476235				
					医療扶助	8297	9451	542,666,418	実旗保護延人員 1,7586人 保険率 (年度間平均) 1.222%		
					出産扶助	3	170430				
					生業扶助	27	647,870				
					葬祭扶助	17	563,690				
					施設事務費	(再掲)48	2,683,900				
		計		8,297		4,2374	932,870,984				
妊産婦及び乳児の健康を増進する目的で行った。 (1) 妊産婦対策実施状況 同和対策の一環として和泉市内の同和地区に居住する妊婦が分娩する場合に支給した。											
(2)母子栄養強化食品実施状況					区分	申請者数	健保加入者	国民保険加入者	妊娠婦		
					件数	31人	9500人	11人	1人		
					申請者数	75000人	135,000円	17人	28人		
					件数	8人			40件		
母子の栄養と健康を増進する目的で生活保護世帯(市町村民税が非課税世帯もしくは均等割の世帯)に妊娠6カ月間、産婦9カ月間、乳児9カ月間にそれぞれ牛乳を1日1本支給した。											
区分	申請者数	妊産婦	乳児	計		妊産婦	乳児	計	受給本数		
計	26人	282人	258人	490人	6,751本	7,850本	14,601本				

款項	主要施策の名稱	予算額	支出額	財源内訳	施策の成果の説明
	住民保健対策	1,566,800円	1,529,870円	府補助金 府委託金	伝染病の予防に万全を期し、市民の予防衛生思想の向上と健康保持に努めた。
(1) 急性灰白髄炎(小児マヒ)予防接種実施状況					
生後3カ月以上18カ月以内の乳幼児を対象に4月と、生後3カ月以上48カ月以内の乳幼児を対象に10月の年2回、生ワクチンを投与しその成績は次のとおりです					
	総人	173,100	(予防注射実費徵収金)	327,600	
	(胃集団検診実費徵収金)	46,9,300	初回接種	上半期	1,814人
	一般財源	1,140,1029	追加接種	上半期	762人
			計		2,576人
			初回接種	下半期	1,718人
			追加接種	下半期	1,871人
			計		5,063人
			合計		7,639人
					3,889人
					509人
					3,440人
					449人
急性灰白髄炎の発生は、生ワクチンの投与によって急激に減少したが、免疫水準が低下すると再び流行するおそれがあるのと、今後も生ワクチンの投与を継続して実施する。					
(2) 日本脳炎予防接種実施状況					
昭和51年5月7日から昭和51年5月27日までを童、昭和51年6月2日から昭和51年6月25日までを一般として、市内各小、中学校において実施。なお、学童は保育園、幼稚園児は3.4.5才児、小学生は1.3.5年生、中学校は1.3年生とし、一般は8才以上の希望者として実施した。					
	区分	幼稚園	保育園	小学校	中学校
	接種数	2,253人	1,446人	5,179人	2,688人
					2,976人
					1,4,542人
(3) 乳幼児、住民結核検査実施状況					
結核の早期発見と住民の健康保持に万全を期すため7月、8月に亘りレントゲン撮影を佐々木診療所に委託し、精査検査まで実施しており、乳幼児のツベルクリン反応、BCG接種は和泉保健所及び和泉市医師会の協力を得て実施した。					
1. 乳幼児検査は生後3カ月～48カ月以内のもので、一度も検査を受けていない者を对象					

款項	主要施策の名稱	予算額	支出額	財源内訳	施策の成績の説明			
					象として実施した。			
					ツベルクリン反応検査			
					内訳			
					BCG接種			
区分	対象者数	ツ反接種数	ツ反判定数	ツ反接種率	陽性	疑陽性	陰性	接種者数
	4,759人	1,492人	1,409人	31.4%	21人	18人	1,208人	1,115人

2. 住民結核検診は満15才以上の市民（但し、学校及び事業所にて検診を受けている人は除く）を対象として実施した。

受診者数	要精査者数	精査受診者数	精密検査結果
2,009人	47人	35人	要観察 健康
			2人 16人 17人

(4) ジフテリア、破傷風（二種混合）予防接種実施状況
昭和51年8月26日から昭和51年10月19日までの間市内各小学校で実施、第1期は生後24ヶ月以上48ヶ月以内の幼児（3週間おきに3回）、第2期は追加免疫（1回接種）でいずれも二種混合ワクチンを使用し、第3期は昭和52年9月小学校英児にジフテリアトキソイドを接種した。

区分	第1期			第2期			第3期			接種済延入数
	該当者数	接種者数	該当者数	接種者数	該当者数	接種者数	該当者数	接種者数		
計	2,486人	669人	1回	2回	3回	計	該当者数	接種者数	該当者数	接種者数
	549人	480人	1,698人	2,229人	1,451人	2,051人	1,451人	1,950人	5,099人	

(5) インフルエンザ（流感）予防接種実施状況
昭和51年11月4日から昭和51年12月23日までの間、市内各小、中学校にて幼稚園、保育園の園児及び小、中学校の児童及び生徒に接種した。

歌 項		主要施策の名称		予 算 額	支 出 額	財 源 内 訳	施 策 の 成 果 の 説 明					
				円	円	円						
(6) 犬登録実施状況												
区 分	保 育 園	幼 稚 園	小 学 校	中 学 校	合 計							
該当者数	接種者数	該当者数	接種者数	該当者数	接種者数	該当者数	接種者数					
計 1,801 人	2,510 人	2,852 人	3,656 人	12,380 人	21,457 人	5,229 人	9,234 人					
(7) 胃集団検診実施状況												
年 2 回春と秋に市内各所にて犬登録事業を実施し、平日は衛生課窓口で受け付けた。	春は昭和 51 年 4 月 1 日から昭和 51 年 4 月 15 日までの土、日を除く 11 日間、秋は昭和 51 年 10 月 4 日から昭和 51 年 10 月 19 日までの土、日を除く 11 日間で実施した。春の登録数は 1,168 頭、秋の登録数は 440 頭、昭和 51 年 4 月 1 日から昭和 52 年 3 月 31 日までの登録数は 1,731 頭であった。	昭和 51 年 6 月 15 日から昭和 51 年 7 月 14 日の間、市内 11 会場にて 35 才以上の全市民を対象として希望者に実施した。										
区 分	実 施 回 数	受 参 者 数	異 状 な し	症 状 に 症 内 科 治 療 に 關 し	精 檢 者 數	精 檢 結 果 分 類						
計 11 回	863 人	3382 人	5 人	26 人	1 人	胃 溝 溝 溝 十 漢 二 二 指 濁 滅 滅 腸 腸 炎 他	精 檢 者 未 受 教					
					0 人	4 人	1 人	0 人	1 人	3 人	4 人	5 人
診療所効率	78,087,000	77,962,480	府補助金 3,460,000	（和泉診療所）	8,460,000	同和地域における住民の健康を増進し、予防衛生思想並びに医療レベル向上に積極的に対処した。						
			諸収入 56,000,000									
			一般財源 18,506,480									

款項		主要施設の名称	予算額	支出額	財源内訳	施策の成績の説明の説明
		休日急病診療所 建設事業	65,908,000	65,874,586	国庫補助金 4,974,000	(南横山診療所) 休日における医療体制の確立を図り、応急的な医療を提供することにより、市民の健康管理及び増進に寄与するため、総事業費 6,5,875千円で和泉市所中町 810番地の6(敷地面積 5,0,03m ²)に鉄骨2階建260坪の「和泉市立休日急病診療所」を建設し昭和51年11月23日開設しました。
				11,876,000	市債 3,6,500,000	一般財源
				12,524,586	1. 1 第1診察室 2. 2 第2 3. 経過観察室 4. 薬局 5. 事務局 6. 待合ホール 7. 便所 8. 障害者下等	一 二 三 四 五 六 七 八
		休日急病診療所 運営事業	8,575,000	8,463,291	府補助金 5,54,000	休日急病診療所の運営は、地区医師会、薬剤師会等はじめ市内医療団体（協同）の協力を得て次により実施した。
				5,54,000	医療収入 2,860,228	診療所の運営概要 診療日 日曜日、国民の祝日に規定する法律に規定する日、年末年始 (12月31日～1月3日)
				5,54,906,8	一般財源 5,54,906,8	診療科目 内科 小児科

款項	主要施設の名称	予算額	支出額	財源内訳	施策の成績の説明						
					AM 10:00~PM 12:00(午前)	PM 1:00~PM 5:00(午後)	AM 9:30~AM 11:30(午前)	PM 1:00~PM 4:30(午後)	看護婦 2名(内科1名、小児科1名)	非常勤 10名の輪番制	
受付時間					AM 10:00~PM 5:00(午後)	AM 9:30~AM 11:30(午前)	PM 1:00~PM 4:30(午後)	PM 1:00~PM 5:00(午後)	看護婦 2名(内科1名、小児科1名)	非常勤 10名の輪番制	
従事者					医師 2名(内科1名、小児科1名)	薬剤師 1名	和泉市医師会の輪番制並びに大学病院より応援医師等	和泉市薬剤師会の輪番制	医師 2名(内科1名、小児科1名)	薬剤師 1名	
業務実績					AM 10:00~PM 12:00(午前)	PM 1:00~PM 5:00(午後)	AM 9:30~AM 11:30(午前)	PM 1:00~PM 4:30(午後)	看護婦 2名(内科1名、小児科1名)	非常勤 10名の輪番制	
月別	内科(6才以上)	小兒科(6才以上)	計	計	看護婦内	看護婦外	看護婦内	看護婦外	看護婦内	看護婦外	二次専門搬送
11月(2日)	15人	15人	30人	人	14人	14人	0人	0人	29人	29人	人(救急車)2人 3人(自家用車)1人
12月(5日)	48人	46人	94人	人	79人	72人	7人	127人	118人	9人	2人(救急車)2人 0人(自家用車)0人
1月(8日)	113人	105人	218人	人	165人	153人	12人	278人	258人	20人	9人(救急車)1人 8人(自家用車)0人
2月(5日)	77人	75人	152人	人	91人	86人	5人	168人	161人	7人	5人(救急車)2人 0人(自家用車)3人
3月(5日)	68人	62人	130人	人	62人	59人	3人	130人	121人	9人	2人(救急車)1人 1人(自家用車)0人
計(25日)	321人	303人	624人	人	411人	384人	27人	732人	687人	45人	21人(救急車)8人 18人(自家用車)1人
一日平均	13人	12人	25人	人	16人	15人	1人	29人	27人	2人	1人(救急車)1人 1人(自家用車)0人

款項	主要施設の名称	予算額	支出額	財源内訳	施設の成績の説明
(2) 境界衛生費 し尿、廐糞処理対策	し尿、廐糞処理	9,264,52,000	8,482,58,864	府振興補助金 2,800,000	この経費の重なものは、泉北環境整備施設組合分担金のほか、し尿及び廐糞の収集に要した ものである。尚、し尿の収集処理状況は次の通りで、待て山間部においては前年同様中継措 置により円滑が期されている。

＜ 51年度 し尿投入実績 ＞

業者別	和泉衛生	山間衛生	丸岡清掃	本多町清掃	南大阪町清掃	計
投入台数	1,106台	7,192台	4,043台	3,895台	1,446台	27,187台
投人量	19,909.8t	12,945.6t	7,277.4t	6,111.0t	2,602.8t	48,846.6t

廐糞の処理については、一般家庭は無料とし、全地所有者委託により処理し、不燃性廐糞（燃えないゴミ）の収集処理は直當により収集計画に基づき処理地に埋立処分を行なった。
又、占有者独自の処理地燃入についても燃えろごみ、燃えないごみとを区分し、燃入許可証を発行し、不法投棄防止と環境美化が期されている。これ等に要する諸経費、特に不燃物収集用バック車（4t車2台）及び処理地に対し多額を要しているがその成果が大きい。

＜ 51年度 塩却場への搬入実績 ＞

直営	委託	その他	計
台数	搬入量	台数	搬入量
653台	702t	14,274台	23,759t
		5,618台	3,120t
			20,545台
			27,581t

（その他市民が直接塩却場に搬入したもの）

＜ 51年度 不燃性廐糞処理実績 ＞

	黒石第1処理地	黒石第2処理地	箕面処理地
市直営	185t	254t	3,526t
市民持參	1,098t	1,295t	0
計	1,288t	1,549t	3,526t

款項	主要施設の名称	予算額	支出額	財源内訳	施策の成績の説明																																																																																																																																																																																				
(3) 墓地管理費	墓地及び市営霊園	9,686,300円	9,215,0977円	葬儀使用料 市設墓苑貸付収入 2,454,6150 下宮墓地貸付収入 5,585,800 一般財源 3,228,5527	<p>市営葬儀実績 この施策は市営霊園による盈虧処理のほか葬儀受付に伴なう賃貸による取扱い件数である。</p> <p style="text-align: center;">〈施策の成果〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>月別</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> <th>9</th> <th>10</th> <th>11</th> <th>12</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5.段</td> <td>件</td> <td>7</td> <td>11</td> <td>11</td> <td>10</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>14</td> <td>7</td> <td>12</td> <td>10</td> <td>8</td> <td>104</td> </tr> <tr> <td>4.段</td> <td>件</td> <td>18</td> <td>8</td> <td>15</td> <td>11</td> <td>6</td> <td>13</td> <td>18</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>18</td> <td>13</td> <td>21</td> <td>165</td> </tr> <tr> <td>3.段</td> <td>件</td> <td>11</td> <td>15</td> <td>9</td> <td>8</td> <td>12</td> <td>7</td> <td>11</td> <td>6</td> <td>9</td> <td>18</td> <td>5</td> <td>11</td> <td>122</td> </tr> <tr> <td>2.段</td> <td>件</td> <td>8</td> <td>20</td> <td>9</td> <td>6</td> <td>1</td> <td>9</td> <td>10</td> <td>11</td> <td>6</td> <td>16</td> <td>13</td> <td>16</td> <td>125</td> </tr> <tr> <td>発 墓 な し</td> <td>件</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>火葬 の み</td> <td>件</td> <td>8</td> <td>7</td> <td>6</td> <td>8</td> <td>7</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>68</td> </tr> <tr> <td>死 亡 率</td> <td>件</td> <td>8</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>8</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>胎 様</td> <td>件</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>7</td> <td>5</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td>大 崩</td> <td>件</td> <td>3</td> <td>28</td> <td>37</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>26</td> <td>12</td> <td>11</td> <td>31</td> <td>28</td> <td>32</td> <td>24</td> <td>277</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>件</td> <td>61</td> <td>87</td> <td>94</td> <td>76</td> <td>74</td> <td>71</td> <td>66</td> <td>67</td> <td>83</td> <td>103</td> <td>83</td> <td>89</td> <td>954</td> </tr> <tr> <td>死体火葬件数</td> <td>件</td> <td>50</td> <td>61</td> <td>50</td> <td>45</td> <td>39</td> <td>38</td> <td>45</td> <td>51</td> <td>43</td> <td>70</td> <td>48</td> <td>62</td> <td>602</td> </tr> </tbody> </table>	区分	月別	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計	5.段	件	7	11	11	10	4	6	6	14	7	12	10	8	104	4.段	件	18	8	15	11	6	13	18	12	12	18	13	21	165	3.段	件	11	15	9	8	12	7	11	6	9	18	5	11	122	2.段	件	8	20	9	6	1	9	10	11	6	16	13	16	125	発 墓 な し	件	1	4	0	1	3	1	0	2	2	1	1	2	18	火葬 の み	件	8	7	6	8	7	4	0	6	7	5	6	4	68	死 亡 率	件	8	1	4	3	3	2	8	4	4	2	0	3	42	胎 様	件	0	2	3	3	7	5	1	1	5	3	3	0	38	大 崩	件	3	28	37	25	26	26	12	11	31	28	32	24	277	計	件	61	87	94	76	74	71	66	67	83	103	83	89	954	死体火葬件数	件	50	61	50	45	39	38	45	51	43	70	48	62	602
区分	月別	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計																																																																																																																																																																											
5.段	件	7	11	11	10	4	6	6	14	7	12	10	8	104																																																																																																																																																																											
4.段	件	18	8	15	11	6	13	18	12	12	18	13	21	165																																																																																																																																																																											
3.段	件	11	15	9	8	12	7	11	6	9	18	5	11	122																																																																																																																																																																											
2.段	件	8	20	9	6	1	9	10	11	6	16	13	16	125																																																																																																																																																																											
発 墓 な し	件	1	4	0	1	3	1	0	2	2	1	1	2	18																																																																																																																																																																											
火葬 の み	件	8	7	6	8	7	4	0	6	7	5	6	4	68																																																																																																																																																																											
死 亡 率	件	8	1	4	3	3	2	8	4	4	2	0	3	42																																																																																																																																																																											
胎 様	件	0	2	3	3	7	5	1	1	5	3	3	0	38																																																																																																																																																																											
大 崩	件	3	28	37	25	26	26	12	11	31	28	32	24	277																																																																																																																																																																											
計	件	61	87	94	76	74	71	66	67	83	103	83	89	954																																																																																																																																																																											
死体火葬件数	件	50	61	50	45	39	38	45	51	43	70	48	62	602																																																																																																																																																																											

市設墓苑整備造成した墓地使用許可状況は次の通りです。

造成区画数	51年度使用許可数
597 えい地	235 えい地

下宮墓地使用許可状況

造成区画数	51年度使用許可数
69 えい地	59 えい地

款項	主要施策の名稱	予算額	支出額	財源内訳	施策の成果の説明
⑤ 農林水産業費 (1) 農業費	農業委員会費	17,779,000	17,653,939	府補助金 4,628,000 手数料 38,800 雜人 38,450 一般財源 12,953,689	<p>1. 農地法その他法令による農地利用関係の調査を行なった。 その件数は次のとおりである。</p> <p>(1) 農地所有権移転(第3条) 委員会許可 104件 知事許可 25件</p> <p>(2) 農地質貸借権設定 21件</p> <p>(3) 農地転用(第4条) 許可申請 66件</p> <p>(4) 農地転用を行なう所有権移転(第5条) 届出 63件</p> <p>(5) 農地小作地解約(第20条) 届出 34件</p> <p>(6) 農地使用貸借解除 届出 201件</p> <p>(7) 現況証明願 2件</p> <p>(8) 申請取下げ願 19件</p> <p>(9) 受理取消届 3件</p> <p>(10) 事業計画変更申請 15件</p> <p>(11) 暫免認証願 8件</p> <p>(12) 小作地認定願 1件</p> <p>(13) 転用実証願 182件</p> <p>(14) 相続税納税猶予に関する通証者証明 19件</p> <p>(15) 各種証明 1件</p> <p>(16) 一時転用(第5条) 届出 3件</p> <p>計 788件</p>
					<p>上記申請審議のため開催した農地部会12回、なお現地調査はその都度行なつた。</p> <p>2. 農政関係</p> <p>農業委員会等に関する法律で定められた委員会の所掌事務の内、農政関係について行なつた主なものは次のとおりである。</p> <p>(1) 臨時雇用賃金調査 (2) 農地売買価格調査 (3) 農地移動転用実態調査</p>

款項		主要施策の名称	予算額	支出額	財源内訳	施策の成果の説明
			円	円	円	(4) 農地の宅地化課税対策 (5) 農地の相続税対策 (6) 農業者年金加入促進対策 (7) 農業委員会全員協議会 8回 (8) 農業委員会総会 1回
		農業振興対策	13,834,000	13,717,926	府補助金 8,908,700 府委託金 2,070,000 一般財源 4,602,226	① りんしゃうみかん病果推進事業 りんしゃうみかんの隔年結果を防止するとともに市場価値の高いみかんを安定的に生産するため、本事業の実施により病果啓発指導と共同病果を強力に推進し、みかん経営の安定化に期した。
						事業の種類 事業の内容 事業費 負担区分 符補助金 市費
						① 病果指導事業 1. 農習会開催 3日間 362,000円 181,000円 181,000円 2. 巡回指導 2日 3. 病果確認 3日
						② 共同病果事業 1. 病果班数 80班 2,142,000 2,142,000 0 2. 参加農家数 83戸 3. 病果対象面積 300ha
						計 2,504,000 2,828,000 1,81,000

② りんしゃうみかん改種等緊急促進対策事業
りんしゃうみかんの不良系統樹、老木樹等の低収穫地園、栽培不適地園、老木樹等の低収穫園を中心に改種等を積極的に推進することにより生産を図るとともに、良品質の果実の生産増大を図った。

款項		主要施設の名稱	予算額	支出額	財源内訳	施策の成果の説明	明

事業主体名	事業実施地区名	受益範囲面積	植栽作目	事業量	事業費	負担区分	
和泉市果樹振興会	横山、南地田内	14.98ha	戸 木 モ モ ホ	伐採 根 葉剥削 苗木導入 工事堆積	14,220本 (14.98ha) 6,135本 (5.5ha) 110,000 1,860本 (2.36ha) 133,135	円 6,000,490 2,287,110 10,000 736,000 4,688,735 4,688,000 4,688,735	府補助金 地元負担

③ 農業地域整備促進の実施
昭和50年度に策定した和泉市農業振興地域整備計画を地域の実情に即応した実効期間
するため、振興地域内にある優良農用地の確保、拡大を目指として特別管理地域の指定
を受け、下記事項を重点的且つ総合的に再検討をおこない、農業振興方策の明確化を位
置づけした。

(1) 地域整備の拡充実態 イ 農用地区域の確保拡大

- ロ 第2次農業構造改革事業実施に伴なう農用地区域の拡大設定
- ハ 松尾山農免農道事業実施に伴なう農用地区域指定
- ニ 森林地域との調整（農用地区域に含まれる現況農用地との山林原野の区別）

(2) 都市計画法の繋引き見直しに伴なう農業振興地域の再検討

- ④ 横山第2次農業構造改革事業計画策定の実施
農業振興地域内農用地区域設定後、横山農協管内農業者から経営の近代化、合理化を図
る土地基盤整備、近代化施設整備、生活環境改善整備等の強い要望が膨大に出され
これに対処するため地域関係者、関係機関との連絡を密にして向う5カ年間で実施する
横山西地区の計画設定及び更地区の指定を受けた。

款項	主要施策の名称	予算額	支出額	財源内訳	施策の成果の説明						
					事業名	地区名	事業費	府補助金	負担額	区分	市費
第2次農業構造改善計画樹立推進事業	横山西	1,340,000円	997,000円	34,000円	多目的防除施設設置 連絡農道整備 園芸団地造成	455,000円	455,000円				
	横山東	S53年～56年			多目的防除施設設置 連絡農道整備 園芸団地造成	335,000円	335,000円				

⑤ 水田総合利用対策事業
 米の恒常的な過剰生産傾向に対処して需給の均衡をはかり、もわせて地域の特性に応じた農業生産を確立するため、農業者及び関係団体の協力を得て稻から他作物への転換の促進をはかった。

機械名	51年実績			転換作物別内訳		
	面積	調整数量	奨励補助金	一覧要調作物	特認作物	持運機械
和泉	139.22a	46,778kg	4,075,210円	857.8a	534.9a	0a
幸	125.4	42.13	366.220	77.8	47.6	0
信	47.56	159.80	1,535.880	43.90	36.6	0
北池田	162.82	54.708	5,213.772	141.8.8	15.94	5.0.0
南池田	191.96	64.49.9	5,840.412	122.6.5	19.4.5	4.9.8.6
横山	196.41	65.9.94	6,225.080	132.1.8	25.4.7	3.8.7.6
南横山	158.5	53.25	471.764	28.9	73.3	5.6.3
南松尾	98.91	33.233	3,062.070	41.0.4	130.9	44.7.8
北松尾	445.2	14.959	1,366.874	333.5	101.0	10.7
小田	61.6	20.70	203.280	61.6	0	0
計	915.55	307.759	28,360.562	617.56	153.29	1451.0

款項	主要施策の名称	予算額	支出額	財源内訳	施策の成果	の説明
		円	円	円	⑥ 政府完熟米販売事前完熟業務 稻作の51年産米を食糧管理法にもとづき価格安定している政府事前完熟米として販 上げ出来るよう関係団体の協力をもとに実施した。	

農協名	生産着数	事前完熟申込限度数量	
		人	kg
和泉	1,28	3,617	10,851,0
幸	5	70	2,100
信太	20	626	18,780
北池田	83	3,748	11,244,0
南池田	113	2,818	6,954,0
横山	4	51	1,530
南松尾	7	170	5,100
北松尾	10	201	6,030
小田	26	851	25,530
計	396	11,652	34,956,0

⑦ 農林業の振興を図るため各種団体の育成運営のため必要な経費を一部助成し、組織運営強化と活動に円滑な推進指導をねらった。

団体	名	補助金交付額
和泉市果樹振興会		8,000,0
" 鮎農振興協議会		7,000,0
" 農業共済組合		1,000,00
" 農業指導者会		4,500,0
和泉花卉組合		4,000,0
森林組合(横山、南瀬山)		16,000,0
		49,500,0

款項	主要施策の名称	予算額	支出額	財源内訳	施策の成果の説明				
		円	円	円					
②	農業協同組合の育成指導 農林行政における事務の円滑化を推進をはかるため、各農協に対し業務委託及び市内農協統合合併を早期実現に踏みきるため、和泉市農協合併研究会を基礎にこれの促進をおこなった。								
	農業協同組合事務委託料 和泉市農協合併研究会負担金	2,200,000 円 200,000 円							
③	農業関係融資斡旋業務 農業経営の近代化と合理化を図り、あわせて農家経済の安定をはくため、借入希望者に対する融資斡旋を下記のとおりおこなった。								
	農業改良資金 農業近代化資金	8 件 9 件	5,097,000 円 2,275,000 円						
					家畜の多頭羽病菌による経営の合理化を促進すると共に、生産性向上の指導、家畜防疫、環境衛生面についても万全を期し、下記事業を行った。				
					(1) 防疫事業				
					府補助金 府委託金 一般財源	3,067,000 1,060,000 7,633,844	3,936,344	3,936,344	3,899頭内 3,89頭 2,78頭 6,37頭(春、秋2回) 3,46頭 3,89頭 2,5頭 2,60群 1,390羽 ニユーカッスル病予防注射、ロイコチトゾーン症予防対策等の防疫事業を実施した。
(2)	蜜蜂飼養指導事業 蜜蜂振興法及び大阪府条例みつばちの頭首の規則に関する条例にもとづき、飼育普及及び転耕許可申請の施行義務の指導と、5月～6月にかけて分封(野生蜂を含む)の苦情について、調査業者の協力を得てこれを捕獲し、危害の防止につめた。								

款項	主要施策の名称	予算額	支出額	財源内訳

- (3) 酵素公害対策
- 酵素処理労力の省力化と悪臭並びに水質汚濁を防ぎ、畜産経営の安定化を計るために下記のとおり乾燥機置きを設置した。又、乾燥機は耕種農家と利用体制を確立するため、家畜糞堆積所を設置し、土地整元をおこない、畜産公害の未然防止と地力の増強を計り、土地生産の向上につとめた。

事業名	事業主体名	設置場所	受益戸数	事業内容	事業費	府補助金	財源内訳
和泉市畜農振興協議会	池田下町 633-632	戸全自動乾燥機 NK 500	3	自動乾燥機 運転料 6.5m×5.5m =35.750m ²	8,134,000	1,567,000	313,400
和泉市畜業環境整備事業	問屋町畜農利共生産利用組合	問屋町 502-21 502-21 502-73 502-78	2 2 1 1	畜舍建坪 7.0m ² 7.0m ² (502-21)50m ² (502-73)20m ²	8,000,000	1,500,000	300,000
	計		29		6,134,000	3,057,000	613,400
							2,453,600

- (4) 鳥卵計画生産推進指導事業
- 近年雛卵の受給は過剰生産基調で推移していることから、需要に見合った計画的な生産を推進することが緊要であることから、1,000羽以上の市内養鶏家25戸について和泉市鶏卵需給調整協議会を通じ、採卵尋めす羽数の確認(年2回)及び計画生産の周知徹底を行なった。

款項	主要施設の名称	予算額	支出額	財源内訳	施策の成績の説明
	土地改良及び防災ため池	5,419,500円	5,406,079.7円	府補助金 1,676,500 地元分担金 8,697,700 市債 1,700,000 一般財源 11,597,597	近代的農業の発展に伴い、機械化農業の推進により土地基盤整備が重視され、経営の合理化及び近代的農業の改善するため次の事業を実施した。 1. 府単独土地改良事業（渠道）
2. 府単独土地改良調整事業（防護柵）					
工事名	事業量	受益面積	受益戸数	事業費	財源内訳
湯ノ谷渠道	3.1.84M	3.34ha	10戸	3,080,000円	府補助金 1,540,000円 地元分担金 462,000円 一般財源 1,078,000円
計	3.1.84	3.34	10	3,080,000	1,540,000 462,000 1,078,000

款項	主要施設の名稱	予算額	支出額	財源内訳
8. 老朽化池事業				
工事名	事業量	受益面積	受益戸数	事業費
壁部池 提体L=46.4M 張アクリル62.4	31.0ha	1.0ha	8,840,000	府補助金 6,690,000円 地元分担金 1,226,000円 一般財源 884,000円
箕形今池 (土工事) 堤体之原	3.82	3.0	3,100,000	1,860,000
隋ヶ谷池 提体(土工事) L=32.0	6.5	5.0	3,200,000	1,920,000
大蔵池 (土工事)余水貯1ヶ所 提体	10.5	8.1	3,387,000	2,032,000
そば坂池 L=18.30	8.0	2.0	2,000,000	1,200,000
計	L=157.18	54.82	232	20,527,000
				13,642,000
				3,663,400
				3,221,600

4. 市単独土地改良事業
農業用施設で改修新設を必要とするが、規模が小さく又は府補助基準に適しないため市単独でこれ等の事業を採択し整備した。その内容は次の通りである。

工種別件数	事業量	受益面積	受益戸数	事業費	市補助金
農道	9件	751.50M	20.31ha	75戸	7,328,000円
水路	4	241.00	22.21	29	3,539,000
ため池	9	144.00	24.40	80	4,413,000
計	22	1,136.50	66.92	184	15,280,000
					1,800,000

5. 農林漁業用構築物発油税財源身替置整備事業
農林漁業用構築物発油税財源身替措置の一環として、農業生産の近代化及び農業生産物の流通の合理化を図り、あわせて農業環境の改善に資することを目的とするため、次の通り大阪府で事業を実施した。

款項		主要施設の名称	予算額	支出境額	財源内訳	施策の成果の説明				
工事名	工事量	買収面積	作物	立木	補償戸数	事業費	市負担額	地元分担金		
松尾山隧道	1,680M 11戸 15筆	1,391.03m ²	2戸 2件	6戸 9筆	115戸	115,473,578円	19,943,584円			
6. 大規模老朽化池事業 製本池改修工事は規模が大であるため大阪府で事業を実施した。										
(2) 林業費										
林業振興対策	1,097,000	9,69,080	府補助金 328,000	一般財源 369,000	27,203.0	27,203.0	府補助金 328,000円	369,000円	123,000円	
林道改良事業	4,0	4,0	4,0	4,0	154ha	154ha	820,000円	328,000円	369,000円	
(①) 商工費										
商工振兴対策	1,7,323,000	1,6,844,254	府補助金 1,610,800	一般財源 15,233,454	1,6,844,254	1,6,844,254	府補助金 328,000円	369,000円	123,000円	
(商工振興対策)										
1. 商工団体指導助成事業	1. 市内小規模企業者の経営指導体制の強化を図るため、経営指導に係る経費の一部を商工会に對し助成するとともに、光明池地域の開発に伴なリ商業環境の整備等に対応し得る商業団体の育成強化を図るため、和泉市商店連合会に対し助成した。									
(イ) 商業共同施設援助	2. 商業環境の整備として既存商業施設の整備により地元購買力の吸引を図るために沿業者が行う商業共同施設を設置した旨に対してその経費の一部を助成した。									

款項	主要施策の名称	予算額	支出額	財源内訳	施策策の成果と説明
		円	円	円	2. 中小企業従業員福祉対策 (f) 中小企業退職金共済制度加入促進助成 市内中小企業に働く従業員の退職共済制度を確立するため、中小企業退職金共済法定める料金を補助することにより、退職金共済契約の促進を図ることも従業員の福祉増進に努めた。
					対象八員 647人 助成額 652,400円
	(g) 定着対策 勤労意欲の高揚を図るため市内中小企業に働く従業員に対し、永年勤続者の表彰（5年336名 15年91名）を実施するとともに、新規学卒業者就職激励大会を泉大津駅安曇内三市一町合同で実施した。				
	3. 技能習得事業 同和対策の一環として地域住民の近代産業への常用就職を容易にし、その職業の安定を図るため、技能習得事業を実施した。				自動車運転（普通）科 13名 " (大型) 科 5名
	4. 就職支援金 同和対策の一環として地域に居住する者を主要な生産部門に常用就職させたため、就職者に対し就職支援金を支給するとともに、職業転換困難な者に対し職業転換準備金の貸付を行なった。				就職支援金 17名 職業転換準備資金 6名
	金融対策	51,165,000	51,140,102	個人	(金融対策) 5,000,000 一般財源 1,110,102
					1. 和泉市中小企業融資あっせん 市内中小企業者の経営の安定を図るため、貸付限度額を引き上げるとともに定期奨励金の対象枠を80万円から100万円に引き上げた。

款項	主要施策の名称	予算額	支出額	財源内訳	施策の成果の説明
		円	円	円	2. 中小企業者指導対策
(1) 商工ニュースの発刊	市内中小企業者に施策の周知及び情報の提供を行うことにより、経営の指針とするため、市、商工会共同で機関紙「商工ニュース」を年6回発行した。				
(2) 商工相談	中小企業診断士を設置するとともに市立商工相談所との提携により市内で活動相談を実施した。また、中小企業の経営指針とするため商工セミナーを開催した。				
8. 消費経済対策	消費生活物質に関する苦情や商品知識に関する相談を処理するため、消費者相談員を5名設置するとともに、住民の生活実態と正確な情報を把握するため各校区2名、消費者モニターを設置し、消費者対策に努めた。				
					(雇用対策)
					1. 勤労青少年ホーム
					働く青少年の健全な育成を図るため、下記により教養講座及びクラブ活動を実施した。
					(1) 教養講座
					講坐名 料理講習 アートフリマー 書道 吐付 編物
					講師日 毎月曜日 毎木曜日 每金曜日 毎土曜日
					(2) クラブ活動
					クラブ名 バレーボール バスケット バドミントン ダンス
					保健日 每月金曜日 毎火水曜日 每火水曜日 每火水曜日
					④ 月別利用状況
					月 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 人員 469 509 577 523 466 576 684 510 595 585 629 490

款項	主要施設の名稱	予算額	支出額	財源内訳	施設	完成度	説明		
⑧ 土木費	(2)道路 修繕費	33,014,200.0	21,0,807,042	府振興補助金 受託事業収入 市債	一般財源 5,020,042	美形町内道路整備工事 岡坪井線道路整備工事 北池田 2 0 号線道路整備工事 府中我孫子線道路整備工事 黒鳥第 2 住宅内道路他 1 線道路整備工事 信太 1 0 号線道路整備工事 納花山原石尾線道路整備工事 小田綾部線道路整備工事 伏屋町馬事公苑排水路整備工事 紫和町内道路排水管布設工事 唐国池田線道路整備工事 府中井ノ口線道路整備工事 焼津池田下線道路整備工事	2,700,000 19,989,000 18,309,8,000	2,金融もせん状況 2. 金融もせん状況	近年急激な交通量の増加に伴い、道路網の整備特に幹線道路から一般生活道路に至るまでの機能的活用ができる道路網の整備が要求されておりますが、新設を逐次行うと共に現有道路の最大限利用の向上を計る旨、側溝整備及び舗装改修等により消耗度の著しい道路の整備に努めると共に、民間会社等の堀削後の本復旧舗装工事並びに道路が起因となる事故防止对策、交通に支障なきような工事を施行した。
					工事長	200m	1,830,000 円		
					"	8.8m	1,100,000 円		
					"	100m	1,410,000 円		
					"	39.8m	1,040,000 円		
					"	426m	4,800,000 円		
					"	159m	1,110,000 円		
					"	233.75m	2,173,000 円		
					"	126m	5,098,000 円		
					"	67.5m	1,800,000 円		
					"	137m	1,602,000 円		
					"	90.5m	9,301,000 円		
					"	340m	4,800,000 円		
					"	231m	1,249,000 円		

款項	主要施策の名称	予算額	支出済額	財源内訳	施策の成果の説明
	久井若狭線道路整備工事	円	円	円	工事長 650m 8,699,000円
	府中井ノ口綫道路舗装工事				340m 1,450,000円
	福瀬善正線道路整備工事				440m 1,800,000円
	國分河頭井水路改修工事				150m 1,526,600円
	仏並坪井線法面保護工事				28m 1,370,000円
	唐国石尾山綫道路整備工事				268.4m 3,275,000円
	坂本中央線他1線道路整備工事				396m 3,025,000円
	北池田5号線路肩整備工事				448.8m 1,500,000円
	仏並坪井線道路整備工事				65.6m 3,100,000円
	寺門中央線道路整備工事				260m 1,117,000円
	府中野前小社線整備工事				165.6m 9,072,000円
	平井倉ノ上線道路整備工事				150m 4,910,000円
	坂本町内水路補修工事				103m 1,074,000円
	信太7号線道路整備工事				300m 5,729,000円
	黒鳥坊村線他1線道路整備工事				393m 3,945,000円
	旧天野山綫道路整備工事				45m 1,076,000円
	国分倉ノ上線道路整備工事				10m 1,504,000円
	桑郷排水路しゅんせつ工事				27.7m 1,400,000円
	池上町内道路舗装工事				222m 2,800,000円
	池上町内道路整備工事				241.2m 4,287,000円
	北池田4号線道路整備工事				480m 1,400,000円
	松尾寺園路補修工事				50m 1,960,000円
	信太16号線道路整備工事				115.2m 1,170,000円
	仏並坪線他1線道路整備工事				650m 2,916,000円
	万町山原線及北池田8号線道路整備工事				229.75m 2,124,000円
	放光池東側線道路整備工事				168m 1,250,000円
	信太23号線他2線道路整備工事				185m 2,828,000円
	内田宮前線他1線道路整備工事				485m 2,324,000円
	唐国内田線道路整備工事				992m 4,482,000円
	北池田2号・11号線道路整備工事				380m 1,100,000円
	東坂本町内道路整備工事				88.8m 4,406,000円

款項	主要施設の名称	予算額	支出額	財源内訳	電渠の成績の説明
	道路新設改良	178,394,000	37,270,328	府補助金 市費 一般財源	香國・地田線新設工事 昭和47年度よりの越後事業で、府道父鬼和氣線（吾国町）と泉大津粉河線（地田下町）を結ぶ唯一の幹線市道で、近年土地開発が著しく通行量も増大し、車輛の安全通行及び区域産業の発展向上に寄与するもので、本年度分は次の通りです。 用地費 244,28 m ² 5,667,145 円
	北信太野前線				現在大波和泉保南線までは施行済であるが、北信太野前線（聖ヶ丘住宅内）までの計画道路であり、地元住民と用地販賣等の問題で離脱し次年度へ一部専攻課途を行った。
				用地買取 366 m ² 31,372,043 円 事故横造費 3,271,795.7 円	
	同和地区環境改善整備事業の一環として地域住民の福祉向上、産業発展を目的とし本年支の事業は次のとおりである。				
	用地費			地区内 3号線 332 m ² 18,290,689 円 " 4号線 12,219 m ² 7,999,343 円 " 5号線 25,126 m ² 19,169,715 円 " 7号線 153,24 m ² 11,171,837.8 円 補償費 " 77,28 m ² 10,261,505 円 鑑定委託料 8,327,910 1,244,000 円	
	細街路整備			工事費 51.7 m 13,264,000 円 用地費 233 m ² 18,704,100 円 補償費 110,52 m ² 11,907,090 円	
	保地造成			6区画 171,16 m ² 1,865,1000 円	保地造成事業補助制度に基づくもので、除外対象となった自己の土地・家で自己の用に供する者の為に公社が専地として提供した土地に係る公共部分（道路）を市が整備した。

款項	主要施策の名称	予算額	支出額	財源内訳	施設費の成績と説明
	防衛施設整備	7,0,063,000	7,0,026,689	国庫補助金 5,0,972,000 一般財源 1,9,054,689	上代伏屋線 演習場の演習訓練は、主として近隣市道及び里道を経由し、場内中心部を南北に通過し、信太1号線を利用していようとから一般交通と重複し、演習場の使用上大きな障害を生じ、演習場の整備計画に伴い信太1号線の代替道路を新設し、障害の緩和を計るものである。
(3) 河川水路費	河川水路改修	37,56,600	37,58,45,09	国庫補助 2,0,00,000 府補助金 2,0,00,000 市費 25,60,2,000 一般財源 7,93,2,509	近年宅地開発の急激化により、下排水の増大及び未改修水路により降雨時には溢水し、土砂くずれ等による災害を防止する為次のよう改修を行った。 南池田第1保育園移築用地進入路改修工事 工事長 幅尾川支流護岸工事 東松尾川河川改修工事 国府山直線水路整備工事
(4) 都市計画費	公園整備事業	212,559,000	211,227,770	生宅公園負担金 5,0,00,000 国庫補助金 9,20,00,000 府補助金 3,8,20,0,000 市費 6,70,2,6,000 一般財源 9,0,01,770	公園については、市民の生活環境の向上を中心として自然景観林地の保全、リクエーション等総合的な機能の発揮を計るよう各種用金に応じて保育園、地区公園等を継続的に配置、市民の利用に供するために計画がなされを計るもので51年度は用地買収を行った。 1. 肥子池公園 既成市街地和泉府中駅の西地区中心の近隣公園として計画されている肥子池公園について、本地塊に際し公園用地として取得する事となり本年度は用地買収を行った。 用地買取 556m ² 31,908,359 円 2. 池公園 和泉北部住宅地区改良事業実施に伴い、本公園を移転し近隣住民の憩の場とするため、本年度は次の事業を行った。

数 項	主要施設の名稱	予 算 額 円	支 出 額 円	財 源 内 訳 円
3.	王子西公園			
	本住区には子供の遊び場を得る空間がほとんどなく、児童の健康増進及び危険性の併存と併せ、住宅地の環境向上を図る必要性から本年度は次の事業を行った。			
	施設一式	7.270.000 円		
	用地買収	4.52 m ² 2899.4762 円		
	移転補償	1 戸 36.779.919 円		
4.	光明池公園			
	住宅公団の新住事業の進捗に合せ、本公司の事業化を行い、平地区の人口計画に対する想いの場を確保しようとするものであり、次の事業を住宅公団に実施した。			
	施設一式	8.718.000 円		
	用地買収	1.345.5 m ² 80.663.220 円		
新路事業	270,783,000	270,756,708	4,000,000 国庫補助金 15,160,000 府補助金 2,500,000 府振興補助金 11,000,000 市 債 35,400,000 一般財源 30,256,708	和泉中央総合事務所 和泉中央総合事務所 工事長 ℓ ~ 400 m 用地買収 2.316 m ² 物件補償 5件 委託料 8.041.000 円 光明池春木線南沿整備事業 工事長 ℓ ~ 255 m 泉大津阪本線街路整備事業 工事長 ℓ ~ 424 m 光明池1号線街路整備事業 工事長 ℓ ~ 239 m

款項	主要施策の名称	予算額	支出済額	財源内訳	施設事業の成果の説明
南大阪海岸北部流域下水道事業	6,187,500円	6,187,45,000円	市債	58,700,000円 一般財源 3,174,500 一般財源 3,174,500 一般財源 3,174,500	南大阪海岸北部流域下水道事業 昭和48年度より着手したものであります。 本年度は高石、泉大津幹線（管径1,600mm/m 延長260m）、和泉、泉大津幹線（管 徑800mm/m 延長194m）処理場の護岸工事317mを事業費1,005,000千円 で施行したものであり、国庫補助金、府補助金を差引いた一般財源を関係市町村（6市1 町）の負担割合により負担したものである。
浸水対策事業	27,536,000	27,426,205	国庫補助金 府補助金 市債	3,492,000 6,980,000 1,048,000	受水対策事業については、本市は公共下水道の整備が立遅れでいる現状において、市街地の 排水はほとんど從来の農業用水路に依存し排水されているが、そのほとんどが狭あいな水路 のため家庭からの汚水などが流入し、随所に停滞し環境衛生上憂慮されるものであり、とく に浸水被害の恐れのある箇所について将来公共下水道の雨水幹線として転用を計画し、排水 路の改修工事を行っているものである。
都市下水路	4,152,8,000	4,152,5,005	国庫補助金 府補助金 市債	1,620,0,000 3,550,0,000 1,650,0,000	都市下水路は、市街地の雨水を排除するため都市計画決定により市街地の岸前に上る浸水が 著しい地域について幹線下水路の整備をいたすものである。 1. 府中北幹線 和泉府中駅周辺は本市の中心市街地で、商店、住宅が急激に増加し都市化の進展が なされており、このほどが狭あいな在来水路の現状にあり、市街地の発展により 雨水の流出が増大し加えて生活汚水の流入のため水質が汚染され、豪雨時には浸水被

基 準	主要施策の名称	予 算 額	支 出 額	財 源 内 訳	施 策 の 成 果 の 説 明
				一般財源 5,275,000	苦により地区住民の生活環境が憂慮されるもので、本地区の排水を往来水路に依存することとは困難な現況に鑑み、本府中町の北地域4ヘクタールを貯留線において造水をなし、城尾川に放出すべく昭和49年度より本幹線排水路の計画をなし、継続事業として施工しているもので、本年度は推進工事により管渠渠造を行った。 管 径 2,000mm 延長 943.2m
(5) 住 宅 賃	公共下水道事業	11,892,000	11,891,153	負担金 11,767,000 一般財源 1,221,53	本事業は、新住宅市街地開発事業による日本住宅公団の施工による光明池田地(開発面積1,28ヘクタール、計画人口1,5,000人)の公共下水道であり、本年度もって開発地域内の下水道整備を完了する。
	和泉第3団地建設事業(42戸)	6,423,24,000	5,049,51,000	国庫補助金 22,848,4,000 府補助金 1,10,58,2,000 市 債 1,64,20,0,000 一般財源 785,000	和泉市北部第一住宅地区改良事業に基づく第三団地建設42戸のうち24戸については、5.1.11月末に完了、残り18戸についても5.2年11月末完成予定である。
	和泉第4団地建設事業(120戸)	3,071,4,06,000	1,490,67,0,161	国庫補助金 6,501,78,0,00 府補助金 3,75,64,3,0,0 市 債 4,64,80,0,000 一般財源 4,9,1,61	和泉市北部第一住宅地区改良事業に基づき第四団地として120戸を建設する計画であったが、一部買収が遅延し止むを得ず貯糞と泉原四団地Bブロックの40戸の建設に留まつた。5.2年11月末の完成予定である。

成 果 の 説 明						
款 項	主要施策の名称	予 算 額	支 出 額	財 源 内 訳	施 营 の 成 果	
⑤ 消 防 費	消防施設整備	27,892,000	27,849,816	国庫補助金 5,887,000 府補助金 6,76,000 起 價 1,039,000 一般財源 1,1,8,9,6,8,16	1. 消防ポンプ自動車 池田出張所の消防ポンプ自動車は昭和39年に配置しているが、老朽化により性能が低下していたので新規購入し更新をはかった。 2. 制縛タワー 職員の体力增强と救助技術訓練の向上をはかるため毎日訓練時に制縛タワーを使用し、体力及び訓練技術の向上をはかっている。 3. 小型動力ポンプ付機載車 本市は道路狭少のうえ、火災多発化の傾向にあり、火災時には山間部まで消防車が到着するまで相当な時間を要するため、山間部に消防機械力の増強をはかり自衛消防力の強化をはかった。	5,600,000円 4,400,000円 6,000,000円
				下ノ宮町　坪井町　三林	4. 防火水槽 過密地域で人口急増が激しく火災発生の危険性と被害甚大が予想されるにかわらず、消防水利は消火栓のみである。次の地図に水利の現状として防火水槽を設置した。 伯太町　1ヶ所 尾井町山の谷　1ヶ所 5. 消防器具革新設 老朽化、雨もれ等による機械器具等の保管管理をはがたね新設した。 小野田町　1ヶ所 下ノ宮町　2ヶ所 室堂町　2ヶ所	4,250,000円 1,950,000円 2,800,000円 3,750,000円 1,200,000円 2,550,000円
⑩ 教 育 費	(1)教育経費 同和地区就学奨励 同和地区教育推進補助	8,666,8,000	8,647,9,636	国庫補助金 2,593,5,860 一般財源 6,054,3,776	同和地区幼稚園就園奨励金 支給人員　55人 5,618,823円	

項 項	主要施設の名稱	予 算 額	支 出 額	財 源 内 訳	施 設 の 成 果 の 説 明
					同和地区小・中学校特別就学奨励金 支給人員 小学生 531人 中学生 180人 計 711人 3,145,880円
					同和地区高・大学修学奨励金 支給人員 高校生 92人 大学生 32人 計 124人 2,893,420円
					同和地区小・中学校教育推進補助金、全国同和教育研究会負担金、大坂同和教育研究会負担金、その他
					4,590,509円
(2)小学校費	幸小学校プール新設事業	7,145,0,00	7,144,888	国庫補助金 6,500,000 府補助金 1,246,000 市 債 3,941,8,000 一般財源 1,807,088	幸小学校には水泳プールが未整備な為、本年度において国庫補助を仰ぎ、足量の体力づくりにより一層の効果が發揮できるよう措置した。
					アルミ水泳プール 水面積 440m ² 2.5M×1.8M 6コース 1.15M×1.0M 小プール
					事業実施
					鶴山台南小学校整備事業
					鶴山台南小学校は、日本住宅公団が立替施行した校舎及び体育館を借用していたが、本年度國庫補助を仰ぎ繕修契約にもとづき借用物を買収したものである。
					事業実施 鉄筋コンクリート2階建 1,233m ² 普通教室 8 聴講室 1 鉄骨平家壁屋内運動場 667m ²

款項		主要施策の名称	予算額	支出額	財源内訳	施策の成果の説明
		輪台北小学校整備事業	7,674,100円	7,673,776円	国庫補助金 市債 一般財源	輪台北小学校は、日本住宅公団が立替施行した屋内運動場を借用していたが、本年度国庫補助を仰ぎ譲渡契約にもとづき借用建物を買収したものである。
		緑ヶ丘小学校整備事業	1,849,110,000円	1,849,038,844円	国庫補助金 市債 一般財源	緑ヶ丘小学校は、昭和51年度に2教室不足を感じたが、これの解消とあわせて替築台緑ヶ丘両団地の人居に伴なう生徒増加に対処すべく今年度において増築したものである。また、屋内運動場が未整備な為、今年度国庫補助を仰ぎ整備したものである。
(3) 中学校費		南松尾中学校改築事業	3,839,2,000円	3,837,8,2,338円	国庫補助金 市債 一般財源	南松尾中学校には、水泳プールが未整備な為本年度において国庫補助を仰ぎ生徒の体力づくりにより一層の効果が發揮できるよう措置した。
		信太中学校整備事業	1,01,651,000円	1,01,649,449円	国庫補助金 市債 人 工 一般財源	信太中学校は、日本住宅公団が立替施行した校舎を借用していたが、本年度国庫補助を仰ぎ譲渡契約にもとづき借用建物を買収したものである。

部 項	主要施策の名称	予 算 額	支 出 額	財 源 内 訳	施 施 策 の 成 果 の 説 明
	富秋中学校整備事業	824,655,000円	135,165,872円	国庫補助金 府補助金 市 債 一般財源 46,124,872	富秋中学校の校舎及び体育館建設事業に引き続き、本年度講堂及びプール建設を実施した。なお、講堂建設費については、工期の都合により建設費及び備品費の一部を繰越明許費として翌年度に繰越した。
(5) 社会教育費	池上遺跡用地買収事業	59,005,900円	18,6,5,8,1,3,6	起 債 18,6,5,0,0,0,0 一般財源 58,1,3,6	池上遺跡は約60万m ² にわたる広大な遺跡で、約2,000年前(弥生時代)の文化歴史を知る上でたいへん重要な意味を持つものであり、S51.4.2付をもって国(文化庁)より史跡指定されたものである。当市としても遺跡の保護、保存に力を入れており、史跡公園として保存する為土地公有化を計画し、昭和51年夏には12,368m ² を買収する予定であったが、買収困難な為やむを得ずS5.9.9m ² の買取となり、残りを翌年度へ繰り越した。
	(1) 災害復旧費 (1) 土木施設災害復旧	4,074,4,000円	38,8,76,2,6,5	国庫補助金 市 債 一般財源 18,5,29,8,2,1	集中豪雨のため道路崩壊が生じ、人車の運行に支障をきたし、これらの円滑を計る為次のとおり施行した。
					東松尾川河川災害復旧工事 栗原尾川河川災害復旧工事 幡尾川河川災害復旧工事 松尾川 国分倉ノ上線道路災害復旧工事 福源善正線道路災害復旧工事 東松尾川右岸河川災害復旧工事

施 管 の 成 果 の 説 明									
款 項	主要施策の名称	予 算 額	支 出 額	財 源 内 訳					
(2)農林水産施設災害復旧費	農林水産施設災害復旧費	6,759,000	6,655,676	府補助金 4,039,100 地元分担金 1,256,000	昭和51年に被災した農業用施設災害復旧事業 後回瀬所は次の通りである。				
市 債	工事名	災 害 発生年	事業量	受 益 面 積	受 益 戸 数	事 業 量	府補助金	地元分担金	市 債
一般財源	そば坂池	51	7.0m ²	2.2ha	17戸	670,000円			一般財源
	大 瀬 池	51	15.0	4.2	29戸	1,634,000			
	車 井 堀	51	12.0	1.2	8戸	2,932,000			
	寺 田 水 路	51	20.0	9.1	76戸	924,000	14,039,100	1,256,000	600,000
	黒 島 新 池	51	6.5	3.0	10戸	271,000			
	黒 島 石 地	51	6.0	3.0	10戸	60,000			
	計		66.5	22.7	150戸	6,611,000			

款項	主要施策の名称	予算額 円	支出額 円	財源内訳 円	施策の成績の説明																				
					年度末	年平均	概要																		
	国民健康保険事業	1,981,186,000	1,955,821,959	国庫支出金 1,230,892,221 府支出金 3,942,135,8	昭和51年度における国民健康保険事業運営の概要是次のとおりである。																				
				一般財源 685,508,380	1. 保険者数 年度末 4,1,761人 年平均 4,1,840人																				
					2. 世帯数 " 1,2,418世帯 " 1,2,398世帯																				
					3. 保険給付																				
					助産費を4,0,000円に葬祭費を10,000円に改正を行った。																				
					4. 保険給付の状況(実績)																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>年間件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>療養の給付</td> <td>224,284件</td> <td>1,657,899,923円</td> </tr> <tr> <td>療養費</td> <td>2,401</td> <td>1,2,374,529</td> </tr> <tr> <td>高額療養費</td> <td>2,892</td> <td>1,2,6,080,740</td> </tr> <tr> <td>助産費</td> <td>589</td> <td>2,2,560,000</td> </tr> <tr> <td>葬祭費</td> <td>218</td> <td>2,1,25,000</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>230,384</td> <td>1,821,040,192</td> </tr> </tbody> </table>					区分	年間件数	金額	療養の給付	224,284件	1,657,899,923円	療養費	2,401	1,2,374,529	高額療養費	2,892	1,2,6,080,740	助産費	589	2,2,560,000	葬祭費	218	2,1,25,000	計	230,384	1,821,040,192
区分	年間件数	金額																							
療養の給付	224,284件	1,657,899,923円																							
療養費	2,401	1,2,374,529																							
高額療養費	2,892	1,2,6,080,740																							
助産費	589	2,2,560,000																							
葬祭費	218	2,1,25,000																							
計	230,384	1,821,040,192																							

- 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の説明を願います。
- 市長（池田忠雄君） ただいま御上程をいただきました昭和51年度一般会計、国民健康保険事業特別会計、土地区画整理事業特別会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計の決算認定について御説明申し上げたいと存じます。

昭和50年11月24日付でもって、収入役職務代理者より昭和51年度一般会計並びに特別会計の決算が提出され、本市監査委員さんの審査を煩わしたところ、11月30日、別冊のとおり審査意見をちょうだいいたしました。

御承知のとおり、深刻な経済不況による危機が叫ばれる中で、公定歩合引き下げ、公共事業の促進等の景気刺激策がとられているところであります。経済回復は遅々として進まず、非常に厳しい現状に置かれているものでございます。

こうした厳しい状況のもとで種々経費を節減する半面、財源確保に最善の努力を重ねてまいりましたが、昭和51年度一般会計決算は、6億9,100余万円の実質赤字と相なった次第でございます。今後本市財政運営の健全化を促進するとともに、1日も早く赤字解消に向けて鋭意努力をいたすところでございます。

それでは、各会計ごとに決算の概要について御説明申し上げます。

まず一般会計でございますが、歳入総額167億6,921万8,000円、歳出総額170億3,484万6,000円、歳入歳出差し引き2億6,513万8,000円の形式赤字でございます。これに、すでに御承認をいただいております52年度への繰り越し財源4億2,651万4,000円を差し引きいたしますと、6億9,164万7,000円の実質赤字と相なる次第でございます。

次に、国民健康保険事業特別会計でございますが、歳入総額19億9,674万円歳出総額19億5,582万2,000円でございまして、これは老人医療無料化等による医療費波及増の国、府補助金の増額等により4,091万8,000円の黒字決算と相なる次第でございます。

続きまして、土地区画整理事業特別会計でございますが、前年度までの赤字額でございまして、1,178万円の歳入不足でございます。

最後に、住宅新築資金等貸付事業特別会計でございますが、本年度事業については未執行でございまして、歳入歳出ともございません。

以上が今回、認定をお願いする各会計の決算状況でございます。

何とぞよろしく御審議の上、御認定を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

- 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 2番（天堀博君） いずれ決算特別委員会で慎重審議されるものと思いますので、具体的なものは避けまして、総括的に2、3お伺いしたいと思います。

まず、公債費比率が年々増加してきているということで、この決算審査意見書によりまして、歳出全体に占める比率が9.5%ということで上昇しているわけです。これは一般質問の中でも明らかになっておりますように、52年度以降さらに増加していく傾向にある。こういうことでございます。経常収支比率等も増加傾向にある。

こういう点から見まして、和泉市の財政で起債の割合が今後、非常にふえていかなくてはならない時期ではないかと思うわけです。大きな起債残額の中で多額の割合を占めておりますのが、何といっても、当和泉市が現在、重点施策として行っている同和対策事業によるものでござります。この51年度決算から見て、一般事業というか、これから起債をなくしていくという形で極端にいっても、同和事業を今までどおりどんどん進めいくと、また、さらに同和対策特別措置法が延長されるという状況が生まれてきたりしますと、さらにこれが進んでいく。そういう状況の中で、起債の割合、額、その他についても慎重に考えていかなくてはならないときではないかと思います。

執行面でのいろんな内容についても、われわれも異存のあるところがありますが、具体的には決算委員会等で論議されると思いますので、その点は省きまして、財政全体を見ますと、いま、一考しなくてはならないときにしておるんじやないか。昨年の第4回定例議会でも質問をしましたけれども、いわゆる10条規定による還元というか、救済というか、これが非常に少ない額しか返ってこない、救済されない。

そういう面から見ても、特に51年度決算の中に、50年度からの繰越明許で行いました解放センターの建設、こういう大型のけたはずれに大きい建設等についても、今後十分考えていかなければならぬときじゃないかと思いますので、その点をお伺いしたい。

2点目は、その半面、公共料金引き上げ等による収入増があったということです。審査意見は述べられてますが、まだまだ自主財源の比率が30.4%と低い状態である。そういう点から、今後も市税を始めとする自主財源の強化が望まれるところだと出されておりますけれども、他方、そのような大規模な同和事業を行うことによる起債の増加並びに公債費率の高まる半面、どんどん公共料金引き上げによる市民負担増大、国保の会計でも、国保料金を引き上げたことによる黒字が単年度に出たと述べられております。自主財源の確保にはいろんな方法があろうと思いますが、私は1点だけ、いわゆる市民負担を増大していく、あるいはまた、いろいろ問題にもなっておりますが、たとえば固定資産評価方法についても行き過ぎ等も見られる状況だって生まれてくるという、あるいは生活保護家庭の関係のところから、その家族が勤めていた会社が倒産し、特徴であったのが、家庭に帰ってきたところからも市民税を徴収しにかかる状況だつて生まれる。

1市の職員が悪いとかどうとかではなく、市の基本姿勢そのものが、取れるところからは、どん

なところからでも取るという態度、そういう点、今後もう少し考えていただきたいと思いますが、お伺いしたい。

それから 8 つ目に、市税の収入未済額が大幅増加となっておりますけれども、その点の十分な原因、理由をお聞かせ願いたいと思います。

4 点目に、私は具体的な面に入りますが、1 昨日、土地処分の問題のときに、うちの直村議員 8.5% を市が取るという。そのときの助役の答弁では、年々農業関係の改良事業等の予算をふやしていってることでした。51 年度 180 万、52 年度も 180 万だったと思いますが、同じ額でふえてない。一般財源として入ってる分で、特別財源ではなく、どこへ使ってもいいものという、いつもの答弁ですが、そういう点ではお含みいただいているかどうか。私は決算委員ではございませんので、具体的な問題 1 点だけお聞かせ願いたいと思います。

以上 4 点、お伺いいたします。

○ 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。

○ 助役（坂口禮之助君） 私からお答えいたしたいと思います。

まず、過般来の一般質問の席上においてもいろいろ厳しい御批判をいただいておりますように、公債費率が年々増加傾向にあり、また、経常収支比率も非常に悪化してきているという。財政としては、最悪の状態に突っ込んできていることは、否めない事実でございます。これをいかにして立て直すかにつきまして、われわれはいま、懸命の努力をいたしまして、経常収支比率の改善を図るような、財政運営の構造面に立ち至るような改善策というものにも突っ込んでいかなければならない状態にきていると思われます。過去においては、何とか単年度の赤字を解消するため、臨時的な収入を図ること等に主眼を置いて今まで財政運営に当たってまいりましたけれども、そういう単年度収入を図ることもおのずから限界がございます。根本的な本市の行財政の構造改善を図ってくような、抜本的な施策を講じていかなければならぬと考えてございます。

こうした考え方を基本として、いわゆる借金財政と申しますか、起債の充当可能な事業については、起債を財源として積極的に事業を行っていくという考え方についても、十分反省し、検討していくかなければならないだろう。いわゆる今後の事業執行上、その事業内容は厳しく選択していくかなければならないだろう。このように考えておるわけでございます。

それから、公共料金等の引き上げによって、市民負担の増加によって、市の財政危機を回避していくという考え方を持っておるんじゃないかという厳しい御指摘でございますけれども、決して基本には、そのような考え方を持っています。固定資産の調査等につきましても、現在、担当部局が鋭意業務を扱っていただいてますが、やはり公平な税負担という角度から私たち

はとらえておるんでございまして、たまたま調査漏れとか申告漏れとかで、過去何年かにわたって課税されておらないという状況がたくさん発見されてまいりましたので、やはり課税対象物件を所有されている場合には、課税の対象にさせていただきたいという考え方でございます。決して重課税を課するためにやっておることではございませんので、その点ひとつ御理解願いたいと思います。

それから特徴等、会社に勤められておって、最近の不況のために会社が倒産し、特徴であれば給与から源泉徴収されるものが、普通徴収として一遍にかけなければならない。それらの税負担が、そこの家計に大きな影響を及ぼすことも当然、考慮に入れてございます。したがって、その場合には一応、普通徴収に切りかえは行いますけれども、納税相談を十分に受けていただき、従来の特別徴収と変わらない方法での分割納入等の措置も講じさせていただいてございます。

そのような基本的な考え方で、自主的な財源の中でも税等についての増収を図っていく考え方を持っていますが、決して重税を課していくという考え方ではございません。当然、自主財源の確保ということは、単にそのような細かいことのみに集中しておるような考え方ではございません。

最近、特に議論されております地方交付税の国税三税に対する32%の税率アップ等の問題は、声を大にして政府に厳しく陳情しておるようなことでございまして、決して天堀議員さんの御心配のそうした後ろ向きな考え方で市民負担の増加を図っていこうという考え方ではございませんので、その点ひとつ御理解賜りたいと思います。

なお、土地処分金の使途につきましては、一般財源として充当させていただいていることは事実でございます。しかし、ここ数年の経過を考えていだいたらおわかりいただけると思うんですが。単に農業基盤のための単独補助金等につきましては、仰せのとおり、そう急激な増加を図っておりませんが、各種ため池の修理関係あるいは農道の新設関係等、一連の農地対策等に対しまする市費負担はそれぞれ負担率を向上させ、できるだけそうした方面への還元策と申しますか、それを図っていく考え方で、これらの負担率の改善を図ってございます。ここ1、2年は、こういう財政事情でそれに対応する措置はとれず、現在、苦慮いたしておりますが、こうした考え方で、ため池等の処分金の地元還元というものも考えておるわけでございます。

以上、簡単ですが、答弁といたします。

○議長（柳瀬美樹君） 次。

○財務部長（宇沢清君） お答え申し上げます。

御承知の昭和51年度の決算状況で収入未済額が多い。いわゆる繊維不況による納税の遅延が主なものでございます。現在、大手企業についても2、3社延納している現状でございまして、51年度の分が52年度に収入されるという状況の中で、このような収入未済額が生じたわけで

ございます。

それとあわせまして、ただいま助役さんからも御説明申し上げましたとおり、倒産によって特徴から普通徴収に切りかわった場合、年度の5月末でそういう遅延が生じてくるという現状でございます。いずれ改めてその状況等につきましては、決算委員会で皆様方に御報告させていただきたいと思っております。

○ 2番（天堀博君） 公共料金の値上げ等で財政の危機を回避しようとするのではないかとの指摘に対して、そうじゃないんだということなんです。しかし、実質的には、この決算を見るにそういうことになってきてますし、52年度もいろいろ値上げをしました。市民にとっては、そうなっていると見られても、ある程度やむを得ない面があるんではないか。今度、53年度予算編成に向けられるわけですが、またまた3年連続公共料金値上げということになるんじゃないかなと懸念も一般にされているわけです。そうじゃないということであれば、ぜひそういう形の努力を高めていただきたい。

具体的な面は決算委員会で審議されるのでいいとして、農業関係では還元していってることですが、いろんな中身の問題がありますので、今後ともその点は含んでやっていただきたいと思うわけです。

収入未済額は、繊維業者等の倒産で支払いが遅延しているとか、特徴の関係の話も出されました。いま、不況で市民生活が大変なんです。そういう点では、先ほどの公共料金の問題も含めて相当考えていかなければならぬ。

基本的には経常収支比率もそうですが、起債の問題、これは特に指摘しましたが、同和事業に対する起債残が半分前後ということですので、その点での圧迫が非常に大きい。その点十分考えていていただかなければいかんと思う。具体的な点は決算委員会で審議されることを望まして、私の総括質問を終わらせていただきたいと思います。

○ 議長（柳瀬美樹君） 他に。

○ 13番（赤阪和見君） 2、3点お聞きします。細部にわたる点もあるかと思いますが、私は決算委員会に入っておりますので、ちょっとお聞きします。

第1点目に、不納欠損額が50年度761万円、51年度798万円と36万6,000円ふえてる。その他にも同じような額が出てますが、この不納欠損額は、大体どのような経路で、どのようにして起きていってるものか。

それと、国有提供施設等所在市町村助成交付金が5,000万円ほどあるわけですが、これは信太山自衛隊施設に係る交付金だと思いますが、この算定基礎について。また、これから増額をどのような経路でしているのか。

それと土木の関係ですが、唐国池田線の道路について、報告によりますと、47年度より継続事業の形でやっておりますけれども、900万円ほど補正予算で残されております。これは本当にやらなければならないと書かれておりますけれども、なぜ事業の進捗がおくれているのかという点。

また北信太駅前線。これも毎年度の事業繰り越しです。本当に理事者としてはどう考え、いかに対処していくかという点をお聞きしたい。

それともう1点。一般質問でも触れましたけれども、高額医療のことですが、生活保護費の中で58%が扶助費、医療費である。こういう点を考えても、やはり高額医療関係で非常に困っている人が多いんではないかということです。1人当たり5万7,000円になると思うんですが、行政の中で抜本的に考えていかなければ、保護費ばかりふえ、血の通った温かい行政はできないのではないか、そのように思うわけです。

細かくて申しわけないのですが、2、3点お答え願います。

○議長（柳瀬美樹君） 答弁。

○財務部長（宇沢清君） お答え申し上げます。

不納欠損額の状況でございますが、いわゆる決算審査の意見書にも明記させていただいております。いわゆる市民税、固定資産税が主たる不納欠損でございます。いわゆる市民税の場合には、毎年度御説明申し上げてるとおり、居所不明が大半を占めております。というのは、納付書を発送して市民税の課税の時点では、相当数居所不明件数が出ております。それから死亡あるいは生活保護に切りかわったものも約100名程度出ておるわけでございます。

固定資産税につきましては、倒産による所有権移転後の居所不明件数が最近、かなり出ております。それらを合わせまして、非常に固定資産税、市民税についても、年々、不納欠損額がふえてるのが現状でございます。

第2点目の国有提供施設の助成交付金でございますが、かねがね議員さん各位におかれましては、この基地交付金について中央官庁に御陳情いただきまして、52年度は7,100万円という額で、全国平均18.9%より和泉市は41.8%という高額な上昇率でいただいているわけでございます。本件につきましては、いわゆる財政収入額、財政需要額等の関連もありまして、自治省配分になっておりますが、少なくとも、やはり国有財産台帳額に匹敵する評価をもって固定資産税の税率の100分の1.4、それに見合すべく宅地評価をして基地交付税をいただくべく運動を展開中でございますので、その点御了承願いたいと思ってる次第でございます。

○議長（柳瀬美樹君） 次。

○建設部次長（森保君） お答え申し上げます。

御指摘の唐国池田線、北信太駅前線の関係でございますが、唐国池田線で919万6,000円の多額が消化できなかったという点がございます。1点には、用地買収の関係がございます。特に御指摘の47年より継続事業でございますが、1日も早く本路線を完成したい念願でございます。おわび申し上げます。

それと、北信太駅前線の関係でございますが、前々からの御指摘のとおりでございまして、引き続き50年度も繰り越しをやらなければならない、事故繰り越しの事態に立ち至ったわけでございます。本年度、ようやく明るい見通しが出てまいりました。測量に入ってございます。もうしばらく御猶予を願いたいと思います。

- 議長（柳瀬美樹君） 次。
- 市民部長（内田繁君） 生活扶助費の中で医療費が非常に多い。やはり低所得者に対する高額医療についての御指摘がございました。一般質問でも申し上げましたとおり、高額医療に対する何らかの救済方法が必要であるという時期がまいっておるということも理解しております。何らかの救済方法を考えるべく、現在、鋭意取り組んでおりますので、よろしくお願ひ申し上げます。
- 13番（赤阪和見君） 詳しくは委員会に付託、審議されると思いますが、細かい施策がされ制度ができても、全体的にその制度の活用、啓蒙という点に非常に問題があろうと思います。というのは、カーブミラー1つをとっても相当な設置個所がある。しかし、既存のカーブミラーは壊れてる、いがんでるというところから、そういう施策をとりながら、新しくどんどんつけながら後はほっぱり出し、そういうことでは困るわけです。そういう点も考え合わせて、これからの行政は、市民に奉仕するという立場でひとつしっかりとやっていただきたい。決算委員会に付託されると思いますので、どうか慎重審議よろしくお願ひしたいと思います。
- 議長（柳瀬美樹君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本件につきましては十分審議をお願いしたいと思いますので、本決算の審査につきましては決算審査特別委員会に付託し、閉会中も御審議をお願いしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。
- （「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 御異議ないものと認め、決算審査特別委員会に付託することに決します。決算委員の皆さんにはまことに御苦労でございますが、よろしくお願ひ申し上げます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次に日程第2「和泉市職員の給与に関する条例の1部を改正する条例制定について」を議題といたします。
議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第63号

和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和52年12月20日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

和泉市職員の給与に関する条例（昭和38年和泉市条例第16号）の一部を次のように改正する。
第13条第3項中「7,000円」を「8,000円」に、「2,200円」を「2,300円」に、「4,500円」を「5,000円」に改める。

第14条の3第1項中「10,500円」を「12,500円」に改める。

*別表第1及び別表第2を次のように改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の和泉市職員の給与に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、昭和52年5月1日から適用する。ただし、和泉市職員の給与に関する条例第14条の3の改正規定は、昭和53年1月1日から施行する。

(時間外勤務手当等の額に関する特例)

- 2 昭和52年5月1日から同年12月31日までの間の時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の額の算定に当たっては、和泉市職員の給与に関する条例第20条中「給料の月額」とあるのは、「和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和 年和泉市条例第 号）による改正がなかったものとした場合の給料の月額」とする。

(給与の内払)

- 3 職員が改正前の和泉市職員の給与に関する条例の規定に基づいて昭和52年5月1日以後の分として支給を受けた給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。

(委 任)

- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

理 由

一般職の国家公務員の給与改定に関して本年8月に行われた人事院の勧告その他諸般の情勢にかかるがみ、本市財政事情を考慮しつつ、本市の一般職の職員の給料月額を改定し、並びに扶養手当及び住居手当の額の改定を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第63号参考資料

和泉市職員の給与に関する条例の一部改正（案）新旧対照表

新	旧
(扶養手当)	(扶養手当)
第13条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。	第13条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。
2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。	2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。
(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）	(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
(2) 満18歳未満の子及び孫	(2) 満18歳未満の子及び孫
(3) 満60歳以上の父母及び祖父母	(3) 満60歳以上の父母及び祖父母
(4) 満18歳未満の弟妹	(4) 満18歳未満の弟妹
(5) 不具廃疾者	(5) 不具廃疾者
3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族については <u>8,000円</u> とし、同項第2号から第5号までの扶養親族のうち2人までについてはそれぞれ <u>2,300円</u> （職員に配偶者がない場合にあっては、そのうち1人については <u>5,000円</u> ）、他の扶養親族については1人につき <u>1,000円</u> とする。	3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族については <u>7,000円</u> とし、同項第2号から第5号までの扶養親族のうち2人までについてはそれぞれ <u>2,200円</u> （職員に配偶者がない場合にあっては、そのうち1人については <u>4,500円</u> ）、他の扶養親族については1人につき <u>1,000円</u> とする。
(住居手当)	(住居手当)
第14条の3 自ら居住する住宅の費用を負担している職員には、月額 <u>12,500円</u> （医療職給料表（一）の適用を受ける職員のうち規則で定めるものにあっては、月額 <u>2,000円</u> とする。	第14条の3 自ら居住する住宅の費用を負担している職員には、月額 <u>10,500円</u> （医療職給料表（一）の適用を受ける職員のうち規則で定めるものにあっては、月額 <u>2,000円</u> とする。

新	旧
00円)を超えない範囲内で住居手当を支給する。	00円)を超えない範囲内で住居手当を支給する。
<u>別表第1略</u>	<u>別表第1略</u>
<u>別表第2略</u>	<u>別表第2略</u>

- 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の説明を願います。
 ○ 市長公室長（西川喜久君） それでは、ただいま御上程をいただきました議案第63号「和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」の提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

人事院は本年8月9日、国家公務員法第28条及び一般職の職員の給与に関する法律第2条の規定に基づき、国会及び内閣に対しまして、一般職の国家公務員の給与を平均6.92%引き上げるよう勧告いたしました。国会及び内閣におきましてもこれを受けまして、このたび、関係法令の改正を行い、本年4月にさかのばって勧告どおり実施いたすべく措置をいたしました。

また、各地方自治体におきましても、これに準じて給与改定を行うべく、順次条例改正を行っております。本市におきましても、その勧告の趣旨、労働情勢等にかんがみまして、同勧告に準じ改定を行う必要がありますので、ここにこの条例案を御提案申し上げる次第でござります。

なお、本市財政事情を考慮いたしまして、給与改定の実施を本年5月に、手当の一部につきましては明年1月といたしております。

次に、その内容を説明申し上げます。

和泉市職員の給与に関する条例第13条第3項は、扶養手当の支給月額に関する規定でございまして、配偶者に係る者7,000円を8,000円に、配偶者以外の扶養親族に係る者2,200円を2,300円に、そのうち職員に配偶者がない場合の1人に係る者につきましては、4,500円を5,000円にそれぞれ収めようとするものでございます。

第14条の3の改正は、一般の職員の住居手当の最高支給限度月額1万500円を1万2,500円に改めようとするものでございます。

別表第1及び別表第2の改正は、行政職給料表及び医療職給料表(一)から(三)までを全面的に改正して、全職員の給料月額を改善するものでございます。

以上申し上げた給与改定を人事院のいわゆる官民給与比較方式により、その対象となる行政

職給料表適用職員について現行の給与を比較いたしますと、給料いわゆる本俸部分で6.18%、諸手当部分で0.16%、その他はね返り部分で0.51%、合計で6.85%となりまして、1人当たり平均1万950円の改善となるものでございます。

附則でございますが、第1項では、この条例は、公布の日から施行し、改正後の新条例の規定は、昭和52年5月1日にさかのぼって適用することいたしております。

第2項は、時間外勤務手当等の額の特例的な経過措置を定めるものでございます。時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の額は、給料月額が引き上げられると自動的に上がるべきものではございますが、本市財政事情等にかんがみまして、生活基本給的な性格が比較的小ないこれらの手当につきましては、本年12月末までの分は現行のまま据え置き、住居手当と同様に昭和53年1月からの改正をしようとするものでございます。

附則第3項は、昭和52年5月1日以降に支払われた給与は、新条例の規定による給与の内払とみなすもので、また、第4項では、新条例への切りかえのその他の細部については、市長が定めるものといたすものでございます。

以上、簡単でございますが、「議案第63号「和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」の提案理由並びにその内容の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 20番（田中包治君） 実は、この俸給表は非常に不親切だと思うんです。というのは、現在の給料と改定給料表がないから、第3者が見てもわからない。どないなってるのかね。これらが非常に問題があるのではないか。何かしら、隠れてものをするような印象を与えないだろうか。

もう1つは、附則の中で問題になってくるのは、給料の原則論からいって、俸給が改定になると、自動的に超金手当も当然、改定しなくてはならない。これらが非常に公共機関として問題が残ってくるのではないだろうかと考えるわけです。

もう1つ、そこらの問題を考えると、法的な問題についても問題点があるが、こういう金を始末して、そのわりに現在、ちまたに問題になっている自動昇格、そういう問題をどう処理しておるのかということです。特に和泉市と同じ泉佐野、貝塚等々との比較はどうなっておるのか、もう少し具体的に説明いただきたいと思います。

- 議長（柳瀬美樹君） 答弁。
- 市長公室長（西川喜久君） 確かに、第1点目の新旧対照表はつけておりませんで、非常に対比しにくい、わかりにくいくらいと思います。この点、おわび申し上げます。

私、先ほど御説明申し上げましたが、和泉市の平均のアップ率につきましては、行政職では給料のみでは9,884円になっております。

2点目の時間外手当についてもいろいろ経過がございまして、非常に財政の苦しい中、組合と再三にわたって折衝を続けてまいったわけでございますが、組合そのものにおいても、一定の財政の苦しさを御理解いただいた中で、時間外手当についてのはね返り分は、明年1月1日から実施するという協力をいただき、こういう来年1月実施にいたしたわけでございます。

定期昇給についての御質問でございますが、先ほど泉佐野市、貝塚との給与面はどうかという質問でございますが、これにつきましては、今回の人事院の勧告につきましては一定の協議もしてきた中で、大体のところ、同じような線で給与切りかえに踏み切ってまいったものでございます。

定期昇給については、今後、1年たてば、極端に申し上げて、日さえ並べれば1号俸上がっていいのではないかという含みのある質問かと受けとめておりますが、私どもとしては、非常に苦しい財政事情でございますので、できるだけ矛盾をなくしながら、信賞必罰主義をもって給与面についても当たってまいりたい、かように考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

○ 20番(田中包治君) 余りこういうことを言いたくありませんが、私が言っているのは、自動昇格制度をどう変えて、どうするかということです。超勤を来年からするというが、それ以外の給与の中で出るのではないかということです。これぐらいの金はね。超勤問題は、労使間で話すことではないと思う。本俸が上がれば、自動的に超勤手当も上がるようになります。月収に対して稼動日数で割った時間単位が超勤の1時間の単価です。そういう基準法にのっとらない方向でこの問題を処理してるので、これらに行政官庁として問題があるのではないかと言っている。あの方、それが正しい。労使間で決めたから正しいんだというんなら問題がある。

○ 市長公室長(西川喜久君) 私は、労使間で決めた云々とは申しておりません。やはり給与関係については、法的に定められている和泉市労働組合と協議の上、これは解決していくべきであると考えております。したがって、財政事情の苦しい実態を労働組合と話し合う中で、これは組合そのものについても苦しさを承知しており、一定の理解を求めた中で、諸手当については、1月ということにわれわれ理事者として決めたものでございます。よろしく御理解願いたいと思います。

○ 20番(田中包治君) 自動昇給は……。

○ 市長公室長(西川喜久君) 自動昇給とおっしゃるのは、定期昇給のことですか。

- 20番(田中包治君) 自動昇格はどうなってるかということです。おたくの言うのは昇給でしょう。昇格というのは等級の問題、職階が上ることを言ってる。
- 市長公室長(西川喜久君) 田中議員さんの御質問は、3等級から2等級にいくとかの場合だと思います。これは一定の規定がございまして、特に係長あるいは課長補佐あるいは課長とかへの昇格の場合は、一定の基準に基づきまして、単に年限がきたからどうのこうのというものではなく、いろいろ勤務状況なりを勘案する中で昇格をしております。
- 20番(田中包治君) 非常に話のポイントが違ってると思う。課長が部長になつたら上がるのにはあたりまえ、職階制ですからね。ところが、一般職員が一般職員なりでおつたら、5等級なら5等級。3等級なら3等級でしょう、それを上げていってるんです。これが自動昇格なんでしょう。こういう賃金はどれくらいあるんだ、どうしてるんだと聞いてる。私は昇給とか言ってない。自動昇格制度は、いま持ってるんでしょう。持つてなかつたら、持つてないと言って結構です。そうすれば、一般職員ならば、全部5等級であるということですね。もう結構です。
- 議長(柳瀬美樹君) 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、議案第63号を原案どおり可決決定いたします。

ここでお昼のため暫時休憩いたします。

(午前11時43分休憩)

(午前1時34分再開)

○議長(柳瀬美樹君) 午前に引き続き会議を再開いたします。

次に、日程第3「昭和52年度和泉市一般会計補正予算(第4号)」を議題といたします。
議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第64号

昭和52年度和泉市一般会計補正予算(第4号)

昭和52年度和泉市の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,653,567千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18,584,464千円とする。

2. 岁入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 既定の債務負担行為の追加及び変更は「第2表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 既定の地方債の追加及び変更は「第3表地方債補正」による。

(一時借入金の補正)

第4条 既定の一時借入金の借入れ最高額に1,000,000千円を追加し、一時借入金の借入れの最高額を4,000,000千円とする。

昭和52年12月20日提出

和泉市長 池田忠雄

第1表歳入歳出予算補正

(単位千円)

歳 入 款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 市 稅		4,134,215	135,773	4,269,988
1. 市 民 税		1,797,101	5,5426	1,852,527
5. 電 気 税		168,000	39,425	207,425
7. 特 別 土 地 保 有 税		70,140	40,922	111,062
3. 自動車取得税交付金		118,159	27,858	146,017
1. 自動車取得税交付金		118,159	27,858	146,017
4. 国有提供施設等所在市町村助成交付金		59,837	11,545	71,382
1. 市町村助成交付金		59,837	11,545	71,382
7. 分担金及負担金		257,857	46,4269	722,126
1. 分 担 金		226,26	2,521	25,147
2. 負 担 金		235,231	461,748	696,979
9. 国庫支出金		3,190,612	49,478	3,240,090
2. 国庫補助金		1,594,956	49,478	1,644,34
10. 府支出金		1,175,015	163,178	1,338,193
2. 府補助金		983,870	162,594	1,146,464

	3. 府委託金	8,1,157	5,84	8,1,741
11. 財産収入		2,5,1,961	2,6,3,171	5,1,5,1,32
2. 財産売払収入		2,5,0,2,08	2,6,3,171	5,1,3,3,79
12. 寄附金		3,0,0,00	2,1,0,00	5,1,0,00
1. 寄附金		3,0,0,00	2,1,0,00	5,1,0,00
14. 諸収入		2,6,3,0,6,20	2,6,4,6,95	2,8,9,5,3,15
4. 受託事業収入		5,3,5,00	4,0,7,60	9,4,2,60
5. 雑入		2,8,9,6,8,08	2,2,3,9,35	2,6,2,0,7,43
15. 市債		1,9,4,8,9,14	2,5,2,6,00	2,2,0,1,5,14
1. 市債		1,9,4,8,9,14	2,5,2,6,00	2,2,0,1,4,14
歳入合計		1,6,9,3,0,8,97	1,6,5,3,5,67	1,8,5,8,4,4,64

(単位千円)

2. 歳出

款項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費	1,6,6,2,86	8,3,72	1,7,4,6,58
1. 議会費	1,6,6,2,86	8,3,72	1,7,4,6,58
2. 総務費	1,7,5,9,2,68	1,1,2,9,04	1,8,7,2,1,72
1. 総務管理費	1,1,7,6,8,49	2,6,4,69	1,2,0,3,3,18

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2. 徴 稅 費	2 5 5,3 6 6	4 7,5 7 7		3 0 2,9 4 8
3. 戸籍住民基本台帳費	1 0 1,3 3 8	2 9,4 5 0		1 3 0,7 8 8
4. 選 举 費	3 5,8 0 0	2,5 5 9		3 8,3 5 9
5. 統 計 調 査 費	8,7 8 0	3 8 0		9,1 1 0
6. 監 査 委 員 費	1 0,6 7 6	2,2 8 2		1 2,9 5 8
7. 同 和 対 策 費	1 7 0,4 5 9	4,2 8 7		1 7 4,6 9 6
8. 民 生 費	4,3 2 8,4 9 3	1 1 7,4 4 3		4,4 4 5,9 3 6
1. 社 会 福 利 費	1,4 2 0,1 4 6	5 5,1 4 5		1,4 7 5,2 9 1
2. 尼 童 福 利 費	1,6 7 2,9 0 0	5 5,2 5 2		1,7 2 8,1 5 2
3. 生 活 保 護 費	1,2 3 3,5 3 5	7,0 4 6		1,2 4 0 5 8 1
4. 衛 生 費	1,2 2 2,9 7 8	1 1 2,5 9 8		1,3 3 5,5 7 1
1. 予 防 衛 生 費	2 9 9,1 2 0	9 9,7 4 4		3 9 8,8 6 4
2. 環 境 衛 生 費	8 6 1,5 2 7	1 0 2 8 8		8 7 1,8 1 5
3. 墓 地 管 理 費	3 8,1 1 1	2,5 6 1		4 0,6 7 2
5. 勤 動 費	6 7,8 8 5	5,4 2 6		7 3 3,1 1
1. 失 業 対 策 費	6 7,8 8 5	5,4 2 6		7 3 3,1 1
6. 農 林 水 產 業 費	2 0 8,2 6 3	6 7,8 6 5		2 7 5,6 2 8

1.	農業費	2 0 4.4 4 7		6 5.3 5 5		2 6 0.8 0 2
2.	林業費	3.8 1 6		2.0 1 0		5.8 2 6
7.	商工費	1 5 1.7 5 2		2 5.0 4 7		1 7 6.7 9 9
8.	土木費	1 5 1.7 5 2		2 5.0 4 7		1 7 6.7 9 9
1.	土木管理費	2.8 8 7.4 1 8		2 8 2.9 3 5		3.1 7 0.8 5 8
2.	道路橋梁費	1 8 2.7 7 7		3.6 4 8		1 8 6.4 2 5
3.	河川水路費	5 5.6 7 1		7 8.8 2 4		4 5 2.8 5 5
4.	都市計画費	8 9 2.1 2 1		1 8 9.0 7 8		5 8.0 0 1
5.	住宅費	1.4 8 2.8 1 8		9.0 6 0		1.4 4 1.8 7 8
9.	消防費	8 8 0.4 0 2		4 4.3 3 0		4 2 4.7 3 2
1.	消防費	8 8 0.4 0 2		4 4.3 3 0		4 2 4.7 3 2
10.	教育費	2.8 1 8.9 6 2		8 5 2.8 5 7		3.1 7 1.8 1 9
1.	教育総務費	2 9 2.7 3 4		4 7.6 2 2		3 4 0.3 5 6
2.	小学校費	1.2 5 4.7 0 3		1 3 3.4 1 2		1.3 8 8.1 1 5
3.	中学校費	5 4 3.4 2 5		1 2 8.4 6 0		6.7 1.8 8 5
4.	幼稚園費	8 0 9.6 7 5		2 2.5 1 1		3 3 2.1 8 6
5.	社会教育費	4 0 4.7 4 3		2 0.1 7 8		4 2 4.9 2 1

款	項	補正前の額	補正額	計
11. 災害復旧費	6. 保健体育費	13,682	674	14,856
	2. 農林水産施設費	5,303	1,147	6,450
12. 公災費			1,147	1,147
	1. 公債費	1,981,684	61,600	2,043,284
13. 諸支出金				
	1. 開発公社貸付金	2,072,03	461,548	668,751
歳出合計				55,154,8
		16,930,897	1,653,567	18,584,464

第2表 債務負担行為補正

事項	期間	限度額
鶴山台南小学校増築事業	昭和5.2年度	88,050
	昭和7.7年度	

第3表 地方債補正

起債の目的	前 方 法						後 方 法					
	限度額	起債の法	利率	起債の法	限度額	起債の法	利率	起債の法	限度額	起債の法	利率	起債の法
水路整備事業	23,500	普通貸 借	10.0	普通貸 借	25	3	8.3	普通貸 借	25,200	又は 証券發 行	2.5	3
環境改善事業	26,300	同 上	11.0	同 上	25	3	同 上	51,400	同 上	8.3	25	3 同 上

左記の範囲内において借入に融通条件が異なる場合その他の条件に従うことができる。但し財政の都合により償還期間及び据置期間を短縮し若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

左記の範囲内において借入に融通条件が異なる場合その他の条件に従うことができる。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債方法	利率	賃貸区分	金利	償還方法	起債方法	償還方法
都市計画事業	104,800	同上	10.0	同上	年以内	年以内	年以内	年以内
消防施設整備事業	9,800	同上	10.0	同上	2.5	3	同上	同上
業務教育施設整備事業	646,548	同上	8.3	同上	2.5	3	同上	同上
借換債	143,000	同上	8.3	同上	1.7	5	同上	同上
児童福祉施設整備事業								同上
合計	1,948,914						3,201,514	

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

科 目	改正前の額	補 正 額	計	節 分 金		説 明
				区	分	
①市 稅	4,134,215 千円	135,773 千円	4,269,988 千円			平成
(1) 市 民 稅	1,797,101	55,426	1,852,527			
1. 個 人	1,577,955	53,547	1,631,502	1. 現年度課税分	53,547	現年度課税分追加
2. 法 人	219,146	1,879	221,025	2. 滞納繰越分	1,879	滞納繰越分追加
(5) 電 気 稅	168,000	3,942.5	207,425			
1. 電 気 稅	168,000	3,942.5	207,425	1. 現年度課税分	39,425	現年度課税分追加
(7) 特 別 土 地 保 有 稅	70,140	4,092.2	111,062			
1. 特 別 土 地 保 有 稅	70,140	4,092.2	111,062	1. 現年度課税分	39,658	現年度課税分追加
③自動車取 得 税 交 付 金	118,159	27,858	146,017			
(1)自動車取 得 税 交 付 金	118,159	27,858	146,017			
1.自動車取 得 税 交 付 金	118,159	27,858	146,017	1. 自動車取 得 税 交 付 金	27,858	自動車取 得 税 交 付 金追加
④国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	5,983.7	115,45	71,382			

科 目	改 正 前 の 額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
(1)国有提供施設等所在市町村助成交付金	59,837	11,545	71,382			
1.国有提供施設等所在市町村助成交付金	59,837	11,545	71,382	1. 国有提供施設等所在市町村助成交付金	11,545	自衛隊施設にかかる交付金追加
⑦分担金及負担金	25,7857	4,64269	72,2126			
(1) 分 担 金	22,626	2,521	25,147			
1.農林水産業費分担金	22,626	2,295	24,921	1. 農業費分担金	2,295	農道整備事業分担金追加
2.災害復旧事業費分担金						土地改良調整事業分担金追加
(2) 負 担 金	285,231	461,748	696,979	1. 災害復旧事業費分担金	2,26	園芸団地整備事業分担金 1,060
2.農林水産業費負担金	1,575	200	1,775	2. 山地崩壊事業費負担金	200	山地崩壊事業負担金

3. 土木費 負担金	8,300 0	4,61,548	5,44,548	1. 都市計画費 負擔金	4,61,548	公園用地購入事業負担金
⑨ 国庫支出金	3,180,612	4,94,78	3,24,009 0			
(2) 国庫補助金	1,594,956	4,947 8	1,644,484			
4. 土木費 国庫補助金	1,256,279	3,8,532	1,294,811	4. 環境改善施設 整備費補助金	3,8,532	地区内道路整備事業 補助金追加 4,000 細街路整備事業 補助金追加 8,45,32
5. 消防費國庫 補助金	3,309	7,460	10,769	1. 消防費補助金	7,460	化学消防自動車購入費 補助金
6. 教育費 国庫補助金	2,53,799	3,486	2,57,285	1. 小学校費 補助金	1,030	要保護、準要保護兒童 援助費補助金追加 375
				2. 中学校費 補助金	1,331	要保護、準要保護兒童 給食費補助金追加 655
				4. 社会教育費 補助金	1,125	要保護、準要保護生徒 援助費補助金追加 718 要保護、準要保護生徒 給食費補助金追加 618
⑩ 府支出金	1,175,015	1,631,78	1,338,193			
(2) 府補助金	983,870	1,62,594	1,146,464			

科 目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	区分分金額 千円		説明
				1. 保険衛生費 補助金	89,640	
3. 衛生費 補助金	25,052	89,640	114,692	1. 保険衛生費 補助金	89,640	病院事業補助金追加 予防接種による死亡 弔慰金補助金 1,500
4. 農林水産業 府補助金	61,991	54,119	116,110	2. 農業補助 費 金	2,120	農道整備事業補助金追加 土地改良調整整備事業 補助金追加 450 1,670
				3. 農業振興費 補助 金	48,469	園芸田地整備事業補助金 追加 農業構造改善事業補助金 追加 3,758 溫州みかん摘果推進事業 補助金 2,362 溫州みかん改植等促進緊 急対策事業補助金 5,475
						都市農業近代化事業補助 金 100 農業振興地域整備促進費 地 域農業後継者対策事業 補助金 2,500 水田整備補助金 1,850 畜産經營整備事業補 助金
				5. 畜産業補助 費 金	1,930	
				6. 山地崩壊 事業補助金	1,600	山地崩壊事業補助金

6.府 土 費 補 助 金	451,164	1,6428	467,592	3. 環境改善整備事業補助金	1,4428	地区内道路整備事業補助金追加 7,730
						細街路整備事業補助金追加 6,698
11.消 防 補 助 金		1,670		4. 都市計画費 補助金	2,000	松尾寺公園整備事業補助金
				1. 消防費 補助金	1,670	積載車購入費補助金 1,200 ヘリコプター運営補助金 470
12.災害復旧費 補助金						池の谷池災害復旧事業補助金
(3) 府 委 託 金	8,1157	584	8,1741		737	
3.農林水産業 費 府 委 託 金		227		1. 農業振興費 委託金		
4.土 木 費 府 委 託 金		357		2. 都市計画費 委託金		水田総合利用事務委託金 ダイヤモンドトレール清掃及 び除草委託金 157
(1) 財 產 收 入	251,961	263,171	515,182			都市計画基礎調査委託金 200
(2) 財 產 売 払 入	250,208	263,171	513,379			
2.不動産売 払 入	250,158	263,171	513,329	1. 土地建物売払 入 収	263,171	土地売払収入追加

科 目	補 正 前 の 額	補 正 額	合 计	節 分 金 領		記 明
				区 分	金 領	
(2) 寄 附 金	30,000	21,000	51,000			円
(1) 寄 附 金	30,000	21,000	51,000			
1.一般寄附金	30,000	21,000	51,000	1. 一般寄附金	21,000	一般寄附金追加
(3) 諸 収 入	2,630,620	2,64,695	2,895,315			
(4) 受 託 事 業 入	53,500	40,760	94,260			
1.土木費受託 事業収入	53,500	12,500	66,000	1. 都市計画費 受託収入	12,500	物々池水路整備事業受託 事業収入
2.民生費受託 事業収入		28260	28,260	1.保育費 施設整備受託収入	28,260	保育所用地等造成事業受 託収入
(5) 雜 入	2,896,808	2,23,935	2,620,743			
1.雑 入	2,396,808	2,23,935	2,620,743	4. 雜 入	223,935	和泉市中央丘陵農業關係 現況調査委託収入
					3,000	風疹予防接種実費収金
					300	消防団員退職報償金追加
					1,500	公園等整備事業収入
					10,670	〔仮称〕光明台第一小学校、中学校整備事業収入
					20,6923	鶴山台南小学校整備事業 収入
					1,42	

(15) 市 債	1,948,914	2,52,600	2,201,514			
(1) 市 債	1,948,914	2,52,600	2,201,514			
2. 民 生 債	1,2,378	2,000	1,4,378	5. 兒童福祉施設債 6. 整備事業債	2,000	あさひ保育園整備事業債
4. 土 木 債	6,68,900	1,82,500	851,400	3. 水 路 整 備 債 4. 環境改善道路債 5. 都 市 計 画 債	1,700	水路整備事業債追加
						地区内道路整備事業債追加 5,800 細街路整備事業債追加 19,800
5. 消 防 債	9,300	4,800	1,360,00	1. 消防施設整備債	1,800	松尾寺公園整備事業債 1,800
6. 教 育 債	85,72,48	2,200	859,448	1. 小 学 校 債	2,200	南大阪湾岸北部流域下水道整備事業債 153,900
8. 借 換 債	1,43,000	61,600	204,600	1. 借 換 債	61,600	借換債追加
歳 入 合 計	16,930,897	1,653,567	1,858,4464			

2歳出

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節	説明
				国府支出金	特定財源	その他		
① 議会費	166,286	8,372	174,658				8,372	
(1) 議会費	166,286	8,372	174,658				8,372	
1. 議会費	166,286	8,372	174,658				8,372	
〔2〕事務局費	42,369	8,372	50,741				8,372	給与改定等による追加
② 総務費	1,759,268	112,904	1,872,172				3.職員当	3,979 給与改定等による追加
(1) 総務管理費	1,176,849	26,469	1,203,318				4.共済費	900 給与改定等による追加
1. 一般管理費	856,178	11,827	86,8005					
〔1〕給与費	790,542	9,127	799,669				8,000	109,904
〔2〕秘書費	7,544	2,700	10,244				9,127	23,469
							11,827	
							9,127	2,116 給与改定等による追加
							3.職員当	6,657 給与改定等による追加
							4.共済費	854 給与改定等による追加
							2,700	18 優品購入費
								2,700 自動車等購入費

5. 財産管理費	48,938	11,160	57,498				11,160							
(1) 財産管理費	25,077	11,160	36,237				11,160	15.工事請負費	4,990	普通財産(建物)除却等工事費				
								17.公有財産購入費	6,170	用地購入費				
6. 企画費	2,558	3,000	5,558				3,000							
(1) 総合計画費	1,170	3,000	4,170				3,000	9.旅費	90	府内旅費追加				
								11.需用費	190	○消耗品費追加 80 ○印刷製本費追加 110				
								14.委託料	2,700	中央丘陵農業関係現況調査委託料				
								15.備品購入費	50	庁用備品購入費				
8. 交通安全費	3,173	482	3,655					482						
(1) 交通安全費	3,173	482	3,655					482	11.需用費	150	○和泉府中駅前自転車移動整備にかかる消耗品費追加			
								14.及賃借料	182	自動車借上料				
(2) 税費	255,366	47,577	302,943					15.工事請負費	150	自転車置場整地工事費				
								47,577						

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節	説 明
				特定財源	一般財源	その他		
1. 税務総務費	179,720	47,577	227,297	国府支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	47,577	
[1] 給与費	178,922	47,577	226,499				47,577	給与改定等による追加
(3) 戸籍住民基本賃帳台帳費	101,338	29,450	130,788				3.職員当 6,408	給与改定等による追加
1. 戸籍住民基本賃帳台帳費	97,387	29,450	126,837				29,450	
[1] 給与費	88,394	29,450	117,844				29,450	給与改定等による追加
(4) 選舉費	35,800	2,559	38,359				2,559	
1. 選舉管理委員会費	35,800	2,559	38,359				2,559	
[1] 給与費	18,349	2,559	20,908				2,559	給与改定等による追加
							3.職員当 4.共済費	給与改定等による追加
							1,081	給与改定等による追加
							227	給与改定等による追加

(5) 統計調査費	8,780	330	9,110			330		
1. 総務費	8,780	330	9,110			330		
〔1〕給与費	4,434	330	4,764			330	2.給料	159
							3.職員手当	145
							4.共済費	26
(6) 監査委員費	10,676	2,282	12,958			2,282		
1. 監査委員費	10,676	2,282	12,958			2,282		
〔1〕給与費	9,393	2,282	11,675			2,282	2.給料	1,319
							3.職員手当	731
							4.共済費	232
(7) 同和対策費	170,459	4,237	174,696			4,237		
1. 同和対策費	106,238	4,237	110,475			4,237		
〔1〕給与費	31,746	4,237	35,986			4,237	2.給料	2,436
							3.職員手当	1,384
							4.共済費	417
③ 民生費	4,328,493	117,443	4,445,936		2,000	28,260	87,183	

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			説明	
				特定期財源		一般財源		
				国府支出金	地方債			
(1) 社会福祉費	1,420,146	55,145	1,475,291	千円	千円	55,145	千円	
1 総務費	186,336	42,508	228,839	千円	千円	42,508	千円	
〔1〕給与費	124,738	42,508	167,241	千円	千円	42,508	千円	
9. 国民年金費	826,729	12,642	839,371	千円	千円	12,642	千円	
〔1〕給与費	38,231	12,642	50,873	千円	千円	12,642	千円	
(2) 児童福祉費	1,672,900	55,252	1,728,152	千円	千円	55,252	千円	
3. 保育所費	1,369,071	52,287	1,421,358	千円	千円	2,000	千円	
〔1〕給与費	1,113,980	9,491	1,123,471	千円	千円	2,000	千円	
〔2〕保育管理費	288,291	12,536	250,827	千円	千円	12,536	千円	
							臨時保母賃金追加	

〔3〕維持費	16,800	2,000	18,800		2,000		2,000	15.工事請負費	2,000	常緒工事費追加
〔4〕今福团地園内保育等造用地事業費 成事業		28,260	28,260			28,260		13.委託料	1,260	測量設計委託料
4.母子寮費	7,886	2,965	10,851				2,965	15.工事請負費	27,000	造成工事費
〔1〕給与費	4,315	2,965	7,280				2,965	2.給料	1,633	給与改定等による追加
								3.職員手当	1,051	給与改定等による追加
								4.共済費	291	給与改定等による追加
(3)生活保護費	1,233,585	7,046	1,240,581				7,046			
1.生活保護費	64,244	7,046	71,290				7,046			
〔1〕給与費	28,505	6,046	34,551				6,046	2.給料	1,056	給与改定等による追加
								3.職員手当	4,882	給与改定等による追加
								4.共済費	158	給与改定等による追加
〔2〕生活保護費	35,739	1,000	36,739				1,000	20.扶助費	1,000	生活保護歯科診療に対する扶助費
④衛生費	1,222,978	112,593	1,335,571	89,640		300	22,653			
(1)予防衛生費	299,120	99,744	398,864	89,640		300	9,804			

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節			明 説
				国府支出金	地方債	その他の 一般財源	区分	金額		
1. 予防衛生費	181,420	96,984	278,384	88,140			8,824			追加
[1] 給与費	71,258	8,824	80,082				8,824	2.給料	4,814	給与改定等による追加
								3.職員当	3,207	給与改定等による追加
								4.共済費	808	給与改定等による追加
[2] 予防衛生費	104,683	88,140	192,823	88,140				19.補助及 交付金	88,140	病院事業補助金追加
2. 予防費	117,700	2,780	120,480	1,500			300	980		
[3] 各種予防費	20,946	2,780	23,726	1,500			300	980	11.雑用費	780 o 医薬材料費追加
									補償費 22.賠償及賠 償金	2,000 予防接種による死亡弔 慰金
(2) 環境衛生費	861,527	10,288	871,815					10,288		
1. 環境衛生費	130,752	10,288	141,040					10,288		
[1] 給与費	128,536	10,288	138,824					10,288	2.給料	2,610 給与改定等による追加
								3.職員当	7,369 給与改定等による追加	
								4.共済費	309 給与改定等による追加	

(3) 墓地管理費	38,111	2,561	40,672			2,561		
1. 墓地火葬場 費	38,111	2,561	40,672			2,561		
[1] 給与費	17,777	2,561	20,338			2,561	2.給料	537 約与改定等による追加
						3.職員當	1,909 約与改定等による追加	
						4.共済費	115 約与改定等による追加	
⑥ 労働費	67,885	5,426	78,311			5,426		
(1) 失業対策費	67,885	5,426	78,311			5,426		
1. 失業対策費 総	22,199	5,426	27,625			5,426		
[1] 給与費	22,199	5,426	27,625			5,426	2.給料	1,912 約与改定等による追加
						3.職員當	3,187 約与改定等による追加	
						4.共済費	327 約与改定等による追加	
⑥ 農林水産業費	208,263	67,365	275,628	54,346	2,495	10,524		
(1) 農業費	204,447	65,355	269,802	42,746	2,295	10,314		
1. 農業委員費	18,787	934	19,671			934		
[1] 給与費	14,387	934	15,321			3.職員當	177 約与改定等による追加	
						4.手	654 約与改定等による追加	

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			説 明
				国府支出金	地方債	その他 項	
2. 農業総務費	58,933	1,528	60,461				4. 共済費 △910 給与改定等による追加
〔1〕給与費	53,800	1,528	60,328				1,528
3. 農業振興費	42,593	56,318	98,911	48,696		1,060	6,562
〔1〕農業振興費	8,205	13,136	21,341	10,866		1,060	1,210 8.報償費 水田総合利用対策現地 確認報償費 200
							9.旅費 64 府内旅費追加
							11.需用費 708 ○消耗品費追加 504 ○印刷製本費追加 204
							15.工事費 5,300 園芸圃地 整備工事費
							負担金 19補助及 交付金 6,864 園芸圃地整備事業補助 △910 金更正減 温州みかん 楠果進事 業補助金 2,199 温州みかん改植等促進 緊急対策事業補助金 5,475

								都市農業近代化事業補助 助金 100
[3] 農業構造改善事業費	31,870	42,682	74,352	37,580		5,102	19.補助金及交付金	大池多目的防除施設補助 金 42,075
[5] 農業後継者対策事業費			500	500	250	250	8.報償費	農業経営整備事業補助金 607
4. 畜産業費	569	2,816	2,885	1,930		9.旅費	9.旅費	講師謝礼 72
[2] 一般畜産費	84	2,816	2,400	1,930		11.需用費	11.需用費	○消耗品費 70 ○印刷製本費 200
5. 農地費	88,615	4,259	87,874	2,120	1,235	14.使用料及賃借料	14.使用料及賃借料	自動車借上料 140
[1] 農道費	4,151	900	5,051	450	135	15.工事請負費	15.工事請負費	畜産経営環境整備事業 補助金 2,816
[4] 土地改良調整事業費	1,007	3,359	4,366	1,670	1,100	11.需用費	11.需用費	○消耗品費追加 10 ○印刷製本費追加 26
						15.工事請負費	15.工事請負費	河原田池等防護工事 費追加 3,301

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節	説 明
				国府支出金	地方債	その他	一般財源		
(2) 林業費	3,816	2,010	5,826	1,600		200	210		大坂府土地改良組合会員負担金追加
2. 林業事業費	3,508	2,010	5,518	1,600		200	210		
〔2〕山地崩壊事業費		2,010	2,010	1,600		200	210	11.需用費	印刷製本費
⑦ 商工費	151,752	25,047	176,799				25,047	15.工事請 16.負賃	2,000 山地崩壊整備工事費
(1) 商工費	151,752	25,047	176,799				25,047		
1. 商工総務費	58,854	25,047	83,901				25,047		
〔1〕給与費	58,854	25,047	78,401				25,047	2.給 3.職 4.共濟費 手當	13,242 給与改定等による追加 9,440 給与改定等による追加 2,856 給与改定等による追加
⑧ 土木費	2,887,418	282,935	3,170,353	55,317	182,500	12,500	32,618		
(1) 土木管理費	122,777	3,648	136,425				3,648		

1. 土木総務費	132,777	3,648	136,425				3,648		
〔1〕給与費	128,948	3,648	122,596				3,648	2.給料	692
							3.職員當	2,622	給与改定等による追加
							4.共済費	384	給与改定等による追加
(2) 道路橋梁費	374,031	78,824	452,855	52,960	25,100		764		
環境改善施設整備事業費	130,324	78,157	208,481	52,960	25,100		97		
地区内道路整備事業費	100,314	17,609	117,923	11,780	5,800		79	2.給料	1,350
〔1〕							3.職員當	955	一般職給
							4.共済費	240	職員手当
							9.旅費	56	三共済
							11.需用費	303	府内旅費追加
							12.委託料	5,043	○消耗品費 150
									○印刷製本費 153
							13.委託料	5,043	測量及び設計委託料追加
							14.工事請負費	2,209	道路整備工事費追加
							15.備品購入費	150	工事用備品購入費

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				國府支出金	地方債	その他の一般財源			
[2] 細街路整備事業費	30,010	60,548	90,558	41,230	19,300		18	11.需用費	37 °印刷製本費
							15	工事請負費	1,073 道路整備工事費追加
							17	公有財産購入	50,908 道路用地購入費追加
							22	補償補償及賠償費	8,535 物件補償費追加
5. 防衛施設整備事業費	94,187	667	94,854				667		
[1] 上代伏屋線整備事業費	94,187	667	94,854				667	2.給料	123 給与改定等による追加
							3	職員手当	525 給与改定等による追加
							4	共済費	19 給与改定等による追加
(3) 河川水路費	55,671	2,330	58,001		1,700		630		
3. 水路費	37,430	2,330	39,760		1,700		630		
[1] 水路費	37,430	2,330	39,760		1,700		630	15.工事請負費	2,330 水路改修工事費追加
(4) 都市計画費	892,121	189,073	1,081,194	2,357	155,700	12,500	18,516		
1. 都市計画費 総務	62,511	4,336	66,847	200			4,136		

[1] 給与費	57,486	4,136	61,622			4,136	2.給料	1,671 給与改定等による追加
							3.職員当	2,053 給与改定等による追加
							4.共済費	412 給与改定等による追加
[3] 都市計画務費	4,923	200	5,123	200		13.委託料	200 都市計画基礎調査委託料	
2.公園費	386,887	8,657	395,484	2,157	1,800		4,700	
[1] 公園管理費	6,053	4,257	10,210	157		4,100	13.委託料	1,157 測量等委託料 1,000 ダイヤモンドトレイル清掃及除草委託料 157
							15.工事請負費	3,100 フェンス設置工事費追加
松尾寺公園整備事業費	〔8〕	4,400	4,400	2,000	1,800		600	15.工事請負費 4,400 公園整備工事費
4.下水道総務費	94,928	162,075	257,003		153,900		8,175	
[1] 下水道総務費	94,928	162,075	257,003		153,900		8,175	19.負担金 102,075 南大阪湾岸北部流域下水道事業負担金
5.浸水対策費	55,811	14,005	69,816		12,500		1,505	
[1] 懸ヶ池水路整備事業費	35,600	14,005	49,605		12,500		2.給料	1,803 給与改定等による追加
							3.職員当	530 給与改定等による追加
							4.共済費	312 給与改定等による追加

科 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			説 明
				国府支出金	地方債	その他の一般財源	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
(5) 住 宅 費	1,432,818	9,060	1,441,878			9,060	
2. 住宅建設費	1,404,360	9,060	1,413,420			9,060	
〔1〕(仮称) 和泉第4団地 建設費	1,404,360	9,060	1,413,420			9,060	1.報 酬 1,140 非常勤嘱託員報酬
⑨ 消 防 費	380,402	44,380	424,723	9,130	4,300	1,500	2.給 料 2,974 給与改定等による追加
(1) 消 防 費	380,402	44,380	424,723	9,130	4,300	1,500	3.職 員 当 4,402 給与改定等による追加
1. 常備消防費	333,551	26,540	360,100	470		26,079	4.共済費 544 給与改定等による追加

[1] 給与費	312,086	26,549	338,635			26,549	2.給料	11,502	給与改定等による追加
2. 非常備費	21,936	2,281	24,217		1,500	781	3.職員当手	13,277	給与改定等による追加
[1] 消防団費	21,936	2,281	24,217		1,500	781	4.共済費	1,770	
3. 消防施設費	24,620	15,500	40,120	8,660	4,300	2,540			
[1] 常備消防施設費	14,700	15,500	30,200	8,660	4,300	2,540	18.備品購入費	15,500	化学消防自動車購入費 14,000 積載車購入費1,500
⑩ 教育費	2,818,902	852,857	3,171,819	3,486	2,200	208,465	138,706		
(1) 教育総務費	292,734	47,622	340,356			47,622			
2. 事務局費	178,098	47,622	225,720			47,622			
[1] 給与費	174,652	47,622	222,274			47,622	2.給料	23,799	給与改定等による追加
(2) 小学校費	1,254,703	133,412	1,388,115	1,030	2,200	99,436	3.職員当手	19,614	給与改定等による追加
							4.共済費	4,209	給与改定等による追加

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節	説明
				特定財源	地方政府	その他の一般財源		
1. 小学校管理費	446,957	22,747	469,704	国府支出金 支那	2,200	20,547		
[1] 給与費	263,210	11,904	275,174			11,964	2.給料 3.職員當 4.共濟費	4,714 6,714 536 3,439
[2] 一般管理費	102,857	8,489	106,296			3,439	13.委託料 15.工事費 16.請負費	2,341 1,344 6,000
[3] 維持費	80,890	7,844	88,294		2,200	5,144		
2. 学校保健費	95,940	2,299	98,239	655		1,644		
[2] 給食費	67,412	2,299	69,711	655		1,644	7.賃金 20.扶助費	990 1,309
3. 教育振興費	30,517	750	31,267	375		375		
[2] 奨励費	11,054	750	11,804	975		375	20.扶助費	750
4. 学校建設費	681,289	107,616	788,905			99,436	8,180	

1. 幼稚園管理費	228,004	22,511	250,515			22,511		
〔1〕給与費	177,703	12,059	183,762			12,059	2.給料	7,114 紙与改定等による追加
							3.職員手当	3,855 紙与改定等による追加
							4.共済費	1,090 紙与改定等による追加
〔2〕一般管理費	45,484	10,032	55,471			10,032	13.委託料	10,032 園児委託料
〔3〕維持費	10,887	420	11,287			420	13.委託料	420 幼稚園警備委託料追加
(5) 社会教育費	404,743	20,178	424,921			20,178		
1. 社会教育費	68,032	12,973	81,005			12,973		
〔1〕給与費	58,244	12,523	70,767			12,523	2.給料	6,256 紙与改定等による追加
							3.職員手当	5,199 紙与改定等による追加
							4.共済費	1,088 紙与改定等による追加
〔5〕行事費	2,400	450	2,850			450	11.需用費	450 消耗品費追加
4. 公民館費	865	1,000	1,865			1,000		
〔1〕公民館費	865	1,000	1,865			1,000	15.工事請負費	1,000 公民館營繕工事費追加
8. 同和教育費	17,565	2,580	20,145			2,580		
〔1〕同和教育費	12,055	2,580	14,635			2,580	13.委託料	1,380 旧山手中学校警備委託料追加

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節	説明
				国府支出金	地方債	その他		
9.文化財保護費	11,860		625	12,485			625	15.工事費 1,200 施設整備工事費
(1)文化財保護費	11,860		625	12,485			625	18.委託料 400 土地鑑定委託料
							19.補助金及 交付金 225 聖神社補修工事補助金	
10.自動車文庫費	2,632	3,000	5,632				3,000	
(1)自動車庫費	2,632	3,000	5,632				3,000	18.購入費 3,000 図書購入費追加
(6)保健体育費	13,682	674	14,356	1,125			△ 451	
1.保健体育費	13,682	674	14,356	1,125			△ 451	
[6]地域スポーツクラブ育成事業費		674	674					11.需用費 588 ○消耗品費
⑪災害復旧費	5,308	1,147	6,450	737			18.購入費 91 スポーツ教室用備品購入費	
(2)農林水産施設災害復旧費		1,147	1,147	737			226 184	
1.農林水産施設災害復旧費		1,147	1,147	737			226 184	

〔6〕(仮称) 光明台第1小 学校新設事業 費	52,303 97,894 150,197	97,894 11.需用費 1,555 設計委託料追加 70	97,894 11.需用費 100 ○消耗品費追加 3.0 ○印刷製本費追加 70
			13.委託料 1,555 設計委託料追加
			15.工事請負費 87,824 造成工事費
			18.品購入費 8,415 校用備品購入費
〔8〕 幸小学校舍 改造工事費	8,000	8,000 15.工事請負費 8,000 8,000 校舍改造工事費	
〔9〕 鶴山台南小学校 増築事業費	1,722	1,722 11.需用費 1,542 180 ○印刷製本費 30	
		13.委託料 1,542 設計委託料	
		15.工事請負料 150 ボーリング工事費	
(3) 中学校費	543,425 128,460	671,885 1,331 109,029 18,100	
1. 学校管理費	211,628 16,766	228,394 16,766 16,766	
〔1〕給与費	128,691 13,906	142,597 13,906 13,906 2.給料 9,887 給与改定等による追加	
		3.職員 2,373 給与改定等による追加	
		4.共済費 1,646 給与改定等による追加	

科 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節	説 明
				特定財源	一般財源	区分		
(2) 一般管理費	43,614	1,272	44,886	44,886	44	1,272	13. 委託料	生徒委託料 2,824 事務員委託料 990
[3] 維持修繕費	39,313	1,588	40,901			1,588	13. 委託料	588 学校警備委託料追加
2. 学校保健費	37,280	1,238	38,518	618			15. 工事請負費	1,000 校舎等官舎工事費追加
[2] 給食費	25,008	1,238	26,246	618		620		
3. 教育振興費	26,335	1,427	27,762	713		620	20. 扶助費	1,238 要保護、準要保護生徒 給食費扶助費追加
[2] 就学援助費	14,012	1,427	15,439	713		714	20. 扶助費	1,427 要保護、準要保護生徒 援助費追加
4. 学校建設費	268,192	109,029	377,221		109,029			
[3] (仮称) 光明台中学校 新設事業費	59,746	109,029	168,775		109,029	11. 需用費	100	○印刷製本費追加
						13. 委託料	1,744 設計委託料追加	
						15. 工事請負費	99,065 造成工事費	
						18. 備品購入費	8,120 校舎備品購入費	
(4) 幼稚園費	309,675	22,511	332,186			22,511		

(1) 農林水産施設 災害復旧費		1,147	1,147	787		226	184	11. 需用費
(12) 公債費	1,981,684	61,600	2,048,284		61,600			35 ° 消耗品費
(1) 公債費	1,981,684	61,600	2,048,284		61,600			° 印刷製本費
1. 元金	489,197	61,600	600,797		61,600			15. 工事請負費
(1) 元金	539,197	61,600	600,797		61,600			1,102 池の谷池復旧工事費
(13) 諸支出金	207,208	461,548	668,751			461,548		19. 構造補助金及交付金
(1) 開発公社 賃付金	90,000	461,548	551,548			461,548		10. 大阪府土地改良連合 大会員負担金
1. 開発公社 賃付金	90,000	461,548	551,548			461,548		
(1) 開発公社 賃付金	90,000	461,548	551,548			461,548		
歳出合計	16,930,897	1,653,567	18,584,464	212,656	252,600	718,294	470,017	

給与費明細書

1. 一般会計

(1)

区分	職員數	給与費			共済費	合計	備考
		給 報	酬 料	職員手当			
補正後	1,285	2,372,670	1,802,198	4,174,868	556,363	4,731,231	
補正前	1,261	2,194,297	1,637,934	3,832,231	52,916	4,355,147	
比較	24	178,373	1,642,64	3,426,87	83,447	3,76,084	
職員手当の内訳							
扶養手当	485,11	住居手当	20,836	時間外勤務手当	95,64	期末勤勉手当	1,087,647
管理職手当	46,965	通勤手当	73,086	休日勤務手当	10,309	児童手当	2,160
調整手当	195,490	特殊勤務手当	17,656	宿直手当	3,983	退職手当	200,000
一般職員1人 当たり給与費の状況							
区 分	分	1人当たり給与費					
補正後		3,093	円				
補正前		2,880	円				
初任給の状況							
S 52年10月1日	高 校 卒	95,900	円	85,000	円	95,900	円
現在	大 学 卒	115,700	円	~95,900	円	115,700	円
S 52年 1月1日	高 校 卒	89,700	円	79,700	円	89,700	円
現在	大 学 卒	108,100	円	86,000	円	108,100	円
				~98,500	円		

平均給料額及び平均年令の状況		S 52年10月1日	平均給料額	155,464	158,211	151,082	178,506
		現在	平均年令	30.11才	43.8才	31.0才	35.7才
		S 52年 1月1日	平均給料額	145,139	147,708	141,029	166,732
		現在	平均年令	29.9才	43.7才	29.1才	33.4才

区分	一般行政職					技能労務職		消防職		教育職	
	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	人	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
S 52年10月1日	3	8	8	2	2	"	2	2	"	2	"
現在	4	29.8	4	4	4	"	39	4	"	23	"
	5	35.6	5	31.4	5	"	26	5	"	19	"
	計	821	計	314	計		90	計		60	
S 52年 1月1日	3	5.9	1	1	1	等級	5	1	等級	5	等級
現在	4	22.8	4	4	4	"	19	3	"	2	"
	5	25.3	5	290	5	"	33	5	"	24	"
	計	660	計	290	計		89	計		59	

等級別職員数の
状況

(2) 給料及び職員手当の増減額の内訳

区分		増減額 千円	増減額の増減事由別内訳 #番	説明	備考
給 料		1 7 8,3 7 3	1.給与改定に伴う増加分 3 3,4 4 2	給与改定率 7.0%	給与改定の状況 給与改定実施時期 S 52年5月1日
職 員 手 当		1 6 4,2 6 4	2.その他他の増減分 1.調整手当の増減分 1 2.9 5 4	職員数の異動状況 (現に在職する) (その他) (計) 補正後 1.2 6 1人 2 4人 1.2 8 5人 補正前 1.2 6 1人 0人 1.2 6 1人 増 減 0人 2 4人 2 4人	調整手当の支給率 補正後 支給率 8% 支給対象職員数 1.2 8 5人 補正前 支給率 8% 支給対象職員数 1.2 6 1人
			2.期末勤勉手当の増減分 7 8,7 8 0	期末勤勉手当の支給率 支給期 3月 6月 12月 計 支給率 0.5 1.9 2.6 5.0	
			3.その他の増減分 7 2.5 8 0	扶養手当 1.9 5 2 通勤手当 5.7 7 9 管理職手当 1.1 4 6 時間外手当 5 9.6 7 6 住居手当 2.3 3 6 特殊勤務手当等 1.6 9 1	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位千円)

事項	限度額	前年度末まで の支出見込額		当該年度予定期間 の支出額		左の財源内訳		
		期間	金額	期間	金額	国府支出金	地方債	その他
鶴山台南小学校増築事業	8,8050			昭和52年度 昭和77年度	88,050	43,750	20,700	23,600

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区分	前々年度末 現在高	前年度末 現在見込額	当該年度 当該年度中起債見込額	当該年度元金償還見込額	当該年度末現在高における現在高の見込み		当該年度末現在高見込額
					度	中	
1. 普通債	1,5,876,474	1,9,067,605	2,0,9,614	5,87,523	2,0,57,9,696		
(2) 民生	1,2,54,105	1,4,60,441	4,2,428	9,5,000	1,4,07,889		
(6) 土木	1,1,01,704	1,5,98,075	4,1,44,000	8,0,950	1,9,31,525		
(8) 消防	3,25,092	2,83,007	1,3,600	4,9,608	2,4,6,999		
(9) 教育	6,89,5,836	7,44,8,342	9,88,698	2,3,8,642	8,19,8,998		
(10) 庁舎	2,05,388	1,88,002	2,0,900	3,9,015	1,6,9,887		
一般会計	1,6,327,959	1,9,825,843	2,2,01,514	6,00,797	2,1,42,6,560		
公共用地先行取得債	72,000	72,000	74,500		146,500		
総計	16,399,959	19,897,843	22,76,014	60,0797	21,573,060		

○ 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の説明を願います。

○ 財務部長（宇沢清君）

それでは、ただいま御上程いただきました議案第64号「昭和52年度和泉市一般会計補正予算（第4号）」について、提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、人事院勧告に伴います人件費の補正と、一部国、府の補助金等追加に伴います事業費等の補正が主なものでございます。

それでは、予算書に基づき御説明申し上げます。33ページでございます。

まず、第1条でございますが、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16億5千3百56万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を185億8千4百46万4千円と定めるものでございます。

なお歳入歳出予算の款項の区分及び金額につきましては、第1表歳入歳出予算補正のとおりでございます。

第2条は、債務負担行為の補正でございますが、児童増加に伴います鶴山台南小学校の増築事業8千8百5万円でございまして、期間、限度額については、第2表のとおりでございます。

次に第3条、地方債の補正でございますが、事業費の補正によりまして、起債の限度額、利率を変更させていただいたものでございます。内容は、第3表のとおりでございます。

第4条は、一時借入金の補正でございますが、年度末資金等を勘案いたしまして、一時借入金の最高限度額を40億円とするものでございます。

以上が予算の条項でございます。

続きまして、事項別明細書について御説明申し上げたいと存じます。

まず、歳出から御説明申し上げたいと存じます。57ページでございます。

議会費でございますが、職員の給与費といたしまして、837万2千円の追加でございます。

次に、経務費でございますが、一般管理費といたしまして、職員の給与費等1千182万7千円。財産管理費として、旧北池田連絡所等の除却工事費等1千116万円。企画費につきましては、和泉中央丘陵の現況調査費300万円。また、交通安全対策費として、府中駅前の自転車を移転すべき経費として、48万2千円を計上いたしました。

また、徴税費4千7百57万7千円、戸籍住民基本台帳費2千9百45万円、選舉費255万9千円、統計調査費33万円、監査委員費228万2千円、同和対策費423万7千円につきましては、それぞれ職員給与費の追加計上でございます。

次に64ページ、民生費でございますが、社会福祉費につきましては、職員の給与費5千514万5千円の追加でございます。

次に、児童福祉費につきましては、保育所費として、職員の給与費 949万1千円、臨時保母賃金 1253万6千円、營繕工事費 2百万円の追加計上でございます。また、今福団地内保育園用地等造成事業費として、2千8百26万円計上いたしてございますが、これは大阪府住宅供給公社の受託事業でございまして、約9千平米を造成する事業費でございます。

母子寮費につきましては、職員の給与費 296万5千円の補正でございます。生活保護費につきまして、職員の給与費 6百4万6千円、生活保護歯科診療扶助費百万円の計上でございます。

次に、衛生費でございますが、予防衛生費として、職員の給与費 8百82万4千円、また、市立病院増築に伴う府補助金の追加分 8千8百14万円を病院に補助すべく追加計上いたしました。また、予防費として、風疹の予防接種のワクチン代と、今回、国の予防接種死亡事故による弔慰金制度の改正に基づき、2百万円の弔慰金を追加した次第でございます。環境衛生費 1千28万8千円、墓地管理費 2百56万1千円については、それぞれ職員の給与費の追加でございます。

次に、労働費につきましては、職員の給与費 5百42万6千円の追加でございます。

次に、農林水産費でございますが、農業費といたしまして、職員の給与費と、非常勤嘱託員の報酬等 2百46万2千円。また、農業振興費として、温州みかん摘果推進事業並びに温州みかん改植などの推進事業費等 1千3百13万6千円、農業構造改善事業費 4千2百68万2千円。農業後継者対策事業費 50万円、それぞれ追加計上でございます。また、畜産業費につきましては畜産經營環境整備事業補助金 2百31万6千円。農地費として、農道整備工事費 90万円。土地改良調整事業費として、池の防護柵工事費等 3百35万9千円の追加計上でございます。林業費につきましては、山地崩壊整備事業費 2百1万円の計上でございます。

次に、商工費でございますが、職員の給与費 2千5百4万7千円の追加計上でございます。

次に、土木費でございますが、土木管理費といたしましては、職員の給与費 3百64万8千円。道路橋梁費として、地区内道路整備事業費 1千7百60万9千円、細街路整備事業費 6千54万8千円。上代伏屋線整備事業費 6万7千円のそれぞれ追加計上でございます。河川水路費につきましては、水路改修工事費 2百33万円の追加計上でございます。

都市計画費につきましては、都市計画総務費として、職員の給与費 4百13万6千円、都市計画基礎調査 20万円の追加計上でございます。公園費につきましては、公園管理費 4百25万7千円。松尾寺公園整備事業費 4百40万円の計上でございます。

次に、下水道総務費につきましては、南大阪湾岸北部流域下水道事業負担金 1億6千2百7万5千円、浸水対策費として、惣ヶ池水路整備事業費 1千4百万5千円の追加計上でございます。

次に、住宅費でございますが、職員の給与費を初め、非常勤嘱託員の報酬等 9百6万円の追加計上でございます。

以上が土木費でございます。

次に、消防費でございますが、常備消防費といたしまして、職員の給与費 2千6百54万9千円。非常備消防費として、消防団員の退職報償費等 2百28万1千円。また、消防施設費として、化学消防自動車購入費等 1千5百50万円の追加計上でございます。

次に、教育費でございますが、教育総務費につきましては、職員の給与費 4千7百62万2千円の追加計上でございます。

次に、小学校費でございますが、一般管理費として、職員の給与費 1千百96万4千円、他市への児童委託料等 3百43万9千円、また、維持管理費として、校舎等の營繕工事費 7百34万4千円の追加計上でございます。学校保健費並びに教育振興費につきましては、要保護の給食費等の扶助費 8百4万9千円の追加計上でございます。

次に、学校建設費でございますが、(仮称)光明台第1小学校新設事業費 9千7百89万4千円の追加、幸小学校校舎改造工事費 8百万円、鶴山台南小学校増築事業費につきましては、債務負担行為で計上いたしておりますが、一部設計委託料等 72万2千円を計上いたした次第でございます。

次に、中学校費でございますが、学校管理費として、職員の給与費 1千3百90万6千円、他市への生徒委託料等 127万3千円、また、維持補修費として、校舎等營繕工事費等 158万8千円、学校保健費、教育振興費につきましては、要保護、準要保護生徒の給食費等扶助費 2百66万5千円の追加計上でございます。

学校建設費につきましては、(仮称)光明台中学校新設事業費、1億9百2万9千円の追加計上でございます。

次に、幼稚園費でございますが、職員の給与費 1千2百5万9千円、園児の他市への委託料 1千3万2千円、幼稚園の警備委託料 42万円の追加計上でございます。

次に、社会教育費でございますが、社会教育総務費として、職員の給与費 1千2百52万3千円、各種行事費 45万円、また、公民館費、同和教育費として營繕工事費等の追加 358万円、文化財保護費として 62万5千円、自動車文庫費 3百万円の追加計上でございます。

次に、保健体育費につきましては、地域スポーツクラブ育成事業費として、67万4千円の計上でございます。

次に、災害復旧費でございますが、51年の災害復旧事業が今回、補助採択されたもので、「池の谷」池の復旧事業費として、114万7千円計上いたした次第でございます。

次に、公債費でございますが、45年度に借り入れた縁故資金の借りかえの時期が到来し、今年度、金利の低い資金に借りかえるべき 6千160万円を計上いたした次第でございます。

次に、諸支出金でございますが、開発公社貸付金として4億6千154万8千円計上いたしてございますが、これは日本住宅公団より資金を得て買収する公園用地を一時公社にて買収をすべく、その資金を貸し付けるものでございます。

以上が歳出予算の内容でございまして、16億5千3百56万7千円の追加計上と相なる次第でございます。

続きまして、歳出予算に充当すべき歳入予算について御説明申し上げます。43ページでございます。

まず初めに、市税でございますが、市民税につきましては、個人現年度分と、法人の滞納繰り越し分5千5百42万6千円、電気税3千9百42万5千円、特別土地保有税4千92万2千円のそれぞれ追加計上でございます。

次に、自動車取得税交付金につきましては2千7百85万8千円、国有提供施設所在市町村助成交付金につきましても、1千154万5千円の追加計上でございます。

次に、分担金、負担金でございますが、分担金といたしまして農道等整備事業に伴う地元分担金229万5千円、また、災害復旧整備事業に伴う分担金22万6千円の計上でございます。

負担金につきましては、農林水産事業負担金20万円、土木費負担金として、日本住宅公団より公園用地購入費として4億6千154万8千円それぞれ計上いたしました。

次に、国庫支出金でございますが、国庫補助金として、土木費国庫補助金3千8百53万2千円、消防費国庫補助金746万円、教育費国庫補助金348万6千円の追加計上でございます。

次に、府支出金でございますが、府補助金として、衛生費府補助金8千9百64万円、農林水産業費府補助金5千4百11万9千円、土木費府補助金1千6百42万8千円、消防費府補助金167万円、災害復旧費府補助金73万7千円のそれぞれ追加計上でございます。

次に、財産収入でございますが、千草池と野尾谷池の売り払い収入でございまして、2億6千3百17万1千円の計上でございます。

次に、寄附金でございますが、開発要綱に基づく宅地開発の寄附金等2千1百万円の計上でございます。

次に、諸収入でございますが、受託事業収入として、土木費受託事業収入1千2百50万円、民生費受託事業収入2千8百26万円、また、雑入として、(仮称)光明台第一小学校、中学校整備事業収入等として、2億2千3百98万5千円計上いたしました。

次に、市債でございますが、民生債2百万円、土木債1億8千2百50万円、消防債4百30万円、教育債220万円、借換債6千160万円のそれぞれ追加計上でございます。

以上が昭和52年度一般会計補正予算等4号の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

- 議長（柳瀬美樹君） 説明が終わりました。本件について質疑、御意見ありませんか。
- 一番（寺田茂君） 収入の件から一つ、基本的に聞かせ願いたい。参考にもいたしたい。
この補正第4号の第4条に一時借入金の限度額を引き上げる、端的に10億円引き上げが出ておるんですが、今後、どういう形でどう対処していくか、これが一点。

それと財産収入、部長の方から説明がございましたが、どの部分に当たるのか、ひとつお聞かせ願いたい。

それから寄附金。これはどういうところからの寄附金2千1百万円なのか。かなり当初より大きく寄付金収入があるので、その点をまずお聞きしたい。

それから、市債が2億5千2百60万円ですか、今回追加されます。私、一般質問でも絶えず財政問題を苦慮しながらの質問をしてるわけですが、この2億5千余万円の市債を借りてるところはどこなのか。そして利率の問題ですが、これは恐らくそのままではいかない。借換債という形に変わっていくだろうと思うんです。その利率の問題が気になる。恐らく現状、2億5千2百60万円はどこからか借りてこなければならないが、どういう形で今後、借換債に変えていくかどうか知りませんが、その辺基本的にお尋ねしたい。

- 議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。
- 財務部次長（麻生和義君） お答え申し上げます。

質問の内容が4点ばかりございますが、まず、第1点の今回の補正予算第4条で定めさせてもらっております一時借入金の限度額の問題ですが、今後、どう対処していくかということでございます。現在、一般会計の歳計現金の不足額がかなり生じてまいってございまして、すでに、30億円の限度額ぎりぎりの借入金の実行をいたしております。これらにつきましても政府資金、すなわち郵政省と日銀ですが、その資金、並びに大阪府の低利資金、銀行資金ということで、合計30億円になってございます。今後、さらに年末から新春にかけてかなりの支払い、歳出の需要がございますので、適宜、歳計現金が不足した場合に、議会の議決の範囲内において政府並びに金融機関から借入金を導入してまいりたい。利率につきましては 年利6.5%ということで借り入れ借置を講じている次第でございます。

今後の対処といたしましては、一時借入金の性格からいたしまして、最終年度末には、全額借り入れ先に償還する計画を立ててございます。

続きまして、財産収入の内訳について申し上げます。

51ページの不動産売払収入で土地売払収入追加となってございますのは、一昨日議決をい

ただきました野尾谷池の処分金4億6千1百万円の3.5%相当分1億6千154万1千7百67円、加えまして、先般の議会で議決をいただいております千草池の処分金の1億163万391円、これを合わせまして2億6千8百17万1千円を今回、財源として財産収入で措置させていただいた次第でございます。

それから、52ページの寄附金でございますが、一般寄附金の追加として2千1百万円計上措置いたしてございますが、これにつきましては、いわゆる開発指導要綱に伴います開発による収入でございます。具体的には、現在、すでに収入いたしました分が1千3百万円ほどございますが、細かな件数の積み上げ、その上に現在、三林で大阪府が宿舎の建設をいたしてございますが、それの1千6百44万円でございます。

その他百万円の一般寄附金ということで、加えまして、2千1百万円計上した次第でございます。

それから、最後の市債でございますが、今回、2億5千2百60万円の市債を件上いたしてございますが、この借り入れ先につきましては、大半を政府資金で充当すべく、起債の申請を事務的に進めてまいってございます。

それから借換債でございますが、本件につきましては、昭和45年度に利率8.0%でもって縁故資金として、いわゆる社債登録法に基づく社債ということで発行したものが今回、昭和53年2月に最終期限がまいりますので、その残額をさらに十年間延長してもらうべく議決をいただきたいわけでございます。利率につきましては一応、市場公募債の利率でもって措置してまいりたい、かように考えております。

以上でございます。

- 一番（寺田茂君） 4点聞きまして、三点については、大体私も参考のためにお聞きしたので結構です。4点目の市債の問題ですが政府債に切りかえるべく起債を発行するということですが、実現するのはいつごろですか。
- 財務部次長（麻生和義君） 実現というか、借り入れを実行いたしますのは、昭和53年の春、三、四月ないし五月の最終期日になる場合もございます。許可年度といたしましては、53年3月までに政府の認可を得ておくということでございます。事業の進行と相まって、一切の借り入れを完了する手はずを整えてございます。
- 一番（寺田茂君） 現在、市中銀行からの借るということはないんですね。
- 財務部次長（麻生和義君） 事務的には、政府資金という申請をしてございますが、いわゆる政府の資金運用部資金とか簡易資金の総枠の問題がございまして、年度終了とともに、政府が財源調整等を行うわけでございます。

いわゆるはみ出す分、枠外起債と申しておりますが、一部民間資金に回ることもございます。その場合には、市中金融機関から借り入れを行うというよりも、債券を発行して先方に買っていただくといった措置を講ずるわけです。

- 一番（寺田茂君） だからね、さきのお答えでは、すべて政府債になるような錯覚を起こした。市中銀行は全くなくて、政府債に切りかえて政府からお借りすると聞こえたので、若干心配したんです。

その点と、この来年二月以後、恐らく借換債にする見通しを立ててはると思うんですが、見通しだけで、その点はどうですか。長期低利ということで半額ぐらいを目途としたらと思うんですが、大体、現在 8 % 程度、そのときはどのくらいの利率になるのか。

- 財務部次長（麻生和義君） 現在、来年 3 月になりますと、公定歩合の動き等によって利率は左右されますが、現時点では、金融市場が 7.0 % 前後を上下しているといった状況でございます。

- 一番（寺田茂君） 最後に、この間の一般質問でも、低利の資金で 1 % 程度何とか政府に向けて引き下げる形で進みたいという願望の中でのお答えやと思う。これはあくまでも願望で、実現するかもわからないし、しないかもわからない。ただ、市債の少ない補正予算、少ない市債でも、10 年も 15 年もかけて返済するような見通しを立てないかんという現状、非常に苦しいと思う。2 百億といってるんじゃない。これぐらいでも、十年、十五年長期低利でいこうという現状、この辺で財源の苦しい立場、それをもっともっと抜本的に変えていかんと。恐らく 20 億なんてとんでもない話になる。2 億程度の起債で頭の痛い計算をしなければならないので、その辺に銘じていただきたい。他の議員さんも質問されると思いますが、私なりに心配したので基本的に聞きました。これで結構です。

- 議長（柳瀬美樹君） 他に。

- 15 番（横田憲治郎君） まず歳入面では、款 4 の国有資産の自衛隊施設の交付金、1 千 4 百万円の追加で 7 千 1 百万円ですが、前年度より増設されてることは悪いことはない。結構なんですが、決算のときにもちょっとお答えがありました。大体、この基準ですね。私たちは固定資産の評価でどの程度をちょうだいできるもんかです。年々 3 年に 1 回ですか。評価も変わっていますが、その辺で基本的な数値等をどのくらいはじけるものなのか。当初 5 千 9 百余万円から今回 7 千 1 百万円、結構なんですが、防衛庁、自衛隊ですか。どういう算定でこの増額がなされたのか、その背景と、本市側との立場に立ってどういう対処の仕方をしているのか、その点ちょっとお伺いしたいと思います。

それから、市債の問題で観点を変えてお聞きしたいのは、これぐらいの借換債、もっと縁故

債を政府債にかえていかねばならない。こういう観点で、これ以上は望むべきものもないのかどうか。もう一つ、利率の問題も出ましたが、公定歩合が三次にわたって引き下げられ、今度は、四次の引き下げ必至という状況です。7%という次長のお答えがありました、この利率の対応と見通し、これを持ちながら、借換債の目標るどのようにおいてるのか。

以上、歳入面で承りたい。

それから歳出についてまして、59ページに中央丘陵農業関係現況調査委託料ということで、2百70万円計上されてますが、総合計画費という名目で出されてますが、農業関係の調査委託というのはどこへ委託するのか、その目的。総合計画という基本的な立場の中で、こういう調査費を委託しているというのは理解に苦しむわけで、もう少し説明を願いしたいと思います。

それから、67ページに保育所の営繕2百万円、87ページに小学校関係で6百万円、中学校で百万円それぞれ追加計上されていますが、新設された保育所あるいは小、中学と古い校舎の格差が一つの大きな課題になってますが、それらとのにらみ合わせあるいは現況の施設の不備そういう実態とのにらみ合わせ。あるいは特に危険な状態等の問題で、一応、これら特に子供の関係の施設ですので、一度総点検を実施してみたらどうか。ただ場当たり的に、いろいろ要望があるので今回、限られた枠の中でこの程度組むという慣性的な組み方でなく、きちっとより充実した営繕に使っていただけるように粗まれなければならないという立場で、この2百万円、6百万円、中学校の百万円の追加の算定はどのようにされていくか。

ちなみにある小、中学校では、施設の整備費ということでPTA会費に御協力をいただいているところもあります。片や、新設された小、中学校にはほとんど営繕はない。だから、単に2百百万円、6百万円とパッとまくばるような形ではない。具体的な現場の実態に基づいた算出だと思いますが、一つには格差是正、施設不備等の問題を基本的に総点検する中で予算の手当がなされてしかるべきじゃないかと思いますので、現行予算の組み方についてお考えをお聞きしたい。

85ページの消防関係で化学消防車の購入費1千5百50万円組まれておりますが、職員と消防車とのバランスがどうなってるのか。

現況、救急車が2台張りついてるわけですが、それがフル稼動できてるのか、この化学消防車を入れることによって消防力が充実、精鋭化されるわけでしうけれども、これを使いこなせる体制というか、一朝、事があっても乗り手がない。そういうふうなことを察見してます。詳しい実態を掌握していないので間違いたら結構ですが、今回の化学消防車の購入によって、職員との状態がどのような内容になっているのか、その点詳しくお聞きしたいと思います。

それから、79ページ防衛施設整備事業費ということで、予算額はわざかですが、当初の9千4百万円に対して今回66万7千円の追加、これはどういう事業の予算なのか、ちょっとわかりませんので、御説明いただきたいと思います。

以上です。

○議長（柳瀬美樹君）理事者答弁。

○財務部長（宇沢清君）お答え申し上げます。

第一点の基地交付金問題ですが、午前中にも御説明いたしましたとおり、現在、信太山演習地の台帳価額は約72億あると想定しております。それに国定資産税率の100分の1.4をかけると1億程度になると思います。少なくとも、われわれはそうじゃなく、鶴山台あるいは阪本町等の周辺の宅地を加味した額で、固定資産税の宅地に類した価額で交付金をいただきたいと、かねがね議員さん初め理事者ともども政府に対して陳情されてるわけでございます。

現在、基地交付金の算定方法は、基準財政収入額と基準財政需要額を加味して自治省配分になつてますが、多少の誤差がその都市形態に即応して変わると思います。しかし、基準額そのものは、国有提供所在市町村の持つ台帳価額が基本になると思います。今後、台帳価額について、極力上げていただく運動を展開しない限りは、国有提供施設の助成交付金もふえてこないだろうという見方で、数年来、その陳情を行つての現状でございます。

本年度は、全国平均で国の予算では18.9%の伸びでせが、当市では41.8%と高く見ていただいているわけですが、なお、議会の皆様方の御協力も得、理事者も一生懸命取り組みたいと考えてる次第でございます。

○議長（柳瀬美樹君）次。

○財務部次長（麻生和義君）続きまして、借換債のお答えを申し上げます。

現時点の縁故債を政府債に切りかえはできないかということと、それに対処する目標といった御質問でございますが、この縁故債が許可されて市中金融機関に引き受けさせていただいたものを、途中なり償還期日において残額の政府債への切りかえは、現時点では、かなり至難な問題がございます。至難とは言いながらも、繰り返し要望してまいりたいと存じております。

それから、7%の利率に対する今後の措置の目標でございますが、縁故債というのは、大半が用地の事業費でございますので、特に今回の借換債につきましては、すべてが義務教育等、教育福祉の用地でございますので、いわゆる普通交付税の投資補正へ全額算入してもらうのが私どもの目標であり、努力すべきことでございます。引き続き対処してまいりたい、かように考えております。

○議長（柳瀬美樹君）次。

○ 市長公室次長（杉本弘文君）

歳出の第一点目の企画費の中の総合計画費の中の委託料についてお答えいたします。

本件は、昭和51年度から大阪府が府下における地域整備のあり方について検討する中で、府下南部における地域として和泉中央丘陵地域が選定されまして、これに伴い周辺地域の整備に関する基礎調査を実施しておるものでござります。國より業務委託を受けまして、この調査につきましては、大阪府土地区画整理協会に調査委託するものでございます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次の答弁。

○ 市民部次長（青木孝之君） お答え申し上げます。

營繕工事費の追加2百万円につきましては、あさひ保育園の雨吹込みによる、二階廊下サッシュの取付け營繕費でございます。年度当初、各園の營繕費を取りまとめ、総点検しております。その中でも特に危険度の高いものより当初計画いたしまして、隨時、それを行っておるものでございます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 教育次長（広岡史郎君） 87ページの小学校の維持補修費の工事費について、現況、予算の組み方という観点からの御質問にお答え申し上げます。

今回、6百万円の追加補正は、従前から学校が念願してまいった三校の補修工事費で、いずれも管理上、児童の事故等に物理的な観点からでございます。今回北池田小学校の死亡事故から、幾多の補正要望が各校からまいております。現在、いろんな申し出を集めまして、いよいよ取りまとめてございますけれども、今後、各校の要望を受けて総点検をしてまいり、安全管理の基本に立って新年度へ向けて解決したいと思っております。

なお、軽微な維持補修費等についても過般来、一般質問でいろいろ御教示をいただきております小学校長、中学校長、保育園長の権限の範囲で十分配慮したい。多額の経費を必要とする工事請負費等についても十分予算措置をし、御指摘を胸において配慮してまいりたい。かよう思っております。よろしくお願ひいたします。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 建設部次長（森保君） お答えいたします。

防衛施設整備費の66万7千円、これにつきましては、上代伏尾線に市の職員一名の張りつけがございますので、それに伴う補正でございます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次。

○ 消防長（和田増義君） 消防関係の御質問にお答え申し上げます。

今回の化学車の購入につきましては、最近の都市構造の変化に対処しまして、普通ポンプ車を改造して使用しておりましたが、それが老朽化いたしましたので、その更新として新しく購入、配車したい考えで計上した次第でございます。

なお、張りつける人員ということでございますが、更新でございますので、これに見合う新たな人員配置は考えてございません。ただ御指摘のように、最近、非常に消防需要もふえておりまして、救急管理体制についても、若干不備もあることは事実でございますが、理想的には、人員、機材、水の三要素が調和のとれた充実を図ることによりまして十分な消防力が発揮されるわけでありますが、市長部局ともいろいろ相談してやりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

- 15番（横田憲治郎君） 歳入関係では一点だけ。交付税の投資補正ですか。これは現在、どの程度算入されてるのか。率でも結構ですが、念のために聞かせてください。

最後の消防関係ですが、いま職員は89名、90名ちょっと切れる…。

- 消防長（和田増義君） 女子職員も入れて90名です。

- 15番（横田憲治郎君） 実際に消防現場の仕事に携わる人は何人か割愛しなければならないと思うが、現在、旭、府中、池田、松尾と四出張所があります。いろいろ消防業務も多般で出張所で署員が常時張りついておれない現況じゃなかろうかと思う。

そういう点と、今度はふえたんじゃなく、改造してたやつを買いかえたという御答弁ですがそれも含めて現在の車が14台ですか。御答弁がなかったんですが、基準にのっとって、常に14台動き回るわけじゃないが、一応素人ですが、非常時に備えるためには、常に14台が稼動できる状態でなければならないというのが、私たちの考えでは基準ではなかろうかと思う。そういう点からいっても、これだけの定員でバランスがとれてると確認してもよろしいですか。

- 財務部次長（麻生和義君） お答え申し上げます。

地方交付税の投資補正の問題ですが、すべての事業について投資補正があるといったものではございませんが、小、中学校につきましては、児童生徒急増対策としての不足教室の解消のための事業費の元利償還に対して算入されております。それから、清掃、都市計画、下水、その他の事業についても、いわゆる公共事業として位置づけされた元利償還について、二分の一ないし三分の一の投資補正がなされておる実態でございます。われわれはすべて金額を算入してほしいということで、政府に向けていろいろ資料等を提出して繰り返し要望してあるところでございます。

- 消防長（和田和義君） 先ほど、機材に見合うべき人員が確保されているかということですが、いろいろ種類がございますが、はしご車、化学車とかの特殊なものは、そうしょっちゅう

出ません。そこで、現場の火災に見合うべく、機材の使い分けについて十分訓練しておるところでございます。これらの車にも張りつけたらいいわけですが、現状のやり方が一番と思っております。先ほど申しましたように、幾分窮屈さはありますが、われわれとしては、現状でできるだけ努力し、効率的な運営を図るのが義務であると考えて次第でございます。

○ 市民部次長（青木孝之君） お答え申し上げます。

正確な資料はちょっと持ち合わせてませんが、多分48年の暮だったと思います。

○ 15番（横田憲治郎君） 消防長の苦しい答弁だったと思います。一朝、事があったときに市民の生命財産を守る重要な部署ですし、何とか充足をされるという感じではなかろうかと思う。人員確保については、いろんな問題が伴いますけれども、基本的な使命から言えば、むしろ何名かの増員を図っていかなければ、万事に備えられない。将来に事業として出た場合を考えると、そもそもおられない面もあるうかと思います。現実に見合う方向で検討もしていただきたいし、それなりの対処のあり方をもっていただきたいと要望しておきます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 他に。

○ 21番（直村静二君） この補正予算の質問個所を申し上げます。60ページの自転車置場の件、66ページの臨時保母賃金、67ページの今福団地内の保育園の件、93ページ旧山手中学校整備委託料、95ページの開発公社への貸付金。これらの点でお聞きをしていきたい。

まず、自転車の置き場の件でございますが、整地工事費、自動車の借り上げ料等48万2千円、一般財源の市独自でやったということで使いはったわけですな、これが第一点。

第二点は、これはどこに整地して置いてあるのか また、いつまで置かしてくれるのか。これをひとつお答え願いたいと思います。

それから、臨時保母さんの件ですが、これにつきましては、臨時保母なるものは現在、何人いてはるのか。補助保母ということなのか、パートなのか。パートもおると聞いてますので、この辺を数字的に明らかにしていただき、そして、この給与改定で何ぼ払うのか。人数とか、どの保育園か。詳細は資料としていただくとして、大きく分けて同和保育園に何人、一般で何人とわかればお答えいただきたい。

それから、67ページの今福団地のいわゆる簡易保育園だと思いますが、これでいくと設計委託料と造成工事費の2千7百万円、住宅供給公社から市がいただき、これを簡易保育園に貸し付けという形なのか。同時に、総額の建設資金はどのくらいのものが建つののか。

それから、93ページの旧山手中の警備委託料。これは現在、旧山手中は何に使ってるんか。富秋中ができた段階で廃止したのですが、その時点では青少年会館もしくはそういう施設として使う。それも早急に地元と話し合いを詰めてやるんだということだった。しかし、予算を見

るとまだ警備委託料、施設整備工事費と出てる。何の整備ですか。実際に廃止して何をやっているか、一向にその後の経過がわからない。こういう形で出されると、われわれは一体何に使ってるので疑問に思うので、その点お答え願いたい。

それから、95ページの開発公社への貸付金4億6千150万円。先ほどの提案説明では住宅公団からもらうんだというが、逆に言うと、これは一般会計から出していつ返ってくるのか、返してもらえるのか。来年3月の52年度の現計予算の中で返してもらうのか、その辺をひとつ明快にお答え願いたい。そうしないと、財産売り払いは1億6千万円入ってますが、実際、一般会計から4億6千万の金を貸して、それが返ってきて1億6千万円でしょう。住宅公団から何ぼもらって、いつどういう手続で返ってくるのか、その点をお答え願いたい。

○議長（柳瀬美樹君） 理事者答弁。

○産業衛生部長（山本俊兼君） まず最初の60ページの交通安全対策関係につきましてお答え申し上げます。

本件につきましては、かねがね交通の安全を期せられない状況で頭を痛めてきたところでございます。去る十月十八日の現況調査では、駅前の自転車等については1千5百17台、すでに歩行者はもとより、乗用車も安全に通行できないという現状にあつたわけです。したがって警察当局、道路管理者、また、交通関係のわれわれとも協議して、何をさておいても交通の安全を図らなければならないという見地から、一時警察署前の道路予定地に自転車の仮集積所という形をとりまして行ったわけでございます。それらの経費につきまして今回、計上をお願いしているということでございます。

内容的には、需用費の関係につきましてはトラロープ並びに警告看板等の設置費、それから使用料及賃借料関係につきましては、御存知のとおり、自転車だけではなく、二輪車的な単車的なものもございますが、こういったものの積みおろしの作業用にクレーン車の借り上げ、また、市の現有のトラック等を動員しますが、これも足りない現状からトラックの借り上げ、こういったものが18万2千円程度要するということでございます。

それから、置き場の関係につきましては、都市計画街路予定地を一時的に仮集積所ということで使用し、これらの工事についても碎石の投入、地ならし等を一部加えなければならない現状でございましたので、これらの工事請負費に15万円程度を要するものでございます。

○20番（直村静二君） いつまでそこへ置いとくんか、そこは道路でしょう。この前もサンケイパチンコの横の大津へ行く信号の歩道自転車について質問したが、持って行ったということでおいいでしょう。しかし、いつまでそこへ置くのかということと、あわせて国鉄の貨物駅廃止との関係で、和泉市と協議して一定の自転車置き場にしようという基本方針、これとの関係

で、いまなら必要ないということで、そういう世論になった場合、信太山や北信太駅の自転車をどうするなんかということです。同じように警察署のところへ持ってくるんか、その辺の兼ね合があります。

私がここで一つ確認したいのは信太山、北信太の前もそうするのか、永久に警察署の前に置かしてくれるのやつたらね。どのようにしていくか。さしあたり緊急に府中駅前の1.100台、やむにやまれん事情であったと、それで国鉄との関係はどうか。そういう計画でせんとね、確認しておかんと、いまのやり方では、いつまで置かしてくれるのか、はっきりとした見解をお答え願いたい。

○ 産業衛生部長（山本俊兼君）

先ほど申し上げましたように、あくまでも仮置き場という位置づけの中で使用した次第でございます。現状、皆さんの御協力を得まして、警察前には約140台程度置かれ、そのうちでも実際に市民が御利用されてるのは、100台余は利用されてない現状です。しかし、市民の方々にも御理解をいただき、やはりわれわれとしては、国鉄貨物駅が国鉄当局の計画によって廃止されるという中で、これに期待をかけて駅前自転車置き場というか、そういった公共的なものをつくっていきたいということで、かねがね天王寺鉄道管理局とも話しております。現状、一部荷主さんの関係、国鉄、日通の組合との関係でいろいろ調整を図っておるとのことです、計画としてはおくれてきておりますが、何とか早期に解決して、跡地利用も和泉市当局と具体的な相談に入りたいということも過日、われわれも承っております。

なお、警察前の置き場をいつまで使うかということにつきましては、一応、52年中という目標のものに、貨物駅廃止等との関連もございますが、その後は和泉中央線の立橋の下あたりをわれわれもいろいろ検討しているところでございます。

なお、信太山、北信太の問題についても、いろいろ関係当局と協議しておりますが、いつ仮集積所をどのあたりに求めるかについて協議をしておりまして、この二駅についても、当然、何らかの対策を立てなければならんと現在、協議しておるところでございます。

○ 21番（直村静二君） いずれ交通委員会で詰めていきたいと思います。

○ 市民部次長（青木孝之君） お答え申し上げます。

詳しい資料は後日、提出させていただきますが、市内21園の保母、その他を含めて391名、そのうちこの賃金は出産休暇補助要員として33名分、育児休暇分23名分、病気休暇12名分、金額にして出産休暇が826万6500円、育児休暇655万5000円、病気休暇131万1000円、その他634万8,000円、以上の賃金の追加をお願いするものでございます。

引き続き3点目の今福団地造成費の件でございますが、これは大阪府住宅供給公社より委託を

受け、和気民間保育園の建設用地を造成するものでございます。造成面積は9千平米、そのうち保育園関係が2千平米でございます。残り7千平米は、これは道路と保育園が建設された際に、騒音等をいろいろ考慮してその付近をともに造成しておきたいということで一応9千平米の造成工事をするものでございます。単価につきましては、3千円でございます。

- 21番(直村静二君) 簡易保育所の総額は何ぼ。
- 市民部長(内田繁君) 民間保育所の土地につきましては、いま言ったように無償でございます。建物につきましては、国、府、市からの補助でもって一応、各補助単価の基準がございますので、果たしてそれで建つかどうかわかりませんが、国、府、市合わせて、市としては府の2分の1、全く同額で支出します。現在、国の補助も取りつけいたしておりますが、国の補助の決定を待たないと府の補助の決定がならないのですが、この決定がなりまして、いまの私の予想では、約国、府、市を合わせて9500万円程度ではないかと理解しております。まだ国等の決定がまいりませんので、正確な数字はちょっと申し上げかねます。
- 21番(直村静二君) 2千平米を市はサービスでやる、あと7千平米は別のものを考えてること、次の議会で聞きます。

- 議長(柳瀬美樹君) 次。
- 指導部次長(橋本昭夫君) 旧山手中の問題につきましてお答えいたします。
御質問の要点は3点に分かれていますが、まず第1点、富秋中の開校に伴って廃校になった山手中が現在、どのように利用されてるかということであろうと思います。この施設につきましては、地域の貴重な中学校の施設でございますので、可能な限り、地域の皆さん方の活用に供したいと考えております。しかし、38年に建設した校舎につきましては、やはり消防法の改正に伴い、一般に公開して利用していただくには、防災的な施設整備等いろんな条件整備が必要でございます。そういうことで現在、大阪府を初め特定財源の確保に向け努力をまいっておりますが、主に体育館並びに運動場、隣接のプールについて、青少年の運動あるいは地域の御婦人方のバレーボール、少年野球、壮年のソフトボール、それから保育園、幼稚園の合同運動会等の行事に使っていただいているのです。

なお、本年6月以降、使用規定をつくりまして、お使いいただく団体につきましては、教育関係の団体に原則としてお願ひいたすことにしておりまして、使用管理は、幸の青少年会館の館長に委任しております。

それから、本予算の中身でございますが、委託料の138万円につきましては、実は、当初予算に昼夜間警備の積算をお願いし、施設のこれ以上の損壊を防ぐようお願いしておりましたが、私の方の事務的なミスで積算漏れしておりましたので、その金額を補正させていただきました。

いと思います。

なお、工事請負費は、先ほど申し上げましたように、プールの開設に伴う、特に保育園、幼稚園の子供たちが安全に夏休みのプール活動を保証するために、自転車置場の整備を御了解なしにさせていただいたのでございます。緊急に必要といたしました事で、よろしくお願ひいたします。

冒頭申し上げましたように、今後の見通しにつきましては、貴重な施設を特に地域、特に青少年の方々に開放すべく、また交流の場として、全市的に使っていただくべく整備に努力していきたいという教育委員会の考え方でございます。

○ 21番(直村静二君) 公用を廃止して使うんなら、使えるような施設として、明確に会館なりに位置づけをしてもらわんと、だれが使うか、申し込みは……とか、所有と使用の問題が出てきます。前から言っておったが、はっきりしなさい。警備料が要るんだというが、市長どうですか、あいまいな形で管理も青少年会館の館長に委託したと言ったり、実際に使っているのは中学関係と言ってみたり、いや、保育園の園児もあるとかね。総合会館として位置づけするのか、いつまでも旧山手中の跡地としていくのか。これは来年の当初予算でも問題になるので、ひとつ要望しておきます。

○ 議長(柳瀬美樹君) 次。

○ 財務部長(宇沢清君) お答え申し上げます。

一昨日に一応、助役から御説明申し上げましたとおり、歳入では46ページに記載のとおり公園用地購入事業負担金として、住宅公団より納入を受けております。

それから、補助が取りつけた次第、公社より買い戻したいと御答弁しておったわけでございますが、直村議員さんの御質問は、買い戻しの時期はいつになるかということですが、これはやはり国、府の補助の取りつけの関係がございまして、できるだけ早い機会に買い戻しをやりたいという意向でございます。

○ 21番(直村静二君) そうすると、買い戻しを早くしたいといつても、実際問題、補助をほしいからこういうことをしたんだから、広大な地域でしょう、どないしますね。全額出ますのか。補助がついた段階でちょびちょび買い戻していくんか。現在、貸し付けを合わせた金額池を売って1億6千万円もらうだけの支出になるんじゃないかな。それ以上のものをもらわないかんという立場から言ってるので、その辺はどうなってるのか。4億6千万円出してもらったんじゃなく、それを出すがために3割、1億6千万円入ってくる。公団から4億もうたかて同じことでしょう。具体的には、事業を起こさんことには補助つかん。プラスアルファでくるのか、はっきりしてください。どんなふうに返ってくるんですか。

- 財務部次長（麻生和義君） 部長がお答えしたとおりでございまして、公団から負担金として収入してもらう手はずを整えてございますが、直村議員さんの御質問は、できるだけ早い将来に公園としての事業決定、国の補助認可をいただき、一般会計で買い取っていきたいというのが、われわれの考え方でございます。その段階で、開発公社への貸付金と一般会計の買収資金で相殺していくといった措置を考えてございます。
- 21番（直村静二君） 逆に、これはいろいろメリットがあるんでしょう。それは何ほか。
- 財務部次長（麻生和義君） メリットと申し上げますと、やはり補助の対象になったものは、結局現在の財務制度上、公団の負担金が、その事業費等で一般財源に振りかえ措置として収入されるといったメリットでございます。
- 21番（直村静二君） 市として利点はないわけですか。ただ、計画決定で緑地にしたが、そのための費用として補助をもらう。
- 財務部次長（麻生和義君） 全額を出してもらいますが、補助の対象になった場合、補助金相当額をわれわれが申します振りかえ措置という、その段階で、一般財源として歳入できるという考え方でございます。それがメリットだということです。
- 21番（直村静二君） この問題、もう少し所管の委員会で聞きますが、この扱いについては、本会議で明らかにしておいてもらった方が後々、問題を起こさないという点も含めてきちんと聞いてるんです。助役が事務取扱ですが、会計上ピッタリ残ってくるので、早いこと買い戻してもらうことを要望して、終わります。
- 議長（柳瀬美樹君） 他に質疑御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第64号を原案どおり可決決定いたします。

-
- 議長（柳瀬美樹君） 次に、日程第4「昭和52年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。
議案を朗読させます。
(市会事務局長朗読)

議案第 65 号

昭和 52 年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

昭和 52 年度和泉市の国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるとところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 嶸入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

昭和 52 年 12 月 20 日提出

和泉市長 池田忠雄

第一表 嶸入歳出予算補正

1. 嶸 出

(単位千円)

款		項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 総務費			8 8, 8 1 0	2 1, 6 6 5	1 1 0, 5 7 5
1. 総務管理費			2 8, 2 9 2	4, 8 1 3	2 7, 6 0 5
2. 微収費			6 4, 7 0 3	1 6, 7 3 7	8 1, 4 4 0
4. 超旨普及費			2 0	6 1 5	6 3 5
5. 諧支金			2. 7 2 1	7. 8 7 1	1 0, 5 9 2
1. 債還金及還付加算金			2. 7 2 1	7. 8 7 1	1 0, 5 9 2
6. 予備費			3 0, 6 0 0	△ 2 9 5 3 6	1, 0 6 4
1. 予備費			2 0, 6 0 0	△ 2 9, 5 3 6	1, 0 6 4
歳出合計			2. 2 8 2. 5 1 4	0	2. 2 3 2. 5 1 4

2. 歳 出

国民健康保険事業特別会計歳出事項別明細書

科 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 計			節	説 明
				特 定 財 源	一般財源	区 分 金 額		
① 総務費	88,810	21,665	110,475	国府支出金 千円	地方債 千円	その他 千円		
(1) 総務管理費	23,292	4,313	27,605					
1. 一般管理費	22,200	4,313	26,513				4,313 2.給 料	1,558 給与改定による追加
							3.職員手当	1,487 給与改定による追加
							4.共済費	517 給与改定による追加
							13.委託料	753 診療報酬明細書 整理業務委託料
(2) 徴収費	64,708	16,787	81,440					
1. 徴収総務費	29,558	6,187	35,695				6,187 2.給 料	1,904 給与改定による追加
							3.職員手当	3,558 給与改定による追加
3. 納入獎励費	10,191	10,600	20,791				5.共済費	680 給与改定による追加
							10,600 負担金補助及交付金	10,800 納付組合補助金追加

(4) 趣旨普及費	20	615	635						
1. 趣旨普及費	20	615	635				615	11. 印刷製本費追加	615
⑤ 諸支出金	2,721	7,871	10,592						
(1) 償還金及 償還付加算金	2,721	7,871	10,592						
8. 債還金		7,871	7,871				7,871	23. 債還金利 子及割引 料	7,871
⑥ 予備費	30,600	△29,536	1,064						
(1) 予備費	30,600	△29,536	1,064						
1. 予備費	30,600	△29,536	1,064				△29,536		△29,536
総出合計	2,232.514	0	2,232.514						

2. 国民健康保険事業特別会計

給与費明細書

(1) 総括

区分	職員数	給報酬			与賃		共済費	合計	備考
		時	料	手当	計				
補正後	17人	2,820.2	20,341. ^正	4,854.8	6,626. ^正	55,169. ^正			
補正前	17	2,474.2	15,301	4,004.8	5,429	45,472			
比較		3,460	5,040	8,500	11,97	9,697			
職員手当の内訳	扶養手当 通勤手当	2,65 ^正	住居手当 2,121	調整手当 2,049	80 時間外勤務手当 特殊勤務手当	1,715 ^正	期末勤勉手当 823	13,288 ^正	
一般職員1人当たり給与費の状況									
区分		1人当たり給与費							
補正後		2,855 ^正							
補正前		2,855 ^正							
初任給の状況									
S52年10月1日		一般行政職							
現 在		高 校 卒 95,900							
S52年11月1日		大学卒 115,700							
現 在		高 校 卒 89,700							
		大 学 卒 108,100							

区 分	一般行政職	
	1 等級	2 等級
S 52年10月1日 現 在	平均給料月額 平均年令	137,682 26.2才
S 52年 1月1日 現 在	平均給料月額 平均年令	125,963 25.7才
計		17

平均給料月額及
び平均年令の状
況

等級別職員数の
状況

区分		増減額	増減額の増減事由別内訳	説明	備考
給 料		3,460	1.給与改定に伴う増加分 2.その他の増減分	1.713 1.747	給与改定の状況 給料の改定率 7.0% 給与改定実施時期 S52年5月1日
職員手当		5,040	1.調整手当の増減分 2.期末勤勉手当の増減分 3.その他の増減分	3,400 2,186 2,514	職員数の異動状況 (現に在職)(その他)(計) 補正後 17人 0人 17人 補正前 17人 0人 17人 増減 0人 0人 0人
扶養手当		1,861			調整手当の支給率 補正後 支給率 8% 支給対象職員数 17人 補正前 支給率 8% 支給対象職員数 17人
時間外手当		1,875			期末勤勉手当の支給率 支給期 3月 6月 12月 計 支給率 0.5 1.9 2.6 5.0 扶養手当 2.0 通勤手当等 1.119 時間外手当 1.875

- 議長（柳瀬美樹君）理事者説明。
- 財務部長（宇沢清君） それでは、ただいま御上程いただきました議案第65号「昭和52年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」につきまして、提案の理由並びにその内容を御説明申し上げます。説明に入る前に、まことに恐縮でございますがお手元に配布しております正誤表により御訂正方をよろしくお願ひ申し上げます。

まず、102ページの5の「諸支出金」の償還金及び還付加算金の補正が「7百87万1千円」とあるのを「421万7千円」に、6の「予備費」の補正減額「2千9百53万6千円」を「2千5百88万2千円」にそれぞれ御訂正をお願い申し上げます。

第1条でございますが、今回は歳入歳出予算の総額については、増減がございません。ただ歳出予算の組みかえのみの補正でございまして、補正後の款項の区分及び金額については、第1表の歳入歳出予算補正のとおりでございます。

それでは、事項別明細書に基づき御説明申し上げます。

総務費でございますが、総務管理費につきましては、職員の給与費等4百31万3千円。微収費につきましては、職員の給与費並びに納付組合補助金追加1千6百73万7千円。趣旨普及費として、61万5千円のそれぞれ追加計上でございます。

次に、諸支出金でございますが、国府支出金等精算による返還金として、7百87万1千円を計上いたしました。

また、これら経費に充当すべき財源として、予備費2千5百88万2千円を更に減額した次第でございます。

以上、「昭和52年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」の内容でございます。よろしく御審議くださいまして、原案どおり可決御決定いただきますよう、お願い申し上げます。

- 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 21番（直村静二君） この補正是、給与改定が主ですから異議はないんですが、問題は、国民健康保険料の徴収に当たって、現在、和泉市は固定資産税の100%徴収しています。したがって、いわゆる家屋とか宅地ではなく、農地を持っておられる方で、かなり金額が上がって収入がないという人があるので、ぜひとも資料を出してもらいたい。これは年明けて決算委員会で国保をやりますので、その関係からも見ないとね。非常に負担が大きい。新しい減免規定をつくっていかないかんという情勢になってるので、決算委員会に間に合うように、これは確認できますか。

- 議長（柳瀬美樹君） 市民部長。

- 市民部長（内田繁君） 提出いたします。
- 議長（柳瀬美樹君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 御異議ないものと認め、議案第 65 号を原案どおり可決決定いたします。
- ここで暫次休憩いたします。

(午後 3 時 4 分休憩)

(午後 4 時 10 分再開)

- 議長（柳瀬美樹君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
- 日程第 5 「昭和 52 年度和泉市水道事業会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。
- 議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第 67 号

昭和 52 年度和泉市水道事業会計補正予算(第 1 号)

第 1 条 昭和 52 年度和泉市水道事業会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるとところによる。

第 2 条 昭和 52 年度和泉市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第 3 条に定めた収益の収入及び支出の予定額を

次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収			
第 1 款 水道事業収益	8 7 0,4 0 9 千円	3 0,6 3 0 千円	9 0 1,0 3 9 千円
第 1 項 常業収益	7 0 4,8 0 9 千円	2 6,0 0 0 千円	7 3 0,8 0 9 千円
第 2 項 常業外収益	1 6 5,5 0 0 千円	4,6 3 0 千円	1 7 0,1 3 0 千円
支			
第 1 款 水道事業費用	1,1 4 0,2 4 2 千円	8 7,5 8 3 千円	1,2 2 7,8 2 5 千円
第 1 項 常業費用	8 6 2,5 6 7 千円	8 7,3 8 3 千円	9 4 9,9 5 0 千円
第 3 項 特別損失	1 0 0 千円	2 0 0 千円	3 0 0 千円
第 3 条 予算第 4 条に定めた資本的収入及び資本的支出の予定額を次のとおり補正する。			
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第 1 款 資本的収入	△ 2 0,0 0 0 千円	6 6 2,5 0 0 千円	6 4 2,5 0 0 千円

第2項 工事負担金

支 出
△ 2,000千円

△ 2,000千円

△ 2,000千円

7,000千円

第1款 資本的支出
△ 2,812千円

△ 2,812千円

△ 2,812千円

7,812千円

第1項 建設改良費
△ 2,812千円

△ 2,812千円

△ 2,812千円

7,812千円

第4条 予算第7条中原水及び淨水費「326,558千円」を「369,958千円」に改める。

第5条 予算第8条中職員給与費「369,173千円」を「389,764千円」に改める。

第6条 予算第9条中「218,908千円」を「231,408千円」に改める。

昭和52年12月20日提出

和泉市長 池田忠雄

昭和52年度水道事業会計予算実施計画
収益的収入及支出

入 収

款	項	目	予定額(円)	備	考
1. 水道事業収益			901,039		
1. 営業収益			780,809		
1. 給水収益	666,309	水道料金及び置水器使用料			
2. 受託工事収益	36,000	給水装置の新設・増設及び修繕等の受託工事収益			
3. その他の営業収益	285,000	材料売却収益並びに消火栓維持管理賃償金及び設計審査、竣工検査、材料検査手数料			
2. 営業外収益	170,130				
1. 加入金	150,000	新規水道加入金			
2. 受取利息	7,130	預金利息及び有価証券利息			
3. 雑収益	3,000	不用品売却その他雑収益			
4. 他会計補助金	10,000	一般会計補助金			
3. 特別利益	100				
1. 過年度損益修正益	100	過年度損益修正益			

出

支

款	項	目	予定額(円)	備考
1. 水道事業費用				
1. 営業費用			1,227,825	
			94,995.0	
	1.原水及び淨水費	50,151.2	原水の取水並びに淨水の維持及び作業に要する費用	
	2.配水及び給水費	12,057.6	配水・給水に要する費用	
	8.受託工事費	86,000	受託工事に要する費用	
4.業務費	1,023,110	検針、調定集金その他業務の運営に要する費用		
5.給係費	8,087.6	事業活動全般に関連する費用		
6.減価償却費	8,836.68	固定資産の減価償却費		
7.資産減耗費	510	固定資産の除却損並びに移却資産減耗損		
8.その他の営業費	250.00	材料売却原価		
2.営業外費用	27,657.6			
	1.支払利息及び企 業債権譲渡費	27,652.5	企業債の利息及び一時借入金利息	
	2.雑 費	5.0	雜支出	
3.特別損失	300			
	1.過年度損益修正	300	過年度損益修正損	

4. 予備費		1,000		
1. 予備費		1,000		予備費

資本の収入及び支出

収入

款	項	目	予定額(万)	備	考
1. 資本の収入					
1. 企業債			642.500		
	1. 企業債		580.500		
	1. 企業債	580,500	和泉上水道第8回拡張事業及び配水管整備事業債		
2. 工事負担金			700.00		
	1. 工事負担金		700.00	配水管建設工事負担金	
3. 負担金			4.5.00		
	1. 負担金		4.5.00	消火栓新設(伴り一般会計負担金)	
4. 捧助金			37.5.00		
	1. 国庫補助金		37.5.00	排水処理施設国庫補助金	

支出

支

款	項	目	予定額(円)	備	考
1. 資本的支出			757,877		
1. 繼報改良費			69,942,0		
1. 事務費	250,00	第8回拡張事業に要する事務費			
2. 拡張事業費	660,000	第8回拡張事業に要する工事費			
3. 改良工事費	310,61	改良工事に要する工事費			
4. 配水管整備事業費	26,900	配水管整備事業に要する工事費			
5. 光明台水道施設建設費	84,547	光明台地水道施設建設費			
6. 営業設備費	21,912	営業に係る諸資産購入費			
2. 企業債償還金	58,457				
1. 企業債償還金	58,457	企業債の元金償還金			

昭和 52 年度水道事業会計資金計画

(単位千円)

区 分	当 年 度 予 定 額	区 分	当 年 度 予 定 額
受 資 金	2,338,717	支 払 資 金	2,835,608
1. 事 業 収 益	817,750	1. 事 業 費 用	1,138,647
2. 前 年 度 未 収 金	96,063	2. 前 年 度 未 払 金	55,070
3. 企 業 債	562,500	3. 建 設 改 良 費	766,384
4. 工 事 負 担 金	70,000	4. 企 業 債 債 還 金	58,457
5. 負 担 金	4,500	5. 一 時 借 入 金 返 済	300,000
6. 補 助 金	37,500	6. 前 受 金 払 出	10,000
7. 一 時 借 入 金	660,000	7. 預 金 返 済	7,000
8. 前 受 金	10,000		
9. 預 金	7,000		
10. 繰 越 金	73,404	差 引	3,209

給与費明細

区分	職員數	給					法定福利費	合計
		特別職	一般職	報酬	給料	賞金		
補正後	損益勘定支弁職員 資本勘定支弁職員	0人 0人	85人 9人	3300円 0円	168340円 19260円	266円 0	187595円 16024円	309501円 35284円
補正前	損益勘定支弁職員 資本勘定支弁職員	0人 0人	94人 86人	3300円 3300円	187600円 160709円	266円 266円	158619円 127288円	344785円 291513円
比較	損益勘定支弁職員 資本勘定支弁職員	0人 0人	9人 9人	0円 0円	18108円 14647円	0 0	14647円 32750円	4588円 4588元
合計	損益勘定支弁職員 資本勘定支弁職員	0人 0人	95人 1人	3300円 0円	178812円 7631円	266円 0	141885円 10357円	324268円 17988円
合計	調整手当 期末手当 管理職手当 住居手当	0人 0人 0人 0人	△1人 0人 0人 △1人	0 0 0 0	1157円 1157円 1177円 8788円	0 0 0 0	11784円 11784円 20522円 20591円	45176円 △5人 74人 69人
手当等の内訳	扶養手当 勤勉手当 夜間勤務手当 児童手当	15869円 71292円 8482円 2856円	扶養手当 勤勉手当 夜間勤務手当 児童手当	74229円 19384円 1748円 540円	扶養手当 勤勉手当 夜間勤務手当 児童手当	7.768円 14002円 4449円 5000円	通勤手当 時間外勤務手当 特殊勤務手当 退職給与金	1人当たり給与費
一般職員1人当たり 給与費の状況	区分	補正後	補正前	1人当たり給与費	3,576円	3,323円	3,323円	

		事務員		技術員	
		学歴	年齢	学歴	年齢
初任給の状況	補正後	高校卒	95,900円	95,900円	95,900円
	補正前	大学卒	115,700円	115,700円	115,700円
	補正後	高校卒	89,700円	89,700円	89,700円
	補正前	大学卒	108,100円	108,100円	108,100円
区分		事務員		技術員	
平均給料月額及び 平均年令の状況	補正後	平均給料月額	16,836.8円	17,490.4円	
	補正前	平均年令	37歳	34歳	
昭和52年12月1日現在 等級別職員数の状況	補正後	平均給料月額	15,363.9円	16,074.2円	
	補正前	平均年令	37歳	34歳	
区分		事務員		技術員	
昭和52年12月1日現在 等級別職員数の状況		1等級	8人	1等級	2人
		2等級	1人	2等級	2人
		3等級	7人	3等級	24人
		4等級	10人	4等級	8人
		5等級	20人	5等級	17人
		1等級	8人	1等級	2人
昭和51年12月1日現在 等級別職員数の状況		2等級	1人	2等級	2人
		3等級	8人	3等級	24人
		4等級	11人	4等級	7人
		5等級	18人	5等級	18人

考

備

2. 給料及び手当等の増減額の明細

区分	増減額(千円)	増減額の増減事由 別内訳(印)	説明	備考
給 料	8,788	1.給料改定に伴り増加分	1 1.4 1.6	給与改定の状況 補正後 { 給与の改定率 7.0 % 給与改定実施時期 52年5月
		4.その他の増減分	△ 2.6 2.8	職員数の異動状況 (現に在職する)(その他) (計) 補正後 94人 0人 94人 補正前 98人 2人 95人 増減用 △1人 △2人 △1人 採用 2人 0人 2人 退職 0人 0人 0人
手 当 等	11,734	2.期末勤勉手当の 増減分	6.9 4.2	期末勤勉手当の支給率 補正後 { 支給期 6月 12月 3月 計 支給率 1.9 2.6 0.5 5.0
		3.その他の増減分	4.7 9.2	調整手当 手当 時間外勤務手当 管理職手当 住居手当

署 關 す る 聞 練 統 資

款項	事業年度	全体会計					前年度末までの支払義務発生額(見込額)	当該年度支払義務発生(見込額)	当該年度未支払義務発生額(見込額)	翌年度以降の支払義務発生予定額	歳費に対する進捗率	備考
		同	左	財源	内訳	その他の 預金・貯金 定期内部 留保資金						
	41	47,000	48,000	円	円	4,000	46,988	46,988	円	46,988	1.6%	過次繰越 67円
	42	118,000	107,000	円	円	6,000	42,142	42,142	円	42,142	1.8%	" 70,925円
	43	26,600	26,000	円	円	600	76,720	76,720	円	76,720	2.4%	" 20,805円
	44	110,000	109,000	円	円	1,000	129,780	129,780	円	129,780	4.1%	" 1,025円
	45	156,600	145,000	円	円	11,600	154,956	154,956	円	154,956	4.8%	" 2,669円
1.資本的支出	46	149,800	127,000	円	円	16,800	145,875	145,875	円	145,875	4.6%	" 794円
改良第8回	47	222,000	210,000	円	円	9,890	8,110	119,728	円	119,728	8.8%	" 104,071円
改修第8回	48	190,000	175,000	円	円	15,000	290,960	290,960	円	290,960	9.1%	" 3,111円
	49	8117,000	302,000	円	円	15,000	264,284	264,284	円	264,284	8.8%	" 55,827円
	50	483,000	336,000	円	円	37,000	469,995	469,995	円	469,995	14.7%	" 18,892円
	51	842,000	8115,000	円	円	27,000	793,918	793,918	円	793,918	24.9%	" 66,914円
	52	635,000	604,500	円	円	80,500			円	651,914	20.5%	
	計	3,167,000	2,859,500	円	円	24,890	202,610	1,741,168	円	651,914	3,187,000	100%

昭和 52 年度水道事業予定貸借対照表

(昭和 58 年 8 月 31 日)

(単位千円)

資産部	
資産	
1. 固定資産	
(1) 有形固定資産	
1. 土地	207,058
2. 建物	188,852
3. 構築物	20,399
4. 機械及び装置	168,453
5. 量水器	2,268,377
6. 車輛及び運搬具	37,330
7. その他	1,895,070
8. 機械減価償却引当金	3,733,070
9. 構築物減価償却引当金	11,941,0
10. その他	168,634
11. その他	283,044
12. その他	9,256,5
13. その他	31,556
14. その他	61,009
15. その他	13,122

車輌備品引却金
工具備品引却金
工具備品引却金
チ.建設販勘定

9,278

3,844

ト.工具器具及び備品
工具器具及び備品
工具備品引却金

28,856

12,752

11,104

有形固定資産合計
(2)無形固定資産

1.水利権
ハ.電話加入権

310

91

無形固定資産合計
(3)投資

401

1.投資有価証券
投資資合計

135

固定資産合計
2.流动資産
(1)現金預金
(2)未収金

5,244,896

3,209
83,289

(3) 保管有価証券
 (4) 貯蔵品
 流動資産合計
 資産合計

2,300
35,769

124,567
536,9463

負 債

部

3. 固定負債
 (1) 引当負債

12,196

4. 流動負債
 (1) 一時借入金
 (2) 前受り
 (3) 預り
 (4) 損益保有価証券

12,196

66,000
 19,043
 4,944
23,000

686,287
698,483

5. 資本
(1) 自己資本
(2) 借入資本

1. 企業資金
6. 剩余資金

(1) 資本
6. 剩余資金

1. 國庫補助金
口.府補助金
八. 事業負擔金
二. 負担金
水. 受贈財產評価額

資本
(2) 欠損金

1. 當年度未処理欠損金
繰越欠損金年度末残高

資本部

資

119,808

3,446,187

8,565,990

4,144,8

9,778

1,596,588

2,5500

3,4417

1,707,681

275,905

當年
損失
純合計
欠款
資金合計
剩資
本資
負債
資本合計

326,786

602,691

1.1.0 4,990
4,670,980
5,869,468

昭和52年度水道事業会計予算実施計画明細説明書

収益的収入及び支出

収
入

(単位千円)

款項	目	既決予定額	補正予定額	計	各項目明細		
					節	金額	備考
1. 水道事業収益		870409	80630	901039			
1. 営業収益		704209	26000	730809			
2. 受託事業収益		80000	6000	86000	受託工事収益	6000	受託工事収益追加
3. その他の営業収益		8500	20000	28500	材料売却収益	20000	材料売却収益追加
2. 営業外収益		165500	4630	170130			
2. 受取利息		2500	4630	7130	貸付金利息	4630	貸付金利息追加

支
出

(単位千円)

款項	目	既決予定額	補正予定額	計	各項目明細		
					節	金額	備考
1. 水道事業費用		1,140,242	87583	1,227,825			
1. 営業費用		862,567	87383	949,950			
1. 原水及び淨水費		450,459	51,053	501,512	給料	34,88	給料追加

			手 当 等	4,156	手当等追加
			法 定 福 利 費	59	法 定 福 利 費 追 加
			受 水 費	4,340	受 水 費 追 加
			給 料	1,958	給 料 追 加
2. 配水及び給水費	116,124	44,51	120575		
3. 受託工事費	30,000	6,000	3,600	2,861	手当等追加
			法 定 福 利 費	137	法 定 福 利 費 追 加
			請負工事費	3,500	請負工事費追加
			材 料 費	2,500	材 料 費 追 加
4. 業 務 費	1,00,153	2,157	1,02810	551	給 料 追 加
			手 当 等	1,860	手当等追加
			法 定 福 利 費 △	254	法 定 福 利 費 更 正 減
5. 組 保 費	76,653	3,722	8,0375	1,689	給 料 追 加
			手 当 等	1,980	手当等追加
			法 定 福 利 費	58	法 定 福 利 費 追 加
8. そ の 他 の 営 業 費 用	5,000	2,000	25,000	20,000	材料耗却原価 材料耗却原価追加
8. 特 別 損 失	100	200	300		
1. 過年損益修正 正損	100	200	300	200	過年損益修正損追加

資本的収入及支出
収 入

(単位千円)

款項	目	既決予定額	補正予定額	計	各項目明細		
					節	金額	備考
1. 資本の収入		6 625 00	△ 20,000	6 425 00			
2. 工事負担金		9 000 00	△ 20,000	7 0,000			
	1. 工事負担金	9 000 00	△ 20,000	7 0,000	工事負担金 △ 20,000	工事負担金更正減	

支
出

(单位千円)

款項	目	既決予定額	補正予定額	計	各節			備考
					金額	細目	明記	
1. 資本的支出		781269	△ 23,392	757,877				
1. 建設改良費		722,812	△ 23,392	699,420				
1. 事務費	19,000	6,000	25,000	給料	3,572	給料追加		
2. 振張工事費	566,000	△ 6,000	560,000	手当等	1,860	手当等追加		
3. 改良工事費	35,000	△ 39,39	310,611	法定福利費	568	法定福利費追加		
5. 光明台水道施設建設費	54,000	△ 19,453	34,547	請負工事費	1,400	請負工事費追加		
				用地費	△ 7400	用地費更正減		
				給料	△ 2,657	給料更正減		
				手当等	△ 760	手当等更正減		
				法定福利費	△ 522	法定福利費更正減		
				給料	242	給料追加		
				手当等	277	手当等追加		
				法定福利費	28	法定福利費追加		
				請負工事費	△ 1,000	請負工事費更正減		
				材料費	△ 1,000	材料費更正減		

- 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の説明を願います。
- 水道部長（田中稔君） それでは、ただいま上程されました「昭和5.2年度和泉市水道事業会計補正予算（第1号）」について、提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。

今回、補正いたしますのは、一般会計と同様、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて行う職員の給与費並びに府営水道及び泉北水道の受水料改定に伴う受水費の補正と、その他経費について、若干補正の必要が生じましたため補正せんといたすものでございます。

内容について申し上げますと、第2条は、収益的収入及び支出について補正するものであります。収入につきましては、第1項、営業収益におきまして、受託工事収益600万円、材料売却収益では、他会計への資金融通による貸付金利息463万円をそれぞれ追加するものであります。

以上の結果、補正後の水道事業収益は、9億103万9,000円と相なるものでございます。

一方、支出につきましては、第1項、営業費用におきまして、受水費4,340万円、職員給与費合計1,798万3,000円、受託工事収益及び材料売却収益追加に伴う請負工事費350万円、材料費250万円、材料売却原価2,000万円、合計8,738万3,000円を追加いたすものであります。

また第3項、特別損失では、過年度分の水道料金調定減等による過年度損益修正損20万円追加し、補正後の水道事業費用12億2,782万5,000円をいたす次第であります。

次に、第3条であります。予算第4条に定めた資本的収支について、収入面において、光明台団地開発のおくれ等による工事負担金2,000万円減額し、資本的収入を6億4,250万円をいたすものでございます。

また、支出面につきましても、工事負担金更正減に見合う工事費2,339万2,000円減額補正し、資本的支出を7億5,787万7,000円をいたすものでございます。

次に、第4条でございます。予算第7条に定めた各項の経費の流用できる金額の補正であります。今回の補正による受水費4,340万円を上積みし、原水及び浄水費8億2,655万8,000円を、3億6,995万8,000円に改めるものであります。

次に、第5条でございます。予算第8条に定めた職員給与費であります。今回の追加補正により職員給与費の額3億6,917万8,000円を、3億8,976万4,000円に改めるものでございます。

次に、第6条は、予算第9条に定めた棚卸資産の購入限度額2億1,890万8,000円を、今回の補正により2億3,140万8,000円に改めるものでございます。

以上が今回上程させていただきました水道事業会計補正予算の概要でございますが、これら

の詳細につきましては、18ページ以下に記載いたしておりますので、何とぞよろしく御審議
くださいまして、原案御可決くださいますようお願い申し上げます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 説明が終りました。

本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終ります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第67号を原案どおり可決決定いたします。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次に日程第6「昭和52年度和泉市病院事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第 68号

昭和52年度和泉市病院事業会計補正予算(第2号)

第1条 昭和52年度和泉市病院事業会計補正予算(第2号)は次に定めるところによる。

第2条 昭和52年度和泉市病院事業会計補正予算(以下「予算」という。)第2条第4号中、病院増改築事業費「88,3710千円」を「804,110千円」に改め、看護婦宿舎増設事業費「25,100千円」を加える。

第3条 予算第3条に定めた収益収入及び支出の予算額を次のとおり補正する。

(科 目) (既決予定額) (補正予定額) (計)

	入	出	入	出
第1款 病院事業収益	1,018,038千円	4,978,0千円	1,067,768千円	
第2項 医業外収益	5,3630千円	4,978,0千円	1,03,360千円	
第1款 病院事業費用	1,479,663千円	8,7912千円	1,517,575千円	
第1項 医業費用	1,274,717千円	3,7912千円	1,312,629千円	
第4条 予算第4条で定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。				
(科 目) (既決予定額) (補正予定額) (計)				
第1款 資本的収入	1,268,913千円	9,1310千円	1,360,223千円	

第1項 出 資 業 企 金 債 支
第2項 改 良 費 用 1.248,100千円
2,0813千円 38,410千円 52,900千円 1,301,000千円

支 出
△ 1,455,203千円 △ 54,500千円 1,400,703千円
△ 1,400,643千円 △ 54,500千円 1,346,143千円
第1項 建設改良費の限度額「1,248,100千円」を「1,301,000千円」に改める。

第5条 予算第5条中、起債の限度額「1,248,100千円」を「1,301,000千円」に改める。
第6条 予算第8条中、職員給与費「750,836千円」を「788,748千円」に改める。

(継続費)

第7条 継続費の総額及び年割額を次のとおり改める。

総額	年度	前年割額		総額	年度	年割額	側額
		年	割				
2,241,710	50年度	1,58,000	4%	50年度	50年度	1,58,000	4%
	51年度	1,20,000	4%	51年度	51年度	1,20,000	4%
	52年度	883,710	2,297,210	52年度	52年度	804,110	
				53年度	53年度	135,100	

2 繼続費の総額及び年割額を次のとおり加える。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
資本的支出	建設改良費	看護婦宿舎増設事業	202,100 円	52年度	25,100 円
				53年度	17,700 円

昭和52年12月20日提出

和泉市長 池田忠雄

昭和52年度和泉市病院事業会計補正予算実施計画
収益の収入及び支出

収入
（単位千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1.病院事業収益		1.0 1 8,0 3 8		4 9,7 3 0	1.0 6 7,7 6 8	
	2.医業外収益	5 3,6 3 0		4 9,7 3 0	1 0 3,3 6 0	
	2.他会計補助金	3 8,7 0 7		4 9,7 3 0	8 8,4 3 7	

支出
（単位千円）

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1.病院事業費用		1,4 7 9,6 6 3		3 7,9 1 2	1,5 1 7,5 7 5	
	1.医業費用	1,2 7 4,7 1 7		3 7,9 1 2	1,3 1 2,6 2 9	
	1.給与費	7 5 0,8 3 6		3 7,9 1 2	7 8 8,7 4 8	

資本的収入及び支出

収入

(単位千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 資本的収入		1.268.913	91.310	1.360.223		
	1. 出資金	20.813	38.410	59.223		
	1. 一般会計から の出資金	20.813	38.410	59.223		
	2. 企業債	1,248,100	52,900	1,301,000		
	1. 企業債	1,248,100	52,900	1,301,000		

(単位千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 資本的支出		1,455,203	△ 54,500	1,400,703		
	1. 建設改良費	1,400,643	△ 54,500	1,346,143		
	3. 業務費	883,710	△ 79,600	804,110		
	4. 看護事業費	0	25,100	25,100		

昭和52年度和泉市病院事業会計資金計画

区分	当年度予定額	区分	当年度予定額	当年度予定額	
				受入資金	支払資金
1. 医業収益	7,699,28	1. 医業費用	1,232,947		
2. 医業外資益	1,2464	2. 改良費	2,03,406		
3. 他会計補助金	2,0813	3. 設備費	2,247,010		
4. 企業補助金	3,8707	4. 企業償債金	1,4,080		
5. 国庫補助金	2,203,100	5. 看護婦宿舎割賦金	1,233		
6. 一時預り金	1,275	6. 特例償債金	4,0480		
7. 一時預り金	1,400,000	7. 一時借入金	8,00,000		
8. 一線預り金	1,26,615	8. 繰越預り金	5,3,513		
9. 別期預り金	9,000	9. 預り金	9,0,000		
10. 特別繰越預り金	4,0,480				
11. 前期差引	4,0,070				6,0,783 円

細 細 明 番

1. 総括

区分	分	給			金	手当	計	法定福利費	合計
		報酬	料	賞					
補正後	損益勘定 支弁勘定	2 3 4	8 6 2 7 7	3 5 1 6 8 2	2 1 0	8 1 0 4 4 8	6 9 8 6 1 7	9 0 1 8 1	7 8 7 4 8
補正前	損益勘定 支弁勘定	2 3 4	8 6 2 7 7	3 3 2 4 8 9	2 1 0	2 9 5 2 8 0	6 6 4 2 0 6	8 6 6 8 0	7 5 0 8 6
比 較		0	0	1 9 2 4 8	0	1 5 1 6 8	8 4 4 1 1	8 5 0 1	8 7 9 1 2
手当の内訳	調整手当		2 9 8 4 1	9		9 7 0 9	時間外勤務手当	1 3 2 7 7	
	扶養手当	6 1 6 4			4	1 3 6 3 9 2	宿直手当	2 9 2 9	
	管理職手当	1 3 6 4 1				8 8 2 4 6	夜間勤務手当	1 9 9 3	
	特殊勤務手当	4 9 1 0 8				4 0 8 9	兒童手当	6 0	
	退職給与金	5 0 0 0					合計	3 1 0 4 4 8	
一般職員1人当たり給与費の状況									
区分		1人当たり年間給与費							
補 正 後		3,797円							
補 正 前		3,610円							
初任給の状況									
区分		医療職(一) (医師)	医療職(二) (看護師)	医療職(三) (准看護師)	医療職(四) (看護師)	行政職(一) (事務員)	行政職(二) (事務員)	行政職(三) (労務員)	行政職(四) (労務員)
52年10月1日	高卒					10,220円	9,690円	85,000円	95,900円
現在	大卒	19,860円	11,680円	11,840円			11,570円	9,190円	~105,400円

52年1月1日	高卒				95.700	89.700	79.700 ~ 89.700
現在	大卒	180,800	109,000	110,600		108,100	86,000 ~ 98,500

平均給料月額及び平均年令の状況

区分	医療職(一) (医師)		医療職(二) (医療技術員)		医療職(三) (看護婦)		医療職(三) (准看護婦)		行政職員		行政職	
	平均給料 月額	現在	平均給料 月額	現在	平均給料 月額	現在	平均給料 月額	現在	平均給料 月額	現在	平均給料 月額	現在
52年10月1日	261,806 ¹⁴	155,991 ¹⁴	151,725 ¹⁴	126,689 ¹⁴	174,537 ¹⁴	140,326	円					
現在	87才4月	82才1月	86才2月	28才6月	35才6月	36才7月						
52年1月1日	258,979 ¹⁴	152,648 ¹⁴	161,061 ¹⁴	124,564 ¹⁴	173,678 ¹⁴	141,816	円					
現在	86才7月	81才4月	88才6月	29才0月	35才6月	40才6月						

等級別職員数の状況

区分	医療職(一) (医師)		医療職(二) (医療技術員)		医療職(三) (看護婦)		医療職(三) (准看護婦)		行政職員		行政職	
	等級	人	等級	人	等級	人	等級	人	等級	人	等級	人
特1	1	特1	2	特1	2	特1	1	1-甲	1	1-乙	1	2
1	5	1	2	1	4	1	1	2	1	1	2	
2	11	2	7	2	7	2	2	3	5	3	3	
3	2	3	7	3	17	3	22	4	5	4	9	
4	4	5	4	2	4	15	5	4	5	4	18	
計	19	計	28	計	32	計	37	計	19	計	27	
特1	1	特1	2	特1	2	特1	1	1-甲	1	1-乙	1	2
1	5	1	2	1	4	1	1	2	1	1	2	

考

備

52年1月1日現在	2	10	2	6	2	6	2	8	5	8	
	3	3	8	8	8	10	3	16	4	5	9
	4	4	4	4	4	4	4	20	6	8	16
計	19	計	28	計	22	計	36	計	18	計	25

2. 給料及び手当の増減額の明細

区 分			増 減 額	増減額の増減事由別内訳	説 明	備 考		
給 料	19,243	千円	19,243	給与改定に 伴なり増加 分	19,243	49	給与改定率 7.0%	
手 当	15,168	千円	12,575	期末勤労手 当の増減分	12,575	期未勤労手当の支給率 支給期 6月 12月 8月 計	支給率(月) 1.9 2.6 0.5 5.0	
	その他の増 減分		2,593	調整手当	1,581			
				扶養手当	467			
				管理職手当	225			
				住居手当	64			
				時間外勤務手当	256			
				計	2,593			

継続費に関する調査書

(単位千円)

款 項	事業名	全 体 計 画			前々年度未 までの支 払義務 発生額 (見込)	当該年度 未までの支 払義務 発生額 (見込)	翌年度以 降の支 払義務 発生(見込)額 予定額	継続費の額 に對する 進歩率	備 考
		年 度	年 割 額	企 業 債					
1.資本的 支 出	病 院 改 築 事 業	5 0	158,000	158,000	0	57,000			2.5 %
		5 1	1,200,000	1,200,000	0	838,900			通次線越 101,900
		5 2	804,110	804,100	10		1,706,210	1,706,210	1 7 . 4
		5 3	135,100	107,880	27,210				通次線越 902,100
		計	2,297,210	2,269,990	27,220	57,000	838,900	1,706,210	185,100
									1 0 0

款 項	事業名	全 体 計 画			前々年度未 までの支 払義務 発生額 (見込)	当該年度 未までの支 払義務 発生額 (見込)	翌年度以 降の支 払義務 発生(見込)額 予定額	継続費の額 に對する 進歩率	備 考
		年 度	年 割 額	企 業 債					
1.資本的 支 出	看 護 施 設 事 業	5 2	25,100	25,100	0		25,100	25,100	1 2 . 4 %
		5 3	177,000	168,900	8,100				
		計	202,100	194,000	8,100		25,100	25,100	177,000
									1 0 0

昭和5.2年度和泉市病院事業予定貸借対照表
(昭和5.3年3月31日現在)

資産		(単位 千円)	
資産の部			
1 固定資産			
1(1) 有形固定資産			
1 1 土地	1 5 0,9 9 6		
1 2 建物	2 4 0,4 1 5		
建物減価償却引当金	<u>5 5,6 2 1</u>		
1 3 構築物	2.8 4 8		
構築物減価償却金	<u>1.5 2 2</u>		
1 4 車輌	3,3 3 0		
車輌減価償却引当金	<u>1,1 1 3</u>		
1 5 器械及備品	5 6 1,1 1 1		
器械備品減価償却金	<u>3 1,0 5 2</u>		
1 6 建設仮勘定	<u>5 3 0,0 5 9</u>		
	<u>2,1 7 7,9 1 7</u>		
有形固定資産合計	3,0 4 7,3 0 9		

(2) 投資資本
1 長期資產
2 固定資產

1 3 8
9.4 9 9
—————

9.6 3 7
—————
8.0 5 6.9 4 6

(1) 現金
(2) 未貯
(3) 前払
(4) 流動資產

預金
収蔵品
払込
流動資產

金
金
金
金

資本
合計
資本
合計
資本
合計
資本
合計

6 0 7 8 3
2 5 9.4 1 8
1 5.4 9 6
—————

7 6 7

3 3 6.4 6 4
8.3 9 3 4 1 0
—————

資本
合計
負債
合計

8 固定負債
(1) 特例
(2) その他固定負債

- 2 4 2.9 6 0
1 6.6 3 3
—————

負債
合計
負債
合計
負債
合計
負債
合計

資本
合計
負債
合計

3 3 6.4 6 4
8.3 9 3 4 1 0
—————

2 5 9,5 9 3

4 固定流动負債合計
 (1) 一時借入金
 (2) 未払資金
 (3) その他流动負債

1.400,000
 6 5,5 8 3

1 予 納	1,2 6 3
2 預り金	6,6 1 5
3 預り金(共済基金)	<u>3,1 0 0</u>

その他流动負債合計

流动負債合計
 流動負債合計

1,4 7 6,5 6 1

1,7 3 6,1 5 4

部

○

資

本

部

5 資本自已入出資
 (1) 借入資本
 (2) 債業資本

2 6 1,6 5 1

2,8 4 5,7 5 1

3,107,802

資 本 金 合 計

利 潤 余 金

(1) 資 本 利 潤 余 金

1 府 極 助 余 金

(2) 利 益 余 金

(當 年 度 純 損 失)

當 年 度 未 處 理 欠 捐 金

利 潤 余 金 合 計

資 本 合 計

資 本 合 計

1,118

△1,451,164

△1,450,046

1,657,256

3,893,410

昭和52年度和泉市病院事業会計補正予算説明書
収益的収入及び支出

収

(単位千円)

款項	目	既決予定額	補正予定額	計	各節	金額	明細	備考
1.病院事業収益		1,018,088	4,973,0	1,067,768				
2.医業外収益		58,680	49,780	108,360				
2.他会計補助金		38,707	4,9780	88,437				
				他会計補助金	4,9780	—般会計からの補助金追加		4,9780

支

(単位千円)

款項	目	既決予定額	補正予定額	計	各節	金額	明細	備考
1.病院事業費用		1,479,663	87,912	1,517,575				
1.医業費用		1,274,717	37,912	1,312,629				

1給与費	750,886	87,912	788,748	(給料)	19,248		
				医師給 看護婦給 准看護師給 醫療技術員給 事務員給 勞務員給	3,854 3,556 3,568 2,804 2,560 2,906		
				(手当)	15,168		
				医師給 看護婦給 准看護師給 醫療技術員給 事務員給 勞務員給	2,975 2,681 2,877 2,219 2,100 2,616		
				法定福利費	3,501	健康保險負擔金追加 互助会補給金追加 其濟組合負擔金追加 計	1,198 1,077 12,811 8,501

資 本 的 収 入 及 び 支 出

入 収

(単位千円)

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計		備	細	明	各
				節	金額				
1.資 本 的 収 入		1,268,918	913,10	1,360,228					
1.出 資 金		20,813	8 8410	59223					
1.一般会計から の出資金		20,813	8 8410	59223					
						一般会計から の出資金		8 8410	一般会計からの出資金追加
									8 8410
2.企 業 債		1,248,100	52900	1,301000					
1.企 業 債		1,248,100	52,900	1,301,000					
						企 業 債	52,900	建設工事費 設計監理費	51,700 1,200
								計	52,900

支出
支

(单位千円)

款項	目	既決予定額	補正予定額	計	各項目明細	
					節	金額
1.資本的支出		1,465,208	△ 54,500	1,400,708		
1.建設改良費		1,400,643	△ 54,500	1,346,143		
3.病院増改築事業費		883,710	△ 79,600	804,110		
					工事請負費	△ 808,000 建築工事費更正減 808,000
					委託料	12,000 計委託料 12,000
4.看護婦宿泊料		0	25,100	25,100		
5.事業費					工事請負費	23,900 建築工事費 23,900
					委託料	12,000 計委託料 12,000

- 議長（柳瀬美樹君） 理事者説明。
- 病院事務局長（平野誠蔵君） ただいま御上程されました議案第68号「昭和52年度和泉病院事業会計補正予算（第2号）」につきまして御説明申し上げます。

病院の増設新館は、予定どおり去る12月12日オープンいたしまして、新館を主力に医業活動を進めております。今後、診療スタッフを段階的に充足いたしまして、内容の充実向上を目指してなお懸命に取り組んでまいる所存でございます。議会の御支援に対しまして、厚く御礼申し上げ、御報告申し上げます。

新館の竣工に引き続きまして、既存の本館改造工事並びに看護婦宿舎増設工事を、一連の今期病院整備計画としているところでございますけれども、このほど、改造並びに看護婦宿舎ともに起債対象事業として採択されまして、昭和52年度分起債額が決定し、財源見通しが得られましたので、2カ年継続で事業を進めたく、職員の給与改定費とともに補正予算案を御提出申し上げた次第でございます。

補正予算の第2条は、主要建設改良事業中、病院増改築事業費8億8,371万円を、7,960万円更正減額し8億4,111万円に改め、新たに看護婦宿舎増設事業費2,510万円を追加いたすものであります。増改築事業費の減額は、改造事業費を整理いたしまして、53年度への継続とするためであり、後ほど、資本的支出ないし継続費の事項でご説明申し上げます。

第3条は、収益的収支の補正で、収益で一般会計補助金4,973万円。費用では、職員の給与改定費3,791万2,000円のそれぞれ追加でございます。

今回の新館増築に伴いまして病床数は、従来の102床から新館で201床、改造整備後の本館で102床、合計303床となりまして、183床に対しまして、大阪府から8,418万円の補助。また、従来1床当たり6,700円ありました公立病院に対する府補助金が、52年度1床当たり10万円に引き上げられたのに伴います増額分396万円。これらを合わせまして8,814万円が市を経由して助成されることになりました。収益的収入で4,973万円、次条の資本的収入で8,841万円を受け入れ措置したものでございます。

給与費の追加は、人事院勧告に準ずる職員の給与改定費で、現在職員数は、167名でございます。

第4条は、資本的収支の補正でございます。既決予算の建設改良費中に改造事業費として、当初概算額1億4,500万円を計上いたしておりましたが、起債計画の見通しが得られましたので、増改築事業費の洗い直しを行い、改良事業費総額2億230万円、52年度は起債決定額6,540万円、残余1億3,690万円は、53年度予定と整理いたしました。

また、新たに看護婦宿舎増設事業費は総額2億210万円。52年度は起債決定額2,510

万円。残余1億7,700万円を53年度に予定し、これらを整理いたしまして、本年度建設改良費を5,450万円更正減額いたしました。

資本的収入につきましては、出資金として8,841万円。企業債5,290万円の追加でございまして、52年度増改築事業並びに看護婦宿舎増設事業は、全額起債で賄うべく措置したものであります。

第5条は、起債の限度額を5,290万円追加し、13億100万円に改め、また第6条は、流用について、議会の議決を必要とする職員の給与費の額を3,791万2,000円追加いたしました、7億8,874万8,000円に改めるもので、いずれも予算補正に関連する改正であります。

第7条は、継続費の変更及び追加設定であります。先ほど、資本的支出の項で御説明申し上げましたごとく、改造事業並びに看護婦宿舎増設事業が52、53両年度継続事業として起債計画が採択されまして、52年度起債額が決定されましたのに伴い、増改築事業費は、継続費総額22億4,171万円を5,550万円増額し、22億9,721万円とし、年割額は、52年度8億8,371万円を7,960万円減額し、8億411万円に改め、53年度に1億8,510万円を追加。また、看護婦宿舎増設事業といたしまして総額2億210万円、52年度2,510万円、53年度1億7,700万円の年割額をもって、2カ年度継続事業として進めたく存ずるものでございます。

本館の改造並びに看護婦宿舎増設の両事業とも、予算の御決定をいただき次第、早急に基本設計を煮詰め実施設計に移りまして、新年早期に着工といたしたい存念でありますが、基本計画といたしましては、本館で延べ床面積3,546m²のうち、西端の旧電気ボイラー、機械、旧厨房等の平屋部分324m²を看護婦宿舎増設用地に充てるべく取り壊し、残存の3,221m²中、1,460m²について改造工事を行い、極力現状の再利用を方針といたしながら、冷暖房空調設備の更新、防火区画、自動火災報知機、その他防災設備の整備、各室内間仕切り、天井の不燃化、内装設備の更新、一部用途変更に伴う間仕切り区画改造並びに特に老朽化のはなはだしい西棟の排水設備の改修、各室内ペンキ塗装等を施行いたしまして、病床102床のほか、整形外科外来診療室、理学療法室、救急外来手術室及び医局、管理事務室等を配置する計画であります。

また、新看護婦宿舎は本館西棟に接続し、鉄筋コンクリート造り地上5階建て、建築面積345m²、延べ床面積1,450m²の規模構造で、28室、定員56人の居室のほか、教養娯楽、作法、浴室、管理事務室等を配置する計画であります。

財政多難の厳しい条件、背景下でありますが、新館増築と関連いたしました本館の改造、看

護婦確保対策上の宿舎増設等、いずれも一連の関連いたします緊急に必要な整備事業でございますので、速やかにこれを達成いたしまして、全館フル稼動によりまして、医業の充実向上と合わせ、経営の改善、安定に向けて邁進いたしたい念願でございます。何とぞよろしく御審議賜りまして、本補正予算案を可決御決定くださいますようお願い申し上げまして、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

○ 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御意議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御意議ないものと認め、議案第68号を原案どおり可決決定いたします。

○ 議長（柳瀬美樹君） 次に、日程第7「昭和52年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案 第66号

昭和52年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）

昭和52年度和泉市の公共用地先行取得事業特別会計（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ44,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 74,500 千円とする。

2. 岁入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

昭和52年12月20日 提出

和泉市長 池田忠雄

第 1 表 歳入歳出予算の補正

(単位千円)

1. 歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 市 債		3 0,0 0 0	4 4,5 0 0	7 4,5 0 0
	1. 市 債	3 0,0 0 0	4 4,5 0 0	7 4,5 0 0
	歳 入 合 計	3 0,0 0 0	4 4,5 0 0	7 4,5 0 0

2. 歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 公共用地先行 取得事業費		3 0,0 0 0	4 4,5 0 0	7 4,5 0 0
	1. 公共用地先行 取得事業費	3 0,0 0 0	4 4,5 0 0	7 4,5 0 0
	歳 入 合 計	3 0,0 0 0	4 4,5 0 0	7 4,5 0 0

第2表 地方債の補正

起債の目的	正 前				正 次				後			
	限 度 領額	利 率	起債②法	方 法	限 度 領額	利 率	起債の法	方 法	償還期間	償還方法	資本区分	其他の
公共用地先行取得事業	30,000	10.0	普通貸 借又は 証券發 行	年 % 以内	年 % 以内	左記の条件 の範囲内に おいて借入 等元金均等 又は当初発 行額の3% 以上半額 償還	年 % 以内	左記の条件 の範囲内に おいて借入 等元金均等 又は当初発 行額の3% 以上半額 償還	年 % 以内	年 % 以内	左記の条件 の範囲内に おいて借入 等元金均等 又は当初発 行額の3% 以上半額 償還	左記の条件 の範囲内に おいて借入 等元金均等 又は当初発 行額の3% 以上半額 償還

公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書

科 目	補正前の額 千円	補 正 領 額 千円	計 千円	節 区 分 金 領 額 千円		説 明
				千円	千円	
① 市 債	3 0,0 0 0	4 4,5 0 0	7 4,5 0 0			
(1) 市 債	3 0,0 0 0	4 4,5 0 0	7 4,5 0 0			
1. 市 債	3 0,0 0 0	4 4,5 0 0	7 4,5 0 0	1. 都市計画事業費 1. 事 業 費	4 4,5 0 0	都市計画事業費 追加
歳 入 合 計	3 0,0 0 0	4 4,5 0 0	7 4,5 0 0			

2歳出

科	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説明
					国府支出金	地方債	その他の債	一般財源	
①	公共用地 先行取得 事業費	30.000	44.500	74.500					
(1)	公共用地 先行取得 事業費	30.000	44.500	74.500					
1.	公共用地 先行取得 事業費	30.000	44.500	74.500					公有財 17 產購入 費
	歳出合計	30.000	44.500	74.500					44.500

- 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の説明を願います。
- 財務部長（宇沢清君） それでは、ただいま御上程をいただきました「昭和52年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）」について御説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、公園用地買収費の追加でございまして、歳入歳出予算額にそれぞれ4,450万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,450万円と定めるものでございます。

また、地方債の限度額の変更は、「第2表、地方債補正」とおりでございます。

以上が、昭和52年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）の内容でございます。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり可決御決定賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 2番（天堀博君） もう少し説明を十分してほしいという要望です。用地購入費追加ということですが、具体的にどこで、どういうものという説明をいただきたい。ちょっと不親切じゃないかと思います。

- 議長（柳瀬美樹君） 答弁。

- 建設部次長（森保君） お答え申し上げます。

黒鳥山公園でございまして、現在の展望台の西側になります。面積については、2,260m²を買収したい計画で。追加の4,450万円は、1,350m²の買収費でございます。よろしくお願ひいたします。

- 議長（柳瀬美樹君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お詫びいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第6・6号を原案どおり可決決定いたします。

-
- 議長（柳瀬美樹君） 次に、日程第8「青少年野球場・陸上グラウンドの新增設を要望する請願」を議題といたします。

請願を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

青少年野球・陸上グラウンドの新增設を要望する請願

紹介議員

和泉市議会議員	藤原利一	㊞
同	山口義一	㊞
同	天堀博	㊞
同	赤坂和見	㊞
同	三井正光	㊞
同	竹内修一	㊞
同	富山敏治	㊞

私たち勤労青少年が余暇にスポーツ、特に野球に青春の血と熱をもやし、身心の健全な高揚に思ふ存分情熱をこめております。市内に今百数余の地域単位あるいは諸団体でのチームが構成されており、現存の市民球場を中心に春・秋のシーズンには懸命にグラウンドを確保しながら細々とゲームを展開している現状であります。しかし、日曜日ともなれば早朝4時ないし5時より空地探し、グラウンド確保に走り回りスポーツのフェア精神でゆづり合い、協力し合い涙ぐましい努力をしている現状であります。

何とぞ現状ご賢察賜わりまして、以下私共の願いを議会にお取りあげ頂き、ご審議の上ご配慮いただきますようお願い申し上げます。

1. 第2市民球場の新設を信太山丘陵又は、光明池地域、あるいは国、府、市の遊休地に建設してください。
2. 現在の市民球場の整備と観覧席の設置をご配慮下さい。

昭和52年12月20日

代表者 和泉市王子町91

松尾孝明 ㊞

和泉市議会議長

以下 1,068 名

柳瀬美樹殿

- 議長（柳瀬美樹君） 紹介議員の趣旨説明を願います。
- 13番（赤阪和見君） ただいま局長より朗読していただいたとおりであります。青少年が健康にして明るく、伸び伸びと成長することは、社会、親の願いとするところであります。ひいては、これから市の人材となることは間違いないと確信するものです。

そこで近隣各市、岸和田11カ所、泉大津市、高石各2、3カ所に比べ、本市は1カ所とは余りにも少ないと感じます。未来を担う青少年の願いを実現させてやろうとする親心で、何とぞ青少年野球場、陸上グラウンドの新增設の本請願を、皆様方の御協力により採択くださいますよう、心からお願ひ申し上げます。

- 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件につきましては、十分な調査研究が必要と思いますので、所管の委員会に付託し、閉会後も審査を賜りたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、本件を厚生文教委員会に付託することに決します。委員の皆さんにはまことに御苦労でございますが、よろしくお願ひいたします。

-
- 議長（柳瀬美樹君） 次に、日程第9『「学校災害補償法」の成立を要望する決議』を議題といたします。

決議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

決議第7号

「学校災害補償法」の成立を要望する決議

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条の規定により提出します。

昭和52年12月20日

和泉市議会議員

横	田	憲治郎
富	山	敏治
寺	田	茂
田	中	包治
仁	井	明
坂	上	國治
橋	本	行
三	佳	井
金	正	光
		勝
		沢

「学校災害補償法」の成立を要望する決議

近年、学校における児童・生徒の災害が多発し、災害を受けた子ども及びその家庭の生活は破壊され、このまま放置できない深刻な社会問題となっています。

その災害件数は、死亡・廃疾・負傷・疾病等、年間百万件をこえるとさえいわれ、交通戦争による一般の事故死傷者数約62万4千件をもはるかに上まわり、年々増加の傾向にあります。

これに対して政府は、学校災害を補償する義務があるにもかかわらずそれを怠り、学校安全会の救済制度に頼っています。学校安全会は、件数の増加と給付額の増大のため、わずか16年間で20円が300円となり、15倍にも及ぶ掛金の値上げとなっており、父母負担は増大の一途をたどっています。

更にこの救済制度では補償が不十分であるため、幾多の訴訟事件が発生し、教育現場における子どもと教職員相互の信頼に亀裂を生じ、解決しなければならない教育上の大問題となっています。

子どもたちが安心して教育を受けられるよう次の項目について、国に対し強く要望するものです。

1. 国及び学校設置者負担による「学校災害補償制度」をつくること。
1. この制度の補償は当面、義務教育諸学校・幼稚園・保育所・高等学校及び、高等専門学校の児童・生徒とすること。
1. この制度の給付にあたっては、医療手当・傷病手当・廃疾年金及び一時金・死亡一時金と葬祭料とすること。
1. この制度は、教育活動の特殊性をふまえて、過去・無過失を問わず補償すること。
1. この制度の補償を公正・民主的に運営するための措置を講ずること。
1. 災害防止のため、学校の安全に必要な条件整備を早急に確立すること。

以上、決議する。

昭和52年12月20日

和泉市議会

- 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の説明を願います。
- 17番（富山敏治君） 紹介議員を代表いたしまして、提案理由の説明を申し上げます。
ただいま局長が朗読のとおりでございます。満場一致御決議をお願い申し上げ、提案の理由の説明といたします。
- 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本件を原案どおり決議することに御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
御異議ないものと認め、決議第7号を原案どおり決議することに決します。

-
- 議長（柳瀬美樹君） 次に、日程第10「教科書の有償化に反対する決議」を議題といたします。

決議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

決議第8号

教科書の有償化に反対する決議

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条の規定により提出します。

昭和52年12月20日

和泉市議会議員

横田	憲治郎
富山	敏治
寺田	茂
田中	包治
仁井	明治
坂橋	國治
三上	行
金井	佳光
沢	正勝

教科書の有償化に反対する決議

去る10月28日、政府大蔵省は、昭和53年度より小・中学校の教科書を有償にすると発表しました。

憲法第26条は、「義務教育はこれを無償とする」と高らかにうたっており、本来、政府は義務教育に要するいっさいの費用を負担すべきであり、無償化を促進すべき責任をもっています。これは教育基本法第10条でも明白あります。

今日、不況・インフレの進行は、国民の生活をいっそう苦しいものとしており、文部省の調査でも、教育の父母負担は年々増大し、苦しい家計を圧迫しています。

今回の大蔵省の態度は、憲法・教育基本法を無視した暴挙であり、「義務教育無償」の原則から大きく逆行させるものです。

しかも、財政難を理由に有償化を打ち出しながら、当市議会において反対決議された主任制度化のための主任手当制度化を強行し、多額の財源を支出しようとしていることです。

今回、大蔵省の態度に対して、全国で61に及ぶ地方議会が反対の決議をあげています。

当市議会も、教科書の有償化に強く反対するものであり、以上決議するものである。

昭和52年12月20日

和泉市議会

- 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の説明を願います。
- 15番（横田憲治郎君） 本件につきましては、大蔵省の教育基本法あるいは憲法を無視した有償化への検討あるいは53年度へ向けての一連の動きに対して、当市議会といたしましても、かって無償の決議を上げております。主任制度についても、反対の決議をいたしております。

それにのっとり、いまや53年度に向けて、義務教育の教科書の有償化を断固阻止する意味で決議をお願いするわけでございます。何とぞ全員一致の御賛同をいただき、決議いただきま
すようお願ひいたします。

- 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり決議することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、決議第8号を原案どおり決議することに決します。

-
- 議長（柳瀬美樹君） 次に、日程第11「母子家庭の医療費無料化の実現を要望する決議」を議題といたします。

決議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

決議第9号

母子家庭の医療費無料化の実現を要望する決議

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条の規定により提出する。

昭和52年12月20日

和泉市議会議員

横田憲治郎
橋本佳行
仁井明
富山敏治
三井正光
勝部喜枝
金沢勝

母子家庭の医療費無料化の実現を要望する決議

長びく不況と物価高で、生活の深刻化は筆舌につくせません。とくに母子家庭の生活は不安のどん底におとしいれられているといつても過言ではありません。

社会的・経済的・精神的に極めて不安定な状況におかれている母子家庭に、この施策がどれ程切実で緊急を要するものであるか、今や多くの人達が認めているところです。

すでに当市議会には、昭和50年3月に請願が出されております。ぜひ福祉対策の一環として1日も早くあたたかい手がさしのべられるよう府に対し強く要望するものです。

昭和52年12月20日

和泉市議会

- 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の説明を願います。
 - 22番（勝部津喜枝君） ただいま朗読していただきましたとおりの内容です。ぜひ皆様方の温かい御協力をよろしくお願い申し上げます。
 - 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本件を原案どおり決議することに御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
御異議ないものと認め、決議第9号を原案どおり決議することに決します。
-

- 議長（柳瀬美樹君） 次に、日程第12「公団住宅の家賃いっせい値上げ反対・高家賃引き下げ、住宅政策の抜本的改善を求める決議」を議題といたします。
決議案を朗読させます。
(市会事務局長朗読)

決議第10号

公団住宅の家賃いっせい直上げ反対・高家賃引き下げ
住宅政策の抜本的改善を求める決議

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条の規定により提出します。

昭和52年12月20日提出

和泉市議会議員

竹上仁三	内代井井沢上山	一松明光	修卯	見行	之正	勝治	治	茂二
金坂富橋赤木	本阪下田	國敏佳和	甲憲	子郎	和枝	喜	枝	博
横寺直勝	田村部堀辺	静津喜	秀夫					
天池								

公団住宅の家賃いっせい値上げ反対・高家賃引き下げ住宅政策の抜本的改善を求める決議

日本住宅公団は現在3万5千戸におよぶ入り手のない団地をつくり世論の批判を受けています。

これは「遠い」「高い」「狭い」という事に原因するものであり、公的住宅建設の基本的理念を放棄した結果であることは明らかです。

ところが、これらの批判を逆用して、新旧家賃の不均衡を是正する、と対して打ち出された新家賃制度の導入計画は実際には、既設団地の家賃をいっせいに大巾に値上げしようとするものであることが明らかとなってきました。加えて定期的見直しによって値上げルールを制度化する企みは、公営、公社、民間の全ての住宅の高家賃化に道を開くものであります。長びく不況インフレのもと住民生活に重大な影響を与える家賃値上げによる打開策でなく、今こそ政府ならびに日本住宅公団は住宅政策を抜本的に改善されるよう切に望むものであります。

以上、決議する。

昭和52年12月20日

和泉市議会

- 議長（柳瀬美樹君） 提案理由の説明を願います。
- 25番（竹内修一君） ただいまの御趣旨に御賛同を賜りたくお願ひするわけでございます。このたびの家賃値上げの対象は、47年度以前に入居した者が対象になっております。鶴山台で申しますと、賃貸住宅が3,130戸でございますが、マイナス420戸の2,710戸が対象でございます。住宅組織の連合自治会におきましたところ、2,710戸の夫婦2人以上の5,285名の署名要望が集まり、すでに12月16日、建設大臣並びに住宅公団総裁に送達、受領証を受け取っておりますので、よろしく切なる住民要望として御同意いただくようお願ひいたします。
- 議長（柳瀬美樹君） 本件について質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本件を原案どおり決議するに御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、決議第10号を原案どおり決議することに決します。

-
- 議長（柳瀬美樹君） 以上をもちまして、本定例会に付議されました議案審議が全部終了いたしました。よって、昭和52年第4回定例会を閉会いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
 - 御異議ないものと認め、昭和52年第4回定例会を閉会いたします。
この際、市長のあいさつを許可します。
(市長あいさつ)
 - 市長（池田忠雄君） 一言、御礼のごあいさつを申し上げます。
去る20日に第4回定例会をお願い申し上げ、多数の重要議案を御提案いたしましたところ、議員皆様方には、年末何かとお忙しい折にもかかわりませず、連日にわたり慎重御審議を賜り、御可決、御承認をいただきましたことを衷心より厚く御礼を申し上げる次第でございます。
なお、昭和51年度決算認定につきましては、特別委員会に御審議を願うことになりました。委員の皆さん方には御苦労様に存じますが、よろしくお願ひ申し上げたいと存じます。
本議会を通じ議員皆様方より御指摘をいただきました諸事項、御意見、御要望に対してましては十分これを尊重し、市政運営に遺憾なきを期してまいる所存でございます。議員皆様方におかげましても、市政運営に今後なお一層の御支援、御協力を寄せ賜りますようお願い申し上げます。

いよいよ本年もあと数日となり、寒さも一段と加わってまいります。皆様方にはくれぐれも

御自愛くださいまして、昭和53年のいいお年をお迎えくださいますようお祈りし、はなはだ簡単ではございますが、閉会に当たっての御礼のごあいさつといたします。どうもありがとうございます。

(議長あいさつ)

○ 議長(柳瀬美樹君) 一言、御礼のごあいさつを申し上げます。

4日間にわたる本年最後の定例会も、本日をもちまして閉会の運びに至りましたことを、議長としてここに厚く御礼を申し上げます。

本定例会を通じて、一般質問並びに提出議案について種々御熱心に、しかも慎重審議を煩わし、また、議事運営には格段の御協力をいただきまして、おかげをもってすべての議案が可決され、円滑に終了できましたことを、ここに改めて議員各位の御支援に対し、衷心より深く御礼を申し上げます。

理事者におかれましては、本議会を通じて、種々御指摘のあった事項については十分意見を尊重され、鋭意検討の上、即実行に移されて赤字財政の健全化実現に全力を傾注せられんことを特に希望いたす次第でございます。先般より、各議員さんから3月議会に向けての厳しい御意見等があったと思います。それらを肝に銘じて執行されるよう、くれぐれも申し添えておきます。

最後に、議員皆様方の御健康でよいお年をお迎えくださることをお祈り申し上げまして、私の御礼を兼ね、心を込めての閉会の言葉といたします。長時間どうもありがとうございました。

(午後4時53分閉会)

会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

和泉市議会議長

"副議長

"署名議員

"署名議員

"署名議員